

婦人労働調査資料 第5号

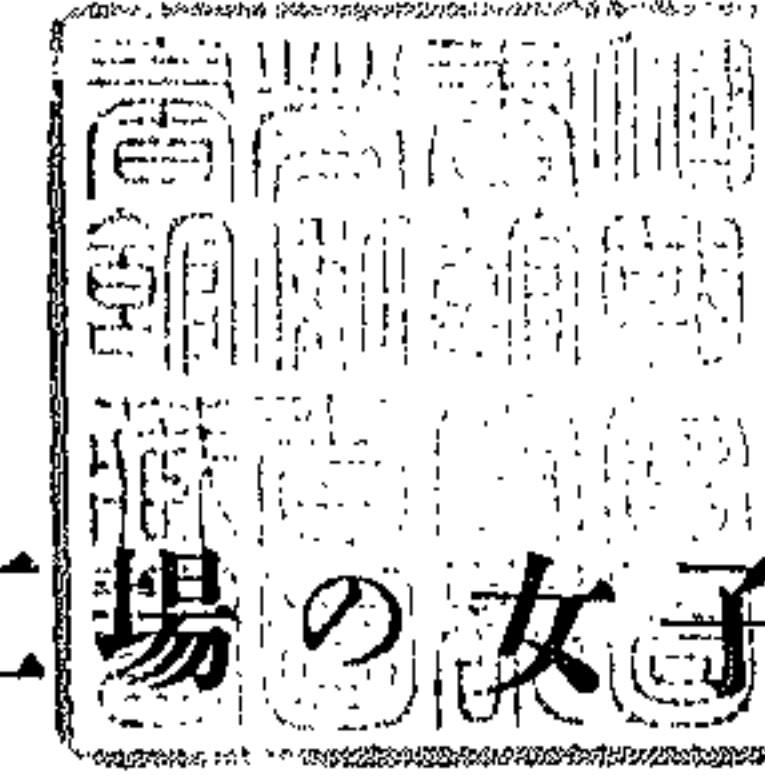
製糸工場の女子労働者

—— 実態調査結果報告 ——

婦人少年局

366.4

4/a

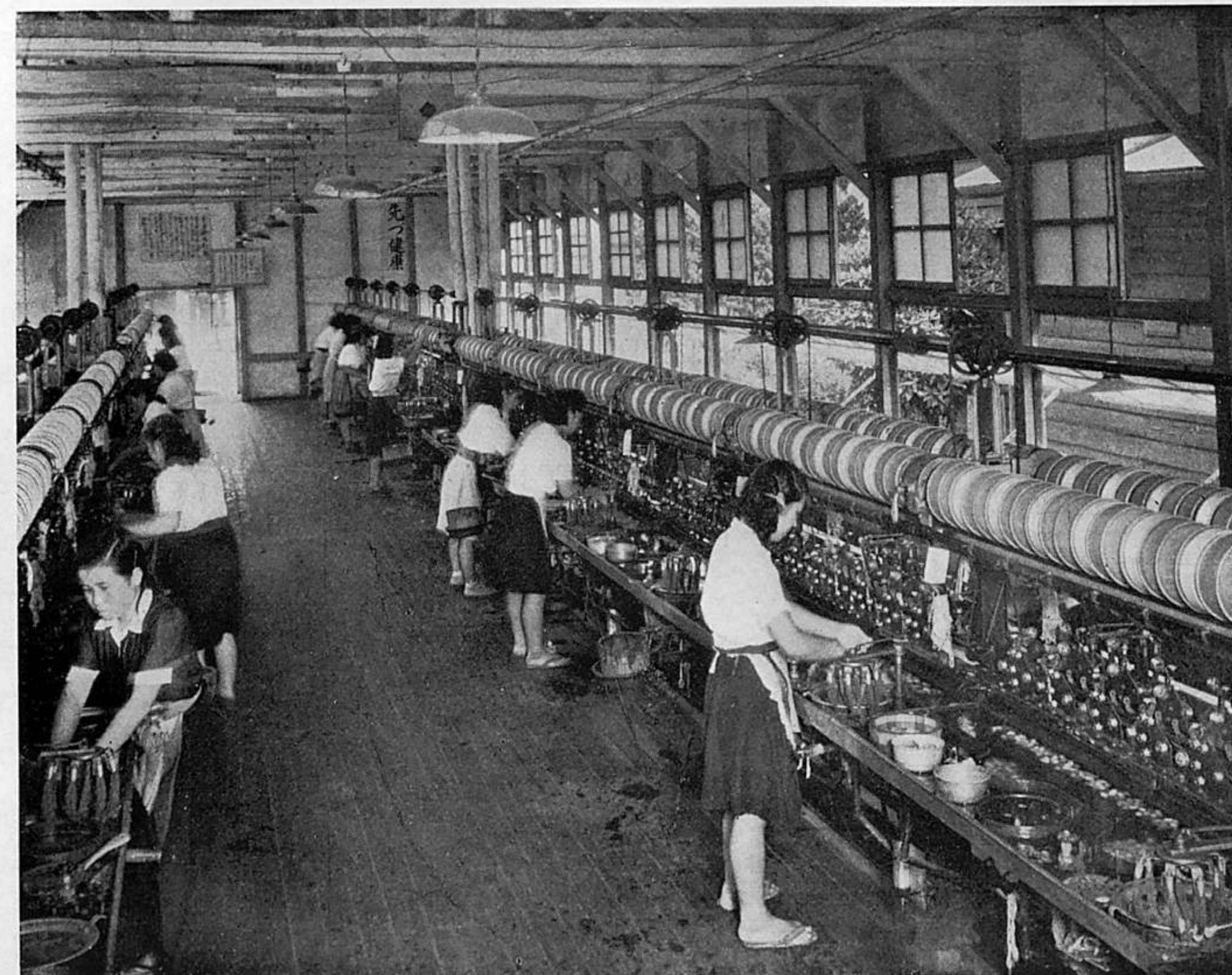


製糸工場の女子労働者

— 実態調査結果報告 —

養糸工場の図と花の園

— 実地調査結果報告 —



場所作業の糸繰



は し が き

1872 年（明治 5 年）富岡製糸所が開かれてこのかた、機械化された製糸業は、日本の輸出工業の命の綱であり、しかもそれが農村の女子労働の犠牲によつて発展してきたところに、複雑で深刻な問題がはらまれていました。それは封建的な習慣と貧しさをそのまま留めた農村のおくれを利用し、農民のさく取の上に栄えてきた点で、日本資本主義の特殊な姿を代表しているともいえましょう。

1916 年始めて工場法が施行され、半世紀に近い無制限なさく取に一應終始符がうたれ、労働時間の制限や寄宿舍についての規則なども定められました。農村から前借年期奉公の形で募集され、有名な『女工哀史』的労働と生活をしいられた女子労働者の運命は、人道的見地からよりも、軍國主義的國家の利害得失の上からさえ、すてておけないほど、重大なものがあつたからでした。彼女たちは一部資本家を富ませた。しかし農村には結核をもたらし、壯丁の健康をむしろむその影響が要路の人々を驚かせたのも大きな要因でした。

1920 年第一次大戦の直後世界的なデモクラシーの波に洗われた日本でも、大衆的な組合活動が發展しましたが、従業員の大部分が年のいかない少女で、農村からの一時的出稼人であり、高い塀で世間から隔てられた寄宿舍のなか、雇主の監督のもとにくらしていた製糸女子労働者は、組織不可能の要素と見られていました。

それから 30 年、敗戦後にできた労働基準法その他の法律によつて、女としても、労働者としても製糸女工の地位は著しく改善され組合も組織されました。その人権は守られ、労働時間は短くなり寄宿舍の自治が進められています。しかし日本農村のおくれは、農村からの出稼人であるかの女たちの上に、その賃金や生活の上に相かわらず重いカセの作用をしており、これが労働階級全体の利害に対して重圧を加え、その解放を妨げているのです。

製糸女工の実状はわが國の農業と工業との双方にまたがる労働者の、そして婦人の問題として、社会的にも経済的にも極めて重要な意義をもっております。1947 年 9 月、婦人少年局が労働省の中にできるとまもなく、婦人労働課員によつてこの実態調査の計画がたてられ、慎重な準備の上で実行されましたが、いまその結果をご報告できる所まで参りました。この調査に当り、GHQ 労働課のミス・スタンダー、ミス・スミス、ミス・ゴスの諸氏が、まだ仕事に慣れない後進國の姉妹に対し、その豊かな専門的知識と経験とを傾けて、手をとるように懇ろに協力して下さつたことに対し厚くお礼を申し上げます。

1950 年 9 月 婦人少年局長 山川 菊栄

内 容 目 次

序論	頁
Ⅰ 我國製糸業の女子労働者の変遷	9
Ⅱ 調査の目的、対象及び方法	10
Ⅲ 調査結果の概要	10
各論	
第一部 製糸工場の女子労働力	14
第一章 製糸業労働力中にしめる女子の位置	14
Ⅰ 男女労働力の割合	14
Ⅱ 女子の仕事	14
Ⅲ 寄宿及通勤労働者	16
第二章 製糸女子労働者の特性	17
Ⅰ 製糸女子労働者の年齢	17
Ⅱ " の勤続年数	20
Ⅲ " の学歴	21
Ⅳ " の前歴	21
イ、入社前の動靜	21
ロ、前職の有無と轉職回数	21
ハ、前職あるものの職種	22
Ⅶ 製糸女子労働者の配偶関係	22
第三章 製糸女子労働者の給源	23
Ⅰ 製糸女子労働力の給源	23
イ、家の職業	23
ロ、就業の動機	23
Ⅱ 製糸女子労働者の募集	24
イ、募集の方法	24
ロ、工場選択の理由	25
ハ、募集地域	25
ニ、出身地	26
第二部 製糸女子労働者の労働條件	28
第一章 製糸女子労働者の職制	28

第二章 製糸女子労働者の賃金	頁 29
Ⅰ 製糸女子労働者の現金給与額	29
イ、1人1日当り現金給与額	29
ロ、製糸業と一般産業の女子の賃金比較	30
ハ、製糸女子労働者賃金水準の戦前比較	30
ニ、製糸女子労働者の年齢別現金給与額	31
ホ、 " の勤続年数別現金給与額	32
ヘ、 " の職種別平均現金給与額	33
Ⅱ 製糸女子労働者の現金以外の給与	34
イ、寄宿労働者に対する経営者負担額	35
ロ、その他の現物支給	36
Ⅲ 製糸工場の賃金制度	36
イ、賃金の支拂	36
ロ、賃金体系概況	37
ハ、基本給の決定基準	38
ニ、能率給制度	39
(1) 製糸工能率給の決定方法	39
(2) " " の賃金中にしめる割合	43
第三章 製糸工場の女子の労働時間	44
Ⅰ 労働時間	44
Ⅱ 休憩時間	45
Ⅲ 労働日数	46
Ⅳ 休 暇	46
イ、年次休暇	46
ロ、生理休暇	46
(1) 規 定	46
(2) 請求状況	48
(3) 女子労働者は生理のため休むか	48
(4) 生理休暇に関する女子労働者の意見	49
ハ、妊娠、出産、育児に関する休業	51
(1) 規 定	51
(2) 請求状況	52
ニ、その他の一般的休暇	52

第三部 製糸工場の女子労働者のための諸施設	頁 53
第一章 医療施設	53
Ⅰ 医療施設の形態と規模	53
イ、概 要	53
ロ、医療関係従業員	53
ハ、医療設備	54
Ⅱ 健康診断	57
第二章 生活施設	58
Ⅰ 便 所 設 備	58
イ、便 所 数	58
ロ、設 備 様 式	58
ハ、床	58
ニ、手 洗 設 備	58
Ⅱ 入 浴 設 備	59
Ⅲ 食 事 施 設	59
イ、食堂及び炊事場	59
ロ、食 事	59
第三章 製糸工場の厚生福利施設	61
Ⅰ 体 育 施 設	61
Ⅱ 娯 楽 施 設	64
Ⅲ 教 育 施 設	63
第四部 製糸工場の女子寄宿舎	64
第一章 寄宿舎の施設	64
Ⅰ、設 置 場 所	64
Ⅱ、收容能力と現在員	65
Ⅲ、寝 室	65
Ⅳ、便 所	65
Ⅴ、洗面所、洗濯場、物干場等	65
Ⅵ、面会室及び外來者の宿泊設備	66
第二章 日 常 生 活	67
Ⅰ、起床、就寝時間	67
Ⅱ、外出、外泊	67

第 三 章 寄 宿 舎 の 自 治	頁 68
Ⅰ 経営者側の寄宿舍の管理	68
イ、寄宿舍係	68
ロ、寄宿舍規則の制定年度及び経緯	68
Ⅱ 自 治 制 度	68
イ、自治制度の実施年度	68
ロ、自治組織と運営	68
1. 総会、自治委員会	68
2. 自治委員会と寮長及び室長との関係	69
3. 自治の役員の選出方法及び任務	69
イ) 室長 ロ) 自治委員 ハ) 寮長、自治委員長	70
ニ) 自治組織の活動状況	70
ホ) 自治制度実施に関する自治委員の意見	70
第 五 部 製 糸 工 場 の 労 働 組 合	72
第 一 章 労 働 組 合 の 組 織 状 況	72
Ⅰ 結 成	72
Ⅱ 労 働 協 約	72
Ⅲ 組 合 員	73
イ、組合員の範囲	74
ロ、組合加入の脱退方法	74
Ⅳ 組 合 の 機 関	75
イ、決 議 機 関	75
(1) 最高決議機関(2) その他の決議機関	75
ロ、執 行 機 関	76
ハ、苦情処理機関	77
ニ、婦人対策機関	77
Ⅴ 組 合 の 役 員	77
イ、組合役員の種類と選出方法、任期	77
(1) 組 合 長、副組合長	78
(2) 書 記 長	78
(3) 執 行 委 員	78
(4) その他の委員	78
ロ、性別役員数	78
(1) 役員の選出率と男女の割合	78

(2) 種類別男女別役員数	頁 79
Ⅶ 組 合 費	80
第 二 章 労 働 組 合 の 活 動 状 況	81
Ⅰ 総 会	81
Ⅱ 組合の経済的活動	81
Ⅲ “ ” の文化的活動	82
Ⅳ 労 働 教 育	82

統 計 表 目 次

第 1 表 製糸工場別男女別労働者数	頁 14
第 2 表 製糸工場男女別職種別労働者数	15
第 3 表 製糸工場別男女別通勤寄宿別労働者数	17
表 4 第 製糸工場年齢別女子労働者数	18
第 5 表 全産業年齢別女子労働者分布	18
第 6 表 製糸工場別女子労働者平均年齢	19
第 7 表 製糸工場別職種別女子労働者平均年齢	19
第 8 表 製糸工場勤続年数別女子労働者分布	19
第 9 表 東京労働婦人の勤続年数	20
第 10 表 学歴年数別女子労働者数	21
第 11 表 東京労働婦人の学歴	21
第 12 表 紡績工場女子労働者の学歴	21
第 13 表 入社前何をしていたか	21
第 14 表 製糸工場女子労働者の轉回数	22
第 15 表 轉職回数	22
第 16 表 前職あるものの職種	22
第 17 表 未婚既婚別職種別女子労働者数	22
第 18 表 東京労働婦人の配偶関係	23
第 19 表 女子労働者の家の職業	23
第 20 表 紡績女子労働者の家庭の主たる職業	23
第 21 表 何故あなたは働きに出ることにしたのですか	24
第 22 表 あなたは給料を大体どんな風に使いますか	24
第 23 表 誰の世話でこの工場に就職しましたか	25
第 24 表 何故この工場に入ることにしたのですか	25

第 25 表—A 関東製糸工場の女子労働者募集地域	26
第 25 表—B 製糸女子労働者の先住地	27
第 26 表 異 動 率	27
第 27 表 製糸工場別男女別職員工員別労働者数	28
第 28 表 製糸工場女子労働者給与日額分布	30
第 29 表 製糸業と他産業の女子労働者の賃金比較	30
第 30 表 戦前の製糸女子労働者の賃金水準	30
第 31 表 製糸工場女子労働者平均給与額(日額及月額)	31
第 32 表 製糸女子労働者勤続年数別平均給与日額	32
第 33 表 製糸工場女子労働者年齢別平均給与日額	33
第 34 表 製糸工場別経営者負担の寄宿労働者 1 人当り平均経費月額	34
第 35 表 製糸工場別女子労働者 1 人当り 1 月推定給与総額	35
第 36 表 工場別賃金体系概況	37
第 37 表 製糸工場工員の基本給の決定基準	38
第 38 表 製糸工場工員の基本給決定基準の組合せ	38
第 39 表 R 工場工員基本給額表(日額)	39
第 40 表 繰糸工能率給額の決定基礎	40
第 41 表 繰糸工の賃金中にしめる能率給の割合	44
第 42 表 製糸工場日労働時間別、労働者数及び平均労働時間数	45
第 43 表 労働日数別労働者数	46
第 44 表 先月生理のため幾日休みましたか	49
第 45 表 生理のために休んだ日数	49
第 46 表 生理休暇は必要と思いますか	50
第 47 表 生理休暇は何故必要ですか	51
第 48 表 製糸工場女子労働者の妊娠、出産育児に関する休業等の実状	52
第 49 表—A 製糸工場医療施設の形態	53
第 49 表—B 医師でない衛生管理者数	54
第 50 表 製糸工場の病室	55
第 51 表 製糸工場の医療設備	55
第 52 表 製糸工場の健康診断	57
第 53 表 製糸工場別採用時健康診断実施状況	56
第 54 表—A 製糸工場別定期健康診断実施状況	57
第 54 表—B 製糸工場の疾病	58
第 55 表 製糸工場の便所設備数	58
第 56 表—A 製糸工場の体育施設の種類	61

第 56 表—B 製糸工場の娯楽施設	62
第 57 表 寄宿舎の位置等	64
第 58 表 寄宿舎の現在員と収容可能性	64
第 59 表 便所の数と使用可能性	66
第 60 表 寄宿舎の洗面所数	67
第 61 表—A 製糸工場寄宿舎の起床時刻	67
第 61 表—B 製糸工場寄宿舎の就寝時刻	67
第 62 表 寄宿舎の睡眠時間	67
第 63 表 外出の手続	67
第 64 表 外泊の手続	67
第 65 表 経営者側の寄宿舎系の職務内容	68
第 66 表 寄宿舎規則制定年度	68
第 67 表 自治制度実施年度	68
第 68 表 最近の自治大会開催年度	69
第 69 表 自治組織の中核機関	69
第 70 表 自治委員と寮長室長の関係	69
第 71 表 自治委員長の選出方法	70
第 72 表 関東製糸工場の労働組合結成年度	72
第 73 表 労働組合結成年度	72
第 74 表 組合長副組合長の選出方法	78
第 75 表 書記長の選出方法	78
第 76 表 執行委員の選出方法	78
第 77 表 委員の選出方法	78
第 78 表 製糸工場別男女別組合員数及組合役員数	79
第 79 表 製糸工場別男女別種別組合役員数	80
第 80 表 製糸工場労働組合 1 人当り組合費	81
第 81 表 全国労働組合 1 人当り組合費	81
第 82 表 製糸工場組合費の決定方法	81
第 83 表 製糸工場労働組合の最近の組合総会開催期日	81
第 84 表 製糸工場労働組合の文化活動の内容	82

統計図表

第 1 図	製糸業及び紡織工業女子労働者数の変遷	11
第 2 図	紡績工場年齢別女子労働者累積分布図	18
第 3 図	製糸工場年齢別女子労働者累積分布図	18
第 4 図	製糸工場職種別女子労働者平均年齢	19
第 5 図	製糸、紡績工場の女子労働者勤続年数別累積分布	20
第 6 図	製糸工場に於ける男女別職員工員別割合	20
第 7 図	製糸工場女子労働者給与日額別累積分布図	20
第 8 図	年齢別平均給与日額	31
第 9 図	製糸業、機械器具工業、製造工業女子労働者年齢別平均給与月額	32
第 10 図	勤続年数別平均給与日額	33
第 11 図	職種別平均給与日額	33
第 12 図	製糸工場別女子労働者 1 人当り推定 1 月給与総額	34

附録

I	統計表	2
II	関東製糸工場就業規則及賃金規則例	9
III	関東製糸工場寄宿舍規則及自治会規約例	43
IV	関東製糸工場労働組合規約例	65
V	調査票	75
VI	英文抄訳	90

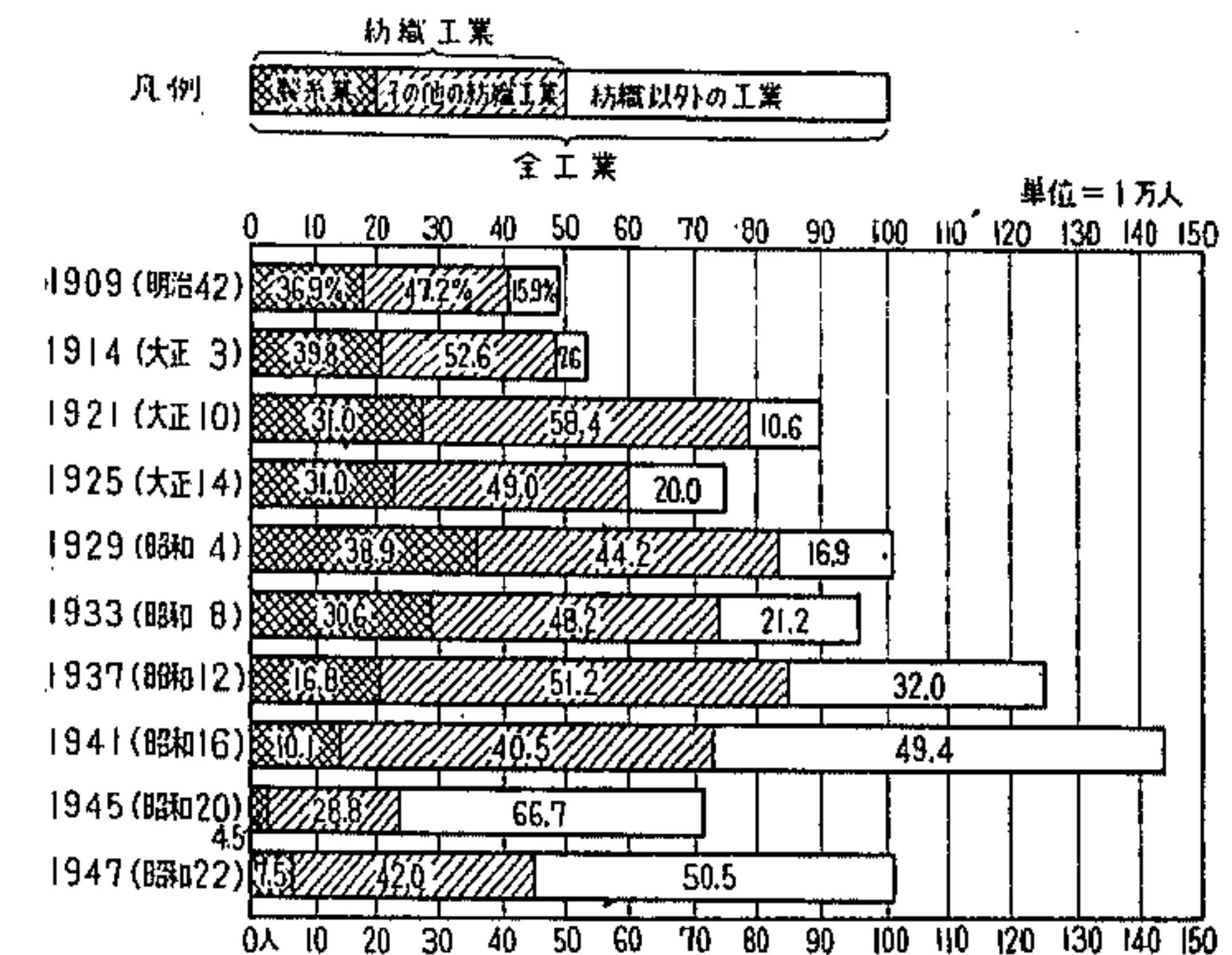
序 論

I 我國製糸業の女子労働力の変遷

製糸は周知の様に大多数が女子労働者でしめられており、戦前戦後を通じて最も多くの女子労働力を吸収してきた職場の一つである。

今、製糸業が最も盛になつた明治末期からその女子労働力の動きを一瞥してみよう。第 1 図は

第 1 図 製糸業及び紡織工業女子労働者数の変遷



註 1) 通商産業省工業統計表による
2) 図中の数字は全工業を 100 とし当率にて算出

1909年から第二次世界大戦の前後を通じて製糸業の女子労働者数が如何に発展し、轉換し、又、復興しつつあるかを紡織工業及び全工業との關聯において示したものである。

1929 年 (昭和 4 年) には紡織工業女子労働者は約 80 万人、(全工業の約 80%) 製糸業はその半数近い 37 万人を数えた。それが支那事変爆發 (1937 年—昭和 12 年) を境として著しい減少をはじめ。終戦の 1945 年 (昭和 20 年) には紡織工業 24 万、製糸業は僅か 3 万の女子労働者を有するにすぎない。この様に第二次世界大戦をけいきとして女子労働者は大巾に減少したが、一方、戦争による女子労働者の重工業への吸収によつて、全工業中の製糸業、紡織工業女子労働者の割合は著しく縮小された。戦後 8 年目の 1947 年にも製糸業女子労働者はまだ 1941 年 (昭和 16 年) の約半数にすぎず、その最盛期の 2 割にみえないのである。

調査当時、1949 年 2 月現在、製糸協会所属工場の女子労働者数は 72,122 人である。その後、1949 年に入り、單一爲替レートの設定、輸出補給金の徹廃、外國市場の購買力の減退等の關係で不況となつた製糸業は、1950 年 5 月現在、女子労働者は 49,587 人となり、この 1 年間に約 2 万人の減少を示した。

Ⅱ 調査の目的、対象及び方法

戦後、新たに復興した製糸工場に働いている女子労働者の現状を、労働力、労働条件、寄宿舍、労働組合活動等各方面から総合的に調査することがこの調査の目的である。

この調査は関東地方一都6県の常備労働者50人以上の機械製糸工場66中、企業形態及び規模別に抽出した20工場を対象とした。その在籍労働者数は男991、女5,861計6,852人である。

調査方法は、婦人少年局職員が各工場を訪問し、(1)面接、(2)観察、(3)事業場の帳簿からの転記、(4)労働者自身の質問書への回答記入等の方法で1949年1月から2月にわたって実施した。調査票は次の5種からなり、その各々の調査方法及び期日はかつこ内に記入した通りである。(附録、調査票参照)

No. I 事業場調査票(主として経営者との面接及び観察による。大休調査当日。)

No. II 女子労働者個人別調査票(賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、等事業場の帳簿から転記する。1948年11月現在、1月、12月は賃金、人員に特殊なものがあるので特に11月までさかのぼった女子労働者5,370人)

No. III 女子労働者個人別質問票(労働者自身の記入による。調査当日現在。女子労働者4,814人。)

No. IV 女子寄宿舍調査票(経営者及び寄宿舍自治会役員、寄宿女子労働者に面接。調査当日。)

No. V 労働組合調査票(労働組合長その他の役員、婦人部長等と面接による。調査当日。)

Ⅲ 調査結果の概要

調査の結果は大略次の通りである。

第一部 製糸工場の女子労働力

1. 製糸工場の労働力の83%は女子であり、工場によつて大差ない。
2. 女子労働者の82%が工場の附属寄宿舍に在るが、男子は49.9%にすぎない。20工場中全く通勤が1工場ある。又、通勤、寄宿者の割合は工場によつて相当開きがある。
3. 職種は、全労働者の86.3%が工場内で働いており、その大部分(全体の64%)は繰糸工である。男女別に職種が相当はつきりと分化しており、繰糸、再繰は全部女子である。女子は工場関係93.3%、工場以外6.7%であるが、男子は工場44.0%、工場以外56%である。男子は事務29.4%が最も多く、機械工、ボイラーマンは男子の独専的な仕事である。
4. 女子労働者の約40%は年少労働者である。平均年齢は19才である。
5. 女子労働者の勤続年数は3年未満最も多く、一般の女子労働者に比べると短かい方ではない。
6. 女子労働者は家庭から初めて工場に入つたものが多い。
7. 女子労働者は既婚者は稀で、扶養家族を持つものは非常に少ない。
8. 女子労働者は農家出身が約60%をしめ最も多い。
9. 女子労働者の労働は自分の生活を支えと同時に、家計を補助する意味を持つている場合が多い。

10. 女子労働者の募集は主として工場の所在地及び隣接縣である。

11. 募集方法は縁故募集及び許可を受けた募集人によるものが多く、直接職業安定所によるものは比較的少ない。

第二部 製糸工場の女子の労働条件

1. 女子労働者は大部分が工員である。
2. 1948年11月の製糸女子労働者の現金給与額は女子の工業平均より低く、その率は戦前と大して変化していない。
3. 製糸女子労働者の現金給与額は年齢が上る程、一般の賃金水準より相対的に低くなる。
4. 製糸女子労働者の賃金は勤続10年以上になつて初任給の1.5倍程度である。
5. 製糸工場では繰糸工の賃金比較的低く、教婦、寮母、看護婦などが比較的高い。
6. 経営者が寄宿女子労働者のために負担する額は食費補助も含めて平均510円である。併し、これを含めてもその賃金水準はなお一般より低い。
7. 賞与は多く現物給与である。
8. 工員は日給制で、遅刻早退は時間割で差引かれる。
9. 製糸工場ではどの工場でも能率給を採用し、ことに繰糸工にたいしては厳密な成績の検査をし、複雑な能率給を実施している。
10. 当時は工場に交代制をとつていたところはなかつた。実働8時間、拘束9時間が普通である。
11. 比較的労働時間の長い職種は、教婦、栄養士、寮母、炊事婦などであり、直接工は比較的短い。
12. 休憩時間は昼食を午前、午後の3回に分けて、1日大体1時間である。
13. 公休日は週休である。
14. 女子労働者の出勤率は92%で11月の労働日数は平均は23.4日である。
15. 生理休暇の規定は具体的でなく、実際の手続は男子の職場責任者に届るものが多い。
16. 生理休暇は無給が多い。有給の工場以外は大部分は日数に限定がないが、ある所は2乃至3日である。
17. 生理休暇の請求は月—2—3%で、実際に生理のために休むものは、この率を超えている。
18. 女子労働者自身は生理休暇を必要であると云う者が多く、その理由としては、身体的な苦痛が多い。
19. 産前、産後の休業については大体労働基準法の規定にそつた定めをしているところ多く、無給が多い。
20. 妊娠中の軽易業務轉換及び育児時間に関する規定のある事業所は、大体労働基準法と同一のものが多い。
21. 妊娠、出産、育児の該当者は非常に少なく、従つて、産前産後の休業、育児時間の請求をするものも稀である。

第三部 製糸工場の労働者のための施設

1. 製糸工場の医療施設は大休、診療室、病室二、三を備え、専属看護婦、定期的に來診する嘱託

医と云う小規模の診療所の形態をもつ。

2. 医師でない衛生管理者数は調査工場の半数近くが最低基準以下である。
3. 看護婦は平均1人、1人で受持つ労働者数は300人乃至400人が最も多い。
4. 医療用品、薬品とも普通以下のものが半数ある。
5. 健康診断は採用時はよく実施されているが、備入れた労働者に対する健康診断は十分でないところが多い。
6. 製糸工場の主な疾病はトラコーマ、脚氣、結核、水虫、結膜炎などである。
7. 便所数は十分であるが、概して不潔であり、殊に手洗設備は十分でない。
8. 浴室は他の施設に比して良好である。
9. 食事は献立が単調で、当時の町村の一般成人の食事より低劣である。殊に動物性蛋白質が少い。
10. 体育施設としては、ピンポンが最も一般的であり、バレーこれにつぐ。
11. 純粋な娯楽施設と云うべきものは殆んどない。
12. 教育施設は、裁縫、生花などが主で、定時制高等学校はあまりない。

第 四 部 製糸工場の女子寄宿舎

1. 製糸工場の女子寄宿舎は工場と同一敷地内にあるが、別棟で一階又は二階である。
2. 調査当時、労働基準法の最低基準を超えて労働者を収容していた寄宿舎は19中5である。
3. 寢室（居室共用）は15畳が最も普通であり、すべて畳数である。照明は15畳に60ソットのはだか電球一つと云うのが一般的であり、十分でない。暖房は多くは湯たんぽを使っている。以上の点から、労働者の居室としてはその設備は十分でない。
4. 便所数は大体不足でないが、手洗は流水式の所は半数しかない。全く設備のない所もある。
5. 洗面所数は十分である。専用洗濯場を設備しているところは半数、物干は大体ある。
6. 起床は5時30分乃至6時30分、就寝は9時から10時頃である。
7. 外出はどの寄宿舎も自由であるが、外泊については経営者側で多少干渉しているところが半数ある。通信は全く自由である。
8. 経営者側の寄宿舎係が寮生の生活指導も併せ行っているところが19中5寄宿舎である。
9. 自治制度は1948年に実施されたところが最も多い。
10. 自治組織の運営は自治委員会又は自治委員会と室長会議だけで行っているところが大部分である。
11. 自治の役員は、實際上、寮長及び室長が構成しているところが多い。
12. 自治組織の役員は、寮長の場合は全員無記名投票が半数、室長は室単位に投票するところが多い。
13. 自治大会を1年以上も開かないところが相当多い。最近の大会には大部分出席しているが発言はふるわない。
14. 自治組織の活動はあまりみるべきものがない。
15. 自治制度実施後は、生活が明るくなつた、清潔になつた、各自責任をもつようになつたなど改

善されたと云っている自治委員が多いが、反面、統制がみだれるなど云っているところもある。

第 五 部 製糸工場の労働組合

1. 20中1工場以外はすでに組合を結成していたが、その大部分は、1946年に結成している。
2. 労働協約を締結しているのは約半数である。
3. 組合員に工場長、部課長も包含しているところも相当あつた。結成率は女子は大部分が組合員である。
4. 婦人対策機関を持つものは半数にみたない。その目的は女子の労働教育であるが実際は余り活動していない。
5. 組合長、副組合長、執行委員の選挙は間接選挙のところが多い。
6. 女子の組合の役員は、一般組合員の多い割に少い。
7. 組合費は一般よりも低い。
8. 労働組合の活動は、むしろ文化方面に重きがおかれている。

これらの結果を戦前に比較してみると、その労働事情は相当に改善されてきていることが、ここに見られるであろう。殊に、労働基準法の施行により、労働時間は大体8時間以内に短縮され、寄宿労働者に対する経営者側の干渉が少くなり、労働組合が結成されて女子も役員となつてこの活動に参加するなど往年の製糸工場を知る者には驚くべき進歩の跡が見られる。併しながら、一方では女子労働者の賃金の相対的な低さ、繰糸工の複雑な能率給制度、寄宿舎及び保健施設の不備などなお遺憾な点も少くない。調査当時から既に一年有余を経過した今日、その労働事情は又相当変つてきていると思われる。併し、なお女子の職場として重要な一部門をしめる製糸業の女子の労働条件、労働環境などが今後如何変化していくかは私共が大きな関心をよせているところである。

各 論

第 一 部

製糸工場の女子労働力

第 一 章 製糸業労働力中にしめる女子の位置

— 男女労働力構成—製糸工場の女子の仕事及び通勤労働者—

I 男女労働力の割合

第 1 表 製糸工場別男女別労働者数¹⁾

1949 年 1 月 婦人少年局調

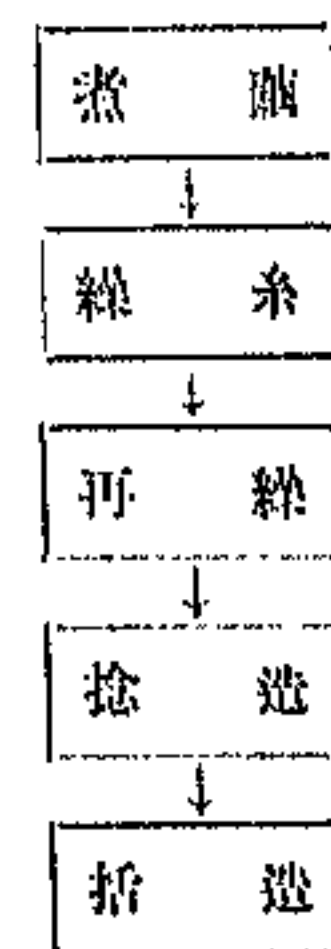
性 別 工場別	実 数			%		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	6,852	991	5,861	100	14.5	85.5
A	368	60	308	100	16.3	83.7
B	157	35	122	100	22.3	77.7
C	303	52	251	100	17.2	82.8
D	321	58	263	100	18.1	81.9
E	267	54	213	100	20.2	79.8
F	307	38	269	100	12.4	87.6
G	538	62	476	100	11.5	88.5
H	364	54	310	100	14.8	85.2
I	140	20	120	100	14.3	85.7
J	310	52	258	100	16.8	83.2
K	419	54	365	100	12.9	87.1
L	717	90	627	100	12.6	87.4
M	366	37	329	100	10.1	89.9
N	388	59	329	100	15.2	84.8
O	99	11	88	100	11.1	88.9
P	424	61	363	100	14.4	85.6
Q	347	49	298	100	14.1	85.9
R	382	58	324	100	15.2	84.8
S	287	35	252	100	12.2	87.8
T	348	52	296	100	14.9	85.1

註 1) 関東の規模 50 人以上の 20 製糸工場における 1949 年 1 月の最終の賃金支拂における在籍労働者数である。

て直接生産に従事するものは女子労働者の 90% をしめている。男子は工場内では機械保全、ボーラー、保全工、管理的な業務など副次的な仕事に従事しており、同時に事務所、自動車運転手、守衛など工場以外の仕事に従事しているものが多い。

調査した 20 工場の労働者中、女子のしめる割合は第 1 表の通りである。最高 89%、最低 77% で、大体 80% 内外である。同時期 (1949 年 1 月) に製糸協会が全国製糸工場 300 について調査した結果も略同様で、女子は 85% である。

製糸工場の作業工程略図



II 製糸工場の女子の仕事

製糸工場では男女の仕事はかなり明瞭に分れている。製糸工場で生産の中心をなすものは繰糸工と揚返工であるが、これは女子の独占的な職種である。繰糸工、揚返工もふくめ

第 2 表 製糸工場男女別職種別¹⁾ 労働者数

1948 年 11 月 婦人少年局調

男 女 別 職 種 別		実 数			総数中女の割合%	男女別総数に対する職種別割合%		
		総 数	男	女		総 数	男	女
総 数		6,786	966	5,820	85.8	100	100	100
工 場	総 数	5,854	425	5,429	92.7	86.3	44.0	93.3
	倉 庫 係	27	24	3	11.1	0.4	2.5	0.1
	煮 繭 工	117	8	109	92.3	1.7	0.8	1.9
	配 繭 工	98	27	71	92.4	1.4	2.8	1.2
	繰 糸 工	97	57	40	41.1	1.4	5.8	0.7
	繰 糸 工	4,333	-	4,333	100	63.9	-	74.4
	拵 返 工	33	-	33	100	0.5	-	0.6
	揚 返 工	406	-	406	100	6.0	-	7.0
	ボ イ ン 卷	6	1	5	83.3	0.1	0.1	0.1
	セ リ プ レ ン 係	22	4	18	81.8	0.3	0.4	0.3
	織 度、糸 採取	19	1	18	94.7	0.3	0.1	0.3
	仕 上 工	238	36	202	84.9	3.5	3.7	3.5
	教 師 婦 係	126	-	126	100	1.9	-	2.1
	副 機 械 工	140	89	51	39.4	2.1	9.2	0.9
	ボ イ ラ ー	82	82	-	-	1.2	8.5	-
場 以 外	織 布 工	91	91	-	-	1.3	9.5	-
	未 配 置 養 成 工	12	5	7	58.3	0.2	0.5	0.1
	7	-	7	100	0.1	-	0.1	
	総 数	932	541	391	42.0	13.7	56.0	6.7
	事 務 系 統	418	284	134	32.1	6.2	29.4	2.3
	タ イ ピ ス ト	6	-	6	100	0.1	-	0.1
	交 換 手	6	-	6	100	0.1	-	0.1
	榮 養 士	3	1	2	66.7	0	0.1	0
	炊 事 婦	143	25	118	82.5	2.1	2.6	2.0
	醫 師	12	11	1	8.3	0.2	1.1	0
	看護婦及保健婦	20	-	20	100	0.3	-	0.4
	寮 母	19	2	17	89.5	0.3	0.2	0.3
	守 衛	62	60	2	3.2	0.9	6.2	0
	雑 役	200	120	80	40.0	2.9	12.5	1.4
	運 轉 手	34	34	-	-	0.5	3.5	-
養 蚕 指 導 員	2	2	-	-	0	0.2	-	
教 師	7	2	5	-	0.1	0.2	0.1	

註 1) 労働者数は 1948 年 11 月末日の在籍者であるから第 1 表—第 4 表における数と差がある。

次に、代表的な一工場を例にとつて、製糸工場の主な工程と男女の配置を示してみる。

D 工場の工程と男女の配置

1949 年 2 月現在

(1) 倉庫係	男 3	(繭の保管)
(2) 撰 繭	男 1 (主任) 女 7	(不良繭を撰ぶ)
(3) 煮繭係	男 1 (主任) 3 (工員)、女 4 (工員)	(繭を煮る)
(4) 配繭係	男 3	(煮た繭を配る)
(5) 繰糸係	女 156	(繭から糸をとる)
(6) 教 婦	女 5	(繰糸場返の指導)
(7) 揚返係 (再繰)	女 21	(繭からとつた糸をまき返す)
(8) ボビンまき	女 1	(検査)
(9) セリブレン係		
(10) 繰度糸採取		
(11) 総編み	女 5	(光沢により分ける)
(12) 検査工		
(13) 捻造り		
(14) 糸量係り	女 1	(荷造り)
(15) 仕訳工	女 2	
(16) 括造工		
(17) 副蚕係	男 1 (主任)、3 (工員)、女 1 (工員)	(蚕の処理)

男子はこれ等の他にボイラー、機械の保全等に働いている。他の工場でも、男子の仕事の配置は大同小異である。

第 2 表には、調査した 20 工場の男女別職種別の人数を示した。

製糸工場で女子が男子と同じ仕事をしているところは、煮繭と配繭副蚕である。併し工場によつては、煮繭場でも男子は湯の温度、バルブの調節、あげ子 (煮上つた繭を桶にあげる仕事) をしており、女子は煮繭機に入れる繭の目方を量つていると云うように、仕事は男女で分化しているところもある。

Ⅲ 寄宿及び通勤労働者

調査した 20 工場の中 1 工場を除いた総てが事業附設の寄宿舎をもつていた。各工場の寄宿労働者と通勤者の割合は第 4 表の通りである。大体女子労働者の 80% 以上が寄宿しているが、全日通勤の工場の他に、60% 以上が通勤している工場が 2 カ所あるのは注目される。(第 8 表参照)

男子労働者は女子よりも寄宿するものが少い。

第 3 表 製糸工場別男女別通勤寄宿別労働者数

1948 年 1 月 婦人少年周調

工場別	性別 通勤寄宿別	実 数						%					
		男			女			男			女		
		総 数	通 勤	寄 宿	総 数	通 勤	寄 宿	総 数	通 勤	寄 宿	総 数	通 勤	寄 宿
総 数		991	596	395	5,861	1,050	4,811	100	60.1	39.9	100	17.9	82.1
A		60	32	28	308	-	308	100	53.3	46.7	100	-	10.0
B		35	14	21	122	4	118	100	40.0	60.0	100	3.3	91.7
C		52	16	36	251	-	251	100	30.8	69.2	100	-	10.0
D		58	21	37	263	2	261	100	36.2	63.8	100	0.8	99.2
E		54	44	10	213	136	77	100	21.5	18.5	100	63.8	36.2
F		38	17	21	269	3	266	100	44.7	55.3	100	1.1	98.9
G		62	33	29	476	84	392	100	53.2	46.8	100	17.5	82.5
H		54	40	14	310	25	285	100	74.1	25.9	100	8.1	91.9
I		20	13	7	120	10	110	100	65.0	35.0	100	8.3	91.7
J		52	52	-	258	29	229	100	10.0	-	100	11.2	88.8
K		54	39	15	365	6	359	100	72.2	27.8	100	1.6	98.4
L		90	43	47	627	90	537	100	47.8	52.2	100	14.4	85.6
M		37	27	10	329	125	204	100	73.0	27.0	100	38.0	62.0
N		59	25	34	329	4	325	100	42.4	57.6	100	1.2	98.8
O		11	7	4	88	8	80	100	63.6	36.4	100	9.1	90.9
P		61	55	6	363	218	145	100	90.2	9.8	100	60.1	39.9
Q		49	28	21	298	1	297	100	57.1	42.9	100	0.3	99.7
R		58	27	31	324	8	316	100	46.6	53.4	100	2.5	97.5
S		35	11	24	252	1	251	100	31.4	68.6	100	0.4	99.6
T		52	52	-	296	296	-	100	10.0	-	100	10.0	-

第二章 製糸女子労働者の特性

年齢—勤続年数—学歴—前歴 (入社前の勤務—前職の有無と転職回数—前職の職種)—配偶関係

I 女子労働者の年齢

調査した 20 工場の女子労働者の平均年齢は満 19.2 才である。これを他産業の女子労働者と比較してみると、そのいづれよりも低く、数え年で全産業は 23.5 才、金属工業 25.0 才、機械器具工業 24.0 才、紡織工業 (製糸業も含む) 21.3 才、商業 24.7 才、運輸通信業 25.8 才となつている。(註 1948 年 10 月、労働統計調査部調、対象は全国の常備労働者 30 人以上の事業所 4,949 女子労働者 22,140 人。)

年齢別にみても、製糸女子労働者には一般に比して年少労働者が多い。即ち、18才未満の年少者は製糸業 42%、全産業、約 27% であり、逆に 25 才以上のものは製糸業は約 8% にすぎないが、全産業は約 25% である。(第 4 表及び第 5 表参照。)

次に、これを紡織工業の女子労働者と比較してみると、従来から云われている様に、その傾向は全く同一である。平均年齢は製糸女子労働者は満 19.2 才、紡織は数え年 20.2 才である。(1948 年 11

第4表 製糸工場年齢別女子労働者数

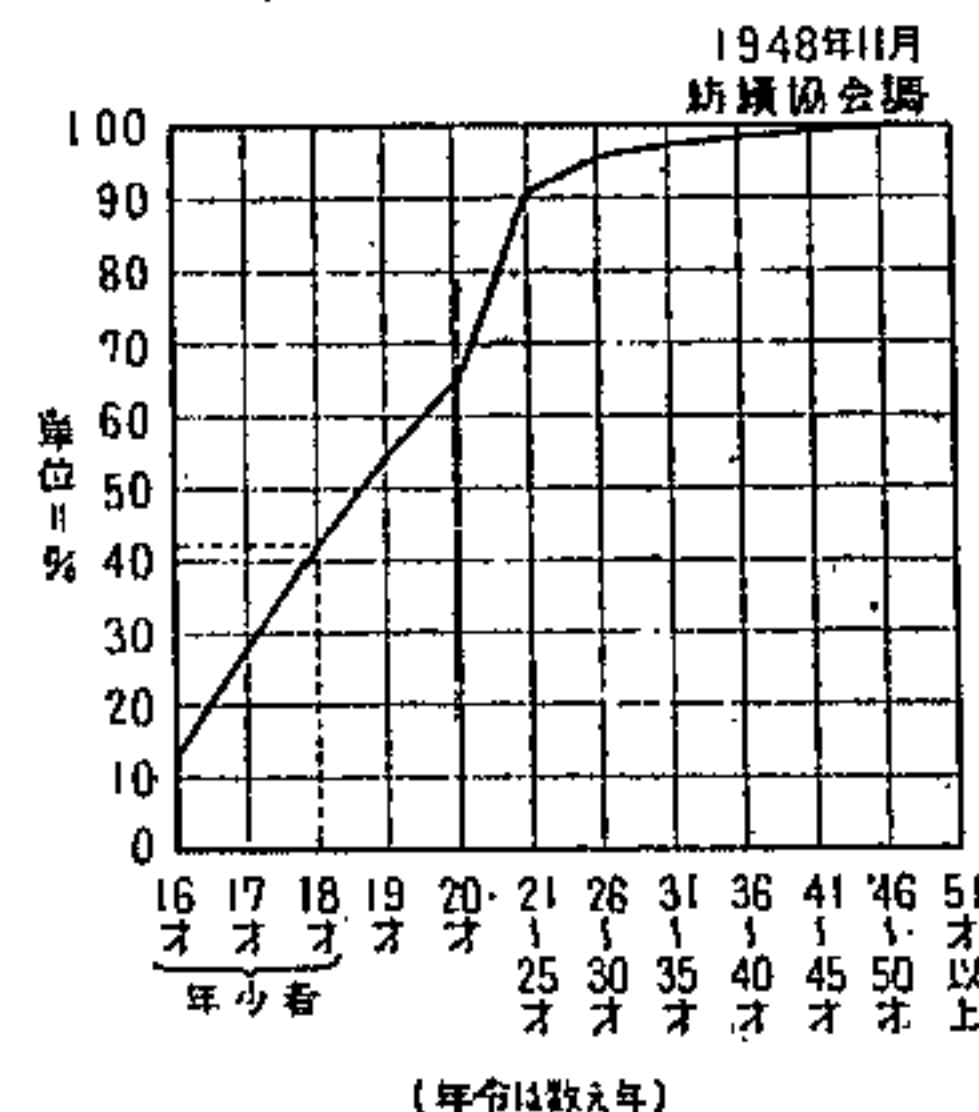
1948年11月 婦人少年局調

年齢別 (満才)	実数	累積比
総数	5,370	100
年少者		
15才未満	129	2.7
15才	554	12.7
16才	856	16.7
17才	737	42.4
18才	608	53.7
19才	510	63.2
20才～24才	1,533	91.7
25才～29才	315	97.6
30才～34才	60	98.7
35才～39才	27	99.2
40才～44才	14	99.5
45才～49才	18	99.8
50才以上	9	100.0

註1) 年齢は1949年11月末現在における満才であるが1才未満は切捨てた。
2) 平均年齢は、19.2才である。
3) 労働者数は1948年11月の賃金台帳により給与をうけたものの総数。

月、日本紡績協会、対象は全国10大紡績会社の工場の子労働者88,952人。)その年齢分布は第2図及第3図の通り、製糸も紡績も殆ど全く同じ型を示している。

第2図 紡績工場年齢別女子労働者累積分布図

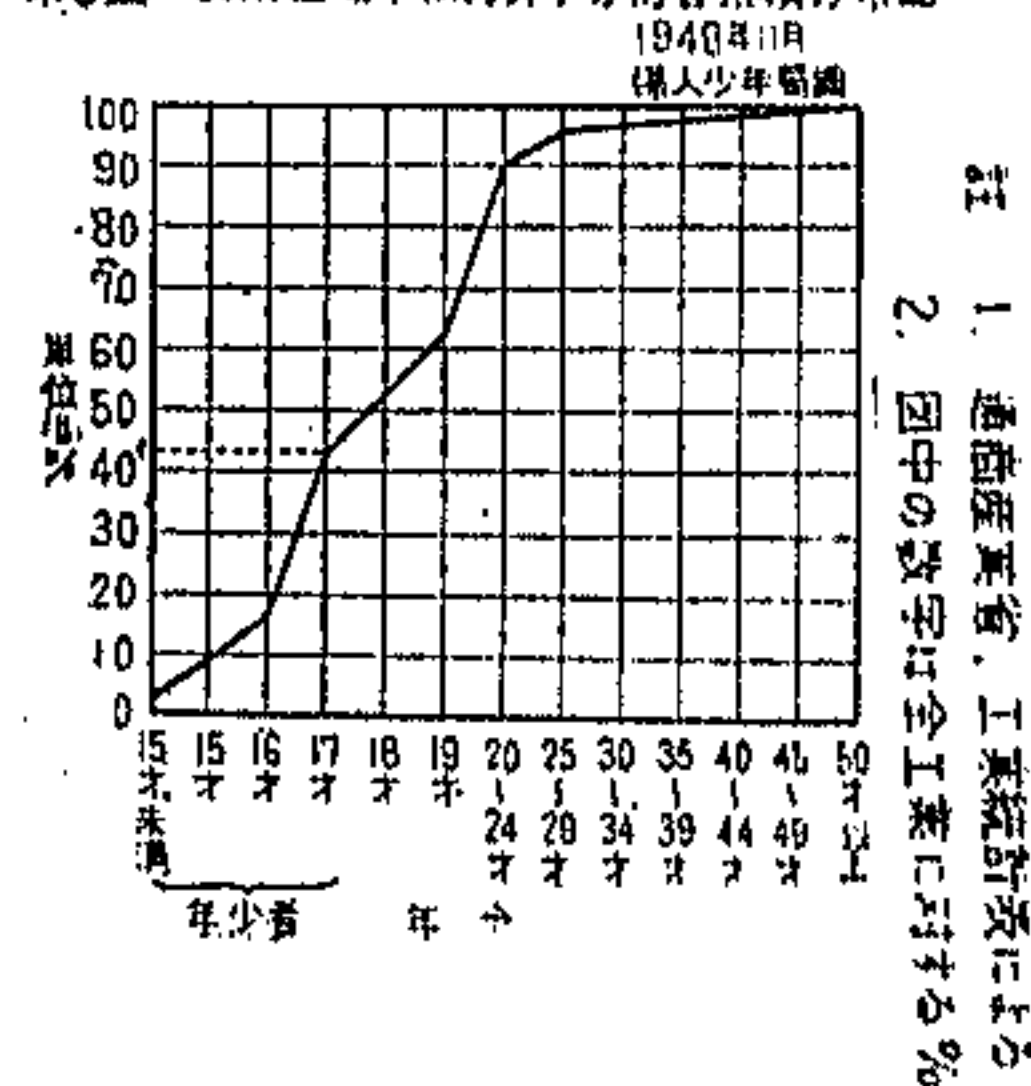


第5表 全産業年齢別女子労働者分布

1948年11月 労働統計調査部調

年齢別 (数え年)	累積比
総数	100
年少者	
15才以下	1.1
16才	6.8
17才～18才	26.7
19才～20才	47.7
21才～25才	76.5
26才～30才	84.7
31才～35才	89.2
36才～40才	93.0
41才～50才	97.7
51才～60才	99.6
61才以上	100.0

第3図 製糸工場年齢別女子労働者累積分布図

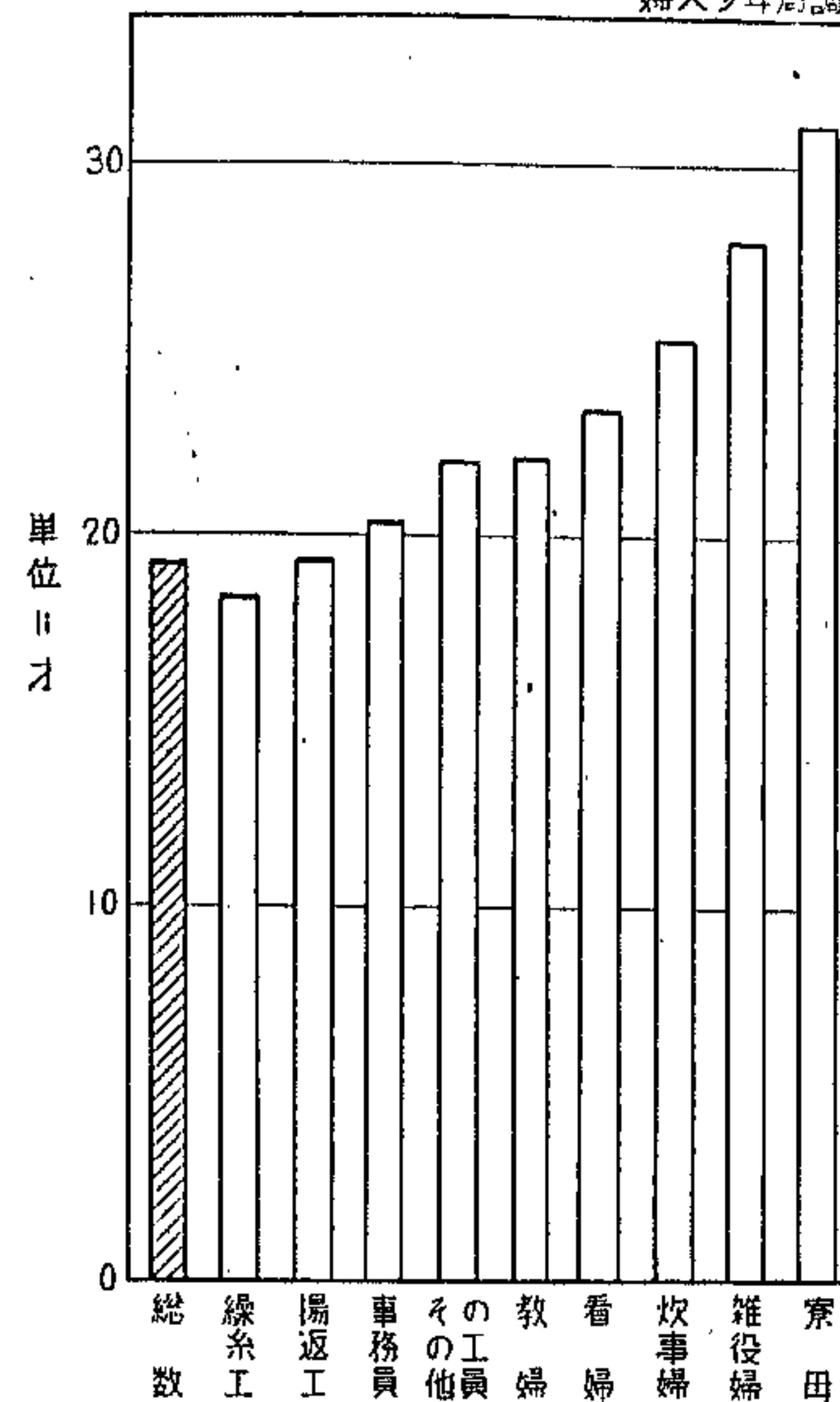


以上は一般的な傾向であるが、製糸工場によつて、幾分開きがみられる。(第6表参照。)

又、一般に製糸工場の子労働者の年齢は、その従事する仕事の種類によつても相当の差がみられる。第8表の様にどの工場でも直接生産に従事する女子工員の年齢が比較的低く、特に女子労働者の大半をしめる繰糸工の平均年齢が最も低いことが注目される。即ち、繰糸工の平均年齢は18.8才、揚返工19.9才、その他の工員22才である。そして工場以外の者は年齢が比較的高く、養母の31.1才を最高に、雑役、炊事婦、看護婦の順で低くなっている。(第4図参照)

第4図 製糸工場職種別女子労働者年齢

1948年11月 婦人少年局調



第6表 製糸工場別女子労働者平均年齢

1948年11月 婦人少年局調

総数	19.2才
東京	A 18.3
	B 19.6
神奈川	C 21.0
	D 20.0
	E 18.7
千葉	F 20.0
	G 21.4
茨城	H 18.7
	I 18.0
	J 19.3
栃木	K 18.0
	L 19.0
群馬	M 20.0
	N 19.0
馬	O 21.6
	P 18.8
埼玉	Q 19.0
	R 19.0
	S 19.0
	T 18.2

第8表 製糸工場勤続年数別女子労働者分布

1948年11月 婦人少年局調

勤続年数	実数	%	累積比
総数	5,370	100	100
6ヶ月未満	248	4.6	4.6
1年未満	1,095	20.4	25.0
2年未満	1,688	31.4	56.4
3年未満	1,475	27.5	83.9
4年未満	280	5.2	89.1
5年未満	94	1.8	90.9
5～10年未満	374	7.0	97.9
15～15年未満	97	1.8	99.7
15～20年未満	13	0.2	99.9
20年以上	6	0.1	100

註1) 勤続年数は1949年11月末現在で計算した。
職後轉換した工場は轉換後より計算した。

第9表 東京労働婦人の勤続年数

1948年11月 国立世論調査所 婦人少年局調

総数	1,705	100%	累積比
～1年	618	36.6	36.6%
1年～2年	435	25.2	61.8
2年～3年	242	14.3	76.1
3年～4年	181	10.7	86.8
4年～5年	54	3.2	90.0
5年～6年	58	3.5	93.5
6年～	117	6.5	100

第7表 製糸工場別職種女子労働者平均年齢

1948年11月 婦人少年局調

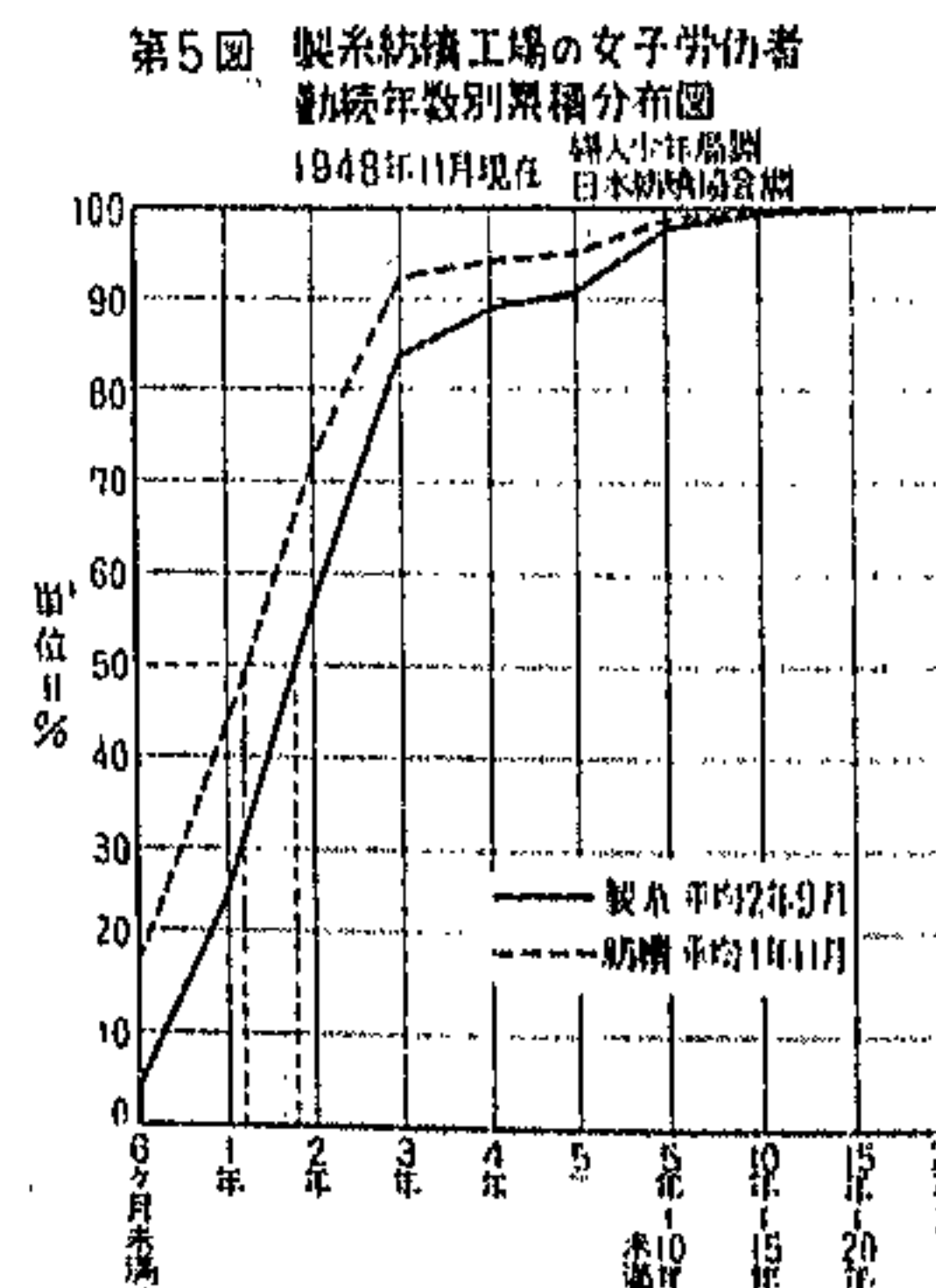
	総数	繰糸工	揚返工	その他	教 婦	事務員	タイピスト	交換手	栄養士	炊事婦	看護婦	寮 母	雑 役
総 数	19.2	18.3	19.9	22	22.1	20.3	22	19	18.5	25.3	23.4	31.1	28
A	18.3	17.6	16.5	20.2	21.4	20.2	-	-	-	22.4	24	-	19.5
B	19.3	18.6	24.4	20.5	-	18.3	-	-	-	25.5	25	-	-
C	21	19	21	31	21	20	24	-	18	30	-	49	35
D	20	19	20	21	20	20	21	18	-	20	23	29	37
E	18.7	17.5	19.5	20	24.3	18.7	-	-	-	29.3	34	-	-
F	22	19	19	22	23	21	-	-	19	21	27	36	56
G	21.4	20.6	20.0	24.4	25.4	20.9	23	-	-	30.7	22.3	27	21.2
H	18.7	17.8	20.9	21.1	21.8	19.8	-	-	-	23	24	32	21.5
I	18	18	18	22	21	21	-	-	-	-	-	37	-
J	18.9	18.1	20.2	19.8	-	23.2	-	-	-	25	21	-	-
K	18	17	18	19	21	18	-	-	-	20	23	36	27
L	19	18	19	21	18	20	25	20	-	21	21	37	38
M	20	19	21	22	24	20	-	-	-	25	28	29	41
N	19	18	19	20	22	17	-	-	-	26	-	29	24
O	21.6	21.7	19.8	22	24	25.5	-	-	-	24	-	-	-
P	18.8	17.6	19.8	21.3	23.3	22.4	17	-	-	26.8	23.5	-	15
Q	19	18	18	21	22	20	-	-	-	21	19	21	-
R	19	18	19.1	22.5	21.2	19	-	-	-	29	-	-	23.1
S	19	18	21	23	22	19	-	-	-	27	-	22	20
T	18.2	17.5	21.5	21.3	20.1	19.6	-	-	-	-	-	-	-

註1) 繰糸工、揚返工、教婦以外の工員例えば煮繭工、配繭工、仕上工等である。

II 女子労働者の勤続年数

製糸女子労働者の過半数は勤続3年未満である。製糸工場的女子労働者の勤続年数は第9表の通りである。1年未満25%、2年未満56%、3年未満84%で過半数が3年未満の勤続者である。その平均勤続年数は2年9月となる。これは一般の女子労働者としてみれば、決して短い方ではない。第9表は、同年同月、国立世論調査所が東京都下の労働婦人について調査した結果であるが、勤続年数の短いものはむしろ、この方に多い位である。(第8表及第9表参照。)

次に、紡績女子労働者を比較してみよう。前掲、1948年11月の紡績協会の調査によると紡績女子労働者の平均勤続年は1年11月であり、製糸の2年9月よりも短い。その勤続年数別の累積分布の比較をしてみても、紡績に短期勤続者が多い。(第5図参照。)



II 女子労働者の学歴

製糸女子労働者の90%は高等小学卒業又はそれ以下の学歴である。調査した20工場的女子労働者に対し、附録の様な質問票に無記名で回答を求めた結果の中、その学歴については第10表の通りである。これは通学した総年数についての回答である。回答者4,589(この他に無効票225)中51%

第10表 学歴年数別女子労働者数

1949年2月 婦人少年局調

年 数	実 数	%
答えたものの総数	4,589	100
6年未満	17	0.4
6年	1,404	30.6
7年	334	7.3
8年	2,350	51.2
9年	293	6.3
10年	101	2.2
11年	51	1.1
12年	13	0.3
12年以上	26	0.6
不明及無記入	225	-

第11表 東京労働婦人の学歴

1948年11月 国立世論調査所
婦人少年局調

総 数	1,705	100%
新制中卒以下	805	47.2
旧制中卒以下	788	46.2
専門(中退)以上	112	6.6

第12表 紡績工場女子労働者の学歴

1947年4月末現在 日本紡績協会調

学 歴 別	実 数			%		
	総 数	職 員	工 員	総 数	職 員	工 員
総 数	93,745	1,038	92,707	-	-	-
大 学 卒	2	2	-	-	0.1	-
高 専 卒	118	84	34	0.1	8.1	-
甲種中学卒	4,878	547	4,331	5.4	52.8	4.8
其 の 他	88,747	405	88,342	94.5	39.0	95.2

註1) %は当課に於て算出 2) 全国10会社についての調査

第13表 入社前何をしてたか

1949年2月 婦人少年局調

回答の種類	実 数	%
答えた者の総数	4,644人	100
働 いて いた	1,379	29.7
家 の 手 傳	1,840	39.6
学校に行っていた	1,344	28.9
ぶらぶらしていた	35	0.8
そ の 他	46	1.0
不明及無記入	170	-

註1) %は不明無記入のものを除いた数を100とした。

が8年通学(大休高小卒とみなされる)であり、第2位は6年通学(大休尋小卒とみなされる)で30%、その他中退をも含めて、結局通学(8年以下)が89.5%で圧倒的多数である。

これは調査工場のいづれについても大同小異の傾向であり、年齢の低いことと共に、製糸工場的女子労働者の一つの特異性と云うことができよう。(第11表、東京労働婦人の学歴参照。)

この傾向は紡績工場でも同様で、第12表にみる通りである。

III 女子労働者の前歴

イ、入社前の動静

前記質問票の「この工場に入る前は何かをしていましたか」に対する5種の回答に印をつけた結果は第13表の通りである。これによると、回答者の約40%は家業の手傳をしており、働いていたものが約30%であつた。学校へ行っていたものの外は、ぶらぶらしていたものは稀である。

ロ、前職の有無と転職回数

彼女達の中で職歴を持つものは、約35%で、前述の「働いていた」と答えたものの割合と大体一

致する。(第 14 表、及び第 15 表参照) 従つて、家から、又、学校から直接、現在の工場に入つてきているもの(轉職 0 回) 65% をしめている。

第 14 表 製糸工場女子労働者の轉回数

1949 年 2 月 婦人少年局調

	調査人員	0	1 回	2 回	3 回
実 数	4,814	3,120	1,078	486	130
%	100	64.8	22.4	10.1	2.7

又、轉職しているものの中では、1 回が大部分で 3 回以上職場をかわつてゐるものはなかつた。参考のため、第 15 表に前掲の東京都労働婦人に関する轉職回数を示したが、製糸女子労働者の方が轉職者少く、はじめて働きに出てきたものが多い。

ハ、前職あるものの職種

現在の工場に入る直前の職種を調べてみると、工員が半数以上をしめている。その中でも製糸工その他の紡織工場からうつつてきたものが最も多くなつてゐる。(第 16 表)

Ⅴ 製糸女子労働者の配偶関係

製糸工場では結婚しているものは非常に稀で、大部分が未婚者である。前記質問票の「あなたは結婚していますか」と云う質問の未婚既婚に印をつけたものの数は第 17 表の通りである。回答者 4,814 人の中 97.5% は未婚であつた。その中でも、女子労働者の大きな部分をしめる繰糸工には最も既婚者が少かつた。既婚者の最も多いのは寮母の 40% であり、雑使婦、炊事婦、看護婦等出接部門の女子労働者に比較的既婚者が多かつた。

第 17 表 未婚既婚別職種別女子労働者数

1949 年 2 月 婦人少年局調

	職種別	調査人員	繰糸工	揚返工	その他 の工員	教 師	婦 務	タイピ スト	交換手	榮養士	炊事婦	看護婦	寮 母	雑役婦
実 数	調査人員	4,814	3,348	346	811	74	104	3	3	-	75	10	5	35
	未 婚	4,695	3,319	316	781	69	101	3	3	-	63	9	3	28
	既 婚	119	29	30	30	5	3	-	-	-	12	1	2	7
%	調査人員	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	未 婚	97.5	99.1	91.3	96.3	93.2	97.1	100	100	-	84.0	90.0	60.0	80.0
	既 婚	2.5	0.9	8.7	3.7	6.8	2.9	-	-	-	16.0	10.0	40.0	20.0

第 15 表 轉 職 回 数

1949 年 2 月 婦人少年局調

総 数	1,705	100%
0 回	795	46.6
1 回	653	38.3
2 回	206	12.1
3 回以上	51	3.0

第 16 表 前職あるものの職種

1949 年 2 月 婦人少年局調

職 種	実 数	%
回 答 数	1,095	100
農 業	140	12.8
製 糸 工	150	13.7
他 の 紡 織 工	157	14.3
そ の 他 の 工 員	316	28.8
女 中	78	7.1
事 務 員	59	5.4
そ の 他	195	17.8
職 種 不 明	599	-

尚、参考のために、前記、東京都の労働婦人について調査した結果を第 18 表に示した。

質問票によつて扶養する子供の数を知ることが不可能であつた。併し上述の配偶関係からおしても、多少は扶養する子供を持つものもあると思われるが、事業所に備えてある賃金台帳を調査した結果は、扶養家族手当を支拂われているものは殆ど皆無であつた。

第 18 表 東京労働婦人の配偶関係

1948 年 11 月
婦人少年局調
国立世論調査所

総 数	1,705	100%
未 婚	1,369	80.3
有 夫	153	9.0
死 離 別	183	10.7

第三章 製糸女子労働力の給源

——製糸女子労働力の給源——家の職業——就業の動機——製糸女子労働者の募集
——募集の方法——「工場選擇の理由」——募集地域——出身地

Ⅰ 製糸女子労働力の給源

イ、家の職業

製糸女子労働者は約 70% が農家出身である。前記質問票の「あなたの家の職業は何ですか」に回答したもの 4,206 人(この他に無効票 608) 中 69% が農業である。製糸工場の女子労働力の給源地は現在なお農村に依存していると云うことができる。(第 19 表参照。)

第 19 表 女子労働者の家の職業

1949 年 2 月 婦人少年局調

産 業 別	実 数	%
答えた者の総数	4,206	100
農 業	2,905	69.0
林 業	36	0.9
水 産 業	10	0.2
鉱 業	22	0.5
建設工業	148	3.5
製造工業	221	5.3
ガス・電気・水道業	12	0.3
商 業	99	2.4
金融業	-	-
運輸通信	37	0.9
サービス業	21	0.5
自 山 業	37	0.9
公務団体	219	5.2
其の他の産業	3	0.1
無	436	10.3
不明及無記入	608	-

この点は、紡績工場とよく似てゐる。1949 年 9 月に紡績協会が全国 26 会社の 93 紡績工場の女子労働者 86,858 人について調査した結果によると約 63% が農業出身である。(第 20 表参照。)

ロ、就業の動機

女子労働者の就業の動機は第 21 表に示した。

第 20 表 紡績女子労働者の家庭の主たる職業

1949 年 9 月 日本紡績協会調

項目別	人 員	%
総 数	86,858	100
農 業	54,518	62.7
商 工 業	8,565	9.9
勤 人	11,572	13.3
其の他	10,370	11.9
独立生計者	1,833	2.1

26 社 93 工場分

上述の質問票により「あなたは何故働きにでることにしたのですか」に対する回答を求めた結果である。これによつて、回答者 2,764 人（この他に無効票 2,050）中約 50% は「家計を補助するため」と云う意味の回答をしており、「親が病氣だから」と接実なものもあり「家にいても仕事がなくて困る」等農家の人手の多いことから来る口べらしの意味で働きに出た事をのべているものも相当多い。次に多いのは「自分のものを買うため」嫁入仕度をするため」など、である。又、「自活したいから」「お金がほしいから」など云うものも相当ある。それ等のいづれも、はつきりと働くことが経済的な意味をもっていることを表現している。

第 21 表 「何故あなたは働きに出ることにしたのですか」

1949 年 2 月 婦人少年局調

就 業 の 動 機	実 数	%
答えた者の総数	2,764	100
1. 家計補助のため	1,365	49.4
2. 親が病氣又はいないから	48	1.7
3. 家にいても仕事がないから	261	9.4
4. 自分のものを買うため	150	5.4
5. 嫁入仕度のため	21	0.8
6. 金がほしいから	45	1.6
7. 自活したいから	121	4.4
8. 自分の修養のため	424	15.4
9. 都会に出たいから	20	0.7
10. 家業が嫌だから	46	1.7
11. 日本再建のため	59	1.4
12. そ の 他	224	8.1
13. 不明及無記入	2,050	-

第 22 表 あなたは給料を大体どんな風に使いますが

1949 年 2 月 婦人少年局調

調 査 人 員	4,814 人
1) 家に送金	54.4%
2) 自分と家族の生活費	18.6%
3) 自分の生活	88.5%
4) 貯 金	40.7%
5) 娯楽費	70.3%
6) そ の 他	9.3%

註 1) 4,814 人の女子労働者に対して上表の 6 種の使い方に記入させた結果、その金額の多少を問わず記入したものが調査人員中何パーセントかを各項目毎に計算した。同一人が何項目にも記入しているから合計は 100% とならない。

前記個人別質問票によつて「あなたは給料をどんな風に使いますか」として 1) 家に送金 2) 自分と家族の生活費 3) 自分の生活 4) 貯金 5) 娯楽費 6) その他 と各項目別に記入してもらつた。(調査票参照。) 第 22 表によると、自分の生活に使うものが大部分で最も多く、娯楽費がこれにつぐ。併し、この中で注目すべきことは家に送金するものが半数以上、あることである。その金額は不明であるが、家計を補助するために働いているものが多いと云うことはこれから推測できよう。

II 女子労働者の募集

イ、募集の方法

募集の方法としては各工場いづれも、次の方法をとつていふことが経営者によつて報告されている。即ち

1. 公共職業安定所の利用。
2. 安定所の許可を受けて、その工場の募集人、又は出先の連絡員が、募集しようとする者の家に行く。
3. 現工員の縁故のものに対し、安定所の許可を受けた募集人がその家に行く。

この三つの方法が調査した工場すべてで併用されていた。併し、その他に或る工場では門前廣告によつて募集すると云う方法も併せているところもあつた。明治大正年間にみられたような募集人の悪弊と思われるようなものはこの調査の関する限りでは見られなかつた。併し、安定所の窓口からの募集だけでは充分でなく、当時はいづれの工場でも工場で雇つた募集人を使用していた。経営者側に質問した結果は、それはすべて安定所の許可を受けていると云うことである。

以上のべた募集方法は具体的にどの位の割合で使われているかは、女子労働者自身の質問に対する回答にもその一端があらわれている。「誰の世話でこの工場に就職しましたか」と云う質問に対しての回答は第 23 表の通りである。第 1 位は自分の希望で 89%、第 2 位、会社の連絡員(募集人)にすすめられた、32%、第 8 位、友達(知人)にすすめられた 19% となつてゐる。自分の希望でと云うのは現実に誰のあつせんで就職したかははつきりしない。併し、職業安定所の人にすすめられたと云うものが僅かに 5% で、会社の連絡員の世話と書いたもの、友達のすすめによると云うものがずつと多くなつてゐることが注目される。要するに現在、最も利用されているのはやはり会社の募集人(又は連絡員)によるもの(この場合、原則としては公共職業安定所の許可を受けていることになつてゐる。)といわゆる縁故募集とであると思われる。

第 23 表

誰の世話でこの工場に就職したか

1949 年 2 月 婦人少年局調

誰の世話で入社したか	実 数	%
答えたものの総数	4,633	100
自分の希望	1,789	38.6
先生にすすめられた	148	3.2
友達(知人)にすすめられた	893	19.3
職業安定所の人にすすめられた	228	4.9
会社の連絡員(募集人)にすすめられた	1,478	31.8
その他の人の世話で	102	2.2
不明及無記入	176	-

第 24 表

何故この工場に入ることにしたのですか

1949 年 2 月 婦人少年局調

工場選擇の理由	実 数	%
答えたものの総数	2,084	100
友人がいるから	358	17.2
姉妹がいるから	119	5.7
家が近いから	394	18.9
他によい所がない	75	3.6
配給がよいと聞いた	27	1.3
都会に出たいから	10	0.8
人にすすめられたから	66	3.0
会社の募集人にすすめられた	29	1.4
日本の輸出産業を盛んにする	74	3.6
そ の 他	935	44.8
不明及無記入	2,730	-

ロ、工場選擇の理由

製糸女子労働者が何故現在いる工場を選んだかを質問したのに答えたものの 4 分の 1 は友人や姉妹がいるからと書いており、次に、多い理由は家が近いからで約 20% である。ここにも、女子労働者の雇入れに縁故募集が一つの役制を果していることが示されている。(第 24 表参照。)

同時に、この表により工場選擇の理由の内容を一つ一つみると、具体的労働条件を問題としているものは殆どない。

ハ、募集地域

関東地方の製糸工場では、大体工場所在地で募集し、その不足を他縣からおぎなっているが、工場によつては地元よりむしろ他縣に依存しているところもある。その募集地は関東地方7縣の他に、新潟、長野、山梨がその主なものである。東北地方がこれについている。

第25表Aは経営者の報告により工場別にその募集地域を示したものである。

第25表A 関東製糸工場の女子労働者募集地域 1949年2月 婦人少年局調

県別	工場別	東京	神奈川	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	山梨	長野	新潟	福島	山形	秋田	その他
東京	A	●													
	B	●	○												
神奈川	C		●												
	D		●												
	E	○	●												
千葉	F	○	○	●	○										
	G			●	○										
茨城	H			●											
	I			●	○										
	J			●	○										
栃木	K			●											
	L			●											
群馬	M			●											
	N			●											
	O			●	○										
	P			●											
埼玉	Q	○			●	○	○	○							
	R				●				○	○					
	S				●				○	○					
	T				●										

註) ●は工場所在地

二、出身地

関東地方の製糸女子労働者の出身縣を工場に入場する前の居住地によつてみると第25表Bの通りである。これによると、縣内募集を主とするか否かは、縣によるよりむしろ工場による特色がはつきりみられる。例えば神奈川縣内のQ、D、E三工場はそれぞれ主たる出身地がちがっている。即ち、Q工場は山梨が半数以上、D工場は長野、E工場は自縣出身を主としている。D工場の例では、工場長以下、工場の幹部も大半は長野縣人であり、明らかに長野縣に募集の主力をおいていた。とに角、紡績工場の或るもののようによ遠隔地から労働者の募集を行っているものは少く、主として自縣又は隣接縣の出身者を以て充當しているといふことができる。

なお、男女労働者の異動率は第26表の通りである。

第25表B 製糸女子労働者の先住地

1949年2月 婦人少年局調

工場別	総数	東京	神奈川	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	山梨	長野	新潟	福島	山形	秋田	その他
東京	A	100	50.0	0.8	-	-	-	-	17.2	19.8	1.6	8.6	0.8	-	1.2
	B	100	66.4	14.2	-	-	-	-	1.8	17.6	-	-	-	-	-
神奈川	C	100	2.0	15.2	-	0.5	1.0	-	-	58.5	8.7	12.1	-	-	2.0
	D	100	1.7	12.6	0.4	-	-	-	-	14.7	68.4	-	-	-	2.2
	E	100	10.8	76.6	-	0.6	-	-	-	0.6	0.6	8.4	-	-	2.4
千葉	F	100	3.4	1.9	5.9	10.7	11.2	-	1.0	23.9	3.9	24.4	1.9	0.5	11.3
茨城	G	100	3.6	0.6	0.6	3.44	19.9	4.2	5.3	2.0	26.6	1.1	1.1	-	0.9
	H	100	2.9	0.9	0.9	87.6	0.9	0.4	0.4	0.9	1.7	-	1.3	-	2.1
	I	100	1.8	0.9	-	72.0	24.4	-	-	-	-	-	0.9	-	-
	J	100	9.4	-	-	49.7	12.0	-	-	0.7	0.7	1.3	0.7	6.0	18.8
栃木	K	100	0.6	0.6	-	1.6	6.42	1.3	0.6	-	10.4	15.9	2.9	1.0	0.9
群馬	L	100	2.0	0.2	-	2.2	0.2	77.0	2.0	-	1.6	14.4	-	-	0.4
	M	100	3.9	-	0.8	-	-	91.0	0.4	-	1.5	1.2	0.4	-	0.8
	N	100	1.4	0.7	-	-	1.0	17.3	0.3	-	23.5	54.9	-	-	0.9
	O	100	6.5	3.2	-	-	-	48.4	16.1	1.6	19.4	3.2	-	-	1.6
埼玉	P	100	3.0	0.9	-	-	0.9	86.7	0.4	-	4.3	3.0	-	-	0.8
	Q	100	5.1	3.5	0.5	0.5	2.5	3.0	30.3	0.5	3.5	47.0	1.1	-	2.5
	R	100	3.5	0.3	-	0.3	0.3	17.3	37.7	-	22.7	17.3	-	-	0.6
	S	100	3.5	0.9	-	-	0.4	10.0	34.6	10.4	10.8	24.1	-	-	5.3
埼玉	T	100	2.6	-	-	-	-	-	97.4	-	-	-	-	-	-

ゴダの数字は、工場所在地内に居住していたものの割合。

第26表 異動率

1949年2月 婦人少年局調

異動率		男			女		
		前月に対する増減比	入職率	離職率	前月に対する増減比	入職率	離職率
1947	8月	+ 0.5	1.6	1.1	- 1.6	2.0	3.6
	9月	- 0.5	0.8	1.3	- 1.5	2.0	3.5
	10月	- 1.1	0.4	1.5	- 2.2	0.8	3.0
	11月	+ 3.0	3.3	0.3	+ 0.7	2.7	2.1
	12月	- 1.0	1.0	1.9	- 2.1	0.8	3.6
1948	1月	+ 0.5	1.2	1.2	- 0.3	4.1	4.3

註) 1) 2) 3) 4) 百分比を示す。

第 二 部

製糸工場の女子の労働条件

第一章 製糸工場女子労働者の職制

— 職員と工員 —

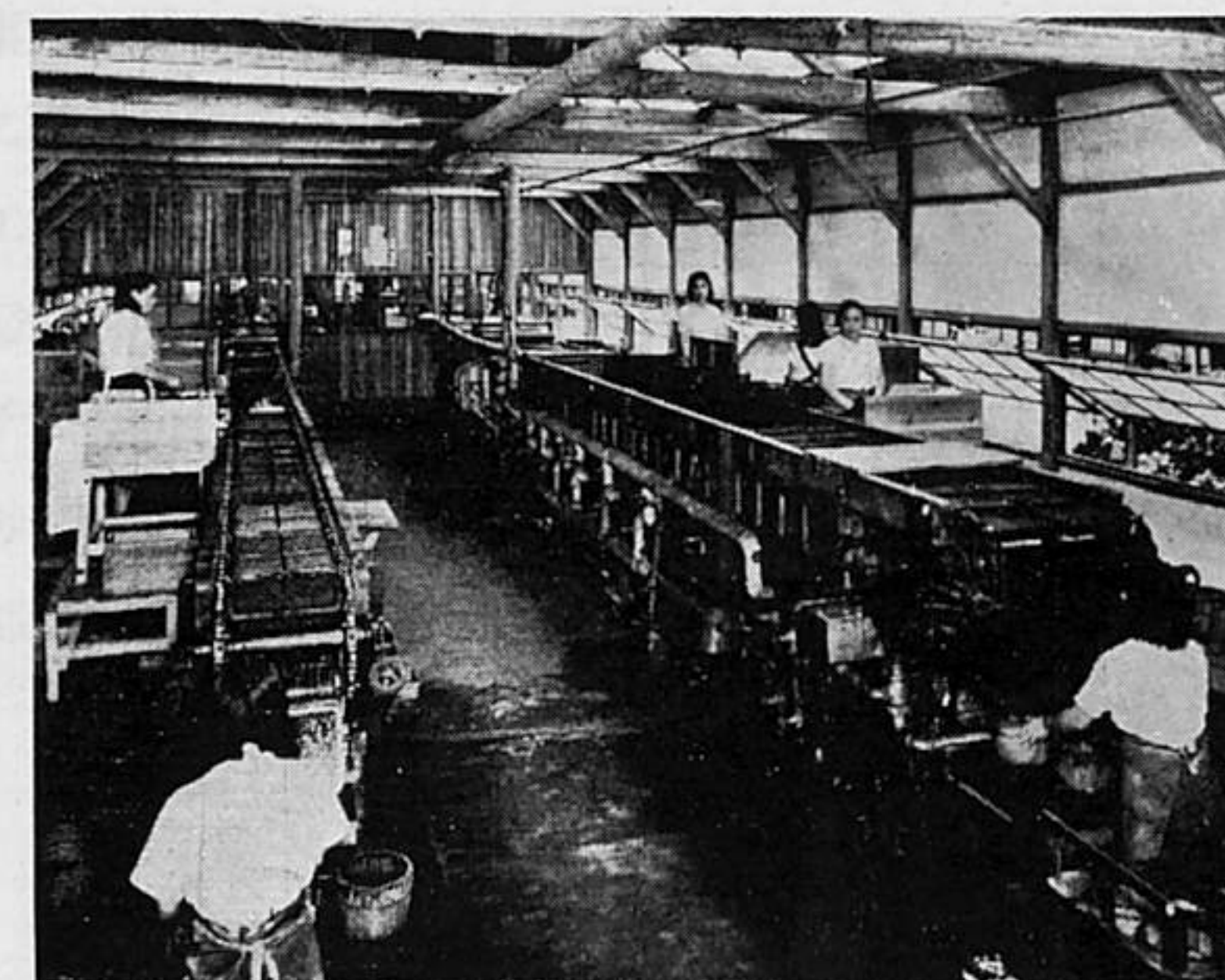
どの製糸工場でも工員、職員と云う職制がはつきりしてきまつている。その大きな差は、賃金制度であつて、工員は日給制であるのに、職員は月給制である。

製糸工場の女子労働者は、現業である与否に関わらず、その97%が工員待遇である。(第27表参照) 男子はこれに対し、約半数が工員、半数が職員である。この割合は工場によつていくらか開き

第27表 製糸工場別男女別職員工員別労働者数

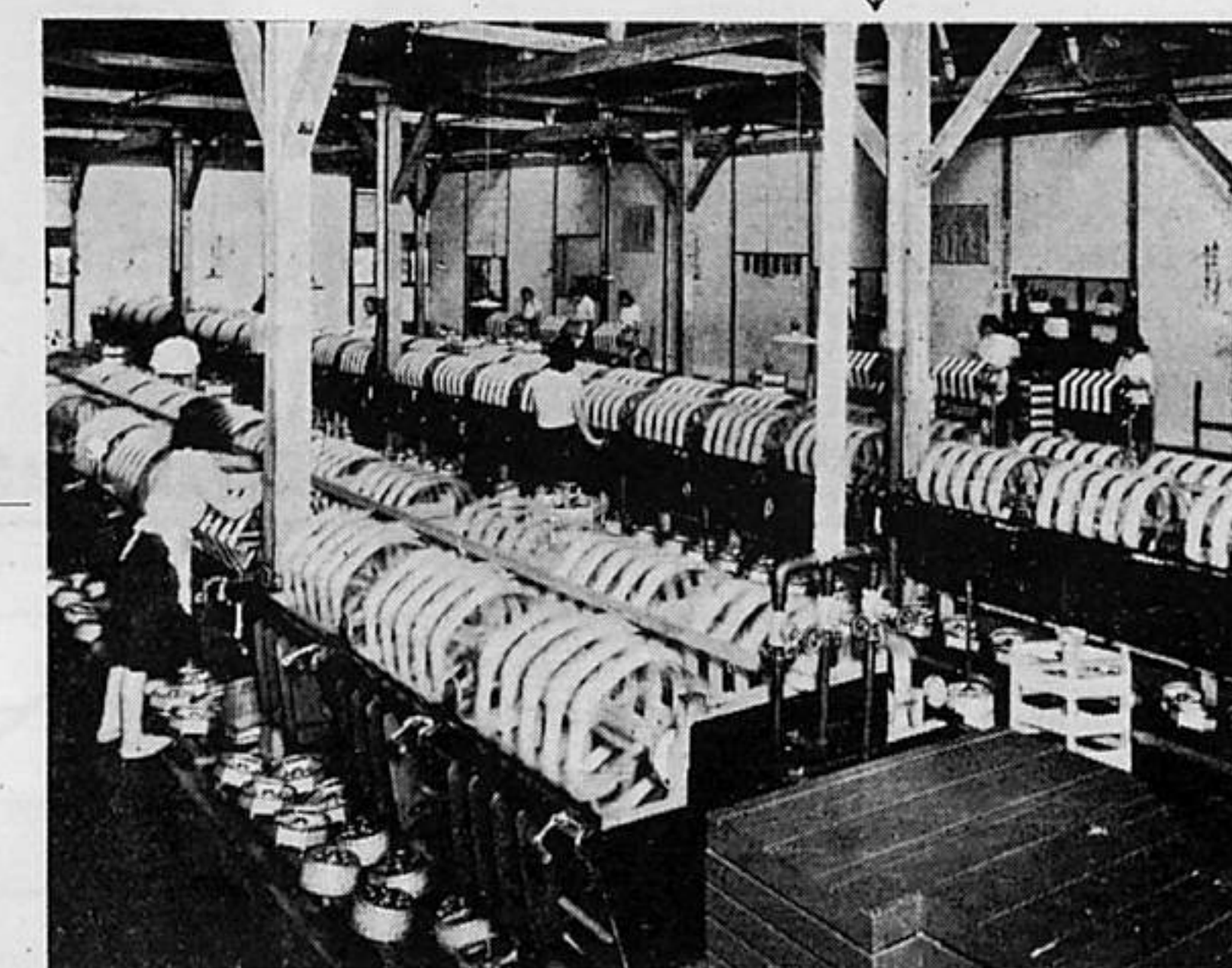
1949年1月 婦人少年局調

工場別	性別 職員 工員別	実 数						%					
		男			女			男			女		
		総数	職員	工員	総数	職員	工員	総数	職員	工員	総数	職員	工員
総 数		991	462	529	5,861	151	5,710	100	46.6	53.4	100	2.6	97.4
A		60	28	32	308	1	307	100	46.7	53.3	100	0.3	99.7
B		35	8	27	122	-	122	100	22.8	77.2	100	-	100
C		52	16	36	251	-	251	100	30.8	69.2	100	-	100
D		58	31	27	263	16	247	100	53.5	46.5	100	6.1	93.9
E		54	30	24	213	14	199	100	55.5	44.5	100	6.6	93.4
F		38	25	13	269	10	259	100	65.8	34.2	100	3.7	96.3
G		62	21	41	476	28	448	100	33.9	66.1	100	5.9	94.1
H		54	28	26	310	10	300	100	51.8	48.2	100	3.2	96.8
I		20	10	10	120	4	116	100	50.0	50.0	100	3.3	96.7
J		52	25	27	258	15	243	100	48.2	51.8	100	5.8	94.2
K		54	33	21	365	7	358	100	61.1	38.9	100	1.9	98.1
L		90	45	45	627	4	623	100	50.0	50.0	100	0.6	99.4
M		37	20	17	327	12	317	100	54.0	46.0	100	3.7	96.3
N		59	22	37	329	5	324	100	37.3	62.7	100	1.5	98.5
O		11	7	4	88	1	87	100	63.7	36.3	100	1.1	98.9
P		61	23	38	363	4	359	100	37.7	62.3	100	1.1	98.9
Q		49	24	25	298	13	285	100	49.0	51.0	100	4.4	95.6
R		58	30	28	324	1	323	100	51.8	48.2	100	0.3	99.7
S		35	19	16	252	1	251	100	54.3	45.7	100	0.4	99.6
T		52	17	35	296	5	291	100	32.7	67.3	100	1.7	98.3



煮繭作業
Boiling of cocoons

繰糸作業
Reeling of raw silk



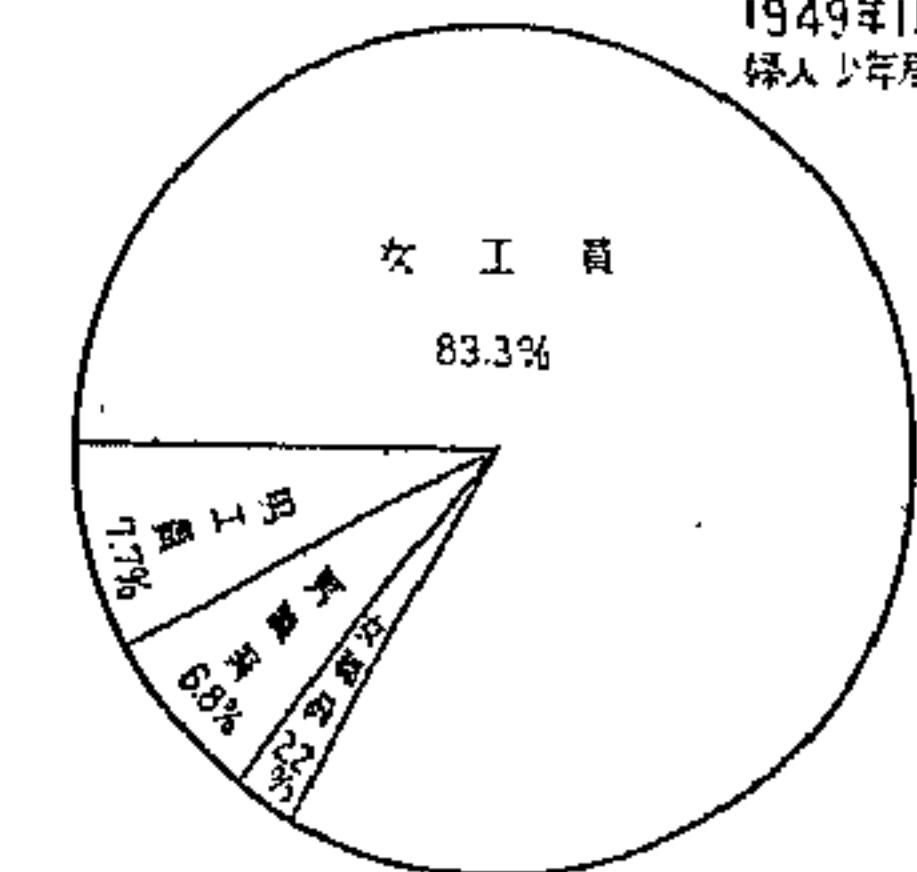
再繰作業
Re-reeling on large reels



捻造りと括造り
Making into twisted skeins and Making Books

があるが、女子の待遇が男子に比して遙かに低いと云う事は一般的事実である。日常の取扱いについては、工員に職員の身分上の差による違いはないらしい。ただ実際工場で働いていない者でも、女子事務員、炊事婦、雑使婦(寄宿のふとん修繕など)等は大方工員扱いである。女子で職員の待遇を受けているものは、看護婦、教婦、寮母(寄宿係)などにすぎない。ちなみに男子の事務者は大部分が職員扱いとなつている。

第6図 製糸工場に於ける男女別職員工員割合
1949年1月
採入少年局調



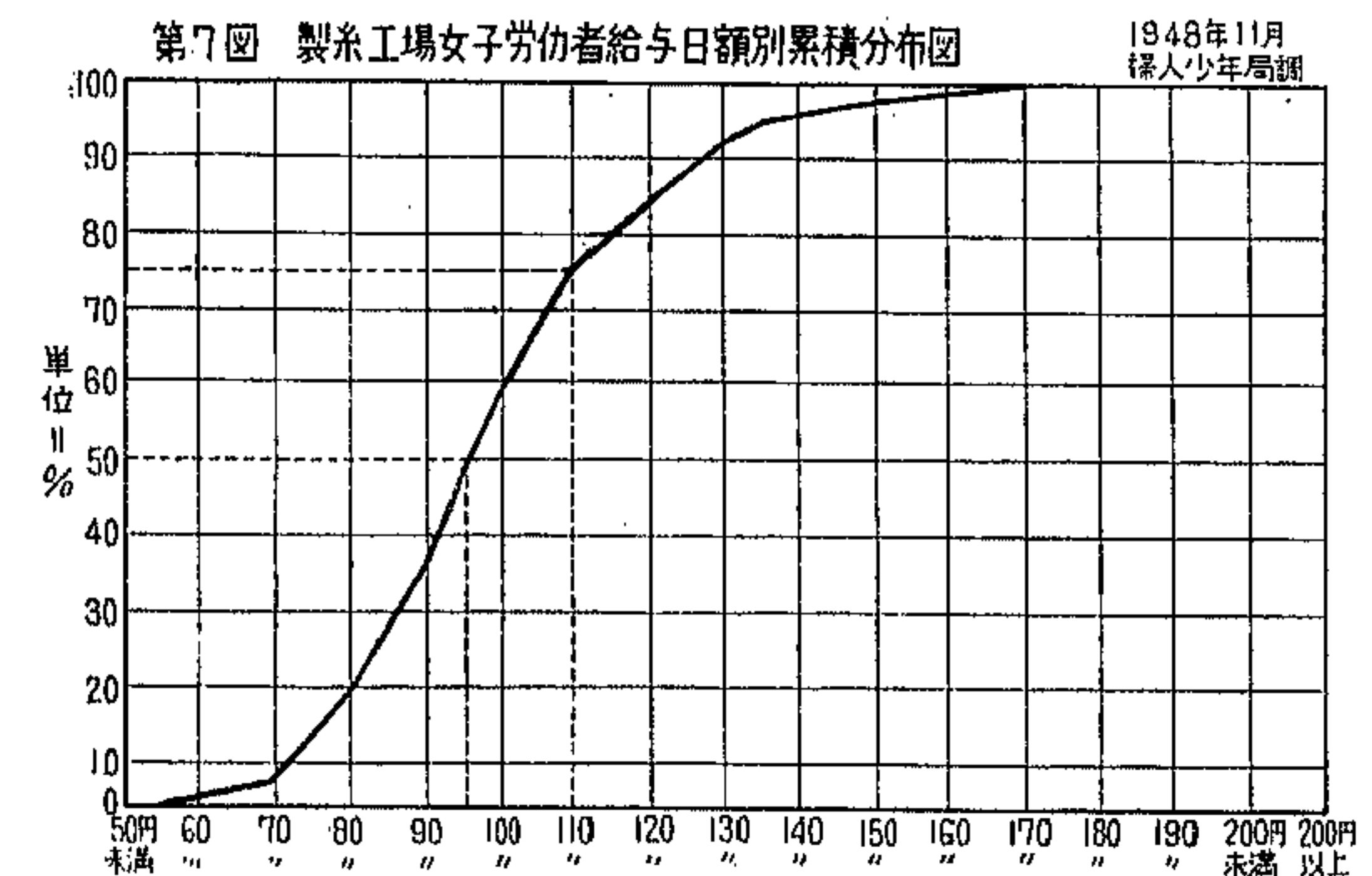
第二章 製糸女子労働者の賃金

——製糸女子労働者の現金給与額——製糸女子労働者の現金以外の給与——製糸工場の賃金制度

I 製糸女子労働者の現金給与額

イ、一人一日当り現金支給額

1948年11月の賃金支拂日に給与を受けた5,370人の女子労働者の各人の一日当りの給与額を算出すると第28表及び第7図の通りである。



これによると、現金給与の総額が税込で1日100円未満が半数以上であり、150円未満の中に殆ど全数(97.8%)が含まれる。課税工場での最低額は1日48円、最高が310円である。その平均は98円であり、平均労働日数を乗じて月額に換算すると、2,303円となる。

これを同年同月の毎月勤労統計の結果と比較すると、全国製糸業女子の労務者、職員の現金給与総額の平均は月額2,806円で、殆ど一致している。

尚、同じく毎月勤労統計調査の1年後の結果(1949年11月)では、製糸業女子労働者の平均現金給与月額が3,115円となっており、34%の上昇を示している。この上昇率は大体全産業と同率である。

第 28 表
製糸工場女子労働者給与日額分布
1948 年 11 月 婦人少年局調

給与日額	実 数	%	累積比
総 数	5,370	100	100
50 円未満	22	0.4	0.4
60 "	187	3.5	3.9
70 "	265	4.9	8.8
80 "	548	10.2	19.0
90 "	900	16.8	35.8
100 "	1,132	21.1	56.9
110 "	899	16.7	73.6
120 "	607	11.3	84.9
130 "	383	7.1	92.0
140 "	207	3.9	95.9
150 "	103	1.9	97.8
160 "	59	1.0	98.8
170 "	28	0.5	99.3
180 "	7	0.2	99.5
190 "	5	0.1	99.6
200 "	5	0.1	99.7
210 "	8	0.2	99.9
220 "	1	0	-
230 "	-	0	-
240 "	1	-	-
250 "	-	-	-
260 "	-	-	-
270 "	-	-	-
280 "	-	-	-
290 "	-	-	-
300 "	-	-	-
300 円以上	3	0.1	100

註 1) 給与日額は 1948 年 11 月賃金支払日に支払を受けた全女子労働者の各人のその月の賃金総額をそれぞれの労働日数で除した金額で税金その他の控除額は差引いてない。
2) 平均給与日額は 98.41 円である。

ロ、製糸業と一般産業の女子労働者の賃金比較

前述の毎月勤労統計調査の結果から、全産業、工業、紡織工業（製糸業もふくめた平均）の女子労働者の賃金と製糸工場のそれを比較してみよう。（第 29 表参照）製糸業の平均は全産業の 57%、工業の 72% であり、工業の最高である金属工業の僅か 51% にすぎない。同様、1949 年 11 月分についてみても、製糸業の相対的な低さは殆ど変化していない。

ハ、製糸女子労働者の戦前の賃金水準との比較

戦前、低賃金を以て世界の市場に進出した我國製糸業女子労働者の賃金水準はどの程度であつたかを、当時の資料に基いて算出してみると第 30 表の通りである。これと、前述の 1948 年及 49 年の調査

第 29 表
製糸業と他産業の女子労働者の賃金比較

産 業 別	女子の現金給与総額		各産業=100 とした製糸の指数	
	1948 年 11 月	1949 年 11 月	1948 年 11 月	1949 年 11 月
製 糸 業	2,302	3,115	-	-
全 産 業	3,432	4,616	67	67
全 工 業	3,221	4,352	72	71
紡 織 工 業	2,365	3,525	97	89
金 属 工 業	4,495	6,119	51	51
化 学 工 業	3,659	5,056	64	56

毎月勤労統計の女子労働者及び女子職員を総括した平均額である。％は各産業を 100 とした製糸業の割合

第 30 表

戦前の製糸女子労働者の賃金水準

年 次 別	女子労働者の 1 日当り現金給与額		全工業を 100 とした製糸業
	製 糸 業	全 工 業	
1924 年	円 0.71	円 0.88	% 81
1927	0.68	0.87	78
1930	0.55	0.71	78
1936	0.45	0.63	70

内閣統計局、労働統計実地調査による。％は婦人少年局の算出による。

結果と比較すると、製糸業の工業に対する比率は最近の両年は 72、71% であり、第二次大戦直前の 1936 年も 70% で殆ど変つていない。これは 1980 年より以前にくらべるとむしろその開きが大きくなっている位である。

ニ、製糸業女子労働者の年齢別給与額

製糸女子労働者の賃金は年齢によつてあまり開きがない。製糸女子労働者の賃金を引き下げている原因の一つとして必ず指摘されることは、年少者の多い事である。事実この調査でも、前述の様（第一部参照）に女子労働者の 6 割が 19 才未満のものでしめている。第 31 表は年齢階級別の平均賃金

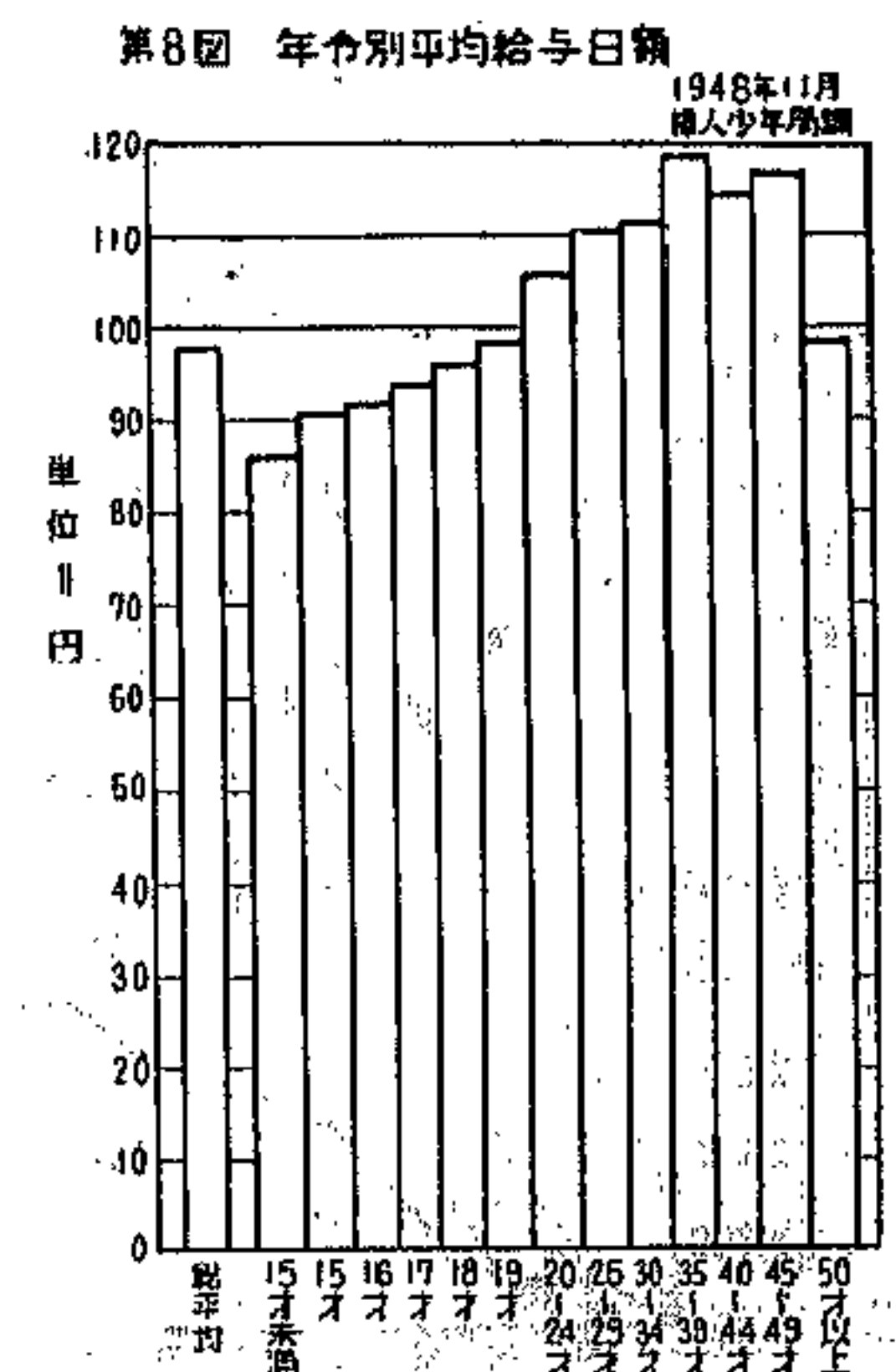
第 31 表 製糸工場女子労働者平均給与額（日額及月額）
1948 年 11 月 婦人少年局調

年 齢 別	調 査 人 員	%	現 金 給 与
総 数	5,370	100	98.41
15 才 未 満	129	2.4	85.81
15 才	総 数	3,265	60.8
15 才	554	10.3	90.43
16 才	856	16.0	91.29
17 才	737	13.7	93.80
18 才	608	11.3	96.00
19 才	510	9.5	98.27
20 才 ~ 24 才	1,533	28.5	105.94
25 才 ~ 29 才	315	5.9	110.12
30 才 ~ 34 才	60	1.1	110.88
34 才 ~ 39 才	27	0.5	117.96
40 才 ~ 44 才	14	0.3	114.30
45 才 ~ 49 才	18	0.3	116.86
50 才 以上	9	0.2	98.48

註 1) 平均給与日額は 1948 年 11 月の賃金支払日に支払を受けた全女子労働者の各人のその月の賃金総額をそれぞれの労働日数で除し各人の給与日額を得、それを全女子労働者について総計し、人数で平均した金額である。この金額は税金その他の控除額を差引いてない。
2) 月額は各年齢の平均給与日額に平均労働日数を乗じた推計数である。

と人員の分布を示すが、比較的賃金の低い年齢層に労働者が集結していることが明瞭である。総平均 98 円は、満 19 才の平均賃金に大体該当している。最高は 35 才—39 才の 118 円であるが、その年齢のものは僅か 0.5% しかない。それ以上の年齢は人数もごく少いが、賃金も下る傾向にある。

次に、年齢別の平均賃金の水準を製造工業、紡織工業（製糸業、紡績業を含む）と、機械器具工業などと比較してみよう。第 9 図は各産業の年齢階級別の平均賃金を示している。満 15 才では、製造工業、製糸業の平均賃金は殆ど差がないが、年齢が高くなる程、製糸業の賃金は相対的に低くなつてきている。最高賃金の 35—39 才では、製糸業は、製造工業の 60%、となり、その差が最大となる。機械器具工業に対する製糸業の平均賃金の割合は満 15 才では機械器具工業を 100 とすれば 81% である。これが 20—24 才では 62%、35—39 才では僅か 54% となる。



母、看護婦、炊事婦、事務者の順である。(第 11 図及第 33 表参照。)

併し、第一章で述べた様に、直接工の繰糸や揚返は比較的年齢の低いものが多く、寮母、看護婦などは一般に年齢が高い。従つて平均賃金にもその差があらわれていると云うことができる。けれども同じ年齢のものを職種別に比べた場合でも、第 34 表の様に、繰糸工の平均賃金は寮母、教婦、看護婦などより低くなっている傾向がみられる。これは先に述べた様に、工業女子労働者は工員待遇で日給制であるのに、寮母、教婦、看護婦などは職員として月給を支給されていることにもその一因はあられると思われる。

II 製糸女子労働者の現金以外の給與

イ、製糸工場の寄宿労働者に対する経営者負担額

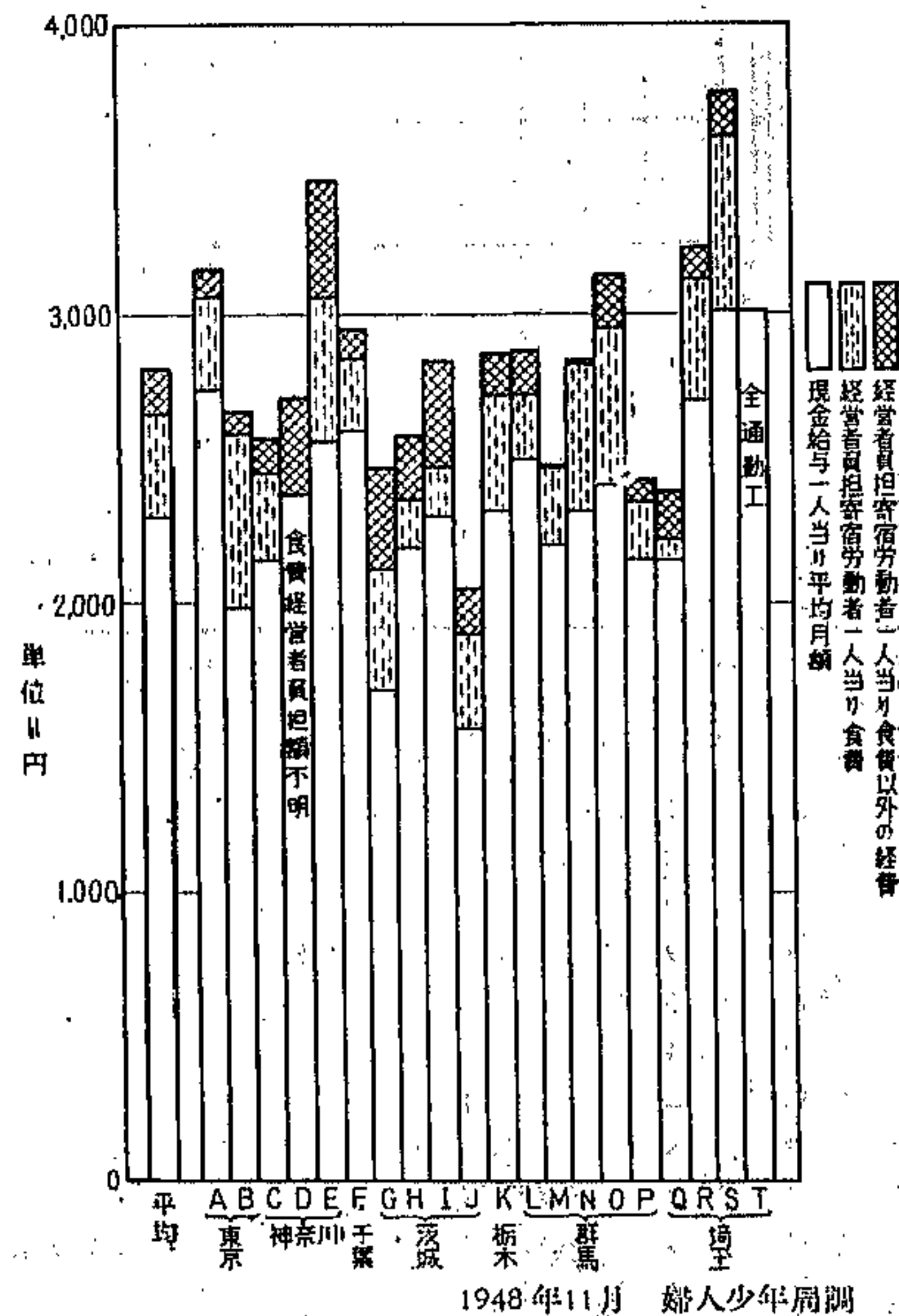
第一章で述べた様に製糸女子労働者の八割、は工場附属の寄宿舎に住んでいるが、その経費として

第 34 表 製糸工場別経営者負担の寄宿労働者 1 人当り平均経費月額¹⁾

府県別	工場別	寄宿舎経費の総額	2) 食費	3) その作の経費
本 均	額	510円	350円	160円
東 京	A	425	322	103
	B	681	600	81
神 奈 川	C	421	300	121
	D	-	-	-
	E	910	500	410
千 葉	F	347	250	97
	G	759	424	334
茨 城	H	385	171	214
	I	535	174	361
	J	476	326	150
	K	545	407	138
栃 木	L	379	225	154
	M	276	269	7
	N	528	510	18
	O	730	546	184
	P	259	200	59
埼 玉	Q	246	60	186
	R	522	423	100
	S	766	600	166
	T	ナシ	ナシ	ナシ

- 註 1) 1948年11月における経営者側負担の寄宿舎、労働者1人当り1日の経費を指す。
 2) 寄宿労働者の負担する食費以外に経営者が支出した食費の1月額。
 3) 食費以外に経営者が支出した寄宿舎維持のための1月の費用を、在舎労働者数で除した平均額。
 4) 2) 及び 3) を合計した数。

第12図 製糸工場別女子労働者一人当り推定一月給与総額



労働者は食費平均 750 円のみを負担している。

従つて経営者は寄宿労働者のために食費その他の経費を相当に負担している。その金額は第 34 表の様に、食費の補助として1人1月平均 350 円、その他光熱、修繕、人件費等寄宿舎に平均 160 円、合計1月1人当り平均 510 円を寄宿労働者のために直接支出している。これを、前述の1人当り現金給与月額 2,303 円に加算して、推計賃金総額を算定してみると、2,813 円となる。(第 12 図及第 35 表参照) 寄宿労働者に対する経営者の負担額は推定賃金総額の約 18 %をしめている。繰糸紡績の賃

第 35 表 製糸工場別女子労働者1人当り1月推定給与総額

— 現金給与並びに経営者負担の寄宿舎経費 —

1948年11月 婦人少年局調

府県別	工場別	給与額			実 数			%	
		推定給与総額	現金給与月額	経営者負担の寄宿舎経費	推定給与総額	現金給与月額	経営者負担の寄宿舎経費		
総 数		2,813	2,303	510円	100	81.8	18.2		
東 京	A	3,168	2,743	425	100	86.6	13.4		
	B	2,665	1,984	681	100	74.4	25.6		
神 奈 川	C	2,579	2,157	421	100	83.7	16.3		
	D	-	2,379	-	-	-	-		
	E	3,472	2,562	910	100	73.8	26.2		
千 葉	F	2,954	2,607	347	100	88.3	11.7		
	G	2,467	1,709	758	100	69.3	30.7		
茨 城	H	2,579	2,194	385	100	85.1	14.9		
	I	2,838	2,303	535	100	81.1	18.9		
	J	2,052	1,576	476	100	76.8	23.2		
	K	2,868	2,323	545	100	81.0	19.0		
栃 木	L	2,876	2,498	379	100	86.8	13.2		
	M	2,483	2,208	276	100	88.9	11.1		
	N	2,845	2,316	528	100	81.4	18.6		
	O	3,141	2,410	730	100	76.8	23.2		
	P	2,434	2,175	259	100	89.4	10.6		
埼 玉	Q	2,395	2,149	246	100	89.7	10.3		
	R	3,231	2,709	522	100	83.8	16.2		
	S	3,768	3,002	766	100	79.7	20.3		
	T	ナシ	3,140	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ		

金の中現金給与以外の経営者負担額のしめる割合は、日本紡績協会の 1949 年 6 月の調査によると、約 28 %である。(賃金総額 6,111 円、食費その他の経営補助額 1,373 円)。

製糸業ではこの様に、現金給与以外の経営者の負担額は、相当にその割合が大きいのであるが、これを念頭においても、なお製糸女子労働者の賃金は一般の水準に及ばないのである。即ち、前述の製糸女子労働者の現金給与とそれ以外の給与を合計した推計賃金 2,814 円は、当時の製造工業女子労働

者の現金給与額 3,221 円 (1948 年 11 月、毎月勤労統計調査結果中、現金以外の給与をふくまぬ額) の 88% にすぎない。従つて、製糸女子労働者の相対的な賃金の低さは、寄宿労働者が多く、経営者の寄宿に対する経費の負担を算入してもなお否定できぬ現状であると云つてよいであらう。

なお、ここにもう一つ注目すべきことは、私共の調査した殆どすべての製糸工場では、寄宿する労働者一人当り、経営者側の補助額幾らと云うことが労働者にも経営者にもはつきりしていなかつたことである。そして正当な賃金として支拂われるべきものを労資共様の恩恵的補助として認識している傾向がみられた。

ロ、その他の現物支給

大抵、盆と暮の 2 回、又は年末 1 回、何か現物を以て女子労働者に対する賞與としている工場が多い。1948 年中に支給された現物給与を調査した結果、20 工場中、全然なかつたところは 6 工場であつた。支給方法としては、年末及び盆の賞與として與えるものが最も多く、勤続や、精勤、作業成績等により品物に等級をつけている。例えば、D 工場では勤続 3 年以上のものにはフエルト草履と毛糸 1 ポンド、を年末に與えており、M 工場では盆の時にホームスパン、暮にトランクと洋傘を支給している。又、S 工場では 3 年勤続者に銘仙 1 反、1 年精勤者には毛布 1 枚年末に支給した他、毎月、繰糸工の成績のよい組に対して、例えば 1 等だて巻、2 等シャツ、3 等下駄と云う様に各人に與えている。その他、毎月、又は 3 月に 1 回等定期的に工場の副産物である石けんやさなぎ油を少量づつ支給している工場もあつた。

要するに、当時の時價にして年 2,000 円位が最高となつており、上述の相対的な低賃金を償う程のものでないことは明らかである。

Ⅱ 製糸工場の賃金制度

調査した 20 の製糸工場では、一工場を除いては、すべて就業規則の別規定として賃金規則を持っていた。その中 8 工場は、工員と職員とそれぞれ異つた賃金規則を定めており、その他のところでも賃金制度が両者で区別のあるところが大部分であつた。ここでは女子の大部分をしめる工員の賃金を主としてみることにしたい。

イ、賃金の支拂

現在では、一般に現金で毎月、定期に本人に直接支拂われている。併し、職員は月給制であり、工員 (大部分の女子は工員) は日給制である。

調査したすべての工場で、賃金の支拂いは月の 20 日前後と定められており、すべて定期の賃金は現金で支拂われていた。只、職員は月給制であり、工員は日給制であることはすべての工場に共通であつた。前述の様に製糸工場では女子は殆ど大部が工員であるから、女子は大抵が日給者である。その日給の計算の単位は 1 日実働 8 時間であり、遅刻、早退等はすべて時間制で賃金から差引かれている。従つて日給制とは云うものの、実際には時間給であると云うことができる。一例を示すと、

Ⅲ 工場 賃金規則

第 〇 條 日給者にして 1 日の実働時間が所定実働時間に満たない場合は、その不足する時間に対して前條二項による時間割額、(「家族手当を除きたる金額を 1 日の所定時間数で除した金額」) を減じた額を支給する。

以上の様に明文にした規則がないところでも、工員の賃金台帳、出勤簿の調査をした結果は、いづれも時間制で賃金の計算をしていた。

ロ、製糸工場の賃金形態の概況

製糸工場の賃金体系は工場によりそれぞれ異つたものを持つていますが、大別すれば、基本給、能率給、諸手当となる。第 36 表は調査した 20 工場がどんな賃金内容を持つていたかを示したものである。

第 36 表 工場別賃金体系概況 1949 年 2 月 婦人少年局調

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ	タ	備考
賃金の種類	基本給	能率給	職務給	時間外労働手当	特別勤務手当	出勤奨励手当	勤続奨励手当	技能奨励手当	家族手当	物価手当	通勤手当	住宅手当	食事手当	地域手当	不就業手当	その他の手当	◎は全工員に共通な賃金 ○は一部従業員に適用される賃金
総数	20	20	9	19	6	16	12		20	8	7	4	3	1	19		
A	◎	◎	○	◎	○			○	○		○			◎	○		
B	◎	◎		?		◎			○								
C	◎	◎		◎		◎			○	◎			◎		○		
D	◎	◎	○	◎	○	◎			○	◎	○		◎		○		
E	◎	○	○	◎		◎		○	○	◎					○	◎	
F	◎	○	○	◎		◎		○	○		○				○		
G	◎	○	○	◎		◎	◎		○	○	○				○		
H	◎	○		◎		◎	◎		○						○	○	
I	◎	◎		◎		◎	◎		○						○		
J	◎	◎	○	◎					○		○				○		
K	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎		○						○		
L	◎	◎	○	◎	○				○		○				○		
M	◎	◎		◎		◎	◎		○		○		◎		○		
N	◎	◎		◎		◎	◎		○	◎		○			○		
O	◎	◎	○	◎	○	◎	◎		○	◎		○			○		
P	◎	◎		◎		◎	◎		○	◎		○			○		
Q	◎	◎		◎		◎	◎		○			○			○		
R	◎	◎		◎		◎	◎		○	◎					○		
S	◎	◎		◎		◎	◎		○						○		
T	◎	◎	○	◎	○	◎	◎		○						○		

註 イ) 基本給 年齢勤続及び経験等に基づいて決定される賃金の総称、年齢給、勤続給能力給等をさす。

ロ) 能率給 仕事の出来高成績等労働者の能率により決定される賃金

ハ) 職務給 従事する職務の性質及び種類により支払われる賃金、例えば課長係長等の責任的地位に対するもの副署夜警、汽罐等特に汚染危険高熱等を行う業務に対する特別の賃金も含む。但し繰糸再繰等能率給の配分に職務による区別のある場合はロ) 能率給に入れた。

ニ) 時間外労働手当 早出、残業休日労働に対する手当

ホ) 特別勤務手当 本業務と外の業務に従事したものに支払われる手当

ヘ) 出勤奨励手当 1 カ月又は 1 年の皆勤者又は精勤者に対して支払われる賃金

ト) 勤続奨励手当 勤続給以外に何年以上勤務したものに対して特に支払われる賃金

チ) 技能奨励手当 特に繰糸工などの技能優秀なものに対して個人又はグループに支払われる手当

ヨ) 不就業給 実際に労働しないが支払われる賃金例えば年次有給休暇手当など。

る。これによると、どの工場でも採用しているものは、基本給、能率給、家族給、時間外労働手当、不就業給、であり、出勤奨励手当、勤続奨励手当も相当普へん的である。基本給については後述するが、年齢、勤続、学歴等によつてきめられる賃金を総称したものであり、家族給と共に生活給的な性質をもつたものである。能率給は、製糸工場の賃金体系中、特に注目されるべきもので、いわば出来高給であり工員、特に繰糸工の賃金はどの工場でも作業成績によつて賃金に等差をつけている。これについても後で詳しく説明するはづである。出勤奨励給は、皆勤者又は出勤のよいものに与えられる手当で、前述の様に基本給が時間給であり、更に能率給が出来高給であるのに、尙、出勤を奨励するための手当がつくところが多いのである。ちなみに、この調査によると、製糸女子労働者の出勤率は 94% である。

ハ、基本給の決定基準

製糸工場の工員の基本給は年齢を基準にするもの最も多く、勤続これにつぐ。製糸工場では工員の基本給は日給であるが、その決定の基準は第 37 表の通りである。これによると、20 工場中 19 までが年齢をその一要素としており、勤続を問題としているものが 11 工場ある。学歴、経験等はそれに比して問題にされていない。これは製糸工場では、義務教育をおえた新卒業生を最も多く採用することになつており、繰糸の技術は各工場で養成すると云うのが一般であるためであらう。又、例は少いが、性別を以て基本給算定の一基準としている工場が 20 中 3 工場あつたのは注目すべきであらう。

第 37 表 製糸工場工員の基本給の決定基準

1948 年 11 月 婦人少年局調

決定基準の種類	20工場中
決定基準中年齢をとつているもの	19
" 勤続をとつているもの	11
" 経験をとつているもの	3
" 学歴をとつているもの	5
" 性別をとつているもの	3

第 38 表 製糸工場工員の基本給決定基準の組合せ

1948 年 11 月 婦人少年局調

決定規基準の組合せ	20工場中
年齢・勤続	6
年齢・勤続・学歴	4
年齢・経験	2
年齢	4
年齢・経験・学歴	1
性	1
年齢・性	1
年齢・性・勤続	1

以上は各決定基準を個々にみた結果であるが、各工場ですれ等の基準をどう組合せて基本給を決定しているかをみると第 38 表の通りである。これによると、年齢と勤続、を組合せたものが最も多くそれに学歴を加味したもの、及び單純に年齢のみを問題にしているところがそれについて多い。

年齢と勤続年数を組合せて基本給を決定している一例を示すと下表の通りである。この表によれば年齢 20 才までは勤続 1 年毎に日額 8 円 50 銭昇給することになる。併し、勤続 10 年以上、年齢 25 才以上の昇給の基準ははつきり決つていない。年齢と勤続年数によつて基本給の決定をしているとこ

ろは、その額に学歴の差があるだけで大体これに近い規則を持つている。

第 39 表 R 工場工員基本給額表(日額)

1949 年 2 月 婦人少年局調

勤続 年 齢	1 年 未 満	1 年 以 上	2 年 以 上	3 年 以 上	4 年 以 上	5 年 以 上	6 年 以 上	7 年 以 上	8 年 以 上	9 年 以 上	10 年 以 上
14 才以上 15 才未満	50.00	51.00									
15 " — 16 "	52.00	53.00	55.00								
16 " — 17 "	54.00	55.50	57.00	58.50	60.00						
17 " — 18 "	56.00	57.50	59.00	60.50	62.00	63.50					
18 " — 19 "	58.00	59.50	61.00	62.50	64.00	65.50	67.00				
19 " — 20 "	60.00	61.50	63.00	64.50	66.00	67.50	69.00	70.50			
20 " — 22 "	62.00	63.50	65.00	66.50	68.00	69.50	71.00	72.50	74.00		
22 " — 25 "	64.00	65.50	67.00	68.50	70.00	71.50	73.00	74.50	76.00	77.50	
25 才以上	66.00	67.50	69.00	70.50	72.00	73.50	75.00	76.50	78.00	79.50	81.00

二、製糸工場の能率給制度(註 1)

製糸工場では、繰糸工を中心としていすれの工場でも複雑な能率給制度を採用している。上述の様に、製糸工場の基本給の決定は年齢、勤続を主としており、労働者の職種によつて基本給を決定するところはない。一方、能率給については、作業加給金として職種によつてその内容や決定方法が異なつていところが多い。例えば、

A 工場では能率給の全工員平均額 81 円 40 銭は前月の生産によつて本社で決定されるが、工場内の職種別の配分率は下表の様に異なつてい。

又、K 工場の職種別作業給は下表の様にきめられてい。

A 工場工員能率給配分率 1949 年 2 月

業 務	重 点 率	2 月 の 能 率 給 平 均
繰 糸	100	30.86
再 繰	95	29.33
教 婦	100	30.86
業 婦 ¹⁾	88	27.02
業 員 ²⁾	117	36.11

註 1) 業婦は繰糸再繰、教婦以外の工員
2) 業員は男子工員

K 工場作業給 1949 年 2 月

職 務 別	金 額 (日 額)
繰糸勤務	平 均 10 円
揚返勤務	平 均 7 円
繰糸、揚返以外の女子勤務	平 均 7 円
女子以外の男子勤務	平 均 25 円

調査した 20 工場についてみると、この例の様に職種別で異つた能率給をきめていところが多い。

- 1) 繰糸、再繰糸その他の職種によつて能率給額を異にする場合
- 2) 繰糸、再繰糸のみに能率給制度適用

14 工場

8 "

B) 繰糸のみに能率給制度適用

3 //

計

20 //

となる。ただ、繰糸工については、調査した全工場が能率給制度を採用しており、再繰糸工については 17 が採用している。その規定の内容をみても、いづれも繰糸工の能率給が中心となつてゐる。それについては厳密な検査と複雑な計算が明瞭に規定されている場合もあるが、賃金規定中には明文になつていない所も多い。繰糸工は製糸工場で最も重要な職種であり、その生産は機械の力よりむしろ労働者の細かい手先の仕事に依存しており、作業成績の測定が重要であると同時に、その測定が他の仕事に比して最も容易であるところからこの様な能率給制度が生れたのであらう。

以上の様な理由で、ここでは主として繰糸工を中心として製糸工場の能率給について考えてゆくことにしたい。

註 1) ここにいう、能率給とは純粋に生産量の増加、労働能率の向上を標準とするものをさす。多くの工場で作業奨励給、作業加給金とこれをよんでいる。

(1) 繰糸工能率給の決定方法

繰糸工は、その仕事の成績を質、生産量、原料使用量の三つの面から厳密に検査、採点される。そして各人の得点により、一定枠内の作業加給金（能率給）を各労働者に按分すると云う方法がとられている。今、便宜上これを三つの段階に分けて考えてみることにしよう。

(イ) 繰糸工全員に対する能率給総額の決定基礎

(ロ) 能率給個人別配分法

(ハ) 作業成績採点法

(イ) 繰糸工全員に対する能率給総額の決定基礎は、調査の結果では第 40 表の通り、大体四つの型に分類することができる。

第 40 表 繰糸工能率給額の決定基礎

1949 年 2 月 婦人少年局調

能 率 給 額 の 決 定 基 礎	工 場 数
総 数	20
1. 全員の能率給の平均額が一定している	13
2. 本社で各工場の前月の成績により能率給の平均額を按分し毎月決定指示するがその金額には一定の枠がある。	(同一会社) 2
3. 工場の基本給総額を基礎として能率給総額を決定する。	3
4. 工場全員の賃金総額から基本給と諸手当を差引いた額を能率給総額とする。	2

(i) 全員の能率給の平均額が固定している場合 例えば

G 工場、賃金規則第 X 條で「繰糸工具に対し、本給の他に能率給を支給す。但所定労働時間に対し 1 人 1 日当り能率給平均額を 28 円とする。」

と規定している。従つて、

$$28 \text{ 円} \times \text{人員} = \text{能率給総額}$$

となり、これを各人の成績によつて按分する。この様に、賃金規則などで能率給の平均額をはつきり規定している場合が多い。併しその額は工場によつて非常にまちまちである。これについては後に述べる。

(ii) 本社で各工場の前月の成績により、能率給の平均額を決定する場合

L 工場：工員賃金規則で繰糸工の能率給は、「工場の作業成績を勘案して、次の範囲において本店にて査定せられたる額とする。本査定は毎月行う。作業延人員 1 人につき最高 35 円、最低 30 円。各人の能率給は作業成績に応じて定める。」となつてゐる。これは能率給の平均額が月により幾分は動くが、一定の枠があり、その会社全体としてみれば、能率給の平均額は固定している例である。従つて (i) の場合の一種の変型とみることができる。

(iii) 基本給総額を基準として能率給額を決定する場合

Q 工場：賃金規定で「作業奨励手当」の率を「日給雇員の基本給合計額の三分の一を本手当の総額とし、各自成績を調査採点の上、按分して支拂う。」と規定している。この「作業奨励手当」とは純粋な能率給の他に勤続賞と勤務賞（出勤手当）とが加つてゐる。従つて、

$$\text{能率給総額} = \frac{\text{基本給総額}}{3} - (\text{勤続賞} + \text{勤務賞}) \text{ 総額}$$

と云うことになる。

O 工場：

$$\text{能率給平均日額} = \text{基本給の } 75\% \times \frac{42}{100} + 8 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}$$

この計算の根據ははつきりしないが、徒らに計算を複雑にしている感がある。

この様に、計算法は異つても、その基礎が基本給におかれてゐる点で、この能率給にも一定の枠があると云うことはできる。

(iv) 平均賃金総額から平均基本給及び諸手当の總和を差引いた額を能率給の平均額とする場合 例えば

M 工場：賃金規則の奨励加給金規定の中に「作業給（能率給の意味）は繰糸工の平均賃金より出勤手当及び基本給料を控除したる金額を第〇條に定める採点法によりその総合点に按分して支給する。」とある。この場合、平均賃金は一定しているから、能率給の平均は大体一定しているものとみて差支えないであらう。

以上の様にみえてくると、能率給のみから云えば、單純な出来高給制のものはない。そして能率給の総額は一定の枠内におかれており、これを基礎にして能率給総額を算出し、各人の成績に応じてこれを配分すると云うことにおいては、どの工場も大差がない。では

(ロ) 能率給の個人配分方法は如何か。調査の結果は大体次の二つに分類することができる。(★)

(i) 工場により、その表現の方法は色々であるが、要するに表中の算式の様に各自の得点により、按分する方法によるものが 20 中 15 もあることは注目すべきである。先ず 1 点の賃金率を算出する。

(★)

能率給の個人別配分法		20 工 場 中
i	$1 \text{ 点当り能率給} = \frac{1 \text{ 時間当り能率給} \times \text{延実働時間数}}{1 \text{ 月の得点の総和}}$	15
	各人の能率給 = 1 点当り能率給 × 各人の 1 月の得点	
ii	$\frac{1 \text{ 月の得点の総和}}{\text{総人員}} = \text{平均得点を基礎に一定の等級別の人員の割合に各人を当てはめる}$	5

原則として、上記の平均能率給は 1 日 8 時間労働に対して支拂われるものである。これを時間当りに平均し、労働延時間数（総人員）を乗じて、能率給総額を得る。次に、各人のその月の得点総和でこれを割ると一点の價が出る。個人の得点を 1 点の賃率に掛けると、各人の能率給となる。従つて、平均額が一定しているから労働時間が同一である場合、分母である得点の総和（全労働者の能率）が増加すれば一点の價が下り、逆に得点の総和が減れば一点の價が上ると云う関係にある。つまり、全体としての得点の増減は個人の能率給に影響しない。只、仲間よりずばぬけて良い成績又は悪い成績の時にはじめて能率給としての意義が出てくることになる。

(ii) の場合は、例えば別表 H 工場の例の様に能率給の等級と之に属すべき人数の比率が一定して

H 工場、能率給の配分表

級 別	能率給月額	人員割合
1	26.50	5%
2	24.80	5
3	23.10	10
4	21.40	15
5	19.70	30
6	18.00	15
7	16.30	10
8	14.60	5
9	12.90	5
計 平均	19.70	100

いるものである。月間の得点の総和と人員から平均得点を算出し、各人の得点のそれからの偏差により、等級を決定すると云う方法である。この方法でも、やはり全体としての能率が増進して平均得点数が高くなつても、各人の能率給は増加しないしその逆の場合も能率給は低下しない。只例外的に個人の能率が上下した場合にのみ、その能率給が動くのである。

以上二つの方法は、その具体的な方法こそちがえ、一定の枠内に定められた能率給総額を、労働者が互に奪い合うと云う結果になつていくと云う点では同一である。この方法は、原料繭の良否によつて賃金が余り影響されないように工夫されていると云うことが云える。併し一方では、全労働者の努力により生

産が上昇した場合、能率給の存在で労働者の努力が相應に報いられると云うことなく、むしろ相互の競争意識を高めることに役立つ。後に労働時間の項でも述べるが、少しでも規定労働時間中の能率を上げようとする女子労働者が、作業開始前早朝から、又終業後まで機械や仕事場の整備をする云う姿が殆んど調査工場にもみられた事実は、以上の事を示す一面と云つてよいだらう。

(ハ) 作業成績の採点法 各人の能率給配分の基礎となるものは上述の様に各人の得点である。その成績の検査、採点は厳密であり複雑である。採点の方法は工場により多様であるが次の点で大体共通するものがある。

(i) 繰糸（糸の生産量）、糸欠（一定量の繭から生産する量）、品位（糸の質、糸の標準の太さ、切断、光沢、類節など）の三つの面から採点すること。

(ii) 以上の三つの面のどれに重点をおくかはその時の需要により異なるが、重点のおかれたものに点数が多くなるように採点すること。

以上の事はどの工場でも実施しているが、各工場の具体的な方法を羅列することは煩しすぎるから次に代表的な例をあげてその複雑な採点法の一端を示そう。

○工場の例：

(a) 繰目（1 日に生産した糸の重量）

全員の平均糸量を 10 匁こえる毎に + 15 点

〃 10 匁下る毎に - 15 点

(b) 糸目（一定量の繭からとつた糸量）

全員の平均糸目を 1 匁こえる毎に + 20 点

〃 1 匁下る毎に - 5 点

(c) 品位

○デニール（糸の太さ、標準は 21 中）

21 中 ± 1 は + 150 点

21 中 ± 2 は + 40 点

21 中 ± 3 は - 10 点

21 中 ± 4 は - 60 点

21 中 ± 5 は - 100 点

21 中 ± 6 以上は - 150 点

○切断（一定の長さの糸につき）

1 - 5 回は + 20 点

6 - 10 回は + 15 点

11 - 15 回は + 10 点

16 - 20 回は 0

21 - 30 回は - 10 点

30 回以上は - 30 点

○類節（一定の長さにつき）

つなぎ節 4 - 5 は - 30 点

○光沢

上は + 10 点

別は - 10 点

以上の様に、各人の生産した糸は厳密に採点される。調査当時は、糸の質より量に重点がおかれていたために能率給の総額を 100 とすると繰目と糸目は工場では各 40%、品位は 20% として按分されていた。

(2) 繰糸工能率給の賃金中にしめる割合

調査した 20 工場について、1948 年 11 月現在の繰糸工の平均現金給与額に対し、能率給の平均額がどの位の割合をしめているかを算出すると、第 41 表の通りとなる。能率給が賃金の中で 20% 未満の工場は少く、約半数は 40% 以上の割合をしめている。

参考に、同年 8 月、労働統計調査部が実施した賃金構成調査の結果をみよう。これによると、製造

第 41 表 繰糸工の賃金中にしめる能率給の割合
1948 年 11 月 婦人少年局調

1) 能率給支給総額	工場数
10% 未 満	0
10 — 20 未 満	2
20 — 30 "	3
30 — 40 "	4
40 — 50 "	5
50 — 60 "	3
60 — 70 "	1
70 — 80 "	1
80 — 90 "	0
90 — "	1
計	20

註 1) 関東製糸工場 20 について、繰糸工の平均賃金中に占める能率給額の%

工業の賃金中「奨励給」の占める率は平均 17.2%、紡織工業の平均は 14.1% である。この結果は事業所全体の賃金（職種別、男女別なし）についてであり、又、この「奨励給」は、生産能率給の他に精勤手当等を含まれている。従つて、前述の繰糸工の能率給（生産能率に対する給與）とは直接比較は出来ない。併し、その差を念頭において、繰糸工の能率給の賃金中にしめる比重は相当重いものであると云う事は否定できない。

以上調査の結果として繰糸工の能率給については次の事実が見出された。

(1) 繰糸工の成績は厳密な検査により、複雑な方法によつて採点される。

(2) 各人の能率給はその得点により、能率給の総額を按分する。

(3) 能率給の総額には一定の枠があり、各人の成績が平均から偏差する事によつてのみ能率給の意味がある。従つて、労働者は相互に能率給の奪合いをしている結果になる。

(4) その能率給の賃金中にしめる比重は相当重くなっている。

第 三 章 製糸工場の女子の労働時間

— 労働時間—休憩時間—労働日数—年次休暇—生理休暇—妊娠、出産、育児
に関する休業—その他の一般的休暇—

I 労働時間

調査実施当時の 1949 年 2 月現在では、20 製糸工業の労働時間に関する規定は次の様であつた。拘束時間は 9 時間が 17 工場、9 時間 10 分が 3 工場であつた。実働時間は B 工場以外はすべて 8 時間であつた。B 工場では規定は一應実働 8 時間となつていたが、毎日必ず 30 分の時間外労働をさせることにきまつていた。その割増賃金は本給の中に繰入れてあると云つていたがあいまいであつた。

一般工員の作業開始は 7 時 30 分が最も多く、一番早い所で 7 時、遅くも 8 時には始業している。従つて終業は 16 時 30 分前後が一般的であり、最も早く終る工場は 16 時 10 分遅いところでも 17 時には終業する。但し冬期はこれより 30 分位始業、終業をずらしているところが相当あつた。当時、工場では交替制はとつていなかった。

以上是一般工場労働者の労働時間であるが、煮繭工は仕事の関係で一般より 30 分乃至 1 時間 30 分早く就業し、それだけ早く仕事を終っている。又、炊事は二交替の規定をしている工場が多く、早出は一般の始業より 1 時間乃至 2 時間早く、遅出は一般より 30 分乃至 1 時間遅くなっている。併し、拘束及実働時間数は一般と同じである。

以上に述べた規定の下で、製糸女子労働者は実際何時間働いているであらうか。1948 年 11 月の賃金支拂日に賃金の支拂を受けた各女子労働者のその月の総実働時間数を賃金台帳で調査し、各人の出

勤日数で割つた平均 1 日の実働時間数を算出した結果、第 42 表の様な分布表を得た。又、その各人の 1 日平均実働時間を人員で割つて全員の平均 1 日実働時間を算出した。その結果によると、平均 1

第 42 表 製糸工場日労働時間別職種別労働者数及び平均労働時間数²⁾

1948 年 11 月 婦人少年局調

職種別 労働時間別	総 数	繰 糸 工	揚 返 工	其 の 他	教 婦	事 務 員	タ ス イ ビ ト	交 換 手	榮 養 士	炊 事 婦	看 護 婦	寮 母	雑 役
平均労働 時 間	8	8	8	8	8.8	8	8.1	8	8.2	8.1	8	8.1	7.9
総 数	5,370	3,947	537	357	131	157	5	2	2	107	17	18	81
6時間未満	3	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
7 "	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
8 "	78	53	6	5	3	5	-	-	-	2	1	1	2
9 "	5,268	3,885	531	361	122	149	15	2	2	100	16	16	79
10 "	12	7	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-
11 "	6	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	1	-
12 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12時間以上	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-

註 1) 1 日労働時間数は 1948 年 11 月の賃金支払日に支払を受けた、全女子労働者各人のその月の総労働時間数をそれぞれのその月の出勤日数で除した時間数を指す。

2) 平均労働時間数は前項の各人の 1 日労働時間数を全女子労働者について総計しその労働者数で平均した時間数である。

日実働時間 8.0 時間である。そして女子労働者の大部分は 8 時間以上 9 時間未満の平均実働時間であるが、1 日平均 9 時間以上働いているものが 5,370 人中約 2% あつた。

次に、これを職種別にみると、工場に働く繰糸、揚返（再繰）、其の他工員、事務員は平均 7.9 乃至 8 時間で最も短かく、教婦 8.8 時間、栄養士 8.2 時間寮母、炊事婦は 8.1 時間となつている。各人の 1 日平均実働時間をみても、教婦、炊事婦、寮母などの中には 11 時間以上働いているものがみられる。これは、出勤率により、調査した結果であるから、賃金との関係上実際の労働時間と必ずしも一致するものではないと思われる。併し、工場労働者については、早退、遅刻なども厳重に出勤簿に記入されている工場が大部分であり、工員待遇のこれ等女子労働者の労働時間は相当信頼してもよい根拠を持つている。

II 休憩時間

20 工場を調査した中規定として休憩時間は 1 日 1 時間 18 工場 1 時間 10 分 6 工場、1 時間 15 分 1 工場であつた。1 工場を除いては、その休憩時間は、午前と午後に 10 分乃至 15 分の正午に 20 分乃至 50 分と分割して與えられている。午前、午後の休憩時間なく、正午に 1 時間休憩しているところは 1 工場であつた。

この時間は、自由な時間で作業を一斉にやめて休憩していた。併し、或る工場では、休憩時間に交

替で女子労働者が作業場の便所掃除をしていた。しかも、それについては時間外労働の手当もつかず女子労働者自身少しもあやしまずにやつていた。

■ 製糸女子労働者の労働日数

イ、女子労働者の実働日数

1948年11月賃金締切日現在で、その月の各人の実働日数を調査した結果は第43表の通りである。11月の所定の労働日数は26日（10月の最後の賃金締切日から数えるから）であるが、平均実働日数は23.4日、出勤率92%となる。各人の出勤日数を調べても、大部分が25日以上である。

第43表 労働日数別労働者数

1948年11月 婦人少年局調

日 数 別	実 数	%
平均労働日数	23.4	-
調査人員総数	5,370	100
5日未満	45	0.8
5日以上10日未満	87	1.6
10日以上15日未満	143	2.7
15日以上20日未満	245	4.6
20日以上25日未満	1,370	25.5
25日以上	3,483	64.8

註1) 1948年11月の賃金支払締切日におけるその月の各人の労働日数を指す。遅刻、早退は全労働時間を1として少数として計算した。

2) 平均労働日数は全女子労働者の労働日数を総計したものを全女子労働者数で除した数である。

■ 製糸工場の休暇

イ、年次有給休暇

調査した20工場のすべてが就業規則中に年次有給休暇に関する規定をもうけている。それによると、殆どの工場が労働基準法第三十九條の規定と同一の内容である。

ロ、生 理 休 暇

(1) 製糸工場における生理休暇に関する規程

調査した20工場の結果では、18の製糸工場では就業規則、労働協約等で生理休暇に関する規定をもうけてあつた。併し、その内容は、一般的で労働基準法第六十七條の内容以上に具体的なものは殆どない。例えば、

A 工場の就業規則第X條では

次の場合には休暇を受けることができる。(1乃至3項省略)

「4. 女子従業員が生理日に請求したとき」と單純にきめてあるにすぎない。

又、O工場の就業規則第X條では

「女子従業員で生理日の就業が著しく困難なる場合には生理休暇をとることができる。」となつている。

従つて、請求の手續については明文で規定されているところは全くない。具体的に如何なつてゐるかを調べると、左の様に大体半数は口答である。書類手續としては願を出すところと、單に届を出すところとある。ここでは生理休暇願の一例を示すに止める。

手 続 方 法	20工場中
はつきりきまつていない	4
書類手續	5
口 答	11

工場例

右ノ者願出ノ如ク至自 証 明 書

昭和二十二年 月 日

生理障害ノ爲欠勤御許可相成度左記証明相添へ

許可印 課長 係長 係員 係員

私 儀

日 事 実 生 理 障 害 ナ ル コ トヲ 証 明 ス

右 証 明 者 寮 看 護 婦 母 婦

第 工 場

生理休暇請求手續先としては、20工場中

職場の責任者 (男).....9
衛生管理者 (男).....1
教 婦 (女).....2
看 護 婦 (女).....2
寮 母 (女).....3
きまつていない.....4

となり、半数が男子の職場責任者であることが注意される。又、その手續のきまつていないものが4工場もあることから分るように、この様な工場では、生理休暇の規定はあつても殆どとるものがな

いと経営者側では語っている。

生理休暇と給與の關係を調べると、20 工場中 16 は無給であつた。有給のところでも、1 日だけ有給とか基準賃金の 6 割乃至 5 割と云うようにきめている。

生理休暇の日数を限定しているところは少く、6 工場であり、その中有給のところは 2 工場である。日数を限定している場合の日数は 2 日と 3 日である。

次に、女子の生理日のために職場でどのような効果をとつてゐるかを調べた結果は、殆んど、どの工場でもみるべきものがなかつた。僅に 1 工場で、繰糸、揚返の職場には 1 人 1 個の椅子がそなえてあつた。又、他の 1 工場では生理日の就業困難なものに対してホルセン注射を実施していた位なものであつた。

(2) 生理休暇の請求状況

以上の様な規定の下で、20 工場の女子労働者が生理休暇を如何に利用しているかをみよう。経営者に質問した結果では、規定はあるが、これを利用して休暇を請求する者が全くないものが 9 工場もあつた。請求をしているところでは月平均の最高は 5%、最少 0.6% で、大体 2 乃至 3%、請求日数は平均 2 日である。

生理休暇の利用者が全くない一、二の例をあげてみる。

1 工場の例：就業規則、労働協約で生理休暇は認めている。

経営者側「今までに生理休暇を申出たものはない。年次有給休暇が多いので（最大 1 年に 20 日）それを使つてゐるのでしょう。」

労働者側「最初の頃、その手続きのきまりに従つて職場の上司に認可を申出たが『休むと生産に影響するから』と意識が高まつてから』と云われ、それ以後請求したことがない。」

又、本調査のため調査員が個人別質問調査票記入を依頼したところ、或る女子労働者は生理休暇に関する質問事項を指して「この工場には生理休暇はないのですが何を書くべきでしょう」と質問した。

2 工場の例：

生理休暇は規定として明文にはなつていないが、申出れば休暇を与えることにしていると経営者側は云つてゐるが、実際にとるものはいない。併し、誰にどんな方法で手続するか不明瞭であり、現場の責任者は一人を除き全部男子である。

これ等の例は、生理休暇の利用されていない工場の諸事情の一端を示していると云うことができよう。

(3) 女子労働者は生理のために休むか

上述の様に、生理休暇は余り利用されていないが、実際に製糸工場の女子労働者は生理のために休む必要はないであらうか。個人別質問票（附録、調査票参照）によつて次の質問に対する回答から、それを窺つてみよう。

(1) 先月生理のため幾日休みましたか。

(イ) 全然休まない。

(ロ) () 日休んだ（日数を書き入れる）

先月生理のために幾日休みましたか。に対する回答をみると第 44 表の通りである。これによると回答したもの 7.5% が生理のために休んだと答えている。これは工場別には可成差がある。最少 1.1%、最高 18.9% となつてゐる。併し、どの工場でも、生理休暇を請求した人数の割合より、(前

項参照) 実際に生理のために休んだ人数の割合の方が高くなつてゐる。殊に、生理休暇を請求したものが全然ないと云う工場で、生理のために休んだ者が 10% 以上になつてゐる。生理のために休んだ

第 44 表 先月生理のため幾日休みましたか

1949 年 2 月婦人少年周調

工場別	生理休暇 調査人員	実 数			%			
		調査人員	生理のため休んだ	無 記 入	総 数	生理のため休んだ	生理のため休んだ	生理休暇の請求
調査人員総数		4,814	3,760	751	100	92.5	7.5	-
A		280	217	50	100	94.3	5.7	不明
B		113	67	36	100	87.0	13.0	0
C		198	153	39	100	96.2	3.8	不明
D		231	180	40	100	94.2	5.8	1.6
E		179	129	30	100	81.1	18.9	0
F		213	187	20	100	96.9	3.1	5
G		373	299	58	100	94.9	5.1	0
H		238	177	44	100	91.2	8.8	0
I		111	83	21	100	79.8	20.2	0
J		157	107	40	100	91.5	8.5	2
K		322	261	45	100	94.2	5.8	0
L		575	452	92	100	93.6	6.4	0.6
M		258	185	45	100	86.9	13.1	-
N		295	253	36	100	97.7	2.3	-
O		63	55	7	100	98.2	1.8	0
P		234	174	28	100	84.5	15.5	-
Q		201	153	27	100	87.9	12.1	3.0
R		323	273	47	100	98.9	1.1	0
S		239	209	26	100	98.1	1.9	-
T		211	146	44	100	87.4	12.6	0

註 %は調査人員から無記入数を除いた数を 100 とした割合。

第 45 表 生理のために休んだ日数

1949 年 2 月婦人少年周調

生理のため休んだ日数別	実 数	%
総 数	303	100
1 日 未 満	42	13.9
1 日	122	40.3
2 日	77	25.4
3 日	28	9.2
4 日	12	3.9
5 日 以 上	2	0.7
日 数 不 明	20	6.6

ものが、生理休暇を請求して休んだものの率より高くなつてゐると云うことは、生理休暇の実施状況の一端を語るものと云えよう。

次に、これ等生理のために休んだ者が何日休んでいるかをみよう。第 45 表によると、最も多いのは 1 日、であり、2 日がこれに次ぎ、大多数は 2 日以内である。併し、3 日、4 日と休んでいるものも相当ある。

(4) 生理休暇についての女子労働者の意見

製糸工場では、繰糸工、揚返工など大部分の職場は 1 日立つてゐる仕事である。「大部分の労働時間が立業」の業務は女子年少者労働基準規則第十六條で、労働基準法第六十七條の規定による生理に

有害な業務となつてゐる。これは製糸女子労働者自身は如何考えているだらうか。前掲、女子労働者個人別質問票の次の質問に対する回答によつて考察してみる。

問題 (4) あなたは生理休暇を必要と思いますか。

(イ) はい、必要と思います。

(ロ) いいえ、必要でないと思います。

(5) 何故必要と思いますか。

先づ、(4) 生理休暇を必要と思いますかに対する回答は第 46 表の通りである。生理休暇は必要と答えたものの割合は工場によつて開きがあり、40% 乃至 96% である。全回答者 3,963 人についてみれば、67.6% である。

次に、(6) 何故必要と思いますかの回答は第 47 表に示した。必要と答えた 2,680 人の約半数 1,244 人がその理由をあげている。その回答を理由別に分類してみると、一般的に「婦人の身体をまもるた

第 46 表 生理休暇は必要と思いますか

1949 年 2 月婦人少年局調

	実 数				%		
	調査人員	必要と思う	必要でない	不明及無記入	調査人員	必要と思う	必要でない
調査人員	4,814	2,680	1,283	851	100	67.6	32.4
A	280	113	94	73	100	54.6	45.4
B	113	96	4	13	100	96.0	4.0
C	198	158	15	25	100	91.3	8.7
D	231	88	105	37	100	45.4	54.6
E	179	142	19	18	100	88.2	11.8
F	213	129	55	29	100	70.1	29.9
G	373	213	72	88	100	74.7	25.3
H	238	139	61	38	100	69.5	30.5
I	111	61	40	10	100	60.4	39.6
J	157	79	27	51	100	74.5	25.5
K	322	133	134	55	100	49.8	50.2
L	575	195	289	91	100	40.3	59.7
M	258	176	27	55	100	86.7	13.3
N	295	116	106	73	100	52.3	47.7
O	63	38	13	12	100	74.5	25.5
P	234	157	32	45	100	83.1	16.9
Q	201	163	12	26	100	93.1	6.9
R	323	152	123	48	100	55.3	44.7
S	239	181	32	26	100	85.0	15.0
T	211	151	22	38	100	87.3	12.7

め」と云つた概念的なものは割合少く、(10.7%) それに対し、具体的な理由、例えば、頭痛、腹痛、腰痛、身体がだるい、立つてゐるのが苦痛などと身体的なものが四分の一以上をしめている。ほとんど立業である製糸業で、「立つてゐるのが苦痛だ」と云つてゐるものが、相当あることは注目すべき事と云えよう。

第 47 表 生理休暇は何故必要ですか

1949 年 2 月婦人少年局調

生理休暇の必要な理由	実 数	%
生理休暇を必要と答えたもの	2,680	-
何故必要かを答えたもの	1,244	100
身体的苦痛 （頭痛、腹痛、腰痛の例 身体がだるい 立つてゐるのが苦痛）	181 40 119	14.5 3.2 9.5
精神的苦痛（いらいらする）	95	7.6
一般的（婦人の身体をまもるため）	133	10.7
そ の 他	677	54.5
必要の理由無記入	1,436	-

註 %は必要の理由を記入したものの総数を基準とした。

ハ、妊娠、出産、育児に関する休業

(1) 産前、産後、育児に関する休業規程

先づ、産前、産後の休業に関する規定について、調査した結果は、20工場中、全く規定のないところは僅か 3 工場であつた。その規定の内容は、大体が労働基準法第六十五條の第一項、及第二項の規定通りのところが多い。有給と規定されているところは 18 工場中 8 であり、大半は無給である。

次に、妊娠中の女子を軽易作業に轉換させることについて、就業規則、労働協約などに規定しているところは、20工場中 5 工場である。しかも、その規定の内容は労働基準法第六十五條の第三項と殆ど全く同じである。

第三に育児のための時間に関する規定を調べると、労働協約、就業規則などで特に規定をもうけているところは 20 工場中 13 工場である。その規定の内容は大半が労働基準法第六十六條の規定とほぼ同じである。有給、無給の定めをしているところは少いが、はつきり有給とされているところは 2 工場であつた。

要するに、女子の妊娠、出産、育児に関して、製糸工場の規定は、大体が労働基準法の規定以上のものは殆どないと云つてよい。

(2) 妊娠、出産、育児に関する製糸工場の実情

上述の様な規定の下で、製糸工場の女子労働者の妊娠、出産、育児に関する休業その他の状況は如何であらうか。第 48 表は 20 工場について、1948 年 2 月からさかのぼつて 1 年間の状況を調べた結果である。女子労働者総数 5,870 人に対し、この表中の数はいずれも僅 0.1 乃至 0.2% にすぎず妊娠、出産、育児の該当者が全くなかつた工場が 20 中 11 もある。該当者の中では、妊娠又は出産が原因で退職したものが最も如い。産前休業がこれにつき、その中で産後の休業をしたものはそれより少くなり、更に、産後引き続き勤務して育児時間をとつてゐるものは産前休業をとつたものの半数にみたない。

第 48 表 製糸工場女子労働者の妊娠出産、育児に関する休業等の実状
1948 年 3 月—1949 年 2 月

工場別	産前休業	産後休業	妊娠、出産による退職	育児時間の請求	備 考
総 数	11人	8人	13人	4人	
A	0	0	1	0	
B	0	0	2	0	
C	0	3	0	0	
G	5	0	3	3	他の 2 名も退職可能性大である。
H	2	1	1	0	産前休業 2 中 1 は流産
K	0	0	1	0	
M	1	1	1	1	産前産後休業をとつたものは退職 育児時間請求は別人
P	0	0	1	0	
T	3	3	3	0	
他の 11 工場	全く該当者なし				

註 関東 20 工場について調査結果。

尚、妊娠中の軽易業務轉換者は 20 工場に一例も見出されなかつた。

二、その他の一般的な休暇

定休日、年次有給休暇の他に、工場が一斉に休業する日として、最も一般的なのは、年末年始の休業である。これは 20 工場中 15 工場が 4 日乃至 2 週間休業することを就業規則で規定している。会社の休業も 13 工場が規定しており、日数は 2 日乃至 4 日である。その他国民の祝祭日中 3 日乃至 4 日を休日と定めているところ、労働祭を休業することになっているところも可成多い。これ等はいずれも大休無給である。年次有給休暇と定休日以外の休業について、就業規則で明文となっていない工場も 3 カ所あつた。

第 三 部

製糸工場女子労働者のための諸施設

第 一 章 製糸工場の医療施設

——医療施設の形態と規模——健康診断——

ここでは保健衛生、体育、娯楽、教育等いわゆる厚生福利施設と共に、便所、浴場、食事等の生活のための諸施設について調査の結果を一べつしてみよう。浴場、炊事場、食堂などは主として事業附属の寄宿舎に居住する労働者のために作られてはいるが、大体どの工場でも通勤者もこれを利用してゐるから、両者共用とみなしてここに取上げることにした。

なお、休養施設、例えば休憩室、休憩用椅子、育児室等の設備は、この調査の関する限り、殆んどみるべきものがないのでこれを省略した。

1 医療施設の形態と規模

イ、概 要

一般に我國の工場、事業場附設の医療施設としては、大は各科の診療、治療入院の設備を備えた病院から、小は、臨時出張する嘱託医のみと云うものまでである。関東の 20 製糸工場を調査した結果は、すべてが何等かの意味で医療施設を持っていた。これを、人的、物的両面から総合的に分類すると次の通りである。

第 49 表 A 製糸工場医療施設の形態

1949 年 2 月 婦人少年局調

医 療 施 設 の 形 態	工場数
1) 診療室、病室、薬局等の設備 看護婦専属 3~4 名 毎月出張する嘱託医	4
2) 診療室、病室等の設備、看護婦専属 1~2 名 月又は週に何回と定期的に出張する嘱託医	12
3) 病室又は診療室と臨時必要時に出張する嘱託医	3
4) 報酬を特約した開業医が必要時に臨時出張する、医療設備なし	1
計	20

この様に病院としての形態を備えた大規模な施設は全くない。大体が、診療室と病室を持ち、専属看護婦と、定期的に来診する嘱託医と云つた形態が普通である。事業場附属の医療施設の最低基準は、労働安全衛生規則及び事業附属寄宿舎規程に定められている。これ等の規程に照應して、上述の製糸工場の医療施設の現状をみてゆくことにしよう。

ロ、医療関係従業員

調査した各工場の医療関係従業員の状況を安全衛生規則及び事業附属寄宿舎規程による最低基準に照してみると第 49 表 B の通りである。

医師でない衛生管理者については、20 中 8 工場が、工場及び寄宿舎の規模に応じた基準の人数を持っていない。この医師でない衛生管理者については、看護婦（専属）がやつてゐるところが 8 工場ある。

医師である衛生管理者は、1,000人以下の事業場では最低1人以上を必要とするわけである。これを各

第49表B 医師でない衛生管理者数

1949年2月 婦人少年局調

規模 衛生 管理者数	総 数	50人以上 200人以下	200人以上 500人以下	500人以上 1000人以下
総 数	20	2	15	3
0				
1人	3	2	1	
2人	5		4	1
3人	3		3	
4人	6		5	1
5人	2		2	
6人				

註 1) 数字 欄はその規模の事業場の最低基準衛生管理者数

註 2) 基準は労働基準法労働安全衛生規則及び第一種寄宿舎安全衛生基準による

を置いていない。他の 16 工場はいずれも 1 人以上の専属看護婦がいるが、大多数は 1 人であり、最も多いところで 8 人であった。看護婦 1 人当りの寄宿労働者数は 300 人以上 400 人以下が普通である。前述の様に、ほとんどの工場では医師は時々出張するだけである。又、看護婦が衛生管理者をかねている場合が多く、労働者の大半が寄宿舎に住んでおり、病室の設備を必要とする関係上、看護婦の任務は相当重要である。その反面、前述の様に全く、看護婦のいない工場が 20 中 4 あつた。(中 1 は全員通勤工場) 又、看護婦 1 人の場合が多いが、この場合看護婦は交替ができず、休日がとれないと訴えているものが相当あつた。

ハ、医療設備

医療施設の中、調査した 20 製糸工場で最も一般的なものは診療室と病室であるが、常備薬品のみで診療室も病室も全くないところは 1 工場にすぎない。

事業附属寄宿舎規程の第 33 条で「常時 50 人以上の労働者を寄宿させる場合には病室を設けなければならない」と定められている。寄宿舎を持つ工場は工場を除いてすべて病室を設備している。その規模は各工場でまちまちで、第 50 表の通りである。

構造としては、診療室と病室が他と別に一様になつており、廊下続きで寄宿舎、事業場と連絡しているところが多い。便所は共用のところが多いが、炊事場、食堂などが特別附属しているところは少ない。看護婦の部屋は大抵ここに設けてあつてそこで寝起きしている。

以上の診療室、病室に備えられている医療、看護用器具、及び常備薬品の状況を別表の最低必要な基準に照して三段階に分けてみると第 51 表の通りである。これによると、一般の治療、看護に必要な器具、機械を備えているところは少ない。薬品についても、約半数は最低のものが完備していない状況である。

工場についてみると、20 中 5 工場が嘱託医はつきり衛生管理者としているにすぎない。診療科目は大抵が内科医で全科をかねるものが多い、外科を同時にやる医師が 8 名あつた。

次に看護婦についてみると次表の通りである。調査した 20 工場の中 4 カ所は全く看護婦

看護婦数

看護婦数	工場数
総 数	20
0	4
1	12
2	3
3	1

工場看護婦 1 人当り労働者の人数

看護婦一人当り労働者数別	工場数
総 数	16
50 人以上 100 人以下	1
100 人以上 200 人以下	2
200 人以上 300 人以下	3
300 人以上 400 人以下	10

第 50 表 製糸工場の病室

1949年2月 婦人少年局調

工場別	室 数	一室の畳数	1) 収容能力	労働者数	収容能力 労働者数	備 考
A	4 室	6 畳	8 人	368	2.2%	
B	0	0	0	157	0	設備なし
C	5	12畳×3 6"×2	16	303	5.3	その設備の大半は住居に代用す
D	2	8	4	321	1.2	
E	2	6	2	267	0.7	
F	3	12畳×1 "8×2	10	307	3.3	
G	3	6	6	588	1.1	
H	4	12畳×3 10"×1	15	364	4.1	
I	1	4×5	1	140	0.7	
J	2	6畳、8畳	4	310	1.3	
K	5	ベッド 1 6畳×2 12"×2	13	419	3.1	
L	5	10畳×4 8"×1	14	717	1.9	
M	1	18 畳	6	366	1.6	
N	6	10畳×2 6"×3 8"×1	14	388	3.6	
O	2	12.5×1 8×1	6	579	1.0	他の 1 工場と共用
P	8	ベッド 8	8	424	1.9	
Q	2	12×1 6×1	6	347	1.7	
R	10	10	3	382	2.6	
S	4	6	2	287	0.7	
T	0	0	0	348	0	全員通勤診療室有

註 1) 医療法施行規則第 16 条第 9 項の基準による。

第 51 表 製糸工場の医療設備

1949年2月 婦人少年局調

設備状況	工 場 数	
	1) 医療用 備 品	2) 常備薬品
総 数	20	20
良 好	3	5
普 通	6	6
不 良	11	9

1) 医療用備品についてはその判定の標準は次の通りである。

良好 { 別表「最低必要な診療用機械及び看護用器具」の他にレントゲン、太陽燈、歯科治療用機械等を整備しているもの }

普通 { 別表の「最低必要な診療用機械及び看護用器具」を大体備えているもの }

不良 { 別表の「最低必要な診療用機械及び看護用器具」も充分整備されていない場合 }

2) 常備薬品の判定は別表「最低に必要な薬品」を標準にした。

良好 それ以上である場合

普通 大体備っている場合

不良 標準以下

最低必要な診療用機械及び看護用器具

(i) 一般診療用機械

聴診器、打診器、検温器、舌圧子、巻尺、身長計、血圧計、赤血球沈降速度測定器、尿検査器、遠心器、リトマス試験紙、試験管台、試験管ばさみ、濾紙、顕微鏡及び附属品、消毒用機具、注射器各種、外科治療用具（濃盆、ピンセット、はさみ等）、試視力表、遮眼器、洗眼用受水器、音叉等

(ii) 看護用器具

吸飲器、氷嚢、氷枕、便器、尿器、湯たんぽ、吸入器、灌腸器等

下に示した「最低必要な薬品」が大体整備されている場合は普通、それ以上は良好、それ以下は不良の如く判定し、適当な所に○印を附すこと。

最低必要な薬品

(1) 消化剤(健胃剤)、(2) 下痢、(3) 止瀉剤、(4) 駆虫剤、(5) 呼吸鎮静剤、(6) 鎮咳剤、(7) 発汗剤、(8) 解熱剤、(9) 強心剤、(10) 制汗剤、(11) 止血剤、(12) 利尿剤、(13) 脳鎮静剤、(14) 催眠剤、(15) 鎮痛剤、(16) 殺菌剤、(17) 補血剤、(18) 滋養剤等、

第53表 製糸工場別採用時健康診断実施状況

1949年2月 婦人少年局調

工場別	健康診断	打・聴診	身長	体重	視力	聴力	ツベルゲン検査	検エックス線	赤沈検査	検かくた	その他
A	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	歯、脚気
B	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	胸、脚気
C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	胸、脚気
D	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	胸、脚気
E	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	胸、脚気
F	○	○	×	×	○	×	○	○	○	×	胸、脚気
G	○	○	×	×	○	×	○	○	○	×	胸、脚気
H	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	胸、脚気
I	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	胸、脚気
J	○	×	○	○	○	—	○	○	○	—	胸、脚気
K	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	胸、脚気
L	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	胸、脚気
M	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	胸、脚気
N	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	胸、脚気
O	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	胸、脚気
P	○	×	×	×	○	○	×	×	○	×	胸、脚気
Q	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	胸、脚気
R	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	胸、脚気
S	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	胸、脚気
T	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	胸、脚気
○の総計	18	16	12	12	16	4	10	7	8	2	

註) ○は実施、×は実施せず、—は不明

I 製糸工場の健康診断

労働者を雇入れる時、及び定期的な健康診断についての実施状況は第52表の通りである。労働安全衛生規則第48条、49条及び事業附属寄宿舎規程第31条によつて定められている健康診断の規定

第52表 製糸工場の健康診断

健康診断年回数	定期的	採用時
総数	20	20
0回	0	2
1回	7	18
2回以上	13	—

によると、今回調査対象となつた製糸工場では、採用時には必ず健康診断を行うべきであり、又、寄宿労働者を使用する工場（20中19）では、毎年2回以上健康診断を行う必要がある。この基準に照して第52表をみると、採用時は殆どの工場が健康診断を実施している。併し、寄宿労働者に対する年間の健康診断は、2回にみたないところが相当ある。

更に、健康診断の内容をみると、第53表及び第54表Aの通りである。採用時の健康診断で最もよく実施されているのは、打診、聴診による内臓の検査、視力、身長、体重の検査である。これに対して、結核予防のための検査は半数以下の工場で実施されているにすぎない。かくたん検査も労働安全衛生規則第50条で定められているが、ほとんど実施されていない。

第54表A 製糸工場別定期健康診断実施状況

1949年2月 婦人少年局調

工場別	健康診断回数	打・聴診	身長	体重	視力	聴力	ツベルゲン検査	検エックス線	赤沈検査	検かくた	その他	備考
A	年1	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
B	年2	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	
C	年1	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	
D	年2	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	
E	年2	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	
F	年1	○	×	×	○	×	—	○	○	×	×	
G	年2	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	
H	年2	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	
I	年2	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	
J	年2	×	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
K	年1	×	○	○	×	×	○	○	×	×	×	
L	年1	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	
M	年1	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
N	年2	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	
O	年4	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	
P	年2	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	
Q	年2	○	○	○	○	×	—	×	×	×	×	
R	年2	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	
S	年2	○	×	×	×	×	—	×	×	×	×	
T	年1	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	全員通勤
○の総数		14	13	14	13	4	17	11	7	4		

註) ○は実施、×は実施せず、—は不明

雇入れた労働者に対する定期的な健康診断においては、最近の検査をしらべてみるとその状況はす

第54表B

製糸工場の疾病

1949年2月 婦人少年局調

総 数	257
トラコーマ	48
結 膜 炎	21
脚 氣	47
水 虫	35
結 核	44
心 臓 病	15
胃 腸 病	13
扁桃腺炎	9
その他	16

38、頸腺炎 91、心臓病 26 等が主なものである。

こし異つている。即ち、ツベルクリン検査は大半の工場で実施しており、その結果に基づいてX線検査を実施している。併し、赤沈検査とかくたん検査とはやはり余り実施されていない。打診聴診も多く多くの工場が定期的健康診断で行つている種目である。

この様に、工場によつて定期的健康診断の種目がまちまちであるために、その疾病の状況も統計的に一概にみる事ができない。只、一般の傾向として最も多い病氣は、トラコーマ、結膜炎、結核、脚氣、水虫等である。例えば、検診結果のはつきりしている 15 工場の人の労働者の疾病を示すと次表の通りである。この傾向は、大正 15 年に長野縣工場課が丸子町の 10 製糸工場について製糸職工の検診結果の調査をした状況と大体一致している。即ち、病者 492 人中、胃腸病 100、トラコーマ 92、結膜炎

第二章 製糸工場の生活施設

— 便所設備 — 入浴施設 — 食堂及び炊事場 — 食事 —

I 便 所 設 備

20 の製糸工場の便所を調査した結果から (イ) 設備数、(ロ) 設備用式、(ハ) 床、(ニ) 手洗設備の諸点についての概要をみる。

イ、便 所 の 数

第 55 表の通り、労働安全衛生規則で定められている最低基準にみたないところは全くなく、いづ

第 55 表 製糸工場の便所設備数

1949年2月 婦人少年局調

女子労働者数 便所 1 個当り 女子労働者数	総 数	100人以下	100人以上
総 数	20	1	19
10 人 以 下	4	1	4
20 人 以 下	12	0	11
30 人 以 下	4	0	4
30 人 以 上	0	0	0

註) 労働安全衛生規則によると、労働者 100 人以下の事業場では、労働者 20 人につき便所 1 ヶ、労働者 100 人以上では 30 人につき 1 ヶなければならない。

れも数の点では十分である。

ロ、設備用式

20 工場中水洗式は全くなく、全部汲取式である。内部は概して不潔な所が多かつた。又、便器の破損している工場 1、便器の全くないところが 2 工場もあつた。

ハ、便所の床

労働者用の便所の床は大部分の工場は板張りであり、コンクリート 3 工場、タイル張 1 工場であつた。

ニ、手洗設備

20 工場中便所専用の手洗所を設けてあるところ

ろは 10 工場にすぎず、それ等の中水道式に水が流れるようになっているところは僅か 5 工場である。他は、洗面器とかバケツに水がためてあつて、誠に不潔であつた。又、専用手洗所の設備のない

10 工場の大部分は、寄宿舎の洗面所、又は洗濯場を共用することになっている。併し、実状は、工場内で使用する湯水、例えば線糸に使用する湯で便所の手を洗つているところもあつた。工場内で水を使用する部分が多いために、特にこの点等閑に附されている感がある。

I 入 浴 施 設

20 工場中、入浴施設を持たない工場は 1 カ所で、これは全員通勤の工場である。これは主として事業附属の寄宿舎に附設されている。湯は工場で使用する蒸氣を利用しているので豊富であり、それは冬季の寄宿舎で使用される湯たんぽにも利用されている。

脱衣場及び浴室はすべて男女別に設けられており、大多数は場所も相当離れたところにあつた。

浴槽、流しは共にタイル、又はコンクリートが大部分であり、便所、食堂などに比して入浴施設は概して良い方である。

入浴回数は調査当時 (1949 年 2 月) は毎日又は隔日が多かつた。

II 製糸工場の食事施設

イ、食堂及び炊事場

給食施設として食堂、炊事場のない工場は 20 中 1 工場で、これは寄宿舎が附属していないところである。

食堂は 19 中 18 工場が椅子、テーブルを用いており、3 工場は、板敷の上にうすべりを敷いて坐つて食べていた。

食器は大体各自で洗つて、きまつた場所に置くようになつていたが、蠅やほこりをよける工夫のしであるところは殆どない。食堂専用の洗場 (炊事場の洗場とは別に) の設備あるところは 18 工場である。

食堂の暖房設備は全くない。場所は、大体工場と寄宿舎の中間にあり、職場から直に食堂へ行かれるようになつている。工場の他の施設が相当設つているところでも、食堂が明るくて清潔な感じのする製糸工場はあまりない。

炊事場の給食数は 1 回 300 食又は 1 日 500 食以上の工場が 19 中 15 ある。併し、栄養士を使用している所は僅か 3 工場である。労働基準法事業所附属寄宿舎規程によると「1 回 300 食又は 1 日 500 食以上の給食を行う場合には栄養士をおかねばならない。」と規定されている。実情と法律上の規定とは相当の開きがあるわけである。

食器消毒の設備は、無いところが多く、20 工場の中 5 カ所だけが設備しているが、大体は使用していない。

ロ、製糸工場の食事

(1) 熱量と蛋白質

食事の熱量を計算している工場は半数にすぎない。蛋白質を計算しているところは僅かに 4 工場である。上述の様に、栄養士のいる工場は僅か 3 工場にすぎない現状であるから、当然の結果とも云えよう。

労働者 1 人当りの使用材料とその数量の明らかになっている工場について当課で計算した結果で

は、1949年2月現在で、熱量は1日2,000カロリーから2,800カロリー、蛋白質は50グラムから60グラム（この中動物性蛋白質は5グラム前後）ぐらいの所が多い。この結果を、工場側で計算しているものと比較すると、工場側の計算より10%乃至20%位少なくなるところが3工場ある。これは、廃棄量等の誤差によるものであろう。

これを当時の厚生省国民栄養調査の結果と比較してみよう。大都市、中小都市を除いたそれ以外の町村の成人値の平均熱量は2,550.9カロリー、平均蛋白質は72.5グラム（この中動物性蛋白質12グラム）である。上述の製糸工場の食事はこれら町村の一般の熱量の78~86%、蛋白質はその60~70%である。特に、動物性蛋白質がその5割にすぎないことは注目すべきであろう。

(2) 献立

一般として、製糸工場の献立は朝はみそ汁、香物だけと云うのが多い。昼食は1日中で最もよくなっている。例えば、カレーライス、野菜の煮つけ、天ぷら、煮魚、五目ずし等は大体量の献立である。併し、天ぷら、煮魚、五目ずしなどは1~2週間に1回位で、主として野菜やこぶなどの煮つけが多かった。晩はみそ汁又は清汁、すいとん、うどん等に香物と云う所が多い。

当時はまだ食料事情がよくなかったが、それにしても献立の変化は非常に乏しい。甚しい例は、朝、大根みそ汁、蕎麦、若芽のみそ汁、晩、大根みそ汁などと云うところもあつた。一例としてD工場の9日分の献立を示したが、これは特に著しく悪い例ではなく、他も大体この程度の献立である。

D 工場寄宿舎2月1日~9日の献立

1949年2月 婦人少年局調

朝	回数	昼	回数	晩	回数
味噌汁、香物	9	すいとん	3	野菜煮付	1
		野菜煮付	2	煮込うどん	2
		カレーライス	1	すいとん	2
		天ぷら	1	野菜汁	3
		ちくわ煮付	1	野菜油煮	1
		魚煮付	1		

(3) 使用材料

上述の献立について使用材料をみると次の様になる。

(イ) 植物性食品

主食は米、麦、甘藷、馬鈴薯、小麦粉等である。当時の配給状況からみて当然ではあるが、米だけの時は少く、甘藷、馬鈴薯、押麦の混食が多い。中には大根入りの雑すいと云う所もあつた。

副食は、馬鈴薯、里いも、人蔘、ねぎ、ごぼう、大根、切干大根、大根葉、漬菜、わかめ、こんぶ等が多く使用されている。豆腐、油揚げ、こんにやく、玉ねぎ、きやべつ、ほうれん草、ひじき、豆類等がこれについて多い。香の物としては、たくあん、白菜、つけなが多い。パンの副食としてはマーガリンを使っている。

(ロ) 動物性蛋白質

動物性蛋白質として最も一般的なのは煮干である。けづり節、鯨肉、いか、たら、竹輪なども稍多

く使われており、さんま、小女子、にしん、かじきまぐろ、たい、さば、しじみ等も時折は使われる。卵を使用している所は全くなかった。肉類では豚肉で、それも1人当り約10匁位が野菜と共に煮込まれている程度である。天ぷらは、野菜を材料とし、油はさなぎ油を使用していた。

第三章 体育、娯楽、教育施設

— 体育施設 — 娯楽施設 — 教育施設 —

通勤者の多い事業所とちがつて、女子労働者の大半が寄宿舎に居住する製糸工場では、その余暇時間の合理的な利用は特殊な問題であると思われる。そのために、経営者側はどんな施設を提供しているかをここで概括してみる。その主なものを体育、娯楽、教育のための施設と一應分けて考へてみることにした。

I 体育施設

体育施設の種類の種類としては第56表Aの通りで、ピンポンが最も一般的であり、バレーも相当普及している。又、前述の様に製糸工場では男子労働者は非常に少く、女子が大部分であるに拘らず、野球道具や野球場の設備のある工場が相当の数に上っている。要するに施設のために非常に費用のかかる体育施設は余りみられないと云う事は云えよう。

第56表 A 製糸工場の体育施設の種類の種類

1949年2月 婦人少年局調

施設の種類の種類 工場別	ピンポン	バレー		テニス		ベースボール		バスケットコート	バドミントン	その他
		コート	道具	コート	道具	グラウンド	道具			
施設を有する工場	18	11	15	8	10	7	12	1	11	14
株 個	A	○	○	○						
株 個	B	○	○							
株 個	C	○	○			○	○			
株 個	D	○2台	○	○						
株 個	E	○	○				○			
株 個	F	○	○				○			
株 個	G	○2台	○		○		○	○		
株 個	H	○2台	○		○					
合 資	I	○2台	○	○						
株 個	J	○2台	○	○	○	○	○		○	
株 個	K	○3台	○	○	○	○	○			
株 個	L	○2台	○	○	○	○	○			
株 個	M	○	○	○	○	○	○			
合 名	N	○3台	○	○	○					
株 個	O	○	○	○						
株 個	P	○5台	○	○		○	○			
株 個	Q	○2台	○	○	○	○	○			
有 限	R	○3台	○	○	○		○			
株 個	S	○	○			○	○			
株 個	T	○2台		○	○		○			

その日常利用者の率に就いては明らかでないが、年中の行事について調べた結果は、年1回乃至2回ピンポン大会をするものが17工場あり、これが最も普通の行事である。バレーの大会はずつと少く4工場となつている。これ等の企画は多くは労働組合が行い、費用は経営者側で持つていところが多い。

その他、体育的な行事としては、遠足、ハイキング、旅行、運動会などが最も一般的なものであり、費用は大体経営者側持ちとなつていところが多い。

Ⅱ 娯楽施設

娯楽施設として経営者側が設備しているものは第56表Aの通りである。この中、ラジオ、蓄音器、レコードなどは純粋に娯楽施設と云えるか如何か疑問である。何故なら、どの工場でも、作業中、拡声器で単純な音楽（例えば映画の主題歌など）を送つて作業能率をあげる方法を取つていところが多い。従つて、この表中に掲げた数字は、経営者側でこれを娯楽施設としてあげた場合のみで、表中にあらわれない工場でも、その設備は大半あるのである。この表にみる様に、製糸工場の娯楽施設はその他には余りみべきものがない。

娯楽のための行事としては、最も一般的なのは演芸大会（又は芸能大会）で年に1〜2回、経営者側が費用を負担するのが普通である。その他に、月に1回位映画の鑑賞をするところが多い。

第56表B 娯楽施設

1949年2月 婦人少年局調

施設の 種類 工場別		オルガン	ピアノ	その他の 楽器	ステージ	講堂	ラジオ	蓄音器	レコード
施設を有する工場		13	1	4	5	7	7	12	11
株 個 個 株 株 株 株 株 合資 株 株 株 株 株 合名 株 株 株 株 有 限 株 株	A	○			○		○		
	B							○	○ 10枚
	C	○				○	○	○	○ 100枚
	D	○			○	○			
	E	○		○		○	○	○	○ 50枚
	F							○	○ 200枚
	G	○						○	
	H	○			○			○	
	I				○			○	○
	J	○				○	○	○	○
株 株 株 株 株 合名 株 株 株 株 有 限 株 株	K	○ 2台			○	○			
	L	○ 3台	○	○		○	○		
	M								○ 117枚
	N	○ 2台						○	○ 50枚
	O							○	○
	P					○			○ 60枚
	Q	○		○	○				
	R	○					○	○	
	S	○		○			○	○	
	T								○ 500枚

これは工場で行うものと、映画館と特約して希望者が会社から切符をもらつて行く場合とがある。

Ⅲ 教養施設

調査した製糸工場で設置している教養施設としての主なものは、簡単な図書室、学校、裁縫生花の教授などである。

学校を持つ工場は20中7であり、当時、定時制の高等学校となつていたものは僅か2校にすぎなかつた。他は、学院とか学園の名を附しているが、所謂各種学校で、内容も微々たるものである。その科目は洋裁、和裁、生花、茶道などの所謂良妻賢母型の教養が主体となつていところが多い。教室も寄宿舎の一隅に1室又は2室を用意してあるにすぎない。大体は経営者が経費を負担し、材料費は労働者が負担していところが多い。併し女子労働者の出席を強制してい様所はあまりない。

図書室も半数の工場にあるが、その内容は全くみべきものはない。

要するに、教養施設として経営者側の提供していものは、一、二の工場以外は殆ど特筆されるようなものがなく、一般に、裁縫、生花など従来通りの女子の教養を教授していところが多い。

第 四 部

製糸工場の女子寄宿舎

第一章 寄宿舎の施設

——設置場所——收容能力と現在員——寢室の広さ——照明、暖房——便所——洗面所、洗濯場、物干場等——面会室及び外來者の宿泊設備——消火設備、避難設備——

前述の様に、製糸工場では女子は約8割、男子は約4割が事業場附属の寄宿舎に住んでいる。調査工場 20 中 1 工場を除いたすべてが寄宿舎を持っていた。施設、寄宿舎の自治制度、寄宿舎の日常生活を中心として、製糸工場の寄宿舎についてみることにしよう。なお、寄宿舎の施設の中、診療所、浴室、食堂、炊事場、体育、娯楽、教育等の厚生福利施設については、第三部で既に取上げているので、ここでは省略する。

I 設置場所

調査工場 20 の中、附属寄宿舎を持つ 19 工場について設置の場所等をみると、第 57 表の通りで

第 57 表 寄宿舎の位置等

1949 年 2 月婦人少年局調				
寄宿舎名	場 所	事業場との関係	棟 数	階 数
A	○	○	2	2
B	○	○	1	2
C	○	○	2	2
D	○	○	3	2
E	○	○	1	2
F	○	(事業所二階)	3	2
G	○	○	7	1
H	○	○	3	2
I	○	○	3	1
J	○	○	3	1
K	○	○	4	2, 1
L	○	○	5	2
M	○	○	2	2
N	○	○	2	2
O	○	×	1	2
P	○	○	2	2
Q	○	○	6	1
R	○	○	3	2
S	○	○	3	2, 1

註 1) ○印は事業所と同じ敷地にあるもの
2) ○印は事業所と廊下つき
3) ×印は事業所と廊下つきでないもの

第 58 表 寄宿舎の現在員と收容能力
1949 年 2 月婦人少年局調

寄宿舎名	收容能力 (イ)	現在員 (ロ)	(ハ) (イ)
A	297	308	103.7
B	136	118	86.8
C	304	251	82.6
D	240	261	108.8
E	91	78	85.7
F	258	266	103.1
G	490	392	80.0
H	444	285	64.2
I	116	110	94.8
J	270	229	84.8
K	473	359	75.9
L	620	537	86.6
M	254	204	80.3
N	392	325	82.9
O	64	60	125.0
P	320	145	45.3
Q	336	297	88.4
R	494	316	64.0
S	249	251	100.8

註 1) 各室の畳数を 2.5 平方米 (1.5 畳) で割り、その結果に室数をかけて求めた。

ある。設置場所は工場と同じ敷地内にある。併し、工場の二階に設けられている F 工場を除いては、すべてが工場とは別棟になつている。建物は例外なく木造で、一階か、二階建て三階以上の寄宿舎はない。大抵が事業場とは近接しており、廊下で往復ができるようになつている。男子と女子の寄宿舎はすべて別棟となつていた。

II 收容能力と現在員

寄宿舎の現在員と收容能力の関係は第 58 表に示した。労働基準法事業附属寄宿舎規程によつて收容能力を算出すると、大抵その 8 割位の人員を收容しているものが多い。現在員が法規上の定めを超えている寄宿舎は 19 中 5 あり、最低 6 人、最大は 24 人も超過している。

III 寢室の廣さ、照明、暖房

どの寄宿舎も寢室と居室は同一であり、すべて畳敷 (へりなし) である。その廣さは 15 畳が最も多く、前掲寄宿舎規定によると定員は 10 人である。併し、中には 20 乃至 30 畳と云う大部屋を寢室としてしているところもある。

夜間の照明は一般に十分でない。概して 15 畳の部屋に 60 ワット (53 燭光) 裸電球が傘なしでたつた 1 コついている所が多い。併し前掲法規上の定めでは、15 畳の室には 62.5 燭光が必要である。従つて現在市販の電球で、この廣さの部屋に必要なのは 100 ワットであるといふことになる。

冬期の暖房は大部分が湯たんぽを使用している。湯は前述の様に工場で使用する蒸氣を利用している。中には大きな湯たんぽを部屋の中央において、こたつの様にしているところもあつたが、多くは市販の小さな湯たんぽを 2 人に 1 コ寢床の中に入れていた。火災予防の爲か炭を使用しているところは 3 カ所しかない。一方、全然暖房の設備のない寄宿舎が 2 カ所あつた。概して居室としてみる時、暖房設備は十分であると云い難い。

その他、寢室の設備としては、夜具 (敷布とん 1 枚、掛ふとん 2 枚)、押入れ、戸棚、下駄箱、掃除用具、机などが最も一般的なものである。但し、机は 10 人に小さな机が一つ、戸机は大抵各人 1 カ所である。室の鍵はどの寄宿舎にもなく、内からも外からかかるようになつていない。

IV 便 所

寄宿舎内の便所はすべて汲取式である。各工場別の設備数は第 59 表の通りである。前掲の規程によると、使用現在員が最低基準を超えるものが 4 カ所ある。大抵便所 1 コ当り使用人数は 15 乃至 20 人の所が多い。

便所の床は多くは板張りである。便器のない寄宿舎も 1 カ所あつた。

手洗設備は、19 寄宿舎中全くないもの 5、洗面器 4 であり、その状況は満足すべきものでない。掃除の状況も概して不潔であつた。

V 洗面所、洗濯場、物干場等

洗面所の設備数は第 60 表の通りである。洗面所の 1 コ当り使用人員は法的な基準はないが、女子 1 人の使用時間を 3 分として、起床より作業までの時間を約 1 時間として 1 コ当り 20 人が適当と思われる。假にこれを適当数とみれば、その数は大抵不足がないと思われる。

洗濯場を特に設備している所は半数である。物干場は 19 中 14 カ所が設備されている。又、廊下

第59表 便所の数と使用可能性
1949年2月 婦人少年局調

寄宿舍名	個数	使用可能性 (イ)	現在員 (ロ)	1箇当り 使用人員	(ロ) (イ)
B	4	60	118	29.5	196.7
N	12	240	325	27.1	135.4
N	4	60	80	20.0	133.3
P	7	140	145	20.7	103.6
J	12	240	229	19.1	95.4
F	15	300	266	17.7	88.7
E	6	90	78	13.0	86.7
I	7	140	110	15.7	78.6
M	13	260	204	15.7	78.5
S	16	320	251	15.7	78.4
A	20	400	308	15.4	77.0
K	25	500	359	14.4	71.8
C	18	360	251	13.9	69.7
Q	22	440	297	13.5	67.5
R	24	480	316	13.2	65.8
L	35	875	537	15.3	61.4
D	24	480	251	10.9	54.4
G	42	840	392	9.3	46.7
H	34	680	285	8.4	41.9

註 1) 使用可能性は寄宿舍規程 28 條 3 号により算出した。

にひもを張つて物を干している所も 4 カ所あつたが、盗難防止のためだと云うことである。

調査した中で、洗濯場、物干場の設備のよく設つていのは L 工場附属寄宿舍であつた。ここは、特に別棟に洗濯場が一室設備され、水道栓 32 コ、1 コ当り 16.8 人である。これ以外に湯の出る栓がある。物干場には囲があり、人のいない時には、木戸に鍵がかかるようになつてい。竿も約 3 人に 1 本の割合で備えられている。

Ⅶ 面会室及び外來者の宿泊設備

面会室及び外來者の寄宿設備をしている寄宿舍は 19 中 15 である。ここは宿泊人のない時は、大休寮生が集会、過番室、裁縫室等に使用している。

Ⅷ 消火設備、避難設備

消火設備として寄宿舍に備えてある主なものは、円筒式消火器、手投式消火器及びバケツである。消火栓の設備がある寄宿舍は 19 中 2 カ所、消火ポンプ（ガソリン、又は手押し）は 4 寄宿舍で備えているにすぎない。貯水池（又は溝）のあるのは 5 寄宿舍である。防火扉は L 工場の新しい方の寄宿のみにあつた。

非難設備については、特に何の備えもないところが 19 中 7 カ所あるが、中 2 カ所は一階建て、廊下の片側は戸であるから大して心配はないと云える。二階建ての寄宿舍で非常階段のないところは 15 中 6 である。

第60表 寄宿舍の洗面所数
1949年2月 婦人少年局調

寄宿舍名	水道栓	使用人員	水道栓 1 ケ 当り使用人員
A	15	308	20.5
B	10	118	11.8
C	30	251	8.4
D	20	261	13.1
E	12	78	16.5
F	20	266	13.3
G	64	392	6.3
H	50	285	5.7
I	6	110	18.3
J	50	229	4.6
K	不明	359	..
L	97	537	5.5
M	18	204	11.3
N	20	325	16.3
O	12	80	6.7
P	9	145	16.1
Q	30	297	9.9
R	44	316	7.2
S	17	251	14.8

第二章 寄宿の日常生活

——起床、就寝——外出、外泊——食事——

I 起床、就寝

前述の労働時間の関係から寄宿舍の起床や就寝の時刻は工場によつて大差がない。第 61 表 A に示した通り、起床時刻は、午前 5 時半から 6 時半が多く、就寝時刻は午後 9 時から 10 時までが多い。

第61表A 製糸工場寄宿舍の起床時刻
1949年2月 婦人少年局調

総数	19
午前 5 時31分——6 時	9
“ 6 時01分——6 時30分	6
“ 6 時31分——7 時	4

第61表B 製糸工場寄宿舍の就寝時刻
1949年2月 婦人少年局調

総数	19
午前 9 時以前	3
“ 9 時01分——9 時30分	10
“ 9 時31分——10 時	6

事実上夏季と冬季では 30 分乃至 1 時間位差のあるところが 6 寄宿舍ある。起床はベル、鐘、サイレン等をならす所が多い。就寝時刻には各室又は全寮一斉に消燈している寄宿舍も相当ある。

第62表 寄宿舍の睡眠時間
1949年2月 婦人少年局調

総数	19
7 時間 —— 8 時間以内	0
8 時間 —— 9 時間以内	11
9 時間 —— 10 時間以内	8

以上の定刻に起き、定刻にねるとしてみると、その睡眠時間は、第 62 表の通り 8 時間にみたないものは全くなく、8 時間乃至 10 時間である。

Ⅱ 外出、外泊

外出は殆んどすべての寄宿舍は自由である。職場主任の許可を必要とするところ 1 カ所、回数を制限しているところ 1 カ所である。

第63表 外出の手続
1949年2月 婦人少年局調

総数	19
室長に口頭で言うだけ	9
守衛に名札を渡す	5
書面による	4
外出券を職場主任に提出	1

第64表 外泊の手続
1949年2月 婦人少年局調

総数	19
1) 寮長が室長に用件行先を口頭で言う	4
2) 寮長から外泊券をもらい——守衛に渡す——帰ると守衛から外泊券をもらい——寮長に渡す	6
3) 会社の係の印がいる	9

外泊は経営者側が干渉していないところは 10 カ所、経営者側の職場主任、地方係——募集人、寮母等の印又は了解のいるところが 9 カ所である。

Ⅲ 食 事

寄宿舍の食事については、賃金及び労働者のために施設において、経費、食事内容、給食施設にふれているので、ここでは省略する。

第三章 寄宿舎の自治

——経営者側の寄宿舎の管理——寄宿舎規則の制定——自治制度の実施——自治組織と運営——総会、自治委員会——自治委員会と寮長、室長の関係——自治役員の選出方法と任務——自治組織の活動状況——自治制度実施に関する自治委員の意見——

I 経営者側の寄宿舎管理

イ、寄宿舎係

経営者側が寄宿舎の管理のためにしている寄宿舎の係は、寮母、舎監、寄宿舎係、世話係等とよばれているが、その名称にかかわらず職務内容は第65表の通りである。寄宿舎係が寄宿労働者の生活の指導に当たっているとみられるのは19中5である。その他の寄宿舎では、単に寄宿に関する事務又は雑役をするもの、名義上の責任だけのもの、全然寄宿係のないものなどで、私生活の自由に干渉しているものは余りない。

第65表 経営者側の寄宿舎係の職務内容
1949年2月 婦人少年局調

総 数	19
1) 寮生活指導と事務処理	5
2) 事務処理	5
3) 雑 役	5
4) 名義上の責任者	3
5) 寄宿舎係なし	1

上述の寄宿舎係が労働者の生活に関与していると思われるのは、例えば

○工場寄宿舎規則第○條 寄宿舎の秩序をはかるとし、舎監は寄宿舎総ての責任を負い、全員の指導監督に当るものとす。

と規定している。この係の実際の仕事は、衛生管生者として病人の看護をする以外に、寄宿生の出勤状況調で、消燈前の点呼、外出外泊の取扱、帰省の許可、和裁の教授、夜の見廻り等である。この他寄宿舎係が労働者の生活指導を行つていものには、労働者に対して教師の立場にあるものが寄宿舎となつて日常生活の指導している場合や、I寄宿舎の様に経営者側が寄宿舎係を寮長に任命して寮生活を統括せしめている場合等である。

ロ、寄宿舎規則の制定年度及びその経緯

寄宿舎規則は、昭和28年(1948)に制定されたものが多い。寄宿舎規則は会社の作成した原案が殆んどそのまま可決された所が多い。

第66表 寄宿舎規則制定年度

総 数	19
1946年	1
1948年	17
1947年	1

第67表 自治制度実施年度

総 数	19
1946年	2
1947年	4
1948年	13

II 自治制度

イ、自治制度の実施年度

自治制度の実施年度は、第

67表の通り、1948年に自治制度が実施されたものが多い。併し、この中B寄宿舎は自治組織と云い得るような形態を備えていないのが実状である。

ロ、自治組織と運営

1. 総会、自治委員会

自治組織を実際に運営していく上に、総会是一般に余り重きをおかれていない。1949年2月に調

第68表 最近の自治大会開催年度

総 数	19
1949年	6
1948年	5
1949, 1948年に開催せず	8

第69表 自治組織の中樞機関

総 数	19
1) 総会・自治委員会	2
2) 自治委員会・室長会議	3
3) 自治委員会	11
4) 自治委員会、労働組合又はその婦人部が運営	2
5) 室長会議	1

註 5) 室長会議は眞の自治組織と認められない寄宿舎。

この表でみる様に19中14が実際には寮長と室長で自治委員会を構成している。併し、寮長(又は総寮長)は自治委員長とは一致するが、室長必ずしも自治委員と一致しない場合があり、又、寮長、室長が自治委員会とは全く別個の場合もある。

その任務は自治委員会は多くの場合、決議機関であると同時に、連絡執行機関でもある。そして室長会議が別個に存在する場合は、室長会議は各室と自治委員会との連絡機関となつている。

3. 自治の役員の選出方法及び任務

以上の様に、1)自治委員長と寮長(又は総寮長)及び自治委員と室長が全く一致している場合と、2)両者が必ずしも一致せぬ場合、3)両者が全く別個の場合がある。併し、このいずれの場合も実際に寄宿舎の自治生活を動かしている役員である。これ等三つの場合について、それぞれの役員の選出方法とその任務について簡単にのべてみる。

イ、室 長 は室内を統括し、室員の外出外泊の連絡、当番の割当、室長の意見を代表して自治委員会に連絡すると同時に、自治委員会で決定した事を各室に報告し執行すると云うのが普通である。これは調査した19の寄宿舎に存在する役員である。

その選出方法は室単位に行われるが、無記名投票による互選、もしくは口で互に指名し合うと云うのが大部分である。併し、中にはQ寄宿舎の様に21才以上の年長者に限るとされている所もある。

ロ、自治委員 は自治委員会を構成し、自治組織を運営する中心となつていところが多い。上述の様に、室長が自動的に自治委員を構成しているところが大部分であるから、この場合には室長としての仕事も併せもつていわけであり、その選出方法も室長のところで述べた通りである。

ただ、室長が必ずしも自治委員と一致しない場合の自治委員の選出方法は、全寮生の互選によるも

調査した当時に最も近い大会(総会も含む)の時期は第68表の通りである。1年以上大会(総会も含む)を開いていないところが19中8あることが注目される。

実際に自治組織を動かしている機関は第69表に示した通り、大部分、自治委員会と室長会議である。併し、室長会議だけのB寄宿舎は前記の様に自治が組織されていると云う段階にまで行つていない。ここで特筆すべきことは、寄宿舎の自治組織を労働組合が運営しているところが2カ所あることである。

2. 自治委員会と寮長及び室長との関係

ここで自治委員会と寮長及び室長がどんな関係にあるかにふれておこう。(第60表参照)

第70表 自治委員と寮長、室長の関係

総 数	19
1) 自治委員と寮長、室長が実質的に同一	12
2) 室長と自治委員が必ずしも同一でない	5
3) 自治委員と寮長、室長とは別個のもの	1
4) 室長のみ(自治委員なし)	1

の出身縣別に互選 1、その他²である。

ハ) 寮長、自治委員長

寮長（1名の場合）及び総寮長（寮長が1名以上でその上に総寮長をおく場合）は事実上自治委員長となつてゐるところが大部分である。その任務は、寮の統括、自治会議の召集、外出外泊の取扱、会社に対し寮を代表し、その連絡に当る等である。

第71表 自治委員長の選出方法

総 数	19
1) 全員の互選	9
2) 候補者を全員が無記名投票	1
3) 室長（自治委員を含める所もある）の互選	5
4) 室長が全寮生より選出	2
5) 会社の推せんによる	1
6) 寮長なし	1

自治委員長（寮長）の選出方法は第 71 表の通りである。全員の直接選挙によるものは表中の 1) 全員の互選の場合と 2) 候補者を全員が無記名投票と云う場合とで 19 中 10 にすぎない。そして室長の互選、つまり間接選挙の場合が相当ある。特にこの中で特筆されるべき例をあげると、A 寄宿舍では経営者側が任命した寮母（学園の教師でもある。）を含めて室長の互選と云うことに規約を改正した結果、寮母が室長（即ち自治委員長）となつてゐる。

この他に、自治組織の相談役として、厚生係長、工務課長、学園の教師がこれに当つてゐる場合がある。

ニ) 自治組織の活動状況

自治組織の活動にはあまりみるべきものがない。大会の出席はよいが発言が活潑でない事はどの寄宿舍も大同小異である。

大休、寄宿舍の行事は労働組合と合同で行われているのが実状で、1948 年 2 月の調査前 1 年間に寄宿舍の自治会が独自で行事をしているのは僅か 4 カ所である。例えば、読書発表会、誕生会、のど自慢大会、20 の扉、修養講話等である。S 寄宿舍では、自治委員会が学園の設置案を作成して工場側にはかり、現在、洋裁、和裁、生花、英語、珠算、社会、公民等の講義を待つてゐる。教師は、和洋裁は外から、他はすべて工場長、労務課長、係長がこれに当つてゐる。

以上述べた以外の活動は、D 寄宿舍の盗難対策、F 寄宿舍の盗難後の始末、G 寄宿舍の新聞バサミの備付、ユダシボ、バケツ、タライ等の破損の修理の要求などである。

しかし、寮長、室長と自治委員会とが別となつており、経営者側の寄宿係がない N 寄宿舍では、寄宿舍生活についての起床から消燈までの規律（日程及び行事）の計画、又、使用者に種々の要求、例えば食堂の備付物品、掲示板、洗濯場等について討議し、使用者側との連絡懇談会に提出し協議するなどかなりの成果をおさめてゐる。

ホ) 自治制度実施に関する自治委員の意見

自治制度が実施されてからと、それ以前とどんな事を感じるかと自治委員に質問した結果は、よくなつたと言つてゐる寄宿舍が多い。明るくなつた 7、清潔になつた 6、各自が責任をもつようになつた 4、規則正しくなつた 3、盗難が少くなつた 2、團結するようになつた、礼儀正しくなつたと言つてゐるもの、各々 1 である。

悪い点を指摘してゐるのは 5 寄宿舍で、その理由は自由をあやまつて統制が乱れる帳みがあると言

つてゐるもの 4、他は一時風紀が乱れたが最近各人が自覚をもち始めたのでよくなりつつあると言つてゐる。

第五部

製糸工場の労働組合

第一章 労働組合の組織状況

——労働組合の結成——労働協約——組合員の範囲——組合加入脱退の方法——組合の機関——組合の役員——組合費——

I 結 成

1949年2月現在では、調査工場20中、労働組合未結成の工場は個人経営のB工場だけであつた。組合を結成した時期は、第72表の通りである。その7割以上が1946年に結成している。比較するために、労働統計調査部の全国労働組合の調査をみると、第73表の通りである。

第72表
関東製糸工場の労働組合結成年度
1945年2月 婦人少年局調

結 成 年 度	組 合 数
総 数	19
1946年	12
1947年	2
1948年	5

第73表
労働組合結成年度
1948年12月 労働統計調査部調

結 成 年 度	全 産 業	紡 織
組 合 総 数	36,131 (100%)	1,495 (100%)
1946年	47.8%	50.6%
1947年	29.4%	35.7%
1948年	22.4%	23.7%

全国蚕糸労働組合連合会に加入している組合は19中16組合である。

II 労働協約

労働協約を締結している組合は19中11である。その締結の時期は1947年4、1948年6、1949年1である。

その有効期間は6ヵ月7、1年3、3ヵ月1である。併し、この中には、期限がきれているにも拘らず、そのまま更新されていない組合が5もある。

労働協約でシヨップ制について規定しているのは11中10であり、すべてユニオン・シヨップ制である。(但し、10工場の中2工場は同一会社であり、組合連合会として同一の労働協約を結んでいる。)

例えばA会社・第○条甲(A株式会社)の従業員は乙(A労働組合連合会)に加盟する組合の組合員でなくてはならない。甲は従業員を雇入れる際には、就業の規定による正式雇入と同時に組合に加入することを条件としなければならない。

第○条 次の各号の一に該当する者はこれを乙に加盟する組合の組合員から除くものとする。但し、これらの者でも次の各号の一に該当しなくなった場合は組合に加入することを承認する。

1. 課長以上の職員
2. 秘書、労務、経理、会計、調査、関係事務担当者及び経営直属機関に属する者で甲乙協議の上決定した者。
3. 臨時に雇傭した者。

4. その他甲乙協議の上決定した者。

D工場：

D会社従業員はD組合員であることを原則とする。但し第○条の経営協議会で決定承認されたものはこの限りではない。

K工場：

K会社の全従業員はK会社従業員組合連合会所属組合の組合員でなければならない。従つて、新規に採用された者は連合会所属組合に加入しなければならない。

大体どの労働協約も上の三つの型に類する。

組合員から除外されるものについては、

(1) 具体的に規定している	3 (A会社の例)
(2) 別に協議してきめると抽象的に規定している	5 (D工場の例)
(3) 全く規定していない	1
計	9

となつている。

次に上述の組合加入の條項に対応して組合除名者を解雇の関係についての條項を持つ協約は一つもなかつた。

尚、組合員から除外される者については、労働協約では、具体的に規定していないでも、組合規約で具体的にきめているものもある。これについては後に述べる。

III 組 合 員

1. 組合員の範囲

組合員の範囲については、規約上抽象的な規定が多い。その規定は上述の様に、労働協約できめてあるものと、組合規約できめてあるものと、両方できめてあるものとある。兎に角、労働協約又は組合規約のいずれかで組合員の範囲についてきめているものをみると、19組合の中、

(1) 漠然と「○○会社従業員を以て組織する」と規定している。	7 組合
(2) 「会社の利益代表者を除外して組織する」と規定している。	5
(3) 組合除外と具体的にきめている。	7
計	19

この様に、規定の上では、組合員の範囲を抽象的にきめているものが多いが、実際運営上は会社の利益代表者を次の様に除外している。

1) 工場長、部課長を包含するもの	1 組合
2) 工場長、次長以上除外	5 "
3) 課長以上除外	7 "
4) 人事、労務、会計課長以上除外	1 "
5) 人事、労務、会計係長以上除外	2 "
6) 不 明	3 "
計	19 "

これは労働組合法改正前の実状であるが、1) 工場長、部課長も包含するもの及び2) 工場長、次長のみ除外している組合が6もあることは注目すべきであろう。事実執行委員長に工務課長、労務課長などがなっている例もあつた。その他に組合員から除外されるものとして、臨時雇除外(5組合)、秘書、守衛除外(2組合)がある。

次に、組合を結成している事業所の従業員中組合員となつてゐる割合は、全体としてみると、97.5%である。併し、男子は91%、女子98.5%である。男子は、役付の組合除外者が多いので率が低いのである。女子についてはその殆ど全員が組合員である。

ロ、組合加入脱退の方法

組合への加入方法には次の様なものがある。

(1) 採用により当然組合員となる	6 組合
(2) 何かの意志表示を必要とする	13 "
計	19 "

(2) の組合は、例えば、

F労働組規約第〇條 前條の規定(組合員の資格に関する)に該当する者は委員長に届出づべし。

J工場労働組規約第〇條 J工場従業員は原則として組合に加入するものとし、加入金を納付しなければならない。

K労働組規約第〇條 この組合に加入するには申込書に組合費1ヵ月分を添へ組合事務所に申込こと。

等の様なものである。

1949年4月、労政局が2,256組合について調査した結果によると、

(1) 採用により当然組合員になるもの	15.8%
(2) 意志表示を要するもの	48.5%
(3) 承認を要するもの	15.2%
(4) 不明	20.5%

となつてゐる。組合加入のため何か意志表示を要するものがやはり最も多い。

次に組合脱退の方法としては、この製糸工場の労働組合では次の通りである。

(1) 自由にできるもの	5 組合
(2) 承認を要するもの	8 "
(3) 不明又は規定のないもの	6 "
計	19 "

前掲の労政局の調査でも、

(1) 自由にできるもの	28.1%
(2) 承認を要するもの	28.0%
(3) 不明又は規定のないもの	43.9%

となつてゐる。

尚、除名脱退処分については、

(1) 総会の決議を要するもの	10 組合
(2) 代表決議機関に一任する	9 "
計	19 "

である。除名処分は特に慎重を要するものであるが、第二次的決議機関に一任していることが注目される。例えば、

〇労働組規約第〇條 本組合にして規則に違反し、又は統制をみだし……したる時は、執行委員会の決議により除名又は権利の停止をなすことあるべし。

S従業員組合規約第〇條 本組合員にして左の各項(省略)の一に該当せるものは委員会の決議により除名又は権利の停止を行うことあるべし。

などの様なものである。

加入金をとつてゐるのは19中8で、100円、70円、10円である。

Ⅳ 組合の機関

製糸工場19の労働組合の機関として規約上明白なものは、次の様なものである。

(1) 最高決議機関としての総会あるもの	18 組合
(2) 総会以外に決議機関あるもの	15 "
(3) 独立した執行機関あるもの	17 "
(4) 苦情処理機関あるもの	2 "
(5) 連絡機関として職場大会(委員会)あるもの	2 "

次にその各各について、如何なつてゐるか、主として規約を中心として考えてみよう。

イ、決議機関

(1) 最高決議機関

組合の総会を最高決議機関と規約で定めてゐるのは19組合中18である。

総会成立の定足数については、

(イ) 組合員数の何分の一と規定しているもの	12 組合
(ロ) 全組員を以て構成とのみ規定し定足数にふれてないもの	5 "
(ハ) 不明	1 "
計	18 "

となつてゐる。定足数についてはつきり規定していない組合が相当多いことが注意される。

総会の議長については

(イ) 大会で選出するもの	9 組合
(ロ) 組合長	5 "
(ハ) 規定のないもの	4 "
計	18 "

と規定してゐる。この様に総会の席上、組合活動についての組合員の質問に應ずべき組合長が議長となるものが相当数ある。

総会の開催期日は規約で

(イ) 年 1 回	12 組合
(ロ) 年 2 回	2 "
(ハ) 年 3 回	1 "
(ニ) 年 4 回	2 "
(ホ) 年 数 回	1 "
計	18 "

となつてゐる。これには臨時総会は含まれていない。

(2) その他の決議機関

簡単な事項を決議するのに総会を召集するまでもなく第二次的な決議機関で行つてゐるものは、19 組合中 15 ある。

その構成は

執行委員も含めてゐるもの	5 組合
第二次的機関の委員のみのもの	10 "
計	15 "

となつてゐる。執行委員が決議機関に含まれてゐるものが三分の一もあることに注意してもらいたい。

会議の定足数を規定してゐるものは 16、してゐないもの 3 である。決議について、定足人員を規定してゐるものは 9、規定してゐないもの 10 である。

開催の期日は定期的にきめてあるものは僅か 3 組合である。

要するに総会以外の決議機関について細かく具体的に規定のあるものは少いと云うことができる。

ロ、執行機関

規約の上で、はつきり執行機関が独立してゐる組合は 19 中 17 である。併し、規約上なくとも実際はあるわけである。

その構成は

(1) 執行委員のみ	14 組合
(2) 執行委員と会計	1 "
(3) 組合役員と執行委員	1 "
(4) 不明	3 "
計	19 "

である。

会議の成立のため定足数については、規約上ふれてゐる組合は 19 中僅か 8 である。決議方法についても規定あるものは 19 中僅か 6 組合にすぎない。

召集者は組合長ときめてあるもの 7 で、他は何も規定してゐない。議長についてもきめてあるものは 5 組合だけで、その中 4 組合は議長を組合長ときめてゐる。

開催期日についても規定のないものが 18 組合である。定期的開催することになつてゐるものは 2 組合である。

執行機関の任務については

(1) 単に執行機関	7 組合
(2) 執行機関及び緊急事項の処理	3 "
(3) 日常業務に関する協議決定	1 "
(4) 総会決議事項の実施及び総会で扱えない事項	1
(5) 全然規定なし	1
計	19

となつてゐる。

ハ、苦情処理機関

苦情処理機関をはつきり規定してゐるところは、1 組合のみで、当時はこの種のものは殆どないところが大多数である。

ニ、婦人対策機関

婦人対策機関をもつものは、19 の製糸業の労働組合の中 8 である。その中一組合以外はすべて婦人部と云う名称を用いてゐる。

その設立の動機は、

i 女子の組合活動が不活潑であるから、その啓蒙教育機関として	4 組合
ii 女子の苦情処理機関、寄宿舎と組合との連絡機関として	1 "
iii 女子の意見を組合活動に反映させるため組合長(男)が提案	1
iv 女子の文化意識の向上のため	1
v 他の組合にもある婦人部がほしいと現場の声があり、組合長がすすめた	1

である。いずれも組合の専門部の一つとして存在しているにすぎない。

青年部がある組合は 3 カ所であるが、婦人対策機関との連絡機関を持つものはない。兩者密接な関係を持つてゐる組合は殆どないと云つてよい。

その運営の実態をみると、婦人対策機関として婦人部総会とか委員会等の会議を持つてゐるものは半数にすぎない。その他寄宿舎の自治組織とその活動を共にしてゐるものが 2 カ所、全く何の会議も持たず実際には全然活動してゐない所が 2 カ所ある。

婦人部の役員は男女両方から選出するようになつてゐる組合もあるが、現在、婦人対策機関の役員はすべて女子であつた。

要するに、製糸工場の労働組合の婦人対策機関は主として、女子組合員の啓蒙教育機関として組織されたが、実際の活動は余り活潑でないと云うのが実状である。

Ⅴ 組合の役員

ここでは組合の三役の他の委員をも含めて考えていくことにする。

イ、組合役員の種類と選出方法、任期

(1) 組合長、副組合長の選出方法は大体同一で、第74表の通り間接選挙の方法が多い。只、副組合長は、男女一名づつと、規約上又は習慣的にきめている組合が4カ所ある。女子の多い組合として特殊な事であろう。

第74表 組合長、副組合長の選出方法
1949年2月 婦人少年局調

総 数	19
(イ) 全員から無記名投票	5
(ロ) 推せん候補中より全員無記名投票	5
(ハ) 委員中より全員無記名投票	2
(ニ) 委員の互選	7

(2) 書記長

規約の上で、書記長をおいているのは17組合であるが、事実上は14組合しかおいていない。その選出方法は第75表の通りである。

第75表 書記長の選出方法
1949年2月 婦人少年局調

総 数	14
(イ) 委員の互選	7
(ii) 推せん者を全員投票	2
(iii) 委員会の推せん	3
(iv) 不明	2

(3) 執行委員

執行委員をおいている組合は19中17である。その選出方法は第76表の通りで、議決機関を構成している委員が選挙母体となつている場合が多く、全員の無記名投票は余り多くない。選挙が間接的に行われているものが多いと云える。

第76表 執行委員の選出方法
1949年2月 婦人少年局調

総 数	17
1) 委員の互選	11
全員から無記名投票	4
男子は全員投票、女子は組合長任命	1
その他	1

(註) 委員とは議決機関の構成分子である場合が11中8組合である。

(4) 会計監査

規約の上で会計及び会計監査をおいている組合は19中16あるが、事実上は10組合に実在しているにすぎない。

(5) その他の委員

執行委員の他に所謂委員をおいている組合は19中18である。その多くは、第二次的な議決機関を構成している。その選出方法は第77表の通りで、無記名全員投票は半数にすぎない。

第77表 委員の選出方法
1949年2月 婦人少年局調

総 数	13
全員から無記名投票	6
性別に無記名投票	2
職場単位に選出	3
その他	2

以上、各役員の選出方法をみてきたが、製糸工場の組合では一般に全組員による無記名投票が比較的少く、間接選挙の方法が多くとられている。これに関して、例えばI組合は注目すべき次の様な規約の條項を持っている。

P組合規約第〇條 「本組員は作業の性質上女子年少者が大部分で且つ勤続年数が短い。従つて組員全部を知る機会が殆ど恵まれていない關係上、直接選挙は不適当と思われるので間接選挙を採用する。

尚、以上のべた役員の任期はすべて1年である。

ロ、性別役員数

以上は役員に関する規約上の規定を主としみてきたが、次に、現在役員となつているものの数を男

女で比較してみたい。

(1) 役員の選出率と男女の割合

組合の三役及びそれ以外の役員の数を男女別にみると、第78表の通りである。役員総数中の男女の割合は41.2%と58.8%である。然るに、組員中の男女の割合は男13.3%、女86.7%で、全組員数の女子組員の割合は女子役員の役員総数中にしめる割合より遙かに高い。これは、云換えれば、女子役員の選出率は男子の選出率に比して低いと云うことである。即ち、女子役員は女子組員の8.2%であるが、男子は37.5%である。この率は組合によつ相当開きがあることは表によつてみられる通りである。

(2) 種類別男女別役員数 (第79表参照)

i 組合長、副組合長

組合長は19組合全部が男子である。副組合長は男子21人(17組合)、女子12人(10組合)である。前述の副組合長の選出に関して男女各一名と云う規約がここにひびいていると思われる。

ii 書記、会計、会計監査

書記は会計業務も含めて男子17、女子6である。

第78表 製糸工場別男女別組員数及組合役員数

1949年2月 婦人少年局調

組合名	組 合 員 数		役 員 数		役員数を100とする男女の%		選 出 率 % ¹⁾	
	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	870	5,652	325	463	41.2	58.8	37.5	8.2
A	59	302	20	20	50.0	50.0	33.9	6.6
B	-	-	-	-	-	-	-	-
C	48	239	15	23	38.5	60.5	31.3	9.6
D	50	263	11	7	61.1	38.9	22.0	2.7
E	48	213	14	23	37.8	62.2	29.2	10.8
F	33	269	22	33	40.0	60.0	66.7	12.3
G	45	442	10	31	24.4	75.0	22.2	7.0
H	53	339	(不明)	-	(不明)	-	(不明)	-
I	17	120	11	12	47.8	52.2	54.7	10.0
J	40	256	10	15	40.0	60.0	25.0	5.9
K	54	364	22	26	45.8	54.2	40.7	7.1
L	88	610	24	52	31.6	68.4	27.3	8.5
M	30	323	18	17	51.4	48.6	60.0	5.3
N	50	300	19	32	38.0	62.0	38.0	10.3
O	11	88	19 ²⁾	19 ³⁾	50.0	50.0	27.3	3.4
P	61	363	8	6	57.1	42.9	13.1	1.7
Q	49	298	38	46	45.2	54.8	77.6	15.4
R	56	324	31	45	40.8	59.2	55.4	13.9
S	31	252	22	49	31.0	69.0	71.0	19.4
T	47	287	11	8	57.9	42.1	23.4	2.8

註 1) 選出率は男女別組員数で男女別役員数を割つたものである。

2) O組合は附近の本社工場と一つにして役員を選出している()内が組合選出の役員数である。

第 79 表 製糸工場別、男女別、種別、組合役員数

1949 年 2 月 婦人少年局調

組合名	役員数		組合長		副組合長		執行委員		委員		書記		会計		会計監査		顧問		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	325	463	19	0	21	12	106	141	138	278	18	6	7	1	5	3	3	0	10	25
A	20	20	1	-	2	-	8	2	8	18	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C	15	23	1	-	1	1	6	6	2	13	1	1	-	-	-	-	2	-	2	2
D	11	7	1	-	1	1	5	1	4	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E	14	23	1	-	1	1	2	2	5	18	1	2	-	-	-	-	-	-	4	-
F	22	33	1	-	2	-	4	8	15	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G	10	31	1	-	1	2	2	5	-	2	1	-	-	-	1	1	-	-	4	23
H	(不明)	-	1	-	-	2(不明)	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
I	11	12	1	-	欠	-	2	5	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
J	10	15	1	-	1	-	6	15	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
K	22	26	1	-	2	-	6	4	13	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
L	24	52	1	-	2	-	-	-	18	50	2	1	-	-	1	1	-	-	-	-
M	18	17	1	-	1	-	3	3	8	14	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-
N	19	32	1	-	1	1	5	9	10	20	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
O	3) 19	3) 19	(1)	-	1	(1)	(1) 14	(2) 18	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-
P	8	6	1	-	-	-	6	3	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-
Q	38	46	1	-	1	-	9	6	21	40	2	-	1	-	2	-	1	-	-	-
R	31	45	1	-	2	1	8	6	1	39	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
S	22	49	1	-	1	1	20	48	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T	11	8	1	-	1	1	-	-	8	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 註 1) 委員は C、M 組合を除き議決に当る。
 2) G 組合の書記は会計兼務である。
 3) 第 78 表 註 2) 参照。

会計は男子 7 人、女子 1 人である。

会計監査は男 6 人、女 3 人 (6 組合) である。

iii 執行委員

執行委員は男子 106 人、女子 141 人で、男 42.9%、女 57.1% であるが、女子組合員の圧倒的に多い組合である事を考えれば、女子の割合はなお低い。

iv その他の委員

以上の他の委員の男女の比率は男 138 人 (33.2%)、女 278 人 (66.8%) である。

以上述べたところを要約すれば、製糸工場の労働組合は大半が女子組合員であるに拘らず、それに匹敵する程女子の役員が選出されないのが実状である。

v 組合費

組合費は第 80 表の通り、月額大半 80 円以下であり、70 円以上は全くない。これを労政局が 1948 年 11 月に全国の労働組合 2,256 組合について調査した結果と比較してみよう。(第 81 表参照) これによると 50 円以下は僅か五分の一にすぎない。製糸工場の労働組合費は非常に低額である

と云うことができる。

この調査による組合費の額の決定は第 82 表の様な方法をとっている。最も多いのは一定額を定めているものである。

第 80 表 製糸工場労働組合
1 人当り組合費 (月額)

1949 年 2 月
婦人少年局調

総数	19
10 円以下	5
11 — 30	9
31 — 50	3
51 — 70	2

第 82 表 製糸工場組合費の決定方法

総数	19
1 月に〇〇円と定める	15
収入額別に定める	2
職務別に定める	1
厚生年金級別に定める	1

第 81 表 全国労働組合 1 人当り組合費
(月額)

1948 年 11 月
労政局調

組合員	実数	%
総数	2,256	-
50 円以下	256	21.7
51 — 100	592	50.2
101 — 150	221	18.7
151 — 200	83	7.0
201 以上	28	2.4
不明	76	-

註 1) % は不明を限いた数を 100 とした。

第二章 労働組合の活動状況

——総会——経済的活動——文化活動——女子組合員のための労働教育

I 総会

1949 年 2 月に調査した結果では、最近の組合総会 (臨時総会も含めて) の開催期日は第 83 表の通りで、1948 年 6 月以後は全然総会を持っていないものもある。

この総会の出席状況は、どの組合の総会も殆ど全員出席である。併し、その際の女子の発言状況は全く不振で、どの総会も殆ど女子の発言なし、発言のあつたところは極く限られた一部の人が発言したと報告されている。

II 組合の経済的活動

1948 年 1 月から 1949 年 1 月に至る 1 年間の製糸工場労働組合の経済的な活動は余りふるわないと云えよう。この間の主なものとしては、賃上げ要求である。19 組合中 7 は賃上げ要求をしているが、この中 5 組合が当時の全蚕労連の賃上げ斗争に關聯している。

厚生福利施設の充実も亦、製糸工場の労働組合の経済活動として主たるものである。賣店経営 5 組合、貯蓄委員会の運営 2 組合、共済機関の運営 2 組合等がそれである。又、洗濯場、洗髪場の設置、衛生施設の拡充、運動具の設備、生活必需品の購入等を経営者側に要求している組合もある。

その他、組合の経済活動として特にあげるようなものもなく、概して不活動である。

第 83 表 製糸工場労働組合の最近の組合総会開催期間

1949 年 2 月 婦人少年局調

総数	19
1948 年 1 月 — 6 月	3
1948 年 7 月 — 12 月	6
1949 年 1 月 以後	10

Ⅲ 組合の文化活動

調査の結果では、製糸工場の労働組合は経済活動よりは、むしろ文化活動に重きが置かれているように思われる。文化活動としての内容は第 75 表の通りで、全然していない組合は僅かである。右に掲げる講演会の内容は佛教講話、衛生講話等である。それも定期的なものは少ない。

Ⅳ 女子組合員のための労働教育

上述の様に製糸工場の労働組合は大多数が年少の女子組合員でしめられており、その発言も少く、組合意識も一段に低いのが実状である。にも拘らず、女子組合員のための労働教育には、あまり重点がおかれていない。1948 年1月以向の1年間をみると、労働教育を全く実施していない組合が19中8もある。特に、女子のための労働教育として何か行つたと云うものは全くない。労働教育としては、労政事務所と合同のものが最も多い。労働問題の講演会を開いたものが5組合あるが、いずれも定期的なもの、継続性のあるものではない。婦人対策機関は、前述の様に婦人のための労働教育を目的として結成されているにかかわらず、むしろお花、お茶、裁縫など文化教養に主きを置いて、労働教育は殆ど行っていない。

第84表 製糸工場労組の文化活動の内容

組 合 数	19
映 画・演 劇	12
体 育	9
講演会、壁新聞（文化文面）	6
図 書 貸 出	5
ピクニック	5
生花、和洋裁	3
そ の 他	10
全くない組合	3

附 録

附 録 I 統 計 表

附録第1表 女子労働者の年齢¹⁾

Table 1 Ages of women workers by kinds of jobs.

職 種 Jobs	総 数 Total	繰糸工 Reeler	繰返工 Re-reeler	その他 Other Operative Workers	教 婦 Trainers	事務員 Clerk	タイピ スト Typist	交換手 Telephone operator	栄養士 Dietitian	炊事婦 Cook	看護婦 Nurse	寮 母 Supervisor of dormitory	雑役 ²⁾ Odd jobs
平均年齢 Average age	19.2	18.3	19.9	22	22.1	20.3	22	19	18.5	25.3	23.4	31.1	28
総 数 Total number	5,370	3,947	537	367	130	157	5	2	2	107	17	18	81
15才未満 Under 15	128	115	7	4	-	-	-	-	-	1	-	-	1
15才 15	556	500	31	17	-	4	-	-	-	-	-	-	4
16才 16	856	745	54	33	2	15	-	-	-	-	-	-	7
17才 17	737	612	69	30	4	20	1	-	-	-	-	-	1
18才 18	608	472	57	41	4	21	-	1	1	4	1	-	6
19才 19	510	386	54	32	10	16	-	-	1	5	1	2	3
20才 ~ 24才 20 ~ 24	1,533	944	218	136	83	63	3	1	-	52	10	2	21
25才 ~ 29才 25 ~ 29	314	147	41	45	21	11	1	-	-	25	4	6	13
30才 ~ 34才 30 ~ 34	60	22	4	7	4	4	-	-	-	10	1	2	6
35才 ~ 39才 35 ~ 39	27	3	-	9	2	2	-	-	-	4	-	3	4
40才 ~ 44才 40 ~ 44	14	1	-	6	-	-	-	-	-	3	-	3	4
45才 ~ 49才 45 ~ 49	20	-	2	5	-	1	-	-	-	3	-	3	6
50才 以上 50 and over	7	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	5

- 註 1) 年齢は1948年11月末日現在における満才であるが、1才未満は切捨てた。
2) 繰糸工、繰返工、教婦以外の工員例えば煮繭工、配繭工、仕上工等である。
3) 労働者数は1948年11月の賃金台帳により給与を受けたものの総数。
1) Ages are full ages at the end of Nov, 1948, with months omitted.
2) Operative workers other than reeling, re-reeling.
3) Number of subject is that of all women workers Payed in Nov, 1948.

附録第2表 女子労働者の勤続年数¹⁾

Table 2 Years of service of women workers by kinds of jobs.

職 種 Jobs	総 数 Total	繰糸工 Reeler	繰返工 Re-reeler	その他 Other Operative Workers	教 婦 Trainers	事務員 Clerk	タイピ スト Typist	交換手 Telephone operator	栄養士 Dietitian	炊事婦 Cook	看護婦 Nurse	寮 母 Supervisor of dormitory	雑役 Odd jobs
平均勤続年数 Average years of Service	2:9	2:7	2:3	2:8	2:8	2:3	2:7	2:2	0:5	2:7	2:4	3:9	2:7
総 数 Total	5,370	3,947	537	367	130	157	5	2	2	107	17	18	81
5年未満 Less than 5 Years	4,880	3,640	492	319	84	148	5	2	2	96	14	11	67
6ヵ月未満 Less than 6 Mths	248	186	26	20	-	3	1	-	1	5	1	1	4
1年未満 Less than 1 Year	1,095	855	106	65	1	35	-	-	1	18	2	-	12
2年未満 Less than 2 Years	1,688	1,256	164	120	15	49	1	1	-	34	7	6	35
3年未満 Less than 3 Years	1,475	1,102	151	80	57	38	1	1	-	30	2	3	10
4年未満 Less than 4 Years	277	182	34	22	8	15	-	-	-	8	1	1	6
5年未満 Less than 5 Years	97	59	11	12	3	8	2	-	-	1	1	-	-
5 ~ 10年 5 ~ 10 Years	374	242	33	34	32	7	-	-	-	8	3	6	9
10 ~ 15年 10 ~ 15 Years	98	60	9	9	14	2	-	-	-	2	-	1	1
15 ~ 20年 15 ~ 20 Years	12	5	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1
20年以上 More than 20 Years	6	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	3

- 註 1) 勤続年数は1949年11月末日現在で計算した。戦後轉換した工場は轉換後より計算した。
1) Duration of service is calculated at the end of Nov, 1948. In converted factories after the war, it is calculated from the time of conversion.

附録第3表 職種別女子労働者の現金給与日額¹⁾

Table 3 Daily cash-wages of women workers by kinds of jobs.

職 種 Jobs	総 数 Total	繰糸工 Reeler	繰返工 Re-reeler	その他 Other Operative Workers	教 婦 Trainers	事務員 Clerk	タイピ スト Typist	交換手 Telephone operator	栄養士 Dietitian	炊事婦 Cook	看護婦 Nurse	寮 母 Supervisor of dormitory	雑役 Odd jobs
給与日額 Daily cash wages													
総 数 Total	5,370	3,947	537	367	130	157	5	2	2	107	17	18	81
平均給与 Average daily wage	98.41	97.02	96.19	95.66	133.39	106.84	94.37	112.27	110.16	110.23	117.88	127.52	94.06
50円未満 Under 50 yen	22	5	4	1	1	5	1	-	-	-	3	-	2
60 "	187	148	13	12	6	3	-	-	-	-	-	2	3
70 "	265	182	35	31	1	2	-	-	1	4	-	-	9
80 "	548	428	48	42	1	15	-	-	-	3	1	-	10
90 "	900	677	104	66	2	24	1	-	-	11	-	-	15
100 "	1,132	860	136	79	3	23	-	1	-	16	2	2	10
110 "	899	688	81	54	6	25	2	-	-	28	1	3	11
120 "	607	452	53	39	18	16	-	-	-	17	1	1	10
130 "	383	288	36	15	19	12	-	1	-	6	1	-	5
140 "	207	125	12	13	29	9	1	-	-	12	1	2	3
150 "	103	54	6	7	15	11	-	-	-	4	2	2	2
160 "	59	28	5	4	11	5	-	-	1	2	1	2	-
170 "	28	8	1	4	5	3	-	-	-	2	3	1	1
180 "	7	1	1	-	2	2	-	-	-	-	-	1	-
190 "	5	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	2	-
200 "	5	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
210 "	8	2	1	-	3	1	-	-	-	-	1	-	-
220 "	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
230 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
240 "	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
250 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
260 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
270 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
280 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
290 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300円以上 More than 300yen	3	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-

- 註 1) 平均給与日額は1948年11月の賃金支払日に支払を受けた全女子労働者の各人のその月の賃金総額をそれぞれの労働日数で除し各人の給与日額を得、それを全女子労働者について総計し、人数で平均した金額である。この金額は税金その他の控除額を差し引いてない。
1) Daily cash wage is the amount obtained by dividing the total cash wages paid to each women worker in November, 1948, by working days of each respectively, by without deducting taxes or others.

附録 第 5 表 勤続年数別女子労働者の現金給与日額

Table 5 Daily cash wages of women workers by years of service.

給与日額 Daily cash wages	勤続年数 Years of service	総数 Total	5 年 未 満 Unders 5 years							5 ~	10 ~	15 ~	20 年
			総数 Total	6 月 未 満	1 年 未 満	2 年 未 満	3 年 未 満	4 年 未 満	5 年 未 満	10 年 未 満	15 年 未 満	20 年 未 満	20 年 以上
総人員 Total number of workers		5,370	4,880	248	1,095	1,688	1,475	280	94	374	97	13	6
平均給与 Average daily cash wage		98.41	96.96	80.17	89.77	95.06	105.92	101.12	105.95	110.09	123.34	109.32	120.87
60円未満 Under 50 yen		22	19	4	6	5	3	1	-	3	-	-	-
60 "		187	177	40	79	38	31	7	-	6	3	1	-
70 "		265	252	30	63	107	38	10	4	12	-	-	1
80 "		548	520	64	168	194	72	18	4	21	7	-	-
90 "		900	862	38	253	348	176	40	7	35	1	2	-
100 "		1,132	1,087	32	233	415	321	69	17	40	4	1	-
110 "		899	822	16	155	273	304	48	26	62	11	4	-
120 "		607	528	14	81	169	207	41	16	63	12	2	2
130 "		383	307	6	30	65	173	22	11	60	15	1	-
140 "		207	147	2	12	34	82	13	4	44	14	-	2
150 "		103	73	-	9	13	43	5	3	9	20	1	-
160 "		59	43	-	4	11	23	4	1	10	6	-	-
170 "		28	23	1	2	7	10	2	1	4	-	-	1
180 "		7	2	-	-	1	1	-	-	3	2	-	-
190 "		5	3	1	-	2	-	-	-	-	1	1	-
200 "		5	4	-	-	1	3	-	-	1	-	-	-
210 "		8	7	-	-	2	5	-	-	-	1	-	-
220 "		1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
230 "		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
240 "		1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
250 "		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
260 "		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
270 "		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
280 "		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
290 "		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300 "		3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300円以上 More than 300 yen		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-

註 1) 附録第 2 表の 註 1) を参照。 1) See foot note 1) of Table 2.
2) 附録第 3 表の 註 1) を参照。 2) See foot note 1) of Table 3.

附録 第 6 表 職種別女子労働者の一日労働時間

Table 6 Daily working hours of women workers by kinds of job.

職 種 Jobs	総数 Total	繰糸工 Reeler	繰返工 Re-reeler	其の他 Other operative workers	教 師 Trainers	事務員 Clerk	タイピスト Typist	交換手 Telephone operator	栄養士 Dietitian	炊事婦 Cook	看護婦 Nurse	寮 母 Supervisor of dormitory	雑 役 Odd jobs
労働時間 working hours		5	7	10	17	21	22	23	24	25	27	28	31
平均労働時間 Average working hours	時間 8	時間 8	時間 8	時間 8	時間 8.5	時間 8	時間 8.1	時間 8	時間 8.2	時間 8.1	時間 8	時間 8.1	時間 7.9
総 数 Total	5,370	3,947	537	367	130	157	5	2	2	107	17	18	81
6 時間 未 満	3	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
7 "	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
8 "	78	53	6	5	3	5	-	-	-	2	1	1	2
9 "	5,268	3,885	531	361	122	149	5	2	2	100	16	16	79
10 "	12	7	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-
11 "	6	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	1	-
12 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 時間 以上	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-

註 1) 1 日労働時間数は 1948 年 11 月の賃金支払日に支払を受けた、全女子労働者各人のその月の総労働時間数をそれぞれのその月の実働日数で除した時間数を指す。
2) 平均労働時間数は前項の各人の 1 日労働時間数を全女子労働者について総計し、その労働者数で平均した時間数である。
1) Daily working hours is obtained by dividing total monthly working hours of each of women workers by the number of working days of each of them, payed on the pay-day of Nov, 1948.
2) Average daily, working hours is average of each daily working hours, above mentions of all women workers payed on the pay-day of Nov, 1948.

附録 第 7 表 世論調査 A

給料や労働時間などで工場がはじめの約束を守っていない点がありますか

Table 7 Women workers' Opinions A.

Are your working conditions different from the labor contrast?

意見 Opinions	調査人員 Total num- ber of per- sons inve- stigated	守つて いる No.	守つていない Yes, different							不明及 無記入 No answer
			総 数 Subtotal	労働時間 Concer- ning w- orking hours	賃 金 Concer- ning wages	貨物給与 Goods in stead of wages	工場施設 Equip- ments of the fac- tories	厚生福利 Welfare equip- ments	その他 Others	
工場別 factories										
総 数 Total	4,814	3,078	627	152	379	51	4	6	35	1,109
A	280	213	10	-	6	3	-	-	1	57
B	113	20	49	33	16	-	-	-	-	44
C	198	46	89	3	74	-	-	-	12	63
D	231	180	2	-	2	-	-	-	-	49
E	179	90	34	15	19	-	-	-	-	55
F	213	167	10	6	-	-	-	-	4	36
G	373	313	-	-	-	-	-	-	-	60
H	238	131	17	7	4	4	-	-	2	90
I	111	32	69	11	23	24	-	4	7	10
J	157	108	7	2	3	-	-	-	2	42
K	322	253	26	1	15	4	-	1	5	43
L	575	301	194	16	175	3	-	-	-	80
M	258	81	46	26	12	8	-	-	-	131
N	295	216	2	-	-	2	-	-	-	77
O	63	32	9	9	-	-	-	-	-	22
P	234	167	9	2	7	-	-	-	-	58
Q	201	147	14	6	6	2	-	-	-	40
R	328	275	1	-	-	-	-	1	-	47
S	239	189	11	6	-	1	4	-	-	39
T	211	117	28	9	17	-	-	-	2	66

附録 第 8 表 世論調査 B 労働条件に関する希望
Table 8 Women workers' Opinions B. Opinions on working condition.

希望内容 Content ts of opini- ons	調査人員 Total number of persons investigated	賃金が 低い Wage is too low	作業服等 を支給し て下さい Give some working clothes, etc	休憩時間 が短い resting peri- od is too short	労働時間 が守られ ていない Working hou- rs are differ- ent from the regulation	配給品を 多くして 下さい Distribute more goods	工場の施 設が悪い Working equipment are bad	衛生施設 がない There is no sanitary equipment	自分に適 した仕事 がしたい Let me have a more suitable job	その他 others	無記入 No answer
工場別 Factor- ies											
総数 Total	4,814	1,242	113	34	63	44	143	45	14	522	2,936
A	280	51	3	-	-	1	4	1	-	24	210
B	113	9	-	-	7	-	3	4	-	10	83
C	198	121	1	1	3	2	4	2	-	15	59
D	231	99	16	2	4	1	6	-	-	10	116
E	179	30	3	2	2	1	11	3	-	25	119
F	213	179	-	-	2	1	3	1	-	21	28
G	373	59	6	4	-	-	2	1	1	32	276
H	238	40	2	-	-	9	4	2	2	14	178
I	111	17	12	-	8	2	7	-	-	18	65
J	157	12	-	4	2	1	-	-	1	13	127
K	322	27	3	-	-	1	5	-	-	56	236
L	575	249	-	3	7	1	35	6	-	101	227
M	258	89	15	1	4	1	9	3	-	25	144
N	295	60	11	2	-	3	3	9	-	23	202
O	63	28	2	1	5	1	4	1	-	2	32
P	234	36	-	2	3	4	5	1	-	21	175
Q	201	28	1	1	8	4	4	-	2	9	160
R	323	35	9	2	1	4	4	1	-	37	248
S	239	15	23	-	3	-	14	6	3	26	154
T	211	58	6	9	4	7	16	4	5	40	97

附録 第 9 表 世論調査 C 将来に関する希望
Table 9 Women workers' Opinions C.
“What would you live to be in future?”

希望内容 Opinions	調査人員 Total number of persons investi- gated	結婚して 家庭に入る To be mar- ried and de- a good wife	手に職を つけたい To be tra- ined for a pro- fessional job	今の仕事を つづけたい To continue to work here	商業を営 みたい To have a shop of my own	農業をや りたい To be a farmer	その他 Others	無 不 明 記 入 No answer
総 数 Total	4,814	305	11	50	17	98	520	3,813
A	280	12	-	1	3	1	38	225
B	113	-	-	-	6	-	13	94
C	198	19	-	-	-	2	13	164
D	231	11	-	5	-	-	30	185
E	179	1	-	4	-	-	28	146
F	213	17	-	4	3	1	28	159
G	373	9	-	-	-	-	27	337
H	238	9	-	1	3	5	27	193
I	111	8	-	2	-	3	23	75
J	157	3	-	1	-	-	14	139
K	322	8	1	4	-	16	51	242
L	575	131	-	16	2	33	109	284
M	258	13	1	4	-	-	28	212
N	295	10	-	2	-	7	17	259
O	63	-	-	-	1	-	5	57
P	234	-	-	5	-	-	10	219
Q	201	3	2	-	-	1	4	191
R	323	25	2	-	-	10	21	264
S	239	18	-	2	-	15	19	185
T	211	8	1	-	-	4	15	183

附 録 II

関東製糸工場就業規則及賃金規則例

就 業 規 則

C 工 場

第 1 章 総 則

第 1 條 従業員は社会の福祉に基く繊維工業の國家的使命と之に従事する自己の重責とを認識し團結協力以て社会貢献の誠を盡すを以て本分とする。

第 2 條 従業員は工場の秩序を保持し能率を増進し勤務を快適ならしめる爲本則を遵守し時に左記事項を心得ものとする。

- 1 相互に尊敬と信頼とを持し其の職務に忠実なるものとする。
- 2 上下互に礼儀を重んじ友愛を盡し苟くも粗暴の行爲をなさざるものとする。
- 3 作業を通じて心身の向上と技術の錬磨に努むるものとする。
- 4 時間を遵守し寸暇を惜しみ作業に精勵するものとする。
- 5 材料及動力を節約し且機械工具を大切に取扱うものとする。
- 6 作業は慎重敏速を旨とし特に精良を期するものとする。
- 7 作業場を整頓し且之を精淨にするものとする。

第 3 條 従業員工場に就業したるときは左の事項を届出るものとする。

- 1 住所又は居所
 - 2 家族の氏名、生年月日、職業及続柄
 - 3 通勤又は寄宿方法
- 前項各項之に異動ありたる時は遅滞なく届出るものとする。

第 2 章 職 務

第 4 條 従業員中工員を左の種類に分つ。

- 1 本 工 員 (男、女)
 - 2 養成工員 (男、女)
- 養成工員とは未経験工雇入後 3 カ月の期間となす。

第 3 章 始業終業休日及休憩早出残業及宿直

第 5 條 始業及終業時間を左の通に定む。

自 午前7時45分

至 午後4時30分

第6條 休憩時間左の如し。

- 1 午前9時より10時迄の間に於て 10分
- 2 正午より1時までの間に於て 25分
- 3 午後2時より4時迄の間に於て 10分

残業せしむる場合に於ては其の初15分、食事をとらしむるときは30分

食事は午後の休憩時間に之を爲すものとす。

第7條 当直は満才以上の者を以て労働基準監督署長の許可を得たる者を輪番に之に當るものとす。勤務時間は午後5時より午前6時半までとす。

第8條 定休日左の通りとす。

- 1 毎週日曜日
- 2 國の定める大祭日
- 3 盆会（日数は毎年之を定むる）
- 4 年末年始休（毎年之を定むる）

第9條 業務上必要あるときは労働基準法の許可範囲に於て従業員の同意を得たるときは第5條、第6條及第8條の規定に拘らず変更することあり。

第4章 入場、遅刻及早退

第10條 従業員は始業前迄に入場し就業するものとす。

第11條 従業員退場時にありては持場を整理し終礼を行いたる後退場するものとす。

第12條 病氣その他已むを得ざる事由に依り欠勤又は早退及外出せんとする者は予め係に届出づるものとす。

第13條 左の各号の1に該当せる事由に依り予め許可又は承認の受けたるときは遅刻早退私用外出の取扱いをなさざるものとす。

- 1 労働基準法第7條（公民権行使の保障）に該当するとき。
- 2 従業員又はその父母配偶者死亡し弔問するとき。

第5章 欠勤及休暇

第14條 病氣その他已むを得ざる事由に依り欠勤せむとするものは就業時間前に欠勤予定日数其の事由を具し願出するものとす。但し願出のなきときは事後連に其の事由を届出づるものとす。

第15條 従業員は左の場合に於ては休暇を受くる事を得。但し願出又は届出の手續を爲すものとす。

- 1 傳染病の発出の爲交通遮断せられたるときその期間
- 2 証人、鑑定人、参考人として裁判所に出席するとき、其の他之に準ずる往復日数を含む所要日数

3 消防團員にして消防團長の証明を得て採可を受け出勤するとき所要日数

4 結婚のとき 7日

5 子女出産のとき 2日

6 女工員産前6週間、産後6週間以内

7 忌引日数但し忌引期間中に介在する休日及忌引第1日に於ける早引は之を忌引日数に算入するものとす。

イ 父母若は養父母又は配偶者の喪に服する時 7日

ロ 祖父母、曾父母、子女の喪に服する時 5日

ハ 兄弟姉妹の喪に服するとき 3日

8 従業員1カ年継続勤務し全労働日の8割以上出勤したる者に対し6日間の有給休暇を與えるものとす。

前項の規定に該当する従業員2年以上継続勤務したる者に対しては1年を超える継続勤務年数1年について1日を加算した有給休暇を與えるものとす。但しこの場合総日数20日を超える場合は20日限度とするものとす。

9 女子従業員にて生理日の就業が著しく困難な者に対し請求ありたる時は休暇を與えるものとす。

10 女子従業員にして生後1カ年に達しない生児を育てるものに対し1日2回各々適時30分その生児を育てるための時間を與えるものとす。

11 其の他前各号に準ずる已むを得ざる事由あるとき。

12 前号の内第1号乃至第3号及第8号有給休暇とす。

第6章 教 養

第16條 従業員は就業時間後適時行ふ洋裁並生花及その他講話等の教養施設に努めて参加なすものとす。

第7章 保 健 衛 生

第17條 従業員は常に工場設備の運動具を利用し健康増進に努むるものとす。

第18條 食事は所定の場所に於て行い食事前の洗手を励行するものとす。

第19條 従業員工場内に於て負傷し又は発病したる時本人（本人が爲し得ざるときは組長又は同僚）は其の旨衛生管理者に申出で指揮を受くるものとす。

第20條 左に掲ぐる疾病に罹れる者に付就業を禁止する。但し第2号に掲ぐる疾病に罹れる者に付工場の認むる傳染病予防の措置を爲したる場合は此の限でない。

1 再帰熱、麻疹、炭疽、鼻疽、その他これに準ずる傳染病にかゝつた者

2 病毒傳播のおそれある結核、梅毒、かいせんその他の傳染性皮膚疾患濃漏性結膜炎著しく傳染のおそれあるトラホームその他これに準ずる傳染性眼疾患にかゝつた者又は傳染病の病原体保有

者

- 3 精神分裂病、蒼鬱病、癲癇性痴呆その他の精神病患者であつて就業することが不適当な者
- 4 胸膜炎、結核、心臓病、脚氣、關節炎、けんしょう炎、急性泌尿生殖器病その他の疾病にかゝつた者であつて労働のために病勢が著しく増悪するおそれのある者

5 前各号の外労働大臣の指定する疾病にかゝつた者

第 21 條 同居の家族又は同居人にして傳染病に罹り若くは其の疑ある者あるときは直ちに其の旨係員に届出指揮を受けるものとす。

第 22 條 従業員に対し採用の際及毎年 1 回又は 2 回健康診断を行う。前項の外臨時必要ありと認むるときは工具の全部又は一部に対し健康診断を行うことあり。

第 23 條 左に掲ぐる者は健康要保護者として之に対し就業制限作業の轉換治療その他保健衛生上必要なる措置をなさしむることあり。

- 1 年齢 18 才未満にして採用後 6 カ月以内の者
- 2 ツベルクリン反應陽性轉化後 1 年以内の者
- 3 疾病に罹り身体虚弱にして一定の保護を必要とするもの
- 4 妊婦

第 8 章 危 害 予 防

第 24 條 従業員は負傷者の救護に必要な救急具及材料の備付場所並に其の使用法を知得し置くものとす。

第 25 條 従業員は安全管理者安全委員其の他安全指導者の指導に従い各自職場安全化に協力たるを自覚し作業の安全の実践に努むるものとす。

第 26 條 従業員工場内に於て協力して左記事項を嚴守するものとす。

- 1 原動機、動力傳導装置、機械設備又は工具等は運轉開始前に点檢し尙故障若くは危険なる箇所を発見したるときは直にその旨係員に報告するものとす。
- 2 係員に非ざる者は原動機の始動又は停止を爲さざるものとす。
- 3 工場内に於てはみだりに焚火其の他火氣の使用を爲さざるものとす。
- 4 業務上火氣及火氣を誘導し易き物品を取扱うときは細心の注意を拂ひ危険なきをなすものとす。
- 5 喫煙は火氣の取締に注意するものとす。
- 6 危険又は有害の虞れある作業に従事する者は常に所定の保護具を使用するものとす。
- 7 常に整理整頓を旨とし特に通路、避難出口、消火設備の在る個所には物品を置かざる様注意なすこと。
- 8 安全規則作業心得其の他危険予防に関する規則を遵守し災害予防に努むるものとす。

第 27 條 火災その他災害の發生し又災害發生の危険を覺知したるときは直ちに之を係員その他適当な者に報告し其の指揮に依りて行動するものとす。但し急を要するときは臨時処置を執り直に其の

旨を係員其の他適当な者に報告するものとす。

第 9 章 表 彰

第 28 條 左の各号の 1 に該当する者は審査の上之を表彰する。

- 1 3 年以上勤続したる者及 1 カ年間皆勤又は精勤者
- 2 業務上有益なる發明改良又は工夫考案をなしたる者
- 3 品行方正技術優秀業務に熱心にして衆の模範たる者
- 4 火災其の他の災害を未然に防止したる者若くは災厄に際し特に功勞ありたる者

第 29 條 前條表彰は別に定むる所に依り之を行うものとす。

第 30 條 表彰は賞狀、徽章、賞品又は賞金を授與して之を行うものとす。

第 10 章 懲 戒

第 31 條 懲戒は譴責減給又は出勤停止及懲戒解雇とす。

第 32 條 前條の懲戒は左記に依るものとす。

- 1 譴責は始末書を提出せしむるものとす。
- 2 減給は譴責に加うる 1 回の額を平均賃金 1 日分の半額以内として 1 賃金計算期間内の総額の 10 分の 1 以内の額を限度とする。
- 3 出勤停止は譴責に加うるに 7 日以内の出勤停止をする。
- 4 懲戒解雇は予告を用いず行政官廳の認定を得て解雇するものとす。

第 33 條 本則に依り工員の遵守すべき事項に違反したるときは譴責に処す。但し反則輕微なるか又は改悛の情顯著なるときは工場長の訓戒に止むることあり。

第 34 條 正当の理由なくして欠勤をなしたる者又は第 36 條の各号に定むる特に不都合なる行爲ありたる者に対しては減給に処する。

第 35 條 左の 1 に該当する者は懲戒解雇とする。

- 1 重要な経歴を詐り其の他詐術を用いて雇傭せられし者
- 2 事業の秘密を漏洩せんとしたること明かなる者
- 3 私品を作製し又は作製せしめたる者にしてその情重き者
- 4 故意に工場の設備又は器具を破壊したるもの
- 5 工場の物品を無断にて持出し又は持出さんとしたること明かなる者
- 6 係員の指図に服せざること数回に及ぶ者
- 7 係員の指図を侮蔑し若は反抗し又は係員に対し暴行脅迫を加えたる者
- 8 他人に対し不法に辞職を強要し教唆煽動し若は暴行脅迫を加え又は他人の業務を妨げたる者
- 9 故意に作業能率を阻害したる者
- 10 正当の理由なく無断欠勤 14 日以上に及びたる者
- 11 出勤常ならず遅刻、早退多く勤務に不熱心なる者

- 12 戒告数回に及ぶも怠慢にして業務に不熱心なる者
- 13 承認を得ずして在籍の儘他人に雇傭せられたる者
- 14 故意に危害予防に関する規則又は指揮に違反せる者
- 15 著しく工場の風紀又は規律を紊乱したる者
- 16 その他前各号に準ずる程度の特不都合なる行為ありたる者

第 11 章 解雇、退職、休職

第 36 條 従業員左の各号の 1 に該当するときは 30 日以前に予告し之を解雇す。但し平均賃金の 80 日分以上の手当を支給するときは即時解雇す。

- 1 精神又は身体の障礙に依り作業に堪えずと認めたる時。
- 2 老衰の爲め作業能率著しく劣れるに至るとき。
- 3 事業の縮少の爲め工員に過剰を生じたる時。
- 4 其の他前各号に準ずる程度の已むを得ざる事由あるとき。

第 37 條 工員退職せんとするときは 14 日前に退職願を提出し従前の就業を継続なすものとす。

第 38 條 工員死亡したるときは医師の死亡診断書を添え遺族又は関係者より届出するものとす。

第 39 條 左の各号の 1 に該当する事由に依り解雇する場合は予告手当を支給せざるものとす。即時解雇するものとす。

- 1 天災地震に基き事業不可能となりたる場合
- 2 従業員の責に帰すべき事由に依り行政官廳の認定を得て解雇なすとき

第 40 條 従業員左の各号に該当する事由のときは其の成績と考査し休職をなさしむることあり。

- 1 業務に因らざる負傷、疾病、其の他の事由に依り長期に亘り引続き就業すること能わずと認めたるときは 6 カ月以内
- 2 犯罪行為に因り告訴又は告発せられたるときは 3 カ月以内
- 3 前各号に準ずる程度の事由あるときは其の必要期間休職、事由又は休職期間満了したるときは復職又は退職をなさしむるものとす。但し特別の事情あるときは此の限りでない。

第 41 條 従業員表彰懲戒規定は従業員組合と合議の上決するものとす。

附 則

第 42 條 本規則は昭和 23 年 8 月 1 日より施行する。

意 見 書

右就業規則全條に対し異議なし

昭和 23 年 2 月 20 日

○工場従業員組合長 ○

賃 金 規 則

第 1 條 工員の賃金は本則に依り之を支給するものとする。但し日雇入る者及 60 日以内の期

間を限り雇傭する者を除く。

第 2 條 工員には本給、能率給、手当賞與を支給するものとす。尙前項の給與の外臨時給與を支給することあり。

第 3 條 1 日の所定実働時間は 8 時間とす。

第 4 條 本給及能率給、手当は毎月前月 16 日より其の月の 15 日迄を以て締切り其の支拂は毎月月末とする。

賃金支拂日休日に当るときは前日に繰上ぐるものとす。

第 5 條 工員左の場合に該当するときは前條の規定に拘らず其の都度賃金を支拂うものとす。但し第 3 号乃至第 7 号の場合に於て本人の請求無きときは此の限りではない。

- 1 死亡したるとき
- 2 退職し又は解雇せられたるとき
- 3 7 日以上に亘りて帰郷せむとするとき
- 4 本人又はその家族の結婚、葬儀の爲め臨時の出費を要するとき
- 5 天災其の他の災厄に遭遇し又は負傷、疾病に罹り費用を要するとき
- 6 新世帯を持ち其の他之に類する事項に付き必要なる費用に充つるとき
- 7 其の他特に必要ありと認むるとき

第 6 條 工員雇入の際の所定実働時間に対する日給額は左の通りとする。

年 齢	15 才	16	17	18	19	20	21	22	23	24	以 上
金 銭	28.50	30.00	32.00	32.60	33.20	33.80	34.40	35.00	35.60	36.20	同 じ

第 7 條 日給の最低額第 6 條に掲ぐる額とす。

第 8 條 本給は日給を基礎とし左の式により計算す。

$$\text{本給} = \frac{\text{日給}}{\text{所定労働時間}} \times \text{実労働時間}$$

第 9 條 工員遅刻、早退の爲め実働時間に端数を生じたる場合には前條に定むる本給の計算に於ては之を切上げるものとす。

第 10 條 工員不可抗力に依る遅刻の場合には前條に定むる本給の計算に於ては其の時間の時間に算入す。

第 11 條 工員公傷病に依り又は工場の都合に依り所定実働時間に充たざる就業をしたる場合は第 8 條の本給は所定就業時間就業したるものとして計算す。

第 12 條 繰系工員に対し本給の外左の方法により能率給を支給す。但し所定実労働時間に対する 1 人 1 日当りの能率給平均額を 24 円とす。

能率給額算出方法

$$\text{能率給} = \frac{1 \text{ 時間当りの能率給額} \times \text{賃金計算期間の実働人員の延時間}}{\text{賃金計算期間に得たる各人の作業成績得点数の合計}} \times \text{各人の得点}$$

第 13 條 手当は左の通りとす。

名 称	額 又 は 率	給 与 條 件
精 勤 手 当	日給の1日 乃至4日分	日給の4日分1ヵ月皆勤者に対する月額 日給の3日分1ヵ月に付欠勤1日に対し月額 日給の2日分1ヵ月に付欠勤2日に対し月額 日給の1日分1ヵ月に付欠勤3日に対し月額
臨時休業手当	平均賃金の 100分の60	工場の都合に依り休業したる場合1日に付
家 族 手 当	20 円	配偶者又は同一戸内に在る満60才以上の直系尊族18才未満の直系尊族及弟若しくは不具病疾者にして主として本人の収入に依り生計を維持する者1人1ヵ月に付
食 事 手 当	600 円	1ヵ月に付
早出残業 夜 勤 手 当	日給の2.5 割増し	通常の労働時間の計算額の2.5割増し賃金
物 価 手 当	5 円	1日に付

第14條 賞與は毎年6月及12月の2回工員に対し之を支給す賞與の額は支給の都度之を定むるものとす。

第15條 工員に対し毎年12月に於て左の精勤賞を支給す。

種 類	支 給 率	給 与 條 件
1 等 賞	日給の20日分	1ヵ年を通じ欠勤なき者
2 等 賞	14 日	● 欠勤2日迄の者
3 等 賞	10 日	欠勤5日迄の者

本表支給条件の計算期間は前年11月16日より当年11月15日迄の1ヵ年とす。

第16條 工員に食事を給する場合は1ヵ月に付6百円の割合を以て徴収するものとす。

第17條 工員の昇給は勤続1ヵ年に付き1日1円50銭の割合を以て昇給するものとす。

第18條 昇給期は毎年1月分の賃金よりとし1ヵ年間を通じ勤務日数150月未満の場合は昇給せざるものとす。

但し左に掲ぐる日数は欠勤日数に加算しない。

- 1 工場の都合に依り休業せしめたる場合の日数
- 2 業務上傷疾を受け若しくは疾病に罹り休業したる日数
- 3 就業規則第15條の規程に依り願出又は届出の手續を取り休暇を得る日数

第19條 昇給資格者の算定計算期間は前々年12月16日より前年12月25日迄とする。

意 見 書

右賃金規則全條に対し異議なし

昭和28年2月28日

○工場従業員組合長 ○

工 員 就 業 規 則

〇〇株式會社K工場

第 1 章 総 則

第1條 工員はこの規則の定めるところにより就業するものとするこの規則に定めのない事項は法令及び団体協約の定めるところによる。

第2條 この規則において工員とは労働契約を結び工員としての身分を持つ者を云ふ。

第3條 工員は職制により定められた上長の指示に従ひ互ひに協力してその職責を遂行しなければならない。上長は常に所属工員の人格を尊重しその職務を遂行する様努めなければならない。

第4條 工員は業務上の都合で轉勤を命ぜられ又は職場並に職種の所属変更を命ぜられることがある。

第 2 章 雇 入

第5條 年齢満15才未満の者は採用しない。但し満14才以上の者で命令を以て定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を終了したものは此の限りでない。

第6條 雇入れに当り銓衡の上適当と認めたる者は14日以内を限り試傭期間とする。

第7條 工員は別に定められた様式により左の事項を届出でなければならない。

- 1 本籍地及住所
 - 2 本人の氏名、生年月日
 - 3 保護者並に家族の氏名、生年月日、職業及本人との続柄
 - 4 戸 籍 証 明 書
 - 5 其の他人事管理上必要な事項
- この項の届出事項に異動があつた場合は遅滞なく届出でなければならない。

第 3 章 身 分

第8條 工員の身分を左の三つとする。

- 1 本 工 員 (経験者及び未経験者であつて傭入後3ヵ月の期間を過ぎた男子及び女子)
- 2 見習工員 (男子未経験者であつて傭入後3ヵ月の期間にあるもの)
- 3 養成工員 (女子未経験者であつて傭入後3ヵ月の期間にあるもの)

第 4 章 服 務

第9條 1日の所定労働時間を8時間とする。

第10條 始業及び終業の時刻を左の通りとする。

勤務する場所	始 業	終 業
汽 罐 場	午前 6 時 00 分	午後 4 時 30 分
煮 繭 場	午前 6 時 30 分	午後 3 時 30 分
炊 事 場	午前 6 時 00 分	午後 5 時 30 分
繰糸場その他	午前 7 時 30 分	午後 4 時 30 分

但し季節又は電力事情により組合の同意を得て変更する事がある。

第 11 條 休憩時間は左の通りとする。

- 1 午前 9 時 30 分より——10 分間
- 2 正午 12 時 00 分より——40 分間
- 3 午後 2 時 00 分より——10 分間

但し季節又は電力事情により組合の同意を得て変更することがある。

晝食は正午の休憩時間に之をなす。

汽罐場、煮繭場、炊事場の休憩時間は第 14 條第 4 号の定めるところによる。

早出又は残業により所定就業時間を超えて勤務する時は所定休憩時間の外に適宜休憩時間を與へる。

第 12 條 生後 1 カ年に達しない生児を育てる女子は一般所定休憩時間の外に 1 日 2 回各々 30 分その生児を育てるための時間を請求することができる。

第 13 條 休日は左の通りとする。但し業務上の都合で已むを得ない場合には組合との協定により休日を他の日に振替又は他の日を臨時休日とすることがある。

- 1 土 曜 日
- 2 盆 会 2 日間
- 3 年末年始（日数は毎年之を定める）

第 14 條 この章で定める勤務時間、休憩及休日に関する規定は左の各号の一に該当するもの又は場合にはそれぞれ左の各号に記載する事項はこれを適用しない。

- 1 監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱ふ者については勤務時間、休憩及び休日
- 2 監視又は断続的勤務に従事する者で会社が行政官廳の許可を受けた者については勤務時間、休憩及び休日
- 3 会社が労働組合と書面による協定をなしこれを行政官廳に届出た場合については勤務時間及び休日
- 4 業務上の都合で会社が休憩時間につき行政官廳の許可を受けた者については休憩時間

第 15 條 繭の乾燥に従事する者及繭乾燥に従事するために臨時に雇入れた者については勤務時間、休憩及び休日に関する規程は繭乾燥の季節毎にこれを定めるものとする。

第 16 條 災害其の他避けることの出来ない事由によつて臨時の必要がある場合においては行政官廳の許可をその必要の限度で勤務時間を延長する。但し事態急迫のため行政官廳の許可を受ける暇の

ない場合は事後に遅滞なく行政官廳に届け出でる。

前項の規程により休日に勤務させた場合には代休を與へるものとする。

第 17 條 電休日その他避けることの出来ない事由によつて第 9 條乃至第 11 條及び第 13 條の規程によつて勤務することが困難な場合には 4 週間を平均して 1 週間の勤務時間が 48 時間を超えない限度で特定の日に 8 時間又は特定の週に 48 時間を超えて勤務させることがある。

前項の規程により勤務させる場合にはその都度予め労働組合と協議して之を定める。但し 18 才未満の工員に対しては適用しない。

第 18 條 満 18 才以上の女子工員については第 14 條第 3 号の協定による場合においても 1 日について 2 時間、1 週間について 6 時間、1 年について 150 時間を超えて時間外勤務をさせ又は休日に勤務させる事はない。

満 18 才に満たない工員については第 14 條第 3 号の規定に之を適用しない。

第 19 條 満 15 才以上で満 18 才に満たない工員については 1 週間の勤務時間が 48 時間を超えない限り 1 週間のうち 1 日の勤務時間を 4 時間以内に短縮する場合においては他の日の勤務時間を 1 時間迄延長することがある。

第 20 條 私用のため勤務中職場を離れる場合は所属上長の許可を受けることとする。

第 21 條 病氣その他已むを得ない事由によつて早退又は外出する場合は所属上長の承認を得て指図に従ひ退場する。

第 22 條 1 年間継続勤務し全労働日の 8 割以上勤め業務上の傷害による休業期間及産前産後各 6 週間以内の休業は出勤したものと見なした工員に対し継続又は分割した 6 労働日の有給休暇を與へる。

2 年以上継続勤務した工員に対して 1 年を超える継続勤務年数 1 年について前項の休暇に 1 労働日を加算して有給休暇を與へる。但しこの場合において総日数が 20 日を超える場合には 20 日を限度とする。

第 23 條 前條の規定により年次有給休暇を請求する権利を生じた工員に会社がその請求する時季を聴いた時には工員はその時季を書面で申し出でるものとする。

工員が前項の時季を変更しようとする時又は又は前項の申出をしなかつた工員が改めて有給休暇を請求しようとする時には予めその旨を会社に申出でなければならない。

前 2 項の申出でがあつた時季に有給休暇を與へることが事業の正常な運営を妨げる場合には会社は他の時季にこれを変更することがある。

第 24 條 左の場合には休暇を受けることが出来る。

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1 忌 引 | |
| (1) 父母配偶者又は子女の喪に服するとき | 7 日以内 |
| (2) 祖父母配偶者の父母兄弟姉妹の喪に服するとき | 5 日以内 |
| (3) その他伯叔父母等親の喪に服するとき | 3 日以内 |
| 2 本人が結婚するとき結婚式の日を含む | 5 日以内 |

- 3 女子工員が出産予定前 6 週間、産後 6 週間
- 4 生理日の就業が著しく困難な女子工員が生理休暇を請求したとき 2 日間
- 5 業務上負傷し又は疾病にかゝり医師の診断書を提出したときはその期間、但し必要があると認めた場合は会社医師を指定して更に診断書を提出させる。
- 6 傳染病予防のため就業を禁止されたときはその期間、但し本人が罹病したときはこの限りでない。
- 7 選挙権その他公民としての権利を行使し又は公の職務を執行する場合それに必要な時間。
- 8 証人、鑑定人、参考人又は陪審員となつて裁判所に出願し又はその他之に準ずるときその期間、但し本人の私事に関する場合はこの限りでない。
- 9 天災事変その他これに準ずる災害に罹り特に必要と認めた場合その期間。
- 10 其他前各号に準ずる場合で会社の認めたその期間。

第 25 條 工員は休暇をとり又は缺勤するときは始業時刻前に休暇又は欠缺の予定日数とその理由を届出するものとす。但し已むを得ない理由でその暇のない場合は事後速かに之を届出するものとす。

第 5 章 安全及び衛生

- 第 26 條 工員は各自職場の災害防止のための必要な事項を守り相協力して安全保持の實踐に努めなければならない。
- 第 27 條 工員は会社所定の保健衛生事項に協力しなければならない。
- 第 28 條 工員は事業場出において負傷したり病氣に罹つたときは本人或はその事実を知つた者は直ちにその事を医務室又は所属上長に申出でると共に適當な措置をとらなければならない。
- 第 29 條 法令に定められた傳染性の疾病、精神病又は勤務のために病勢が増悪するおそれある疾病にかゝつた場合は就業を禁止する。
- 第 30 條 6 週間以内に出産予定の女子工員が休業を申出た時及び産後 6 週間を経過しない女子工員は就業させない。但し産後 5 週間を経過して本人が就業を申出て医師が支障ないと認めた時はこの限りでない。
- 第 31 條 工員は同居の家族又は同居人が傳染病に罹り又はそのうたがいがある時は直ちにそのことを所属の上長に届出なければならない。
- 第 32 條 工員に対し雇入れの際及定期に法令の定める所により医師の健康診断を行ふ尚この外必要に應じ全部又は部に対し健康診断を行ふことがある。

第 6 章 褒 賞

- 第 33 條 工員が左の各号の一に該当するときは審査の上之を褒賞する。
- 1 業務に誠実で衆の模範となるとき
 - 2 業務能率が著しく衆に優れてゐるとき

- 3 事業上有益な發明改良又は工夫考案をしたとき
- 4 災害を未然にふせぎ又は非常の際に特に功勞があつたとき
- 5 社会公共のためいじめるしく功績があり従業員の名譽となる様な行爲があつたとき
- 6 その他特に必要があると認められたとき

第 34 條 褒賞は左の方法により之を行ふ。

- 1 賞 状 授 與
- 2 賞 品 授 與
- 3 賞 金 授 與

第 35 條 永年勤続者及び皆勤者に対する褒賞は賃金規則の定めるところによる。

第 7 章 懲 戒

第 36 條 工員がこの規則に反したり社会通念上不当な行爲があつたときは懲戒を受けることがある。

第 37 條 懲戒は譴責及懲戒解雇の 2 種とする。

- 1 譴責は始末書を取り將來を戒める。
- 2 懲戒解雇は行政官廳の認定を受け予告期間を設けしないで即時解雇する。
事情により懲戒を免じ訓戒に定めることがある。

第 8 章 解雇退職及休職

第 38 條 左の各号に該当するとき但し第 1 号より第 5 号の場合においては労働組合と協議の上解雇するものとす。

- 1 精神又は身体の障害により業務にたえられないとき。
- 2 前條に定むる懲戒解雇に該当するとき。
- 3 事業縮少のため人員整理の必要が生じたとき。
- 4 天災事変に基いて事業の継続が不可能となつたとき。
- 5 その他各号に準ずる程度の已むを得ない事由があるとき。

第 39 條 工員退職する場合は 14 日前に所属上長を経て退職届を提出し継続して勤務しなければならない。但し已むを得ない事由のある場合はこの限りでない。

第 40 條 左の各号の 1 に該当するときは休職とする。

- 1 業務外の傷病により 3 カ月欠勤したとき。
- 2 連続事故欠勤 30 日をこえたとき。

第 41 條 休職期間を左の通りとする。

- 1 業務外の傷病の場合。
勤続 3 カ年未満の者 2 カ月 勤続 3 カ年以上の者 3 カ月
- 2 事故欠勤の場合。

勤続3年未満の者 1ヵ月 勤続3年以上の者 2ヵ月

第42条 業務外の傷病又は事故欠勤のため休職期間満了を以て解雇されるものとする。

第43条 特別の事情あるときは第41条の休職期間を延長することがある。

第9章 賃 金

第44条 賃金及び昇給に関する事項は別に定める賃金規則による。

附 則

第45条 本則は昭和23年3月1日より施行する。

但 書

第17条第4項乃至第18条第2項及び第19条第3項の規程は昭和23年6月1日より施行す。

工 員 賃 金 規 則

〇〇株式会社K工場

第1条 工員就業規則第44条の規定に規定に基づきこの賃金規則を定め工員の賃金はこの規則の定めるところにより支給する。

第2条 工員には基本給、作業給、手当、奨励加給金を支給する。

尚、前項の外臨時給與を支給することがある。

第3条 工員の賃金は通貨で直接工員にその全額を支拂う、但し臨時の給與は労働協約により実物を以て支給することがある。

第4条 1日の所定労働時間は8時間とする。

第5条 基本給、作業給、手当、及び奨励加給金中の能率給は毎月前月21日よりその月の20日迄を以て締切りその支拂は毎月末に行う。
賃金支拂日が休日に当る時は前日に繰上げる。

第6条 工員が出産、疾病、災害若しくは已むを得ない事由により1週間以上に亘り帰郷する時、及び婚禮、葬祭に際しその費用に充てる爲めに請求する場合には支拂期日前であつても既往の労働に対する賃金を支拂う。

第7条 工員の死亡又は退職の場合に於て権利者の請求があつた場合に於ては7日以内に賃金を支拂う。

第8条 基本給、作業給は日額単位で支給する。

養成工員及び見習工員に対しては、その期間中年齢に拘らず左の通り支給する。

月 額（日数26日） 1,800円

日 額 69円28銭

第9条 本工員の1日所定実働時間に対する基本給、作業給、能率給の年額の最低額は第8条に定める日額より下ることはない。

作業給、能率給は別に定める基準により支給する。

第10条 1日の実働時間が所定実働時間を超える場合は、其の1時間に付基本給、作業給に奨励加給金の内能率給を加えた額の時間割に第13条の時間外手当を加算した額を支給し1日の実働時間が8時間に満たない場合は、その不足する時間1時間に付基本給に作業給及び奨励加給金の内の能率給を加えた額の時間割額を準じた額を支給する。

前項の時間割額は基本給、作業給、日額の8分の1とする。

養成工員並見習工員については第8条に定める日額について右の計算方法を適用する。

第11条 就業規則第13条の休日に就業した場合は、その実働時間1時間に付基本給、作業給及び奨励加給金の内の能率給を加えた額の時間割額に第13条の手当を加算したものを支給する。

養成工員並見習工員については第8条に定める日額について右の計算方法を適用する。

第12条 業務上負傷し又は疾病に罹り若しくは会社の都合により所定実働時間に充たない就業をした場合は所定時間就業したものとして賃金を支給する。

第13条 手当は左の通りとする。

名 称	額 又 は 率	支 給 條 件
休 業 手 当	6 割	会社の責に帰すべき事由による休業に対し休業期間中（平均賃金より家族手当相当額を控除した額を基準とする）
早 出 残 業 手 当	2 割 5 分	早出残業1時間に付、基本給、能率給、作業給に精勤手当を加えた額の時間割額を基準とする。
休 日 出 勤 手 当	2 割 5 分	就業規則第13条の休日に出勤した場合その実働1時間に付基本給、作業給、能率給に精勤手当を加えた額の時間割額を基準とする。
深夜 業 手 当	2 割 5 分	午後10時から午前5時（労働大臣が必要と認める場合に於ては、その定める地域又は期間について午後11時から午前6時）迄の間に於て就業した場合その時間内に於ける実働1時間に付基本給、作業給、能率給に精勤手当を加えた額の時間割額を基準とする。
精 勤 手 当	2 日 分 1 日 分	1ヵ月皆勤者には基本給、作業給、能率給の2日分 1ヵ月に付欠勤1日の者に対し基本給、作業給、能率給の1日分
特 別 作 業 手 当	2 円	本職以外の作業に臨時に従事した時就業1日に付
家 族 手 当	妻 600 円 第1子 400 円 第2子 300 円 第3子 200 円	妻及び満18才未満の子女1人に対する月額。 基本給を支給しない月は本手当を支給しない。 第4子以下は支給しない。

第14条 奨励加給金は別に定める奨励加給金規定により之を支給する。

第15条 就業規則第22条に規定する年次有給休暇をとる工員にはその期間について平均賃金を支給する。

第16条 工員に食事を支給する場合は1ヵ月に付800円を徴集する。

別 規 定

賃金規則第9條に依る本工員の作業給の基準を左の通りとする。

1 作 業 給

作業の種類により左の通り作業給を支給する。

職 務 別	金 額 (日額)
繰 糸 勤 務	平 均 10 円
揚 返 勤 務	平 均 7 円
繰糸、揚返以外の女子勤務	平 均 7 円
女子以外の男子勤務	平 均 25 円

奨 励 加 給 金 規 程

第 1 條 工員に対してこの規程の定める所により奨励加給金を支給する。

第 2 條 勤続年数によつて毎年 1 回左の該当年数の工員に勤続賞を支給する。

支給條件は右 1 カ年間毎に全労働日の 8 割以上出勤した者を以て資格者とする。

勤 続 3 年	金 200 円	又は相当物件
勤 続 5 年	金 300 円	又は相当物件
勤 続 7 年	金 400 円	又は相当物件
勤 続 10 年	金 600 円	又は相当物件

第 3 條 工員に対して左の能率給を支給する。

1 本工員に対する能率給

女子工員	平均 86 円
女子以外の男子職務	平均 50 円

但し、女子工員の能率給の重さは繰糸勤務 9 (86%) 揚返勤務 8 (82%) 繰糸揚返勤務以外の女子勤務 8 (82%) を基準とする。

本工員に対する能率給は毎賃金計算期間に於ける各人の作業成績を第 4 條により定め最高の者より順次左表に定めた等級に應ずる金額とする。

級 別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
支給人員構成歩合	1 %	1 %	2 %	2 %	2 %	3 %	3 %	3 %	4 %	4 %
金 額	66 円	62 円	58 円	55 円	52 円	48 円	46 円	44 円	42 円	40 円
級 別	11 級	12 級	13 級	14 級	15 級	16 級	17 級	18 級	19 級	計又は平均
支給人員構成歩合	12 %	12 %	10 %	10 %	9 %	6 %	6 %	5 %	5 %	100 %
金 額	38 円	36 円	34 円	32 円	30 円	29 円	28 円	27 円	26 円	36 円

女子以外の男子職務に対する能率給は、別に本人の労働、能力、技術、経験等を審査して決定する。

第 4 條 作業成績は別に定める採点によるものとす。

第 5 條 賃金計算期間に於て就業日数が 1 週間に満たないため前條による作業成績の決定が不適当と認められる者に対しては前賃金計算期間に於ける作業成績等級により奨励加給金を支給する。

工 員 昇 給 規 程

第 1 條 就業規則第 44 條に定める工員の昇給はこの規程の定める処による。

第 2 條 昇給は昇給資格を有する者の基本給について毎年 6 月 21 日及び 12 月 21 日之を行う。

第 3 條 昇給調査期日は昇給期日の前月 20 日とす。

第 4 條 前昇給期に於ける昇給調査期日に現在した者を以て昇給資格者とする。但し前昇給調査期日以後就業した者については当該調査期日迄に 3 カ月を経過した者を昇給資格者とする。

第 5 條 1 回の昇給率はその都度之を定めるものとする。

〇〇製糸場就業規則

B 製 糸 場

第 1 章 服 務 規 程

第 1 條 当工場ノ従業員ニ採用サレタ者ハ健康診断ヲ行イ保護者ノ意見書及戸籍抄本ヲ提出シナケレバナラナイ。(法第 52 條)

第 2 條 従業員ハ当工場ノ承認ヲ得ナケレバ他ノ工場ニ兼務シテハナラナイ。

第 3 條 従業員ハ出勤及退場ニ當ツテ各自時刻ヲ守ラナクテハナラナイ。

第 4 條 従業員ハ病氣其ノ他已ムヲ得ナイ事由ニ依リ早退又ハ就業時間内ニ私事ノ外出ヲスル時ハ事務所ニ申出ナケレバナラナイ。

第 5 條 従業員ハ選挙其ノ他公民トシテノ権利ヲ行使又ハ公職執行ノ場合ニハ願出タ場合ニ限り其ノ時間ハ通常勤務扱トスル。

第 6 條 外來者トノ面接ハ可成ク休憩時間内ニ於テシナクテハナラナイ。

第 7 條 従業員病氣其ノ他已ムヲ得ナイ事由ニ依ツテ欠勤スル時ハ欠勤予定日数及其ノ事由ヲ事務所ニ申出ナクテハナラナイ。

第 8 條 従業員退職セントスル時ハ其ノ事由ヲ事務所ニ申出ナクテハナラナイ。但シ退職事由ニ依リ自日給 10 日分至 8 カ月分ノ範囲内ニ於テノ手当金ヲ支給スルコト有リ。

第 9 條 従業員ヲ左ノ種類ニ分ツ。

(男子) 事務員、工場指導員、煮繭手、撰繭手、火夫、副蚕物整理員、其ノ他雜役工

(女子) 事務員、繰糸工員、揚返工員、検査工員、教婦、見習工員、其ノ他雜役工員

第 10 條 繰糸工員中ヨリ教婦ヲ推薦スル。

第 11 條 教婦ハ常ニ人格向上技術ノ練磨ヲ心掛ケ業ノ範タルハ勿論職場ノ向上ヲ指導シ特ニ見習工

ノ補導ニ留意シナクテハナラナイ。

第 12 條 同種工場ヨリ轉職シタルモノニシテ同一業務ニ 3 カ月以上ノ経験アル者ハ本工員トナレル。

第 13 條 見習工ノ期間ヲ左ノ如ク定メル。

未経験ニテ入場セル者 2 カ月内 (女子)

第 2 章 労働時間、休憩、休日

第 14 條 始業及終業時ヲ左ノ如ク定メル。

自 2 月 1 日 至 10 月 31 日 午前 7 時 30 分～午後 4 時 30 分 (8 時間)

自 11 月 1 日 至 3 月 31 日 午前 8 時 0 分～午後 5 時 0 分 (8 時間)

但シ満 18 才以上ノ従業員ハ法第 36 條ニ基キ協定シタ場合ハ年間 150 時間以内 1 日ニ付 2 時間以内ノ時間外勤務ヲスルコトガ出来ル。男子成年従業員ハ事業上必要アル場合ハ其ノ従業員ノ希望ニヨリ年間 350 時間以内ノ時間外勤務ガデキル。

第 15 條 休憩時間ヲ左ノ如ク定メル。

午前 10 時ヨリ 10 分間

午前 12 時ヨリ 40 分間

午後 3 時ヨリ 10 分間 (法第 34 條)

第 16 條 公休日ヲ左ノ如ク定メル。

毎週日曜日

但シ業務上ノ都合又ハ従業員ノ都合ニ依リ変更スルコトガアル。(法第 35 條)

第 17 條 従業ハ左ノ割合ニテ年次有給休暇ヲ受ケル事ガ出キル。

(1) 1 年間継続勤務シ全労働者ノ 8 割以上出勤シタ者ニ対シテ継続シテ又ハ分割シタ 6 日

(2) 2 年以上継続勤務シタル者ニ対シテハ 1 年ヲ超エル継続年数ニ應ジ 1 カ年ニ付 1 日ヲ加算シタルモノ。但シ 1 年ヲ通ジ 20 日ヲ超エル事ハ出来ナイ。(法第 39 條)

第 18 條 妊娠中ノ女子従業員ニ限リ業務上作業ヲ変更スルコトガデキル。(法第 65 條)

第 3 章 賃金ニ関スル事項

第 19 條 賃金ノ決定

イ、男子ハ日給制トス。

16 才 (新制中学校卒業生) 自 62 円 至 70 円

17 才～20 才 自 65 円 至 110 円

21 才～30 才 自 90 円 至 170 円

30 才～40 才 自 150 円 至 180 円

40 才以上 自 160 円 至 235 円

但シ勤務成績、勤務日数、其ノ他ヲ参酌シテ年 2 回 (7 月、1 月) 昇給アリ。

ロ、女子 (養生期間 2 カ月ヲ経過シタルモノ) ハ出来高給トス。

養生期間ハ日給額トシテ

新制中学校卒業生 60 円

17 才～20 才 69 円

21 才以上 70 円

第 20 條 賃金ノ計算法

イ、女子経験工ノ賃金ハ予算金額ヨリ基本給、1 日 40 円ヲ除キタル額ヲ左記ノ得点採決法ニ依リ得タル得点ヲ以ツテ之ヲ除シ算出ス。

ロ、得点採決法

糸繰班検査 自 40 % 至 20 %

能率検査 " 20 % " 40 %

生糸量検査 " 30 % " 30 %

織度検査 " 10 % " 10 %

等ニ依リ算定セラレタル点数ニテ定ム。

ハ、基本給及得点ハ原料ノ良否及其ノ他ノ関係ニヨリ加減変更スルコトアリ。

第 21 條 賃金支拂ノ方法

前月 21 日ヨリ翌月 20 日迄ノ賃金ヲ締切り毎月 30 日ニ支拂ウ。但シ支拂日ガ日曜又ハ祭日ノ場合ハ其ノ前日支拂ウ。

第 22 條 食費

食費ハ 1 日ニ付キ 33 円 (月額 1,000 円) トシ毎月末給食者ヨリ受ケルモノトス

但シ食費ハ其ノ時ノ物價、其ノ他經濟的情勢ニ依リ増減スルコトアリ。

第 4 章 安全及衛生

第 23 條 左ニ掲グル疾病ニ罹リタル者ハ就業ヲ禁止スル。但シ 5、6 号ニ該当スル疾病者デアツテ事業主ノ認ムル傳染予防ノ処置ヲナシタル者ヲ除ク。

(1) 精神病、(2) 肺結核、(3) 決定傳染病、(4) 丹毒、猩紅熱、其ノ他之ニ準ズベキ熱病、(5) トラホーム (著シク傳染ノ虞アルモノ)、(6) 微毒、其ノ他傳染性及皮膚病、(7) 肋膜炎第 2 号以下ノ結核、心臓病、其ノ他ノ疾病ニ罹ルモノニシテ、就業ノタメ病症促進ノ虞アルモノ (法第 31 條)

第 24 條 従業員ニ対シ入場後 30 日以内及年 1 回以上健康診断ヲ行イ必要アリト認メタル時ハ予防注射ヲ行ウ。

前條ノ外臨時ニ必要アリト認メタル時ハ従業員全部又ハ一部ニ健康診断ヲ行ウ。

第 25 條 前條ノ場合正当ノ理由ガナクテ、健康診断又ハ予防注射ヲ拒ムコトガ出来ナイ。

第 26 條 左ニ掲グルモノハ健康要保護者トシ之ニ対シ、執務制限、作業ノ変更、治療其ノ他保健衛生上必要ナル処置ヲ命ズルコトガアル。

(1) ツベルクリン反応ノ陽性轉化後1カ年以内ノ者。

(2) 疾病ニ罹リ又身体虚弱デアツテ、一定ノ保護ヲ必要トスルモノ。

第27條 従業員ハ負傷者、救護ニ必要ナル救急具及材料ノ備付場所ト其ノ使用法ヲ知得シテオカクテハイケナイ。

第28條 従業員ハ工場内ニ於テ協力シテ、左ノ事項ヲ嚴守シナクテハナラナイ。

(1) 原動機、動力傳導裝置機械設備又ハ工場具等ハ導業前ニ点檢シ、尙故障若クハ危險ナル箇所ヲ發生シタ時ハ使用ヲ停止シ直チニ其ノ旨ヲ係員ニ報告シナクテハナラナイ。

(2) 係員ニ非ザル者ハ原動機ノ始動又ハ停止ヲシテハイケナイ。

(3) 工場内ニ於テ猥リニ禁火其ノ他火氣ヲ使用シテハイケナイ。

(4) 業務上火氣ヲ誘導シ易イ物品ヲ使用シ又ハ処理シヨウトスル時ハ危險ノナイヨウ細心ノ注意ヲ拂ハナケレバイケナイ。

(5) 危險又ハ有害ノ虐アル作業ニ従事スルモノハ常ニ所定ノ保護具ヲ使用シナクテハイケナイ。

(6) 常ニ整理整頓ヲ旨トシ特ニ出入通路口、避難口、消火設備ノアル箇所等ニハ物品ヲ置カナイコト。(法第45條及49條)

第29條 従業員ハ安全管理者及衛生管理者ノ指導ニ從イ各自災害予防ト健康保持ニ協力シナクテハナラナイ。

第30條 火災其ノ他ノ災害ヲ発見シ又ハ災害發生ノ危險ヲ発見シタトキハ直チニ之ヲ係員其ノ他関係者ニ報告シ其ノ指揮ニヨツテ行動シナクテハナラナイ。但シ急ヲ要スル時ハ臨機ノ処置ヲ取ツテ直チニ其ノ旨ヲ係員ニ報告シナクテハナラナイ。

第31條 従業員ハ工場デ行ウ教養訓練(災害、衛生)ヲ受ケナクテハナラナイ。(法第50條)

就 業 規 則

〇〇株式会社工場

第 1 章 総 則

第1條 従業員はこの規則の定める所により就業するものとする。この規則に定めてない事項は法令及び労働協約の定める所による。

第2條 この規則に於て従業員とは、労働契約を結び従業員としての身分を持つ者をいう。

第3條 従業員はこの規則を守り自己の職務に対し責任を重じて業務に精勵し同僚互に扶け合ひ礼儀を重んじ職制に定められた所属長の指示に従い以て職場秩序の保持に協力しなければならない。上長は常にその所属従業員の人格を尊重し率先その職責を遂行しなければならない。

第4條 従業員の区分を次の通りとする。

1 職員、社員、準社員、雇員

2 工員

第 2 章 雇 入

第5條 満15才に満たない者は採用しない。但し満14才以上の者で義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者についてはこの限りでない。

第6條 就職を希望する者の中、選考に合格し所定の手続を経た者を従業員として雇入れる。

前項の選考には、14日以内を試みの使用期間とし、合格は試みの使用の開始日より雇入れた事にする。

第7條 養成を必要とする従業員の養成期間は3カ月とする。

第 3 章 服 務

第8條 従業員は入社の際次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 1 本籍、住所、氏名及び生年月日
- 2 学歴
- 3 家族の居所、氏名、続柄、年齢及び職業
- 4 通勤する者は、通勤の方法
- 5 その他人事管理上必要な事項

前項各号の1に異動があつた場合は滞りなく届け出なければならない。

第9條 1日の所定実働時間を8時間とする。

第10條 1日の始業及び終業の時刻休憩時間を次の通りとする。

勤務の種類	始 業	終 業	休 憩
繰糸その他	午前7時50分	午後5時5分	午前10時より15分
汽 罐	午前6時00分	午後4時30分	正午より45分
煮 繭	午前6時50分	午後4時5分	午後2時30分より15分
診 療 所	午前7時50分	午後5時5分	
炊 事 場	午前6時00分	午後5時30分	

前項の始業時及び終業時は停電又は屋外労働に於ける降雨降雪等により作業を一時中止し自由に休憩せしめ送電又は天候の恢復をまつて作業を続行する場合、又は季節により所定実働時間数を数へる事なくこれを繰上げ繰下げの事がある。

前項の規定は休憩時間にこれを準用する。

早出又は残業により所定実働時間を超えて勤務する時は所定休憩時間の外適宜休憩時間を設ける。

第11條 従業員は休憩時間を自由に利用することができる。但し外出する場合には係員にその旨を告げなければならない。

第12條 生後1カ年に達しない生児を育てる女子は第10條の休憩時間の外予め申し出て勤務時間中に1日について2回、1回について30分の育児時間をうけることができる。

第13條 休日は次の通りとする。

1 定休日、日曜日

2 特定休日

(1) 元 旦 (1月1日)

(2) 天 皇 誕 生 日 (4月29日)

(3) 文 化 の 日 (11月3日)

(4) 勤 勞 感 謝 の 日 (11月23日)

(5) 勞 働 祭 (5月1日)

6 年末年始 (5日)

7 事業場毎の特別休日1年について5日以内

電休其の他業務上やむを得ない場合には労働組合と協議の上休日を他の日と繰替えて休日とすることがある。

業務の都合により労働組合と協議の上特別休日に定休日を振り替えることがある。

第14条 この章で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定については次に掲げる各号の1に該当する者、又場合には適用しない。

1 監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者については、労働時間、休憩及び休日

2 監視又は断続的労働に従事する者で所轄労働基準監督署長の許可を受けた者については、労働時間休憩及び休日

3 会社が労働組合と書面による協約をしこれを所轄労働基準監督署長に届け出た場合については、労働時間及び休日

4 業務上の都合で会社が休憩時間につき所轄労働基準監督署長の許可を受けた者については休憩時間

第15条 電休その他避ける事のできない事由によつて満18才以上の者が、第8条、第10条及び第13条により勤務することが困難な場合には1週間の労働時間が48時間を超えない限り、特定の日に於て8時間又は特定の週において48時間を超えて労働させることがある。

第16条 満19才以上の女子は第14条第3号の協約による場合においても1日について、2時間、1週間について6時間、1年について150時間を超えて時間外労働又は休日に労働させることはない。

満18才に満たない者は時間外労働をさせない。但し1日について2時間、1週間について4時間の範囲内で時間外労働がある。但しこの場合は特定の1日の労働時間を4時間とする。

第17条 女子及び満18才に満たない者は休日労働又は深夜業労働をさせることはない。

但し交替制による満16才以上の男子については深夜業労働をさせることがある。

第18条 繭の乾燥に従事する者の労働時間、休憩及び休日に関しては繭の乾燥の季節毎にこれを定める。

繭の乾燥に従事する女子については、休日労働はさせない。但し休日については4週間を通じて4

日以上の休日を與へ週休制を適用しないことがある。

災害其の他避ける事のできない理由によつて臨時の必要の限度に於いて労働時間を延長する。但し事態急迫のため所轄労働基準監督署長の許可を受ける暇がない場合には、事後に遅滞なく所轄労働基準監督署長に届け出る。

満18才に満たない者及び女子は前項によつ休日に労働させた場合にはその休日を他の日と繰替えて休日とする。

第19条 従業員は宿直又は日直の勤務をすることがある。

第20条 業務上の都合により轉任又は職場の変更をさせることがある。この場合正当な理由がないときは拒むことができない。

第21条 病氣その他やむを得ない事由によつて早退又は外出する場合は係員の承認を受けてその指図に従ひ退場しなければならない。

第22条 私用のため作業中職場を離れる場合は係員の許可を受けなければならない。

第23条 1年間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した者は継続し又は分割した6労働日の有給休日がとれる。

2年以上継続勤務した者は1年を超える継続勤務年数1年について、前項の休暇に1労働日を加算して休暇がとれる。但しこの場合には総日数が20日を超えた場合は20日を限度とする。

第24条 前条の規定により会社が年次有給休暇を請求すべき者にその請求する時季を聴いたときはその時季を書面で申し出なければならない。

前項の申し出があつた時季に有給休暇を與へることが事業上の正常な運営を妨げる場合には、他の時季に変更させることがある。欠勤は本人から申し出のあつた場合は残存有給休暇日数の限度において有給休暇に振替える。残存有給休暇日数は次年度に繰越することができる。

第25条 次の場合には休暇を受けることができる。

1 忌 引

(1) 父母、配偶者、子女の死亡したとき 7日以内

(2) 祖父母、配偶者の父母、兄弟姉妹の死亡したとき 5日以内

(3) 父母、配偶者の法要、又は之に準ずる祭祝を営む場合 2日

2 本人が結婚するとき結婚式当日を含み 10日以内

3 女子従業員が出産予定6週間、出産後6週間

4 女子従業員が生理日に請求したとき必要の日数

5 業務上負傷し又は疾病にかゝり医師の診断書を提出したときはその期間

但し必要があると認めたときは会社は医師を指定して更に診断書を提出させることがある。

6 傳染病予防の爲就業を禁止されたときはその期間、但し本人が罹病したときはこれを認めない。

7 天災事変その他これに類する災害にかゝり会社が必要と認めた場合その期間

8 その他前各号に準じ会社の認めた場合はその期間

休暇で前項各号の一に該当し、往復2日以上を要する遠隔の地に旅行する必要があるときは所定の

日数へ所要往復日数を加算する。

前項の適用を受ける者は所長の許可を受けなければならない。

第 26 條 従業員は休暇をとり又は欠勤するときは当日の始業時刻前に休暇又は欠勤の予定日数とその理由とを届け出なければならない。但しやむを得ない理由でその暇のないときは事後速やかに届け出なければならない。

病気で 5 日以上連続して休むときは医師の診断書を添えて届け出なければならない。

第 27 條 次の場合は出勤として取扱う。

- 1 選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する場合それに必要な時間
- 2 証人、鑑定人、参考人又は陪審員となつて裁判所に出席し又は之に準ずるときの期間
- 3 轉任のとき赴任旅程に要する日数（旅費規定による）及び次の日数の期間
 - イ、単身赴任するとき 5 日以内
 - ロ、家族を帯同して赴任するとき 10 日以内
- ハ、会社の都合により単身赴任してその後家族を引纏めるとき

第 28 條 次の各号の 1 に該当する者は入場させないことがある。又は退場させることがある。

- 1 業務に必要な火器、兇器その他危険と思われる物を持つている者
- 2 風紀をみだし又は衛生上有害と認められる者
- 3 前各号の外にこれに準ずる者

第 4 章 教 育

第 29 條 従業員は人格を陶冶し知識を高め技能を練磨するため教育を受けることができる。この教育の方針及び実施要領等の基本的事項についてはこれを別に定める。

教育は技能、安全、衛生及び公民その他に分けてこれを行う。

第 5 章 安全及び衛生

第 30 條 会社は体育及び健康増進に必要な施設の充実に努め、従業員はこれを活用して常に体力使用の不均衡の是正と疲労回復をはからなければならない。

第 31 條 会社は災害予防のため安全施設を設け、作業の環境の整理とその明瞭をはからなければならない。

従業員は前項の目的を達成するために安全管理者並びに安全委員及び安全関係者の指示に従い各自職場安全の協力者であることを自覚して、次に掲げる事項を厳守して災害予防に努めなければならない。

- 1 原動機、動力傳導装置、機械設置又は工具等は就業前に点検し故障又は危険な個所を発見したときは使用を止め直ちにその旨を係員に報告すること。
- 2 係員以外の者は原動機の始動又は停止をしないこと。
- 3 運轉中の原動機より中間軸までの動力傳導装置の掃除、注油検査、修繕又は調節の掛換は係員

（6 カ月以上の経験者）以外の者はしないこと。

- 4 常に整理整頓して災害の防止に努め、特に通路、非常用出入口、消火設備のある個所には物品を置かぬこと。
- 5 立入禁止場所にはみだりに立ち入ることなく、危険個所には近寄らぬこと。
- 6 機械その他設備にほどこされた安全装置を外さぬこと。
- 7 許可なくたき火をなし又は電熱器等を使はぬこと。
- 8 火氣を使用した者は確実に残火の始末をすること。
- 9 喫煙は定められた場所以外ではしないこと。
- 10 負傷者の手当に必要な救急用具並に材料及び消火器具の備付場所と使用方法を熟知し置くこと。
- 11 その他安全作業、危害予防に関する事項を遵守して災害予防に努めること

第 32 條 火災その他非災害を発見し又はその危険があることを知つたときは臨機の処置をとると共に直ちにそのことを係員に報告し従業員互に協力しその被害を最少限度に止めるように努めなければならない。

第 33 條 従業員が従業員内で負傷したり病氣にかゝつたときは、係員に申し出なければならない。

第 34 條 従業員は衛生管理者及び衛生関係者の指示に従い、次に掲げる事項を厳守して保健衛生に努めなければならない。

- 1 毎年行う有効大掃除には、協力して清潔を保つよう努めること。
- 2 事業場内の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外に捨てないこと。
- 3 たんはたんつぽ以外にははかないこと。
- 4 炊事場には土足のまゝ立ち入らぬこと。
- 5 炊事場には炊事従業員以外の者はみだりに出入しないこと。
- 6 その他保険衛生に関し行うことは積極的に協力して、これを励行すること。

第 35 條 次の各号の 1 に該当する者は医師又は衛生管理者の認定に従い、就業させない。但し第 3 号に掲げる者について傳染病予防の処置をした場合はこの限りでない。

- 1 癩、法定傳染病又は疑似患者
- 2 再起熱、麻疹、炭疽、鼻疽その他これに準ずる傳染病にかゝつた者
- 3 病源傳播のおそれある結核、梅毒、疥癬その他傳染性皮膚疾患、膿漏性結膜炎、著しく傳染のおそれあるトラホームその他これに準ずる傳染性眼疾患にかゝつた者又は傳染病の病原体保有者
- 4 精神分裂症、そう鬱病、癲癇性痴呆、その他の精神病患者であつて就業するのが不適当な者
- 5 胸膜炎、結核、心臓病、脚氣、関節炎、腿鞘炎、急性泌尿生殖器病、その他の疾病にかゝつた者であつて、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのある者
- 6 就業すると病氣の悪くなるおそれのある者
- 7 傳染病又は重い病氣にかゝつた者で健康が充分に恢復しない者
- 8 その他労働大臣の指定する疾病にかゝつた者

第 36 條 次に掲げる者は健康の保護を要する者としてこれに対し就業制限、労務の轉換、治療その他保健衛生上の措置をすることがある。

- 1 満 18 才に満たない者で就業 3 カ月以内の者
- 2 ツベルクリン反應の陽性轉化後 1 年以内の者
- 3 妊婦
- 4 病氣にかゝり又は身体虚弱で保護を必要とする者
- 5 その他健康診断の結果必要と認める者

第 37 條 6 週間以内に出産予定の女子が休業を申し出たとき及び産後 6 週間を経過しない女子は就業させない。但し産後 5 週間を経過して本人が申し出て医師又は衛生管理者が支障ないと認めたときは就業させることがある。

第 38 條 従業員は、同居の家族又は同居人が傳染病にかゝり又はその疑のあるときは適當の予防措置を講じ直ちに係員に届けなければならない。

第 39 條 従業員に対して入社の際及び毎年定期に健康診断を行うこの外臨時必要があると認められたときは従業員の全部又は一部に対して健康診断を行うことがある。

第 6 章 褒 賞

第 40 條 従業員が次に掲げる各号の 1 に該当し一般の模範とするに足ると認めたときはこれを表彰する。

- 1 業務に誠実で成績優秀な者
- 2 業務能率が著しく衆にすぐれた者
- 3 事業上有益な発明工夫又は改良考案した者
- 4 災害を未然に防ぎ又は非常の際特に功勞のあつた者
- 5 國家的社會的功績があり会社従業員の名譽となるような行爲のあつた者
- 6 その他表彰するに相当と認めた者

第 41 條 前條の褒賞は次の 1 または 2 以上を併せ行う。

- 1 賞 状 授 與
- 2 賞 品 授 與
- 3 賞 金 授 與

第 7 章 懲 戒

第 42 條 懲戒は次に掲げる譴責、昇給停止及び懲戒解雇とし、その 1 又は 2 以上を併科する。但し反則輕微であるか又は改悛の情顯著のときは訓戒に止めることがある。

懲戒は懲戒委員会の議を経てこれを行う。

従業員には懲戒委員会に於て弁明の機会が與へられる。

懲戒委員会に関する規定は別にこれを定める。

1 譴責は始末書を取り將來を戒める。

2 昇給停止は、始末書を取り当該期の昇給を停止する。

3 懲戒解雇は予告期間を設けずに即時解雇する。

第 43 條 次の各号の 1 に該当するときは、その情狀によつて譴責または昇給停止にする。

- 1 正当な理由なしに無断欠勤したとき
- 2 勤務に関する手続その他届出を詐つたとき
- 3 正当な理由なしに屢々遅刻早退し又は欠勤したとき
- 4 許可なく会社の物品を持ち出し又は持ち出そうとしたとき
- 5 故意又は重大な過失により設備または機械工作物その他物品をこわしたり失くしたりしたとき
- 6 業務上の怠慢又は監督不行届により火災傷害その他重大な事故を発生させたとき。
- 7 災害予防または保健衛生に関する指示に違反したとき。
- 8 その他前各号に準ずる行爲のあつたとき。

第 44 條 次の各号の 1 に該当するときは懲戒解雇に処する。但し情狀によつて譴責又は昇給停止に止めることがある。

- 1 正当の理由なしに無断欠勤引続き 14 日以上に及んだとき
- 2 他人に対し暴行脅迫を加へ又はその業務を妨げたとき
- 3 職務上の指示命令に不当に反抗し職場の秩序をみだし又はみだそうとしたことが明らかなとき
- 4 重要な経歴を詐りその他詐術を用いて雇入れられたとき
- 5 会社の承認を得ないで在籍のまゝ他に雇入れられたとき
- 6 業務上の秘密を漏らし又は漏らそうとしたことが明らかなとき
- 7 業務に関し会社を欺く等故意又は重大な過失により事業上に損害を與えたとき
- 8 職務を利用し不当に金品その他を受けとつたり又は與えたとき
- 9 数回懲戒訓戒を受けたにもかゝらず尙改悛の見込がないとき
- 10 その他前各号に準ずる行爲のあつたとき

第 8 章 解雇、退職及び休職

第 45 條 次の各号の 1 に該当するときは 30 日前に予告するか又は 30 日分の平均賃金を支給した上解雇する。

前項予告の日数は 1 日について平均賃金を支拂つた場合にはその日数を短縮する。

- 1 精神若しくは身体に故障があるか又は虚弱、老衰、疾病のため業務に堪えられないと認めたと
き
 - 2 その他やむを得ない事由のあるとき
- 前項の場合には従業員組合と協議の上決定する。

第 46 條 業務上負傷し、又は疾病にかゝり療養のため休業する期間及びその後 30 日間並びに産前産後の女子がこの規則により休業する期間及びその後 30 日間は前條の規定にかゝらず解雇しな

い。

前項前段の期間内に於て解雇を適当と認められたときは労働基準法第 81 条の規定による打切補償を支給して解雇することがある。

第 47 条 満 55 年に達したときはその年度末（3 月 31 日）を以て自然退職とする。

第 48 条 従業員は別に定める休職規定により休職とすることがある。

第 49 条 退職しようとするときは係員を経て退職願を提出しその許可あるまでは従前の業務を継続しなければならない。但し退職願提出後 14 日経過はこの限りでない。

第 50 条 女子又は満 18 才に満たない者が会社の都合で解雇され解雇の日から 14 日以内に帰郷する場合には必要な旅費を支給する。

第 51 条 次の各号の 1 に該当するときは従業員はその資格を失う。

- 1 死亡したとき
- 2 退職を願い出て承認されたとき
- 3 自然退職したとき
- 4 解雇されたとき
- 5 懲戒解雇されたとき

従業員がその資格を失つたときは速やかに身分証明書その他会社からの貸與品を返納し会社に債務があるときは完済しなければならない。

第 9 章 賃金負担及び貯蓄金の管理

第 52 条 賃金に関する事項は別に定める賃金規則による。

賃金規則は職員賃金規則、工員賃金規則による。

第 53 条 賃金は賃金債権の譲渡を受けた者、従業員の委任を受けた者又は代理人に対しても支拂はない。

第 54 条 食費、社宅費及び労働組合費は毎月賃金より差引き労働組合費は一括して組合に手渡する。

健康保険法、厚生年金保険法及び失業保険法により被保険者の負担すべき保険料並びに所得税は毎月賃金より差引く。

第 55 条 従業員の任意になす貯蓄金をその委託を受けて管理する場合は所轄労働基準監督署長の許可をうけてこれをなす。

貯蓄金の管理は従業員の各個人別名義でなし一括貯金とすることはない。
任意貯蓄は従業員の同意があつても天引貯金はしない。

第 56 条 この規則は昭和 28 年 11 月 5 日より実施する。

第 57 条 この規則に規定する事項にして労働協約によつて別段の定めがなされた場合は労働協約によるものとする。

就業規則変更に関する意見書

この規則変更については既に〇〇労働組合総連合会中央執行委任会に於いて研究せられ更に中央経営協議会の議決を得たもので当組合はこれを研究審議したところ現下の状況からして妥当であると認め同意する。

昭和 24 年 4 月 10 日

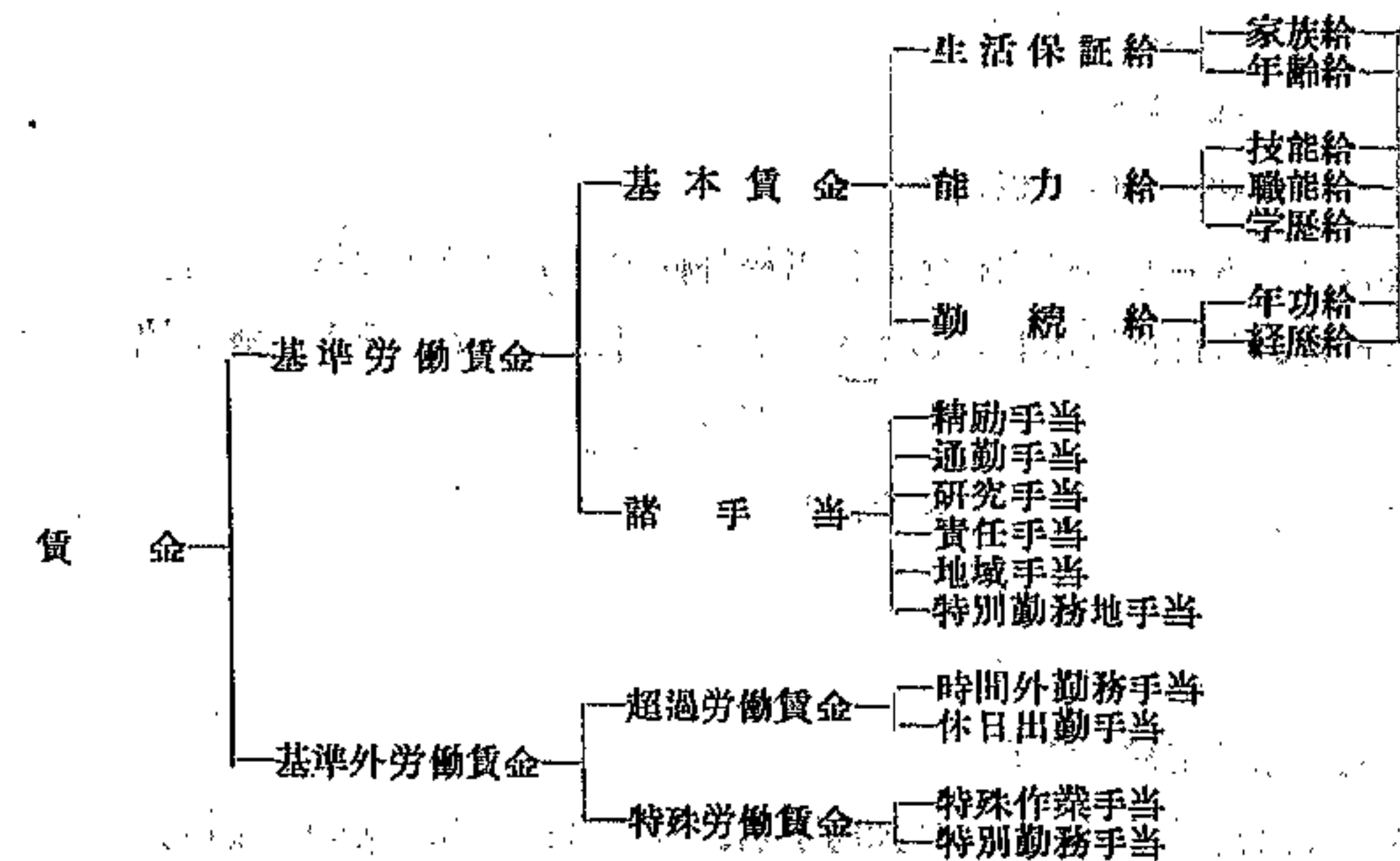
〇〇労働組合〇〇支部

支部長 〇 〇 〇 〇 〇

職員賃金規則

第 1 条 就業規則第 52 条に定める職員の賃金についてはこの規則による。

第 2 条 職員賃金は次の構成による。



1 基本給

(イ) 年齢給 数へ年 20 才にて月額 400 円とし 1 才増減する毎に 15 円宛を増減し 40 才にて打切る。

(ロ) 勤続給

年功給 当者勤続 1 年に付 15 円宛を加算し 25 年（25 年に満たない場合でも 15 才迄）を以て手切る。

経歴給 前歴ある者については之が 1 年に付 5 円乃至 10 円宛加算する（45 才以上は打切る）

(ハ) 能力給

技能給 之が算定基準に關しては其の都度定める。

職能給 之が算定基準に關しては其の都度定める。

学歴給 中学校（5 年制） 80 円

専門学校（8 年制） 140 円 別科実科 100 円

大 学

200 円

中退者については中等学校3年以上（専門学校大学中退者共）の場合1年につき15 円の割合を以て加算する。

- 2 家族給 家族支給の範囲は妻（内縁の妻をも含む）本人と生計を共にする（満60才以上の）直系尊属（満18才未満の）直系卑属及び弟、妹若しくは二親等内の不具廃疾者であつて主として本人の収入に依り生計を維持する者とし次の区による。

1人目 月額 800 円

2人目より5人目迄1人に付 月額 400 円

6人目以上1人に付 月額 200 円

- 3 精励手当 勤務1日に付基本給の2%とする。

- 4 通勤手当 次の区分による。

(イ) 交通機関により通勤する者に対し三等実費とする。

(ロ) 特別勤務地事業所を除く事業所に在勤の

独身通勤者に対し 月額 200 円

妻帯通勤者に対し 月額 250 円以内とする。

但し妻帯者で自己の都合による者及び構内社宅居住者構外社宅でも事業者極めて近接する場合等所謂通勤と認められない者には適用しないこと。この細目については事業所経営協議会に於て定める。

- 5 研究手当 次の区分による適用者については研究所長の申請により本店において決定する。

研究題目を持つ責任者 月額 350 円

研究員 月額 150 円

- 6 責任手当 課長以上に対し毎月定額とする。

但し責任手当受給者に対しては精励手当、時間外勤務手当、休日出勤手当は支給しない。

- 7 地域手当 地域手当の基礎となる賃金に地域手当を乗じた額とする地域手当の基礎となる賃金は基本給、家族給及び精励手当又は責任手当の合計額とする。地域手当率は次の通りとする。

世帯主 25 % 独身者 8 %

但し居住地の地域区分が勤務地と異なると認められる場合の適用地域手当率は勤務居住両地区の地域手当率は事業所経営協議会に於て定める。この場合家族と別居する者に対しては原則として勤務地の地域手当率を適用し特例については事業所経営協議会に於て定める。

- 8 特別勤務地手当 特別勤務地事業所在勤者に対し地域手当の基礎となる賃金の30%相当額とする。

特別勤務地事業所は①②サコとする。

- 9 時間外勤務手当 所定労働時間を超えて勤務した場合は其の時間に対し時給相当額及び2割5分の割増金の合計額とする。

前項の時間が午後10時より翌日午前5時迄に及んだ場合は其の時間に対し時給相当額の算定基

準は次の通りとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{精励手当(25日分)} + \text{地域手当} + \text{特別勤務地手当} + \text{研究手当}}{200(\text{時間})} = \text{時給相当額}$$

- 10 休日出勤手当

就業規則第13条に定める休日に出勤し一般労働日の所定労働時間勤務した場合は日給相当額及び其の2割5分の割増金の合計額とする。

但し勤務時間が一般労働日の所定労働時間を超える場合若しくは之に満たない場合は夫々其の部分の時間について前号時間外勤務手当に示す方法により算出した額を右に加え若しくは減ずる。

尚休日出勤当日に対しては重複して精励手当は支給しない。代休をとつた場合には休日出勤当日に対して精励手当の外に第1項に示す割増金のみを支給する。

日給相当額の算定基準は次の通りとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{精励手当(25日分)} + \text{地域手当} + \text{特別勤務地手当} + \text{研究手当}}{25(\text{日})} = \text{日給相当額}$$

- 11 特殊作業手当 別に定める作業に従事する者に対し基本給の20%以内とする。

- 12 特別勤務手当 次の作業に従事する者に対し勤務態度を勘案して其の期間につき500円以内

- (1) 繭乾燥作業
- (2) 蚕種製造の最盛期間中の作業
- (3) 蚕兒の試験飼育及び受託飼育の特別作業
- (4) 年末年始の労務者募集業務
- (5) 建築設営のための緊急工事作業

第3条 賃金は通貨で直接本人に全額を支拂う。但し法令及び労働協約で別段の定めをしたものは控除する。

第4条 賃金は当月分を25日に支拂う。

賃金中精励手当、時間外勤務手当及び休日出勤手当の計算期間は前月21日より当月20日迄とする。

第5条 出産、疾病、傷疾、災害、婚嫁又は葬儀の費用等に充てる為必要あるとき又は其の他已むを得ない事由によつて1週間以上に亘つて帰郷する時本人が請求する場合には支拂日前であつても既往の労働に対する賃金を支拂う。

第6条 次の各号の1に該当する場合に本人又は遺族より申出のあつたときは第4条の規定に拘わらず7日以内に賃金を支拂う。

- 1 退職したとき
- 2 死亡したとき

第7条 新任の月の基本給は日割計算により支拂う。

第8条 休職中の賃金は基本給の3分の2、家族給、地域手当及び特別勤務地手当を支拂う。

第9条 業者に起因しない負傷疾病又は私事事故のため欠勤した場合の賃金は次の通り支拂う。

社 員 1ヵ月迄 基本給、家族給、地域手当及び特別勤務地手当

4 カ月以上 6 カ月迄 基本給の 3 分の 2、家族給、地域手当及び特別勤務地手当
準社員、雇員 3 カ月迄 基本給、家族給、地域手当及び特別勤務地手当、但し会社の承認しな
い私事事故による欠勤の場合賃金を支拂わないことがある。

第 10 條 年次有給休暇に対しては通常の勤務と看做し 1 日につき精励手当の 1 日分を支拂う。

第 11 條 会社の責に帰すべき事由に依り休業した場合は休業期間中平均賃金の 6 割を支拂う。

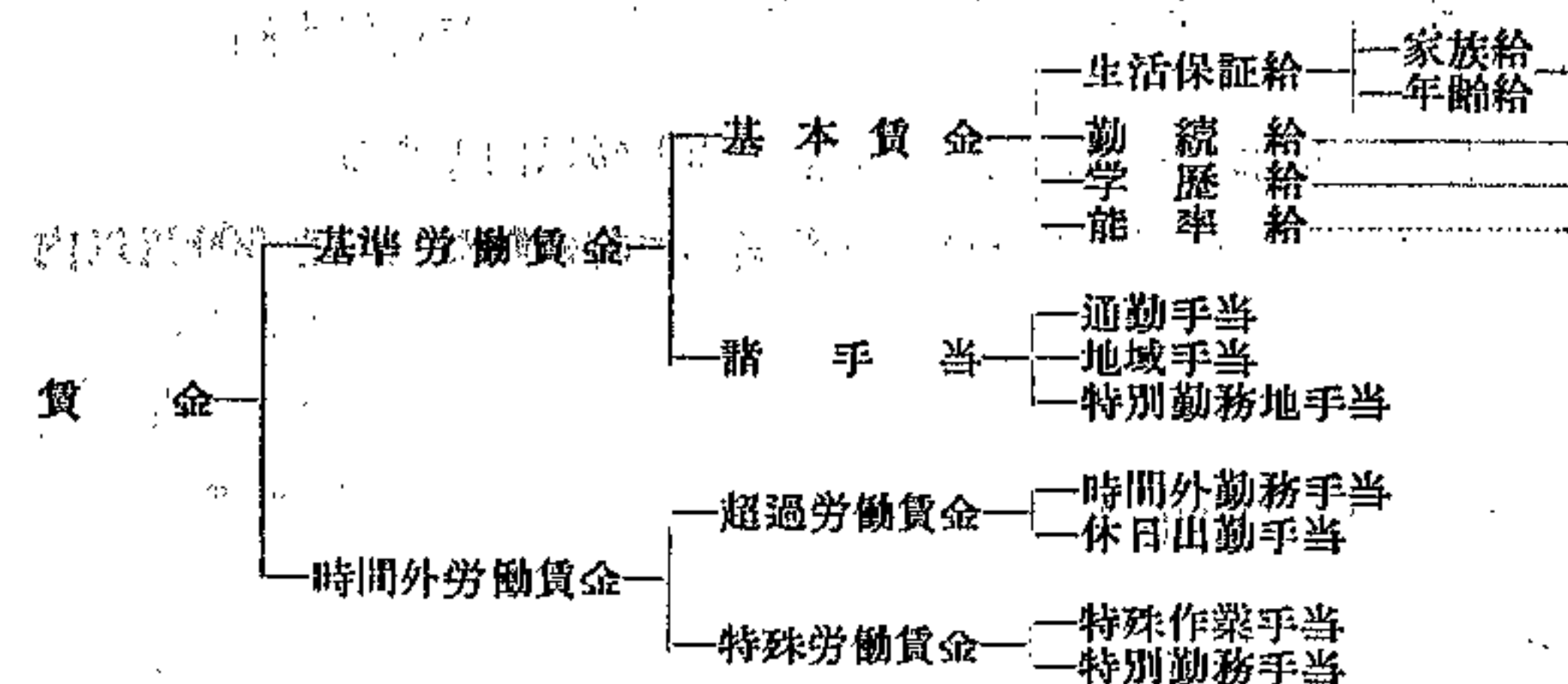
附 則

第 12 條 本規則は昭和 23 年 7 月 1 日より施行する。

工 員 賃 金 規 則

第 1 條 就業規則第 52 條に定める工員の賃金に於てはこの規則により行う。

第 2 條 賃金は次の構成による。



1. 基本賃金

(1) 年 齢 給

16 才の者 1 日 66 円を基準として 1 才を加える毎に 1 日 1 円 20 銭を加算し 40 才を以て限度とする。

年齢の計算は数へ年による。

(2) 勤 続 給

2 年目より 1 年につき 1 日 1 円 20 銭を加算し 25 年 (25 年に満たない場合でも 45 才) を以て打切る。

勤続年数の計算は歴年により 1 カ年を通じ工場作業日数に対し 70 % 以上勤務したる者を 1 カ年とする。

(3) 未経験工員

未経験者の初任給は次の通りとする。

基本日給として 3 カ月間 1 日につき 72 円とする。

(4) 学 歴 給

旧 5 年制中等学校卒業生に対し勤務 1 日につき 3 円を基準とする。

(5) 能 率 給

工場の作業成績を勘案して次の範囲内において本店にて査定せられたる額とする本査定は毎月行う。

作業延人員 1 人につき 最高 35 円

最低 30 円

各人の能率給は作業成績に應じて定める。

未経験工員については 3 カ月目に限り平均 1 日 10 円の範囲において成績に應じて定める。

(6) 家 族 給

本人と同一戸籍内に在る満 60 才以上の直系尊属 18 才未満の直系卑属及弟妹若しくは不具廢疾者にして本人の収入により生計を維持する者に対し次の区分による。

1 1 人目 月額 800 円

2 2 人目以上 5 人目迄 " 400 円

3 6 人目以上 " 200 円

2 諸 手 当

(1) 通勤手当は次の区分による。

(イ) 交通機関により通勤する者に対し三等実費とする。

(ロ) 独身通勤者に対し 200 円とする。

(ハ) 妻帯通勤者に対し 250 円とする。

但し妻帯通勤者にして自己の都合による通勤者構内社宅居住者構外社宅でも事業所にきわめて近接する者等は適用しない。

(2) 地 域 手 当

地域手当は次の通りとする。

世帯主 25 %、独身者 8 %とする。

3 超過労働賃金

(1) 時間外勤務手当

所定労働時間外に勤務したる者に対し年齢給、勤続給、学歴給、能率給、地域給、特殊作業手当の合計額の時間割額に 2 割 5 分を乗じたる額とする。延長した労働時間が午後 10 時から午前 5 時までの間に及ぶ場合はその時間については 5 割を乗じたる額とする。

(2) 休日出勤手当

就業規則第 13 條に定むる休日に出勤したる者に対し年齢給、勤続給、学歴給、能率給、地域手当、特殊作業手当の合計額の時間割額に 2 割 5 分を乗じたる額とする。午後 10 時から午前 5 時迄の間に及ぶ場合はその時間については 5 割を乗じたる額とする。

(3) 特殊作業手当

副蚕糸整理作業、夜警、汽罐助手、運轉手 (代燃車に限る)、製綿工、冷蔵庫、人口孵化、浸酸係及之に準ずる作業に従事する者に対し勤務 1 日につき年齢給、勤続給、学歴給、能率給の合計額の 2 割以内とする。

(4) 特別勤務手当

次の各号に該当する者に対し当該期間中 1 人につき 500 円以内において各人の勤務態様に應じて定める。

- 1 繭乾燥作業
- 2 蚕種製造の最盛期間中の作業
- 3 蚕兒の試験飼育及受託飼育の特別作業
- 4 年末年始の労務者募集業務
- 5 建築設営のための緊急工事作業

第 3 條 基本賃金は左の式により計算する。

$$\text{基本賃金} = \frac{\text{基本日給} + \text{特殊作業手当}}{\text{所定実働時間}} \times \text{実働時間}$$

第 4 條 業務上負傷し又は疾病にかゝり若しくは会社の都合により所定実働時間に充たない就業をした場合は所定実働時間就業したるものと見做す。

第 5 條 会社の責に帰すべき事由に因り休業したる場合は休業期間中平均賃金の 6 割を支給する。

第 6 條 就業規則第 22 條に定むる年次有給休暇に対しては労働基準法に定むる平均賃金を支給する。

第 7 條 1 日の所定実働時間は 8 時間とする。

第 8 條 基本賃金諸手当超過労働賃金特殊労働賃金は毎月前月 16 日よりその月の 15 日迄を以て締切り末日に支拂う支拂日が休日に当るときは前日に繰上る。

第 9 條 出産、疾病、災害、婚嫁又は葬儀の費用に充てるためその他やむを得ない事由によつて 1 週間以上にわたる帰郷をするとき請求する場合においては支拂日前であつても既往の労働に対する賃金を支拂う。

第 10 條 死亡又は退職の場合において権利者の請求があつた場合においては 7 日以内に賃金を支拂う。

第 11 條 賃金は通貨で直接本人に全額を支払う。

但し法令又は労働協約に別段の定めがある場合においては賃金から控除する。

第 12 條 食事を給する場合は 1 カ月につき 800 円の割合を以て食費を徴集する。

第 13 條 昇給の時期は年 1 回とし毎年 12 月 16 日とする。

昇給の額は年齢 1 才を加える毎に 1 日 1 円 20 銭、勤続 1 年を増す毎に 1 日 1 円 20 銭とする。

附 録 Ⅲ

関東製糸工場寄宿舍規則及自治会規則例

Q工場女子寮舎規則

第 1 章 総 則

第 1 條 此の規則は寮舎自治の精神に則り Q 工場女子寮に関する事項を規定する。

第 2 條 此の規則に於て寮生とは工場の従業員で第 9 條に定める手続を経て寮舎に居住する者を云う。

第 3 條 寮生はこの規則を守り自治のもとに寮舎生活の風紀秩序を維持し、その生活向上を図らねばならない。

第 4 條 屢々この規則に違反する者は、第 5 條に定める自治委員会の議を経て退寮を命ずることがある。

第 2 章 自 治

第 5 條 寮舎生活自治のため自治委員会を設ける。

自治委員会の構成及任務については自治委員会の規約による。

第 6 條 寮生の自治生活を助成するために工場、父兄、従組、寮生の各代表をもつて組織する寮舎厚生委員会を設ける。その規約は別に定める。

第 7 條 工場は寮舎生活の自治制を認め自治委員会其他必要な役員の選任に関しては干渉しない。

第 8 條 自治会役員は、寮生の生活指導に当る。

第 9 條 自治委員その他の役員は原則として工場の就業時間外に於てその業務を執行しなければならない。但し已むを得ない事由により工場の諒解を得た場合は此の限りでない。

第 3 章 入 寮 及 退 寮

第 10 條 寮舎に入寮を希望する者は別に定める書式により寮長を経て工場に入寮を願い出なければならない。

第 11 條 第 4 條の規定により退寮を命ぜられ又は工場従業員としての身分を失つた場合、速やかに退寮しなければならない。

第 12 條 退寮を希望する者は別に定める書式により寮長を経て場長に届け出なければならない。すべて退寮する場合は貸與品その他において寮長の点検を受けなければならない。

第 13 條 傳染病その他医師が集団生活に不適当と認める疾病に罹つた者に対しては入寮を拒絶し又は退寮、留換へ、若しくは入院を命ずることがある。

第 4 章 日 課

第 14 條 寮生の起床及び就寝の時刻は次の通りとする。

起床 6 時 00 分 就寝 9 時 30 分

夏期に於ては左の通りとする。

起床 6 時 00 分 就寝 9 時 00 分

第 15 條 外出は自治会の申し合せ事項の手続を経て左の時間内に行う。

但し季節により変更することがある。

1 普通日 自 5 時 00 分 至 8 時 30 分

2 休 日 自 6 時 00 分 至 8 時 30 分

已を得ない事由により前項の時間外に外出を必要とする時は寮長に届出なければならない。

第 16 條 寮生は帰省、出張、旅行等のため外泊する時は事前に出発日時、外泊日数、外泊場所及帰京日時を寮長に届出なければならない。

第 5 章 行 事

第 17 條 行事の計画予算並びにその運営は工場の了解を得て自治委員会で行う。

第 6 章 食 事

第 18 條 食事時間は左の通り定める。

但し季節により変更することがある。

普通日 朝 7 時 00 分 昼 12 時 0 分 夕 5 時 00 分

総休日 朝 7 時 00 分 昼 12 時 0 分 夕 5 時 00 分

作業上其他已むを得ない事由によつて右の時間内に喫食出来ない場合は各係責任者又は寮舎係に予め喫食時間を届出なければならない。

第 19 條 寮生は食事に関する自治会の申し合せに基き、食事作法並に食堂及び食器の清潔整頓に留意しなければならない。

第 7 章 安 全 及 衛 生

第 20 條 工場は、寮舎の衛生管理のため事業場附属寄宿舍規程第 34 條による衛生管理者をおく。衛生管理者の任務は別に定める。

第 21 條 寮生は所定場所以外で火氣使用又は喫煙してはならない。

第 22 條 寮生は工場の実施する健康診断及び予防注射を受け、且必要に應じ消毒清掃を行わなければならない。

第 23 條 寮生は負傷したり又は疾病に罹つた時は寮長に届出なければならない。

第 24 條 疾病休養者は病室又は寮養室に於て加療休食するものとする。

第 25 條 寮生は互に睡眠と休養を妨害する行為をしてはならない。

第 26 條 寮舎の安全及衛生のために工場が行う定期的行事に就いては寮生は進んでこれに参加しなければならない。

第 27 條 前 7 條の他安全及び衛生に関して寮生が守らねばならない細則は別に定める。

第 8 章 厚 生

第 28 條 寮生は寮舎に備えられた図書及び娯楽運動等の諸施設其の他の物品を使用することが出来る。使用法に就いては別に定める。

第 9 章 寮 務

第 29 條 工場は寮舎の設備施設を管理し、自治に協力して会社との連絡に任ずるため寮舎係をおく。

第 30 條 寮舎係は寮舎及び附属建物について換氣、採光、照明、防湿、保温、休養、避難、防火、清潔に必要な措置、その他寮生の生活に必要な事務に当るにのとする。

第 10 章 雑 則

第 31 條 寮生は建築施設、備品を破壊、汚損或は改造してはならない。

第 32 條 寮生に面会人ある場合はその旨、寮舎係に届け出て所定の場所で面接しなければならない。

第 33 條 寮生は寮生以外の者を宿泊させてはならない。但し已むを得ない事由により寮長の許可を得たときはこの限りでない。

第 34 條 寮舎内に於てビラを掲示又は撒布し、若しくは集会を行うときは予め寮舎係に届け出るものとする。

第 35 條 その規則で定められている事項で、寮舎生活に必要な事項は自治委員会〇〇〇〇〇〇より決定する。

附 則

第 36 條 此の規則は昭和 28 年 4 月 1 日より実施する。

第 37 條 此の規則の改正は工場が提案する時は自治委員会総会の同意を得て、寮生が提案するときは自治会総会の議を経て工場の同意により之を行う。

Q 工場女子寮自治委員会規約

第 1 條 本規約は Q 工場女子寮寮舎規則（以下本則を謂う）第 5 條に基き Q 工場女子寮自治委員会（以下本会と謂う）につき定める。

第 2 條 本会は寮生の互選する委員を以て構成し、Q 工場女子寮（以下本会と謂う）の寮舎自治に必要な事項について審議し且つ行うものとする。

第 8 條 本会に左の役員を置く。

寮長 1 名 副寮長 1 名 委員若干名（内若干名常任とする）

委員は寮生中より互選するものとし、常任委員は委員中より互選する。

第 4 條 寮長は本寮を統理代表し、本則第 9 章に定める以外の責に任ずる。副寮長は寮長を補佐し必要ときはその職務を代行する。委員は寮舎自治に必要な事項について評議し、常任委員は寮長副寮長を補佐し、必要ときはその係業務を定め各々その係業務を担当する。

第 5 條 役員の任期は 1 年とする。欠員により役員となつた者の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 條 役員の再選は妨げない。

第 7 條 本会に次の機関を置く。

1 常任委員会

1 委員会

常任委員会は寮長、副寮長、常任委員を以て構成し一般的及具体的方針を協議決定する。

第 8 條 常任委員会及委員会は必要の都度寮長が招集し、その議事を主宰する。

第 9 條 本会は第 7 條に定める委員会に於て室長を任免することが出来る。室長の任務については別に定める。

第 10 條 本寮を代表する諸役員は委員会に於て選任することが出来る。

第 11 條 本則及本規約の変更、其他寮の重要問題については寮生の 3 分の 2 以上出席せる集会（自治会総会と謂う）に於て議決を要する。自治会総会は役員の合議により又は寮生の半数以上の要求のあつた場合、寮長之を招集しその議事を主宰する。

前項の議事は全員の過半数で決定し可否同数の場合は議長が決定する。

議長は総会の際選出するものとする。

第 12 條 総会に於て役員の不信任案可決された場合、役員は辞任しなければならない。

第 13 條 本規約に定められていない諸規則その他必要な事項は総会の議決により適宜これを定める。

附 則

本規約は昭和 23 年 4 月 1 日より実施する。

寮 生 費 取 扱 内 規

第 1 條 本内規は寮舎生活自治の精神に則り、Q 工場女子寮々舎規則第 9 條に依り入寮したる寮生の私生活に必要な費用に就き定める。

第 2 條 本寮生費は寮舎生活の向上に資するため寮生相互の自主的費用なるも、第 3 條第 1 項乃至第 2 項以外のものにして多額なる場合は、寮舎厚生委員会の議を経て、工場より補助を受けることが出来る。

第 3 條 寮生費の收支は原則として左記に依るものとする。但し寮舎建築物に関する一切の費用は本内規を適用しない。

- 1 寮舎裝飾に要する小額なる費用
- 2 娯楽用雑誌等の購入に用する小額なる費用
- 3 其他自治委員会の議を経て止むを得ないものと認められた費用

第 4 條 寮生費はカ 1 月 3 円とする。

但し必要に應じ、自治委員会の提案に依り、自治会総会の議を経て増額することが出来る。

第 5 條 本寮生費の取扱は寮長の責任に於て自治委員会により互選される委員之に当るものとする。

第 6 條 本寮生費の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日迄とする。

第 7 條 寮長は会計年度の終りに於て之が收支の明細を寮生に報告しなければならない。

第 8 條 本規約の改正は自治委員会規約に定められた自治会総会の議決を要する。

附 則

本内規は昭和 23 年 4 月 1 日より実施する。

室 長 心 得

- 1 室長は、日夜室員と寝食を共にし、身を以て善導する極めて重要な職責であることを自覚し、先ず自らよく修養し、無言の中によい感化を及ぼし、明朗純美の室風を作るように努めねばならない。
- 2 室長は、常に室員の動靜に留意し、特に事故不在者は、正確にその氏名と事由を知つていなければならない。
- 3 室長は、常に室の備品管理の任に当り、万一破損や紛失した場合には、直ちに各係に申し出てその補充を受けねばならない。
- 4 室長は、室員に本寮関係の各規程を知らせて之を守らせると共にその実践に努めさせねばならない。
- 5 室長は、室員の福利のため、全力を盡して奉仕し、室の空氣が自由明朗であると共に秩序あり、上品であるようにし、以て良い室の雰囲気を作り、溫い心で全室員を厳しく包容し得るよう心掛けねばならない。
- 6 室に起つた諸問題はなるべく室長で処理するのであるが、寮全体に関することや身に余るような問題は、ただちに寮長、寮舎係に相談して協力を受けるようにしなければならない。
- 7 室長不在の場合は、代理を定めておき、直ちにその代行をさせるようにしておかねばならない。

自治会当直執務規程

第 1 條 本寮寮風の維持向上並びに寮舎生活運営に資するため自治会当直を置く（以下当直と謂う）

第 2 條 当直は、各室長及自治会委員 2 名宛之に当る。

第 3 條 当直の執務時間は、毎日工場の執務時間外とし特に終業後より消燈までは本寮女子寮事務所に勤務する。

已むを得ない事故のため、勤務出来ない場合は代理を定め勤務せしめる。

第 4 條 当直は左記の職務に当る。

- 1 振鈴により、諸行事、諸集合等の時刻を知らせること。
- 2 外出、其他諸手続の指導に当り、常に在寮者数を承知し、随時各室を巡回して、その事故不在数を明らかにし、又時間外外出者数を調査しその氏名を自治会巡視等に記入すること。
- 3 消燈時には、寮舎内外、割烹室等を巡回し、清潔整頓火災予防等に留意すること。
- 4 朝の掃除特に共同場所清掃の指導に当る。
- 5 諸傳達事項、其他の事務に従事すること。
- 6 寮舎朝礼を主宰し、傳達事項其他諸注意の徹底を計ること。
- 7 自治会巡視簿を記入し、之を所定の位置におくこと。

附 則

本規程の改正は自治委員会に於てなすものとする。

宿 寄 舎 規 則

A 工 場

この寄宿舎は我々勤労者の共同生活の場である。我々は新しい時代の精神を身につけ更生日本の歴史的な使命を我々の手で成遂げると云う覚悟でこの共同生活を通じて自分自身を完全に育てなければならない。その爲にこの規則を作る。

根本的な精神として次の事項を忘れてはならない。

- 1 我々は勤労者であり、我々こそ日本再建の推進力であるという自覚と誇りを持つ。
- 2 ここは我々自身の生活をする場である。民主的な方法で自分の計画を立て自分の責任できりもりして自立の精神を養う。
- 3 ここは一つの社会である。廣い人類愛に立つ友愛と協力の心を以て國家社会の連帯意識を養う。
- 4 ここでは正しい事が行われ不正は我々の力で誠め導き必要であれば排除する。
- 5 この生活を解放的に明朗で氣品高くする爲に色々の事業を行う。
- 6 ここで我々は自分自身を完成しなければならない。眞の自由と團體生活を身につけて個人としても團體としても合理的に平和的に事を処理する修養をして勤労の目的を達成する。

第 6 章 総 則

第 1 條 独立して現に一家を構成する者を除く従業員を收容する。

第 2 條 寄宿生は前文の根本精神を自覺すると共に左の事項に留意し責任のある自治制によつて生活することを本領とする。

- イ、互に尊敬と信頼とを堅持して礼儀を重んじ友愛の念を以つて交わること。
- ロ、責任を重んじ分を守り時間を勵行して團體生活の円滑を期すること。
- ハ、將來家庭の一員としての修養練磨に努めること。

第 3 條 寄宿舎の生活は自治制により自主的監督機關として自治委員会を設け寄宿生活全般の運営に当る。その細部に関しては第 9 章に規定する。

第 4 條 寄宿舎自治制の運営は寄宿舎管理係員と緊密な連絡をしつつ行うのみならず事業の遂行その他について工場に交渉の必要あるときは必ず右管理係を経由して行う。

第 2 章 寮 長 と 室 長

第 5 條 寮に寮長、室に室長を置く、寮長及室長は選挙により自治委員会が之を任命する。必要に應じ副寮長、副室長を置くことがある任期は各 1 年とする。

第 6 條 寮長は温情を以て寮員の生活全般につき指導監督する。副寮長を置いたときは寮長を補佐し不在のときは右を代理する。

第 7 條 室長は友愛を以て室員の指導及び意見の取締めに当る。副室長を置いたときは室長を補佐し不在のときは之を代理する。

第 3 章 起床、就寝、外出及び外泊

第 8 條 起床及び就寝は左の通り定める。

区 分	期 間	起 床	就 寝	備 考
春	自 3 月 至 5 月	5. 3 0	9. 0 0	
夏	自 6 月 至 8 月	5. 3 0	9. 0 0	
秋	自 9 月 至 11 月	5. 4 5	9. 0 0	
冬	自 12 月 至 2 月	6. 0 0	9. 0 0	

第 9 條 平日の外出は終業時より 9 時まで、休日は起床時より 9 時までは隨意とする。前項以外の外出及び外泊は寮長に申出でその承諾を受けるものとする。

第 4 章 行 事

第 10 條 月例行事を左の通り定める。

- (1) 美 化 作 業
- (2) 室 会
- (3) 室 長 会
- (4) 健 康 調 査

第 11 條 年中行事を左の通り定める。

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 身体検査 | |
| (2) 運動会 | 秋 季 |
| (3) 運動競技大会 | 春秋 2 回 |
| (4) 演 芸 会 | 春秋 2 回 |
| (5) 盂 蘭 盆 会 | 従業員物故者の追悼法会 |
| (6) 講 話 | 随時 (社会、経済、宗教、文芸、衛生等) |

第 5 章 食 事

第 12 條 寄宿生は全員工場給食とする。

第 13 條 食事は食堂に於て行い、各室に於て單獨に炊事用の火氣を使用しない。

第 14 條 定時に食事をとらないときは室長に申出で室長は之を取纏めて炊事係に届出でる。外出、外泊の爲携行食を必要とするとき亦同じ。

第 6 章 規 律

第 15 條 寄宿生は常に規律を尊び長幼の序相互の礼儀を重んじ団体生活の秩序を乱さないように心掛けるのみならず寄宿舎全体の氣品を高めるように努力する。

第 16 條 風紀については特に各人自粛自戒して放縱を戒める。

第 17 條 男子寮女子寮への相互出入は成るべく之を避け、就寝時限後は絶対に入寮しない。やむを得ず入寮するときは寮長の許可を受けるものとする。

第 18 條 出入集合、食事等の時間を励行する。

第 19 條 寮及び室の内外は常に整理整頓し清潔を保つ。

第 20 條 就寝時限後は静肅を旨とし尙くも高歌放吟その他喧騒にわたる行爲を戒める。

第 7 章 安 全 と 衛 生

第 21 條 危害、盜難、火災予防については各人の注意心を喚起し其の細部計画は自治委員会に於て立案する。備付安全衛生器具は附図の通りであり、消火器は定期に点検し有効期限を明記する。

第 22 條 火災其の他の災害を発見し又は発生を知つたときは直ちに係員其の他適當者に報告する。若しその暇のない時は臨機の処置をとり其の旨報告せねばならない。

第 23 條 就業規則第 一 條に掲げてある疾病に罹つたものは入寮を禁ぜられ又は隔離せられる。

第 24 條 安全及衛生講話は毎年 4 回以上定期的に又は臨時に行う。

第 25 條 救急医療具は寮長室に備え付け毎月 1 回内容を点検する。

第 26 條 洗面、洗濯、洗髪は必ず所定の場所で行い乾燥は物干場で行う。洗濯場、洗面場、洗髪場、物干物周辺の清潔保持には特に注意する。

第 8 章 建設物及び設備の管理

第 27 條 建物施設の管理は工場管理者の責任としその運営は必要あるものについては寮役員に委任しその改善については自治委員会の意見を尊重する。

第 28 條 寄宿生は建物施設の保存について特に注意し公徳心の欠除による破損減耗を戒める。

第 29 條 工場管理者は常に寄宿生をして家庭的な寮囲氣を醸成せしめ喜んで日常の起居が出来るように各種施設の改善に努力する。

第 30 條 会社よりの諸貸與は寮長に於て責任管理を爲し寄宿生退舎の時は責任者立会の下に返却する。故意又は重大なる過失によつて紛失又は毀損したときは本人が之を賠償する。

第 9 章 自 治 委 員 会

第 31 條 自治委員会は寄宿生より選出し委員とする。委員にして室長を兼務することを妨げない。

第 32 條 自治委員会は寮長及委員を以て構成する。

第 33 條 自治委員会は毎月 1 回定例会を開き必要に應じ随時開催する。議長は其の都度定める。

第 34 條 事の重要さに依り必要ある場合は工場幹部及び従業員組合幹部各同数の出席を求め意見をきくものとす。

第 35 條 自治委員会に於て協議する主なる事項は次の通りとする。

1 寮生活の秩序維持に関する事項

1 寮の施設改善に関する事項

1 寮員の資質向上、娯楽休養に関する事項

1 寮の清潔保健に関する事項

1 其の他必要な事項

1 寮の経費に関する事項

第 36 條 寄宿生がこの規則により守るべき事項に違反し若くは団体生活を素行爲とした場合は自治委員会に於て懲戒する。

A 工場女子寮内規

第 1 章 総 則

第 1 條 寮生は製糸業の國家的使命を認識すると共に互の人格を尊重し自己の責任に於て和親協力し寮を今日の憩の所とし明日の活力を養う場所としなければならない。

第 2 條 寮生は寮の秩序を保持し人格陶冶の爲左の事項を守らなければならない。

1 役員及週番に対しては尊敬と信頼を担し寮務に協力しなければならない。

2 寮生は互に礼儀を重んじ友愛をつくし尙くも粗暴の行爲をなさないこと。

3 寮の生活を道じて心身を錬磨し教養を高めること。

- 4 物資を節約し備品を大切に取扱うこと。
- 5 寮を整頓し之を清浄にすること。

第 2 章 週 番

第 3 條 寮は自治を根本とする爲相互に週番勤務に服さなければならない。

第 4 條 寮週番は若干名を以て構成し寮長の命を受け寮番週服務規定により寮の取締り警備に従事する。

第 5 條 週番は水曜日 17 時より次週水曜日 17 時迄を服務し、寮務の引継ぎをなしその旨を寮長に報告するものとする。

第 3 章 起 居 動 作

第 6 條 起床、消燈を左の通り定める。

起床、5 時 50 分

消燈、9 時（予告 30 分前）

但し季節により変更することがある。

第 7 條 第 3 條に拠ることが出来ない時は予め寮長又は寮週番長に届出で其の許を受け代理者を出すものとする。

第 8 條 外出せんとする者はその旨を室長又はその代理者に申出で外出先、帰寮時刻等を告げるものとする。室長又は代理者は点呼時には異状の有無を寮週番長に報告しなければならない。

第 9 條 面会人は寮週番長に申出でその指示に従うものとする。

第 10 條 面会人は消燈時限以後在寮することは許されない。

但し寮長の許可せるものは此限りでない。

第 4 章 作 法

第 11 條 寮生は第 2 條の各項を守り自らの責任に於て作法を重んじなければならない。

第 5 章 保 健 衛 生

第 12 條 寮生は身体を清潔にし保健衛生に注意しなければならない。

疾病に罹りたる時は直に室長に告げてその指示に従うものとする。

第 6 章 火 災 予 防

第 13 條 寮生は所定の場所以外に於て火氣を使用してはならない。

第 14 條 業務上火氣を取扱う時又は火氣を誘導し易き物品を取扱う時は細心の注意を拂い危険なき処置を必要とする。

第 15 條 常に整理を旨とし特に通路、非常口及消火設備の在る処等には物品を置いではならない。

第 16 條 火災その他災害の発生を発見し又は発生の危険を察知したる者は直ちに寮長、週番、会社の日当直者に報告しその指示に従つて行動するを要す。但し急を要する時は大声には附近の者に知らせめると共に臨機の処置をとるものとする。

第 7 章 物資の愛護と節約

第 17 條 寮生は現下の経済事情を察知して物資を愛護し節約に努めなければならない。

第 8 章 其 の 他

第 18 條 役員は寮内外の実状を監察し常に機宜に適した業務執行をなさなければならない。

第 19 條 寮生は役員を中心とし相互の権利義務のために寮自治の向上を図らなければならない。

第 20 條 本内規は室長会の決議によらなければ変更することは出来ない。

第 21 條 作業の爲寮生出寮後より帰寮迄の間に於ける業務は管理係に於て執行する。

第 22 條 本規定は昭和 22 年 9 月 1 日より施行する。

A 製糸女子寮規約

第 1 章 総 則

第 1 條 本寮に入寮するものは総て本規約を守らなければならない。

本規約の他諸規定の内規に類する事項及文書又は口頭を以て通知する事項並びに慣例によるものも亦同様に守らねばならない。

第 2 條 本規約記載以外の事項は室長会又は大会の議を経て処理する。

第 3 條 寮居住者（以下寮生と称す）は寮に関する一切を民主的手段により共同目標の達成に必要な行動に協力しなければならない。

第 4 條 寮生は秩序ある自治的方針のもとに相互扶助の爲寮の各種條件の維持改善、福祉の増進と精神的に身体的に健全なる向上を計るものとする。

第 5 條 寮生は自己の人格を尊重すると共に他人の人格をも尊重し義務を厳かに遂行することを要する。

第 2 章 役 員

第 6 條 本寮に左の役員を置く。

寮長 1 名、副寮長 2 名、室長、副室長 各室 1 名、委員 若干名、書記 若干名

第 7 條 役員は友愛の誠を以て事に当らなければならない。

第 8 條 寮長は寮を代表し労働組合及管理係との協調連絡を密にして寮務を統理し寮に関する一切の責に任ずる。

副寮長は寮長を輔佐し必要ある場合は其の職務を代行する。

室長は室長会を組織し寮務執行の責任者となる。

委員は寮長、副寮長を補佐し重要寮務に参画し室長会議の議決事項を執行する。

第 9 條 寮長、副寮長は寮母及正副室長、教婦中より互選し、室長副室長は各室に於て、委員は各寮に於て1名宛選出する。

第 10 條 役員の任期は1カ年とするが重任を妨げない。

欠員を生じた時は室長会の決議によつて補充する。但し室長欠員の場合は当該室の選出とする。

補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は任期満了後と雖も後任者の決定に到る迄はその寮務を執行するものとする。

第 11 條 本寮に相談役若干名を置く。相談役は大会又は室長会の推薦により寮長之を委嘱し重要寮務につき寮長、室長の諮問應ずる。

第 12 條 役員に選出された者は正当なる理由が無くては拒む事が出来ない。

第 3 章 機 関

第 13 條 本寮に左の機関を置く。

1 大会 2 室長会 3 委員会

第 14 條 大会は寮生全員を以て構成し本寮の最高決議機関とする。

大会は構成員の8分の2以上の出席により成立し年1回寮長が之を召集するを通常とする。

但し室長会が必要と認めたる時又は寮生の8分の1以上の要求があつた場合寮長は臨時に之を召集することができる。

大会の議長は寮長之に当る。

第 15 條 室長会は室長を以て構成し大会につぐ決議機関であつて寮務執行の責に任ずる。室長事故ある時は副室長之に代る。

室長会は構成員の8分の2以上の出席により成立し寮長が必要と認めたる時及副室長4分の1以上の要求があつた場合寮長之を召集する。室長会の議長は寮長之に当る。

第 16 條 議事は出席者の過半数で裁決し賛否同数の場合は議長之を採決する。

第 4 章 規 律

第 17 條 寮生は誠意を以て大会及室長会の決議事項を守らなければならない。

寮生にして左の1に該当した者は大会又は室長会の決議により退寮又は相應なる懲罰を行うことが出来る。

- 1 寮の規約に違反した者
- 2 寮の統制及秩序を紊した者
- 3 寮の名譽を毀損し又は損害を與えた者

第 18 條 本寮を退寮せられた者は寮に関する一切の權利を失うものとする。

第 5 章 附 則

第 19 條 本規約は大会の決議に拠らなければ加除又は改変する事は出来ない。

第 20 條 本規約は昭和 22 年 9 月 1 日より之を実施する。

（昭和 24 年 2 月 10 日改訂）

寄 宿 舍 規 則

〇 工 場

第 1 章 総 則

第 1 條 〇工場の附属寄宿舍に入舍資格者は当工場従業員たるものとす。

第 2 條 寄宿舍に寄宿する従業員（以下舍員と称す）は本規則を遵守するものとす。

第 3 條 舍員は寄宿舍生活を通じ自治精神の涵養に努め相互の親睦を図り秩序を維持し心身の向上明朗潤達なる氣風を醸成し相互扶助の実を挙げ切磋琢磨以て明日の勤勞への士氣を養い増産の誠を盡し併せて將來の生活への自習とせむとするものなり。

第 4 條 舍員は前條の目的達成の爲左記の事項を心得えるものとす。

- 1 相互に礼儀を重んじ常に和氣あいあいの中に生活を爲すものとす。
- 2 相互に身体の鍛鍊に努め健全なる毎日を送るものとす。
- 3 生活を通じ自己の反省に勉め寸暇を惜み修養に努むるものとす。
- 4 備品は大切に取扱い公共の精神を涵養するものとす。
- 5 私物を整理し然して各室の清潔整頓に努むるものとす。

第 5 條 寄宿舍の秩序を計る爲め舍監を置く。舍監は寄宿舍總の責任を負い舍員の指導監督に當るものとす。

第 2 章 役 員

第 6 條 舍員の寮生活を円滑ならしむる爲め左の役員を置く。但し役員の選出に対しては工場之を干渉せざるものとす。

- 1 寮長 正副各寮に1名
- 2 室長 正副各室に1名

第 7 條 役員は自治生活の統括に任ずるものとす。

第 3 章 起床、就寢、外出及外泊

第 8 條 起床は午前 6 時 45 分サイレンを以て各室なすものとす。但し就業時間変更の場合は起床時間の変更あるものとす。

第 9 條 就寝は午後 9 時とし午後 8 時 45 分に就寝用意の合図をなし 9 時にサイレンを吹鳴し消燈なすものとす。

第 10 條 消燈後は静かに安眠を取り他人の安眠を妨げざるものとす。

第 11 條 当直者は消燈後各寮を点検事故の防止に努むるものとす。

第 12 條 各室長は就寝用意の合図と同時に人員の点検をなし人員に異状ありたる時は当直者に報告するものとす。

第 13 條 舍監は就寝後各寮を巡視し衛生、風紀及盗難、火災等の防止に努むるものとす。

第 14 條 外出は終業後より 8 時迄とする。但し休日及自由外出日の帰場時間も午後 8 時迄とする。

第 15 條 外出せんとする者は午後 3 時迄に外出証を室長を通じ寮長に提出し承認を得るものとす。但し休日及自由外出日には適要しない。

第 16 條 遠方に外出或いは帰場時間に支障ある場合は前もつて室長及寮長の承認を得るものとす。

第 17 條 外泊せむとするものは室長及寮長の承認を得るものとす。

第 18 條 前條及第 15 條、第 16 條に依り室長及寮長承認を與えたるときは寮長之を舍監に報告するものとす。

第 4 章 行 事

第 19 條 舍員は毎月 1 回常会を開き心身の練磨に努められたし。

第 20 條 舍員は工場設備の運動具を利用なし体育の向上に努められたし。

第 21 條 舍員は極力工場の教育方針に参加なし修養に努められたし。

第 5 章 食 事

第 22 條 食事は工場附属食堂に於て行うものとす。

但し止むを得ざる事由に依り食堂以外の場所に於て行う場合は係員に申出するものとす。

第 23 條 食事時間は左の通りとする。

1 朝食は午前 7 時 10 分より 30 分間

1 中食は正午より 30 分間

1 夕食は午後 5 時より 30 分間

但し止むを得ざる事由に依り規定時間外に於て食事を行う場合は炊事主任に申出するものとす。

第 24 條 前條の食事時間は就業時間の変更等に依り変更することあり。

第 6 章 安 全 衛 生

第 25 條 火氣に充分注意をなすものとす。各寮々長は隨時非常避難訓練を行うものとす。

第 26 條 漏電防止上電熱器等正規の装置なき電氣器具を使用せざるものとす。

第 27 條 舍員は毎年春秋 2 回行う寄宿舎健康診断に対し受診なすものとす。

第 28 條 医師の診断に依り入院又は工場附属病室に入室せんとするときは衛生管理者に申出指図を

し受くるものとす。

第 29 條 寮内に於て負傷又は疾病の場合は本人又は室長は寮長及衛生管理者に申出適当な処置をなすものとす。

第 30 條 寝具は各自貸與せられたるものを使用なし隨時日光消毒をなすものとす。

第 31 條 各室は掃除当番を輪番に定め清潔整頓に努むるものとす。

第 32 條 工場は前條掃除当番の外専属掃除婦を置き常に清爽に努むるものとす。

第 33 條 入浴時間は午後 4 時半より 8 時迄とす。

第 34 條 洗濯は洗濯場に於て行い洗濯物は物干場に於て乾すものとす。努めて洗濯を行うものとす。

第 7 章 建築物及設備の管理

第 35 條 建築物を愛護し設備品は親切丁寧に取扱うものとす。

第 36 條 役員は常に備品の管理をなし毎月 1 回備品の員数調査をなすものとす。

第 37 條 前條員数調査に依り不足を生じ又は破損を生じたる場合はその旨舍監に申出で適當の処置をとるものとす。

第 8 章 雜 則

第 38 條 就業時間中はみだりに寄宿舎に立入らざるものとす。

但し止むを得ざる事由有る場合は舍監に申出するものとす。

第 39 條 舍員は風紀取締上男子寮に女子、女子寮に男子の出入りをせざるものとす。但し止むを得ざる事由ある場合は舍監に申出するものとす。

第 40 條 舍内に於て面会をなさんとする場合は役員及舍監にその旨申出するものとす。

第 41 條 面会人食事を必要とする場合は父母、祖父母、兄弟、姉妹とし工場より食券の交付を受くるものとす。但し 1 人に付 3 食程度とする。

第 42 條 面会人宿泊を必要とする場合は工場に申出係員の指図に従うものとす。

第 9 章 附 則

第 43 條 本規則に違反せるものは就業規則の規定による懲戒処分を適要するものとす。

第 44 條 本規則は昭和 23 年 3 月 1 日より施行するものなり。

寄 宿 舎 規 則

G 工 場

第 1 章 総 則

第 1 條 この規則は寄宿舎生活の自治精神に則り、工場附属寄宿舎に関する事項を規定する。

第 2 條 この規則において舎生とは従業員であつて第 9 條に定める手続を経て寄宿に居するものという。

第 3 條 舎生はこの規則を守り寄宿舎生活の風紀秩序を維持して団体生活の向上に努めなければならない。

第 4 條 しばしばこの規則に違反するものは第 6 條に定める自治委員会の議を経て退舎を命ずることがある。

第 2 章 自 治

第 5 條 寄宿舎生活における風紀秩序の維持並びに文化の向上は自治によつて行ふ。

第 6 條 寄宿舎生活の自治のため自治委員会を設ける。

自治委員会は舎生の選出する委員をもつて構成し寄宿舎生活に必要な事項について審議する。

第 7 條 会社は寄宿舎生活の自治委員並びにその他必要な役員の選出に干渉しない。

第 8 條 自治委員その他役員は会社の就業時間外にその業務を執行しなければならない。

但し会社の承認を得た場合はこの限りでない。

第 3 章 入 舎 及 退 舎

第 9 條 寄宿舎に入舎を希望する者は、会社に願出で許可を得なければならない。

第 10 條 第 4 條により退舎を命ぜられ又は従業員としての身分を失つた場合は速やかに退舎しなければならない。

第 11 條 退舎を希望する者は会社に届出た後に退舎しなければならない。

第 12 條 退舎する場合は備品その他について係員の点検を受けなければならない。

第 4 章 日 課

第 13 條 舎生の起床及び就寝の時刻は次の通りとする。この時刻は季節によつて変更することができる。但し休日前日の就寝時刻及び休日の起床時刻は会社と連絡の上自治委員会が定める。

起 床 午前 6 時 0 分

就 寝 午後 9 時 15 分

第 14 條 外出の時間は会社と連絡の上自治委員会が定める。

但しやむを得ない事由によつて時間外に外出を必要とする時は届け出なければならない。

第 15 條 舎生が外泊する場合は事前に会社に届け出なければならない。

第 5 章 行 事

第 16 條 寄宿舎の行事計画及び運営は会社と連絡の上自治委員会が行ふ。

第 17 條 寄宿舎の行事には舎生は進んでこれに協力しなければならない。

第 6 章 食 事

第 18 條 舎生は食堂以外の場所で食事をしてはならない。

但し会社の承認を得た場合はこの限りでない。

第 19 條 食事時間は次の通りとする。

但し就業時間の変更によつて変えることがある。

普通日 朝食 午前 9 時 45 分から午前 7 時 0 分まで

昼食 正 12 時 0 分から午後 12 時 20 分まで

夕食 午後 4 時 40 分から午後 5 時 0 分まで

休 日 朝食 午前 7 時 30 分から午前 7 時 50 分まで

昼食 正 12 時 0 分から午後 12 時 20 分まで

夕食 午後 4 時 40 分から午後 5 時 0 分まで

第 7 章 安 全 及 び 衛 生

第 20 條 舎生は所定の場所以外で火氣の使用及び喫煙をしてはならない。

第 21 條 舎生は毎年 2 回以上健康診断を受けなければならない。

但し法第 52 條 1 項の規定による健康診断をうけた者についてはそのうけた回数に応じて健康診断はこれを行わないことができる。

第 22 條 舎生が負傷または疾病にかゝつた場合は、速かに医務室へ届出て治療を受けなければならない。

第 23 條 舎生は互いにすい眠、休養を妨害してはならない。

第 24 條 舎生は前 4 條の外、安全及び衛生に関する法令並びに会社の規定を守らなければならない。

第 8 章 厚 生

第 25 條 舎生は許可を得て寄宿舎の厚生施設その他備品等を利用することができる。

第 26 條 舎生は寄宿舎の建物施設及び備品等を破壊、損傷してはならない。

第 9 章 雑 則

第 27 條 舎生の面会は、無断で所定以外の場所ではならない。

第 28 條 舎生以外の者を無断で宿泊させてはならない。

第 29 條 この規則にないことで、寄宿舎生活に必要な事項は会社と自治委員会との協議によつて定める。

附 則

第 30 條 この改廃は、会社が提案する場合は自治委員会の同意を得て行い、舎生が提案する場合は

自治委員会の議を経て、会社の承認によつて行う。

第 31 條 この規則は昭和 23 年 8 月 1 日より実施する。

寄 宿 舎 自 治 規 則

第 1 章 総 則

第 1 條 寄宿舍自治生活者（以下舍生と称する）は自己又は自己を代表する役員によつて定められたこの規則を厳正に守らなければならない。

この規則に定めのない事項は寄宿舍規則の定めるところによる。

第 2 條 舍生は互選によつて定めた役員の指示に従ひ、互いに協力して寄宿舍の風紀、秩序の維持並びに文化と人格の向上に努めなければならない。

第 3 條 舍生は職務及び地位によつて差別的取扱ひをされることはない。

第 4 條 舍生は互いに人格を尊重し民主的に融和した明るい自治生活を営まなければならない。

第 5 條 舍生は個人及び団体として其の誇りを保つと共に、個人の行爲が他の舍生又は団体に迷惑を及ぼすことを行つてはならない。

第 2 章 組 織

第 6 條 本章及び第 3 章に定める事項は寄宿舍規則第 6 條に定める自治委員会規則を兼ねるものとする。

第 7 條 寄宿舍には左の役員を置き自治を執行する。

- 1 自治委員長 1 名
- 2 自治副委員長 1 名
- 3 自治委員（室長） 49 名
- 4 常任委員（寮長） 7 名

第 8 條 役員の選出要領は左の通りとする。

- 1 自治委員長（以下委員長と称する）は本條第 4 項常任委員が月次輪番制により其の役にあたる。
- 2 自治副委員長（以下副委員長と称する）は第 1 項委員長の次番に該当する者が其の役にあたる。
- 3 自治委員（以下委員と称する）は室長が其の役にあたる。
- 4 常任委員は寮全員の選挙により選出し寮を代表する。
- 5 自治委員は室全員の選挙により選出し室を代表する。

第 9 條 役員の任期は 1 年とし重任は妨げない。

但し補欠で選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

第 3 章 会 議

第 10 條 委員会は寄宿舍自治運営上必要な一切の事項を協議すると共にこれが達成に必要な措置を

執るものとする。

第 11 條 委員長は委員会を代表すると共に舍生全体を代表するものとする。

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、其の職務を代行する。

第 12 條 委員会は左の場合に招集する。

- 1 定期に毎月 1 回、委員長が招集する。
- 2 委員長が臨時に必要と認めた場合
- 3 委員の 1/3 以上より臨時開催の申入れがあつた場合

第 13 條 委員会は委員の出席が委員総数の半数を越えなければ開くことが出来ない。

第 14 條 委員会の決議は出席者の過半数を必要とし、可否同数の時は議長はこれを裁決することが出来る。

委員会の議長は其の都度其の委員会に於てこれを選出するものとする。

第 15 條 自治に関し又は公德上必要と信じた場合、舍生は個人として又団体として委員に意見を具申することが出来る。

第 4 章 入 舍 及 び 退 舍

第 16 條 会社の許可を得て入舍する者は室長を通じ寄宿係に連絡しなければならない。

第 17 條 退舍希望により又は工場寄宿舍規則第 10 條により退舍する者は、室長を通じ寮長及び寄宿係に連絡すると共に寄宿係より帰國証明書の交付を受けこれを守衛所受付に提出の上退舍しなければならない。

第 18 條 退舍する者ある場合、寄宿係は必要に応じて備品其の他につき点検を行うことが出来る。

第 5 章 日 課

第 19 條 舍生は自治委員会の定めた左の日課を守らなければならない。

1	時 刻 項 目	夏 季	冬 季	備 考
平 常	1 起 床			始業 2 時間前
	2 朝 食			始業 40 分前
	3 夕 食			終業直後
	4 外出門限時刻	午後 9・30	午後 9・00	
常	5 消 燈 時 刻	午後 9・40	午後 9・15	
	6 退 刻 許 可 有 効 時 限	午後 10・00	午後 10・00	緊急用件ある場合は其の限りでない
休 日	1 休日前夜の消燈時刻	午後 10・00	午後 9・30	
	2 休 日 起 床 時 刻			自治委員会により適宜定める
	朝 食	休日起床時間より 30 分後		
	中 食	平常通り		
	夕 食	平常通り		
	3 退 刻 許 可 有 効 時 限	午後 10・00	午後 10・00	

- 2 遅刻のおそれある外出者は当番委員より遅刻券の交付を受けてこれを守衛所受付に外出に先立ち提出しなければならない。
- 3 遅刻が深夜（午後 10 時を越える）に亘る場合は無断遅刻と同じに取扱う。
- 4 突然の急用のため外出が深夜に亘る者又は深夜に外出する者は自治委員長の認証を必要とする。
- 5 日課をとり行う必要上、自治委員会は輪番制により毎日 2 名の当番委員を置く。
当番委員は良心的にその責任を果たさなければならない。

第 6 章 行 事

第 20 條 舍生は日時を定め春秋 2 回大掃除を行うものとする。日時は委員会が其の都度定める。

第 21 條 舍生は毎月左記の如く整理整頓を行うものとする。

1. 第 1、第 8 休日の前日

第 22 條 舍生は出勤前、各自室毎に室内を清掃する他、当番制により玄関、洗面所、便所及び寄宿舎に附属する空地等の清潔を保つ爲毎日清掃を行うものとする。

第 7 章 安全及び衛生

第 23 條 寮長は寮の治安を維持する爲、火氣取締、盗難防止、突発事故処理の任務を行わなければならない。

第 24 條 寮長は火災其の他の災害予防上必要な点検調査を行い消火器の使用法等はこれを舍生全員に周知せしめなければならない。

第 8 章 厚 生

第 25 條 舍生は図書閲覧につき図書委員を選任し、閲覧に関しては総て図書委員の指示に従うものとする。

第 26 條 舍生に配給される配給券、配給物資等は寮長を通じ適正に配給されなければならない。
舍生は配給の内容につき寮長に公開を求めることが出来る。

第 9 章 雑 則

第 27 條 この規則に違背した舍生は懲戒委員会によつて懲戒を行う。

懲戒委員会規程は別に定める。

第 28 條 この規則にないことで寄宿自治生活に必要な事項及びこの規則の改廃は自治委員会によつて定め、委員長はこれを会社に連絡するものとする。

第 29 條 この規則は昭和 23 年 月 日より実行する。

懲 戒 委 員 会 規 程

第 1 條 この委員会は寄宿舎自治規則第 27 條にもとづき設けるもので、寄宿自治委員長の申出を受け、寄宿舎自治規則に違背した舍生の懲戒を行うものである。

第 2 條 この委員は寄宿舎各寮毎にそれぞれ寮全員の互選によつて 1 名を選任し、7 名を定員とする。

第 3 條 この委員の任期は 1 年とし重任は妨げない。但し補欠で選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 條 この委員会は懲戒を行うに際しては行動の自由を保有し、自治委員会其の役員等より拘束されることはない。

第 5 條 委員は懲戒を行うに際して特に左の事項につき注意し、かりそめにもこの委員としての威信を傷けるような行動があつてはならない。

1 委員は憲法に定められた個人の人格を侵すことなく私情にとらわれず、あくまで厳正公平に行わなければならない。

2 委員は懲戒を受ける者がこの規程の適用を受けるに到つた動機、過程、理由等を周到に究明し、必要あれば本人と共に事由発生の原因を確める等の方法を講じ、いささかも租漏、専断の処置があつてはならない。

3 委員は委員であるために知ることの出来た舍生及び舍生に関連する他人の秘密を口外してはならない。

この事は委員であつた者が委員を辞任した後に至つても同様である。

第 6 條 委員会にはこれを代表する委員長を置く。

委員長は委員の 1 ヵ月輪番制によつて就任するものとする。

第 7 條 委員長は懲戒処理の結果を直ぐに寄宿自治委員長に報告しなければならない。

第 8 條 懲戒処理の経過並に結果につき寄宿自治委員会から請求があつた場合には、委員長はこれを〇〇に〇〇しなければならない。

但し其の際に於ても第 5 條第 3 項前段に関しては説明を保留する義務を負う。

第 9 條 懲戒は別に定められた懲戒施行細則を基準として行う。

第 10 條 懲戒の適用を受ける者がその適用につき異議があり、自治委員長を通じて再審議の申入れがあつた場合にはこの委員会は誠意を以て其の処理に当らなければならない。

但しこの場合に於ても第 4 條は有効であることは論を俟たない。

懲 戒 施 行 細 則

第 1 條 懲戒委員会規程第 1 條にもとづき、左の各事項の該当者に対して懲戒する。

1 無断外出者

無断外出者とは出門の際外出票を用いながつた者

2 無断遅刻者

無断遅刻者とは

- (1) は遅刻手続をとらず規程門限時間に遅れ、午後 12 時迄に入門した者
(2) 遅刻手続をとつても遅刻許可有効時間に遅れ、午後 12 時迄に入門した者

3 無断外泊者

無断外泊者とは外泊手続をとらず外泊した者、及び午前 0 時より就業時刻迄に入門した者

4 其の他の適用者

- (1) 舎内の秩序及び風紀を乱す行いをした者
(2) 他の人の物品を無断で使用したり又は金品を盗んだことが明らかな者
(3) 舎内の設備又は器具を故意に破壊した者又は盗んだことが明らかな者
(4) 役員又は寄宿係の公の注意を理由なく拒んだ者
(5) 他人に対し暴行脅迫を加え又は甚だしく公德に反する行爲のあつた者
(6) 前各号に準じた行爲のあつた者

第 2 條 前條の該当者に対する懲戒の基準を左の通り定める

1 無断外出者

日を定め外出禁止並びに舎内清掃 5 日間

2 無断遅刻者

- (1) 日を定め外出禁止並びに舎内清掃 5 日間
(2) " 4 日間

3 無断外泊者

日を定め外出禁止並びに舎内清掃 7 日間

4 其の他の適用者

本條第 3 項の懲戒に準じて科する。

前各項の適用は反則を繰返す者には 1 回を増す毎に日数を加算するものとする。

第 3 條 この規則を無視し、再三注意を促しても反省の態度がないと認められる者は退舎させる。

附 則

第 4 條 第 2 條の懲戒を実施する際委員会は、情状により改悛の狀が明らかに認められたときは譴責(始末書)又は訓戒するに止めることが出来る。

第 5 條 この罰則の適用を受ける者でその適用につき異議のある者は自治委員長に対し再調査を申入れることが出来る。

附 録 IV

關東製糸工場労働組合規約例

0 株式会社従業員組合規約

第 1 章 総 則

第 1 條 本組合ハ株式会社従業員組合ト称ス。

第 2 條 本組合ハ民主主義精神ニ則リ綱領ノ各條項ヲ達成スルヲ目的トス。

第 3 條 本組合ハ事務所ヲ群馬県〇〇郡△△町ニ置ク。

第 4 條 本組合ハ〇株式会社従業員ヲ以テ組織ス。

第 2 章 事 業

第 5 條 本組合ハ第 2 條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ。

- 1 労働條件ノ維持改善其他經濟的地位ノ向上ヲ図ルコト。
- 2 常ニ企業ノ動向ヲ注視シ以テ時局即應ノ対策樹立実践ニ關スル事項
- 3 勤勞技術ノ向上修養及実践ニ關スル事項
- 4 会社運営上ノ諸問題並ニ職場成績向上ニ關スル研究
- 5 組合員及其家族ノ福利増進ニ關スル事項
- 6 団体協約ニ基ク組合員ノ待遇、雇傭、解雇、其他勤勞條件ノ改善等ニツキ会社トノ交渉
- 7 同一目的ヲ有スル他団体トノ連絡提携

第 3 章 機 関 及 役 員

第 6 條 本組合ニ左ノ機関ヲ置ク。

- 1 定 期 総 会
- 2 臨 時 総 会
- 3 常 任 委 員 会

第 7 條 總會ハ全組合員ヲ以テ構成シ本組合ノ最高議決機關トシ定期トシ定期總會ハ年 1 回組合長之ヲ招集ス。

但シ組合長常任委員が必要ト認メタル時或ハ組合員 5 分ノ 1 以上ノ請求アリタルトキハ組合長臨時之ヲ招集ス。

總會ノ議長ハ組合長之ニ當リ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第 8 條 組合長總會ヲ招集セントスルトキハ會議事項会場及開催ノ日時等ヲ少クトモ 3 日以前ニ組

会員ニ揭示又ハ其他ノ方法ヲ以テ通告スルモノトス。

但シ緊急己ムヲ得ザル場合ハ少クトモ1時間前迄ニ通告完了スルモノトス。

第 9 條 總會ハ予メ定メタル事項ニ依リ協議スルモノトス。

但シ總會ニ於テ特ニ緊急必要ト認ムル事項ハ此ノ限りニ非ズ。

第 10 條 常任委員会ハ組合長副組合長並ニ常任委員ヲ以テ組織シ其ノ過半数ヲ以テ成立ス。

但シ組合長必要ト認メタル時又ハ委員5分ノ1以上ノ請求アリタル時ハ組合長之ヲ招集ス。

第 11 條 常任委員会ハ總會ノ決議ニ基イテ總會カラ總會迄ノ間組合事業ノ運営ニ当ル。

但シ緊急己ムヲ得ザル事項ヲ生ジタル時ハ組合員ノ承認ヲ得タル上決議執行スルモノトス。

議長ハ組合長之ニ當リ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第 12 條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク。

組 合 長 1 名

副組合長 2 名

書 記 1 名

会 計 1 名

第 13 條 組合長、副組合長ハ組合員中ヨリ選出シ組合長ハ本組合ヲ代表シ業務ヲ執行財産ノ管理等一切ノ責ニ任ズ。

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アリタルトキハ其ノ業務ヲ代摂ス。

常任委員ハ組合員中ヨリ職場別ニ選出ス。

書記ハ組合長之ヲ依嘱シ組合事務ヲ担当ス。

会計ハ組合長之ヲ依嘱シ組合ノ会計ヲ担当ス。

監事ハ組合員中ヨリ選出シ事務会計ノ運営ヲ監査ス。

第 14 條 各役員ノ任期ハ1カ年トシ再任ヲ妨グズ。

但シ補欠ニヨリ就任シタルモノハ前任者ノ残任期間トス。

第 15 條 本組合ハ必要ニ應ジ部ヲ設ケ部長ハ組合員中ヨリ選出ス。

第 4 章 入会及違約処理

第 16 條 本組合ニ加入セルモノハ規定ノ申込書ヲ組合事務所ニ提出ス。

第 17 條 本組合員ニシテ左ノ各項ニ該当スル場合ハ組合長各課組合員中ヨリ1名ノ審査員ヲ選出シ審査委員会ヲ組織セシメ慎重審議其ノ結果ヲ總會ニ附議スルモノトス。

1 綱領規約ニ違反セルモノ

2 本組合ノ決議又ハ統制ニ違反シタルモノ

3 本組合ノ名譽又ハ本組合員タルノ体面ヲ毀損シタルモノ

4 本組合員ニシテ他ノ組合ニ加入シタルモノ

第 18 條 前條ノ審議事項ニ對シテハ總會ニ於テ組合員4分ノ3以上ノ決議ニ依リ制裁ヲ行フコトアルベシ。

第 5 章 組 合 費

第 19 條 本組合ノ経費ハ組合費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ。

予算、決算ハ毎年1回定期總會ノ承認ヲ經ルヲ要ス。

第 20 條 組合費ハ1カ月金 20 円トシ納付セル組合費ハ事情ノ如何ニ拘ラズ返戻セズ。

第 21 條 組合費ハ加入シタル月ヨリ納入スルモノトス。

但シ事由ニヨリ組合費ノ減免ヲナスコトアルベシ。

第 22 條 本組合ノ会計年度ハ毎年 12 月 1 日ヨリ翌年 11 月 30 日迄トス。

附 則 本組合理約ハ總會ニ於テ組合員2分ノ1以上ノ賛成アルニ非ラザレバ変更スルコトヲ得ズ。

本規約ハ昭和 21 年 12 月 1 日ヨリ之ヲ施行ス。

0 從 組 婦 人 規 則 昭和 23 年 4 月

1 私達の婦人部は 0 從組婦人部と称し 0 株式会社 F 工場、M 工場女子寄宿舎寮生及通勤者全員を以て組織します。

2 私達の婦人部は經濟生活の向上及び生産増強等に関する事項を取扱い協議した結果を從組常任委員会に連絡の上目的完遂に努力致します。

3 私達の婦人部は私達の自治精神を養ひ毎日の生活を一そう豊かにして明朗なるものにする爲自主的な心を持ち友愛睦まじく各人の優れた技能を生かし文化の高揚、知性の向上に努め以て人格を陶冶するにあります。

4 私達はこの目的を遂げる爲に次の部を設けます。

(イ) 生 活 部

寮内の自治、規律、風紀、自戒、火災、盗難の予防備品の保管等に関する一般事項を取扱います。

(ロ) 図 書 部

新聞、雑誌、書籍の購入、保管、貸出整理修理等に関する事項を取扱います。

(ハ) 保 健 部

保健衛生、清掃等に関する事項を取扱います。

(ニ) 会計調査部

金銭の出入生計調査等に関する事項を取扱います。

(ホ) 音 樂 部

コーラス及レコードコンクール其他の事項を取扱います。

(ヘ) 休 育 部

体位向上の爲に排球、卓球其他運動に関する事項を取扱います。

(ト) 園 藝 部

花壇の手入、種子の購入等に関する事項を取扱ひます。

(チ) 演 劇 部

劇、舞踊その他の事項を取扱ひます。

5 私達は次の役員を置きます。

1 部 長 1 名

1 副 部 長 2 名

1 各部の部長 1 名

1 各部の副部長 2 名

1 委 員 若干名

6 部長は全員の総意を綜合且代表し部の運営に関する責任を持ちます。

副部長は部長補佐し部長不在の場合は之を代行します。

各部長はその部を綜合代表し部の運営に関し責任を持ちます。

各部の副部長は部長を補佐し委員と共に部の発展に協力します。

7 役員の任期は1年とし改選期は毎年4月とします。

8 私達の部の充実向上を計る爲次の打合会を開きます。

1 委員会 毎月1かい

必要の場合は臨時委員会を開きます。

P 労 働 組 合 規 約

第 1 章 総 則

第 1 條 本組合はP労働組合と称し事務所を群馬縣〇〇郡△△町P株式会社内に置く。(以下單に会社組合と呼ぶ)

第 2 條 本組合は組合員の鞏固なる團結の基に與へられたる權利を主張すると共に其の責任を全し労働能率の増強を図り平和産業の興隆に寄與する爲め団体交渉権を確立し自主的に労働生活諸條件の改善と共同福利の増進に努め進んで文化國家建設に貢獻することを目的とする。

第 3 條 本組合は前條の目的達成の爲に全國蚕糸労働組合連合会(以下單に全蚕連と称す)に加盟する。尙目的達成の爲に組合員の決議に依り他の友誼団体に加盟することがある。但の上部団体及び友誼団体が本組合の主旨に反した場合組合員の決議に依り脱退することがある。

第 2 章 組 織

第 4 條 本組合は会社の従業員を以て組織する。但し組合法第2條第1項の該当者又は会社と組合と締結した団体協約第2節末項を適用される者は之を除く。

第 5 條 本組合は第2條の目的達成の爲事業部、厚生部を置く。厚生部の基に厚生班文化班体育班を置く。

第 6 條 事業部は左の事業を行ふ。

1 団体交渉権に基き雇傭解雇労働條件等会社との交渉に必要な資料の調査収集等の事項

2 同一目的を有する労働団体との提携協力に関する事項

3 組合員の労働生活確立に関する事項

4 組合員の社会的經濟的地位の向上に関する事業

5 其他組合の目的達成に必要な事業

第 7 條 厚生部は左の事業を行う。

1 厚生班は

(1) 労務者用品物配給に関する事業

(2) 福利厚生に関する事業

(3) 其の他目的達成に必要な事業

2 文化班は

(1) 教育出版調査並びに講演会、講習会、見学会等に関する事業

(2) 洋裁、和裁、生花、音楽、文学等の情操教育に関する事業

(3) 其の他第2條の目的達成に必要な文化的事業

2 体育班は

(1) 体位向上、品性陶冶に関する事業

(2) 諸体育団体との親睦に関する事業

第 8 條 組合は團結の確立のために婦人部及び青年部の如き特別の組織を持たない。

第 3 章 機 関

第 9 條 組合は左の機関を置く。

1 定期総会、臨時総会及び月例会

2 執行委員会

3 職場委員会

第 10 條 総会は組合の最高決議機関にして定期総会は4月及び10月之を開く。尙臨時総会及び月例会は必要ある時に組合長是を招集する。

第 11 條 総会及び大会の議長は其の都度執行委員以外の者の中から組合員の総意に依つて選出される。

第 12 條 総会及び大会は組合員の3分2の以上の出席の無い場合は成立しない。而して議決は出席者の過半数以上の同意を得ない場合は可決されない。尙可否同数なる場合は議長之を決する。

第 13 條 定期総会に於て收支決算報告をするものとする。

第 14 條 総会及び大会は左の事項に付き議決する。

1 組合の解散に関する件

2 組合規約の改廃に関する件

- 3 役員の承認
- 4 組合の運営に関する基本的事項
- 5 労働協約の締結と破棄
- 6 他友誼団体への加入及び脱退に関する事項
- 7 怠業、罷業等の爭議行為に関する事項
- 8 予算の議決決算の承認等に関する事項
- 9 組合員の表彰及び懲罰に関する件
- 10 其の他第2條の目的達成に必要な事項

第15條 会計監査は必要と認めたる場合は臨時總會を招集することが出来る。但し此の場合の議長は之を招集した会計監査とする尙議題は会計に関する事項に限るものとする。

第16條 執行委員会は本組合の運営機関であり必要ある場合は組合長之を招集する。

第17條 執行委員会は左の事項を協議遂行する。

- 1 總會の決議事項運営
- 2 總會提出する議案の作成並びに検討
- 3 会社に提示する議案の作成並びに検討
- 4 会社より提示された議案の検討
- 5 雇傭解雇等に関する件
- 6 他の労働団体との連絡事項
- 7 其の他組合の運営に関し必要な凡ての事項

第18條 職場委員会は執行委員会の諮問機関並びに一般組合員の連絡機関であつて必要と認めたる場合は組合長之を招集する。

第19條 職場委員会は左の事項に付検討の上遂行する。

- 1 役員の撰出
- 2 一般組合員の要望を検討する。
- 3 組合員の苦情に対する処理

第4章 役員

第20條 本組合は左の役員を置く。
組合長1名、副組合長2名、事業部長1名、厚生部長1名、会計1名、執行委員若干名、書記1名、会計監査2名

第21條 執行委員会は正副組合長、事業厚生各部長並びに執行委員に依り構成され厚生班長、文化班長、体育班長及び会計は執行委員の兼任する。

第22條 役員の任期は満1カ年とし10月24日より翌年10月19日までとする。但し再選は妨げない。

第23條 組合長は左の如き職務を執行する。

- 1 總ての責任を持つて団体交渉を行ふ。
- 2 總ての機関を招集する。
- 3 執行委員会並びに職委員会を司率する。
- 4 組合を代表し總ての業務を統轄する。

第24條 副組合長は總ての業務の遂行に当り組合長を補佐し組合長事故ある場合は之を遂行する。

第25條 事業、厚生各部長は所管事項を遂行する。

第26條 厚生、文化、体育各班長は厚生部長を補佐し所管事項を遂行する。

第27條 執行委員は常に輿論を調査し是を組合長に具申すると共に其の運営に当り組合長を補佐し会務を遂行する。

第28條 会計は組合の財産を管理し毎月会社会計より組合費を受領する。尙会計監査より書類の提出を求められた場合は其の書類を提出しなければならない。

第29條 書記は執行委員以外の者より組合長之を任命する。書記は各役員会に必要な場合は出席するが議決権は持たない。尙書記は業務繁忙で定時後の事務整理等の爲め薄謝を呈する。

第30條 会計監査は組合の貸借対照表及び收仕決算書を確認の上組合員に報告しなければならない。但し確認の責任を負ふ。

第31條 会計監査は第15條の規定に依り必要と認めたる場合は臨時總會を招集することが出来る。

第5章 役員選挙

第32條 役員の選挙は毎年10月中旬に行うことを原則とする。

但し選出半カ年後に於て組合員8分の2以上の罷免の要求ある場合は此の限りでない。

第33條 本組合は作業の性質上女子年少者が大部分で且勤続年数が短い随つて、組合員全部を知る機会が殆ど恵れて居ない關係上直接選挙は不適當と思はれるので間接選挙を採用する。

第34條 選挙は公平且民主的に行う爲無記名投票を採用する。

第35條 職場委員の選出に当りては選挙管理委員会が行う。選挙管理委員会の構成は定員5名とし執行委員以外の者の中から執行委員会が其の都度之を依頼する。

第36條 職場委員会は職場別に区分して定員35名を以つて構成する。

第37條 執行委員会は職場委員より選出された委員を持つて構成する。職場委員会は10名を連記投票に依り決定する。

第38條 正副組合長各部長及び会計は執行委員の互選に依り決定する。

第39條 会計監査は職場委員会に於て執行委員以外の者の中より2名選出する。

但し必ずしも職場委員の必要はない。

第40條 役員に欠員が生じた場合は職場委員会に於て此の補充を行う。欠員の補充に依り就任した委員の任期は前任者の残りの期間とする。

第41條 組合の選挙は立候補制度をとらないので職場委員に選出された場合新職場委員会に対し理由を具し之を拒否することが出来る。

其の理由が認められた場合には次点者繰上げ当選となる。

第 6 章 会 計

第 42 條 組合の維持費は組合費、寄附金及び収益金による。

第 43 條 組合費は組合員の会社に於ける職制に依り次のく徴集する。但し集金の整理上各人の毎月の給料より控除し会社会計より一括して受納する。

係長以上 50 円、主副主任 30 円、一般社員 20 円

第 44 條 寄附金は組合員が随時に組合の維持經營の爲めになす寄附を云う。

第 45 條 収益金は組合に於てなす事業の利益金を云う。

第 46 條 病氣療養其の他特別の事由の認められた場合は組合費を免除することがある。

第 47 條 組合に納入した組合費及び寄附金は事情の如何にかゝらず之を返却しない。

第 48 條 組合の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。尚毎年 8 月及び 9 月を以つて締切り前半期分を 4 月に後期分を 10 月に定期総会に於て決算報告をする。

第 49 條 組合費は斗争其の他特別の必要に應じた場合は臨時に徴集することがある。但し此の場合に於ても第 46 條の適用を受ける者には之を徴集しない。

第 50 條 会計帳簿は会計監査の要求に依つて随時に之を公開しなければならない。

第 7 章 加入脱退、表彰、懲罰

第 51 條 組合に加入する者は加入申込書に組合費 1 カ月分を添へて組合書記に申込むこととする。

第 52 條 組合員の資格は役員会の承認を得て組合員名簿に登録された時より始まる。

第 53 條 組合を脱退する者は予め其の理由を具して組合長に届出なければならない。但し脱退に先立ち組合に対して債務其の他の義務を有する場合は之が履行後でないと其の脱退を認めない。

第 54 條 組合を除名又は脱退した従業員は組合と会社と締結した労働協約第 2 條により退職するものとする。

第 55 條 組合に対し特に功勞有りと認められた者に対しては総会の決議に依り表彰することがある。

第 56 條 組合員にして左の事項に該当する者は総会の決議に依り除名又は組合員の権利を停止することがある。

但し不正行爲の歴然とした者は執行委員会の決議により除名又は権利の停止をすることがある。

1 組合規約及び労働協約に違反した行爲ある場合

2 組合の名誉を著しく毀損した場合

3 組合の統制を阻害する行爲ある者

4 特定の政党若しくは其の下部組織に囑し其の党務に忠実の余り長期に渡り組合の統制を乱した者

第 57 條 除名の処分を受けた者は会社を退職するものとする。

第 58 條 権利の停止を解除する時期は停止後尠くとも半年を経過した後とする。

但し改悛の情顕著なる者は此の限りでない。

第 59 條 執行委員会に於て除名に該当すると認められた者に対しては直ちに秘密裡に本人に通知しなければならない。

但し其の者は執行委員以外の組合員に弁護を依頼することが出来る。

第 60 條 総会に於ては該当者の発言権を充分尊重しなければならない。除名は一身上の重大問題であるから充分討議し苟も一時の附和雷同に基き一方的強行手段を以つて除名する如き結果にならない様充分意をつくすべきものとする。

第 61 條 総会に於て虚偽の陳述を行ひ該当者に不利を招いたことが判明した場合は総会の決議により同様の懲罰を行うことがある。

第 8 章 争 議

第 62 條 組合と会社と締結した労働協約に明示された凡ての手続を経た後でなければ争議行爲に入ることは出来ない。

第 63 條 争議の際は斗争委員会を設置する。

但し原則として斗争委員会は執行委員会を以つて構成する。争議の情況如何に依つては若干名を補充する。

第 64 條 争議の場合は総会に計り無記名投票に依つて可決されなければ斗争委員会は怠業罷業等の争議行爲の指令を発する権限を與へられない。

第 9 章 全歪連との関係

第 65 條 全歪連並に群馬縣歪糸労働組合連合会の会議に出席する者は正副組合長とし特に必要の場合は此の限りでない。

第 66 條 前條の会議に於て表明すべき意志は総会若しくは執行委員会の決議に基くものでなければならない。

第 67 條 組合の意志を確実な反映して民主的に決定されたと言へない上部団体の指示命令に対しては最悪の場合は脱退を賭しても反対しなければならない。

維 則

第 68 條 本規約の改廃は総会の決議に依らなければ之を変更することが出来ない。

第 69 條 本規約は昭和 24 年 2 月 1 日より其の効力を発生する。

右決議す

P 労働組合

組合長 渡 辺 正 夫

第 5 條 事業部以下を削除し

「組織部渉外部を置く」と挿入する。

第 6 條 事業部を「組織部」とあらためる。

第 2 項を削除

第 7 條 全部削除し次を挿入する。

組織部は左の事業を行ふ。

同一目的を有する労働団体との提携協力に関する事項

第 20 條 副組合長 2 名を 1 名に変更。

事業部長 1 名。厚生部長 1 名を削除し組織部長 1 名渉外部長 1 名を挿入。

第 21 條 厚生班長、文化班長、体育班長及びは削除。

第 25 條 事業、厚生は削除、組織渉外を挿入。

第 26 條 全部削除。

第 65 條 正副組合長の次に「渉外部長」を挿入。

附 録 V

調 査 票

No.I 事業場調査票

労働省婦人少年局

(1) 調査日時 昭和 年 自 月 日 至 月 日

(2) 調査員職氏名 _____ (印)

(3) 面会者職氏名 _____

(I) 事業全般

1. 事業場名

2. 所在地

3. 経営形態

(イ) 事業場

(電話 番)

(ロ) 本 社

(電話 番)

4. 製造並びに
取扱品目

5. 事業主並びに経営者職氏名 6. 現在 労働者数

(イ) 事業主(又は代表者)

(ロ) 経営者

種別	性別	男	女	計
(イ) 職 員				
通勤	工 員			
(ロ) 職 員				
寄宿	工 員			
(ハ) 職 員				
計	工 員			
	計			

(II) 施 設

A 敷地建物及び機械

1. 敷地と建物

(イ) 敷地総面積	約	坪
(ロ) 建物延総面積	約	坪
(ハ) 主なる建物		

2 主な機械

項目	(イ) 型 式	(ロ) 設備数	(ハ) 現在稼働数
I 乾 繭 機			
II 選繭装置			
III 煮 繭 機			
IV 繰 糸 機			
V 揚 返 機			
VI 捻造装置			
VII 括 造 機			
VIII 検 査 機			
IX 副産物処 理装置			
X			
XI			

B 住居

1. 事業所属寄宿舍 (□) 女子寄宿舍 (註) 詳細はNo.Ⅳ「女子寄宿舍」
(イ) 男子寄宿舍 有 無 調査票について
有 無
2. その他の住居施設

C 医療

- ## 1. 医療施設

種 別	項 目	(イ) 寢台数又は規模別病室数	(ロ) 主なる医療設備の状況	(ハ) 常備薬品の状況	(ニ) 医療関係従事者		
					医 師	看護婦 保健婦	そ の 他
I 病 院				良 好 普 通 不 良			
II 診療所 又は医務室			良 好 普 通 不 良	良 好 普 通 不 良			

- ## 2. 建康診斷

- (イ) 採用時の健康診断

実施の有無

実施種目

有， 無

- (口) 定期的健康診断
実施の有無 有 無
一年間に於ける回数

実施種目

最近実施した建康診断の結果の概算

最近の実施時期
年 月 日

- ### 3. その他

D 安全及び衛生

項目別	(イ)送納場	(ロ)煮納場	(ハ)線系場	(ニ)場返し場 (再線)	(ホ)仕上げ室	(ヘ)検査室	(ト)食堂	(チ)炊事場	(リ)副室	(ヌ)事務室	(ル)
1. 安全施設											
2 避難施設											
3 保護具											
4 防火											
5 換気											
6 湿度											
7 温度											
8 塵埃 定期											
9 採光照明											
10 床											
11											

12 便所及手洗所
13 浴場
14 その他

E 食事

1. 食事施設

種別	項目	(イ) 設備	(ロ) 利用者数	(ハ) 給食能力	(ニ) 従業員の種別 性別人数
I	食堂				
II	炊事場				

2. 食事内容

項目 種別	(イ) 朝	(ロ) 昼	(ハ) 夜	(ニ) 一人当り一日 平均カロリー
献立表				
月日				
月日				

3. その他

F 福利 その他の施設並びに行事

種別	項目	概	要
1	体育施設 並びに行事	施設	行事
2	娯楽施設 並びに行事	施設	行事
3	教養施設 並びに行事	施設	行事
4	その他		
5	女子に特 殊な施設		

(Ⅲ) 業務

業務別	項目	(イ) 従事者数 男 女	(ロ) 備考
1	倉庫係		
2	模範工		
3	煮繭工		
4	配繭工		
5	繰糸工		
6	粹濕工		
7	揚返工		
8	ボビン捲き		
9	セリプレーン係		
10	織度系採取		
11	総編み		
12	検査工		
13	捻造り		
14	糸量係		
15	仕訳工		
16	括造工		
17	教婦		
18	副蚕係		
19			
20			

業務別	項目	(イ) 従事者数		(ロ) 備考
		男	女	
21 事務系統	a(I)			
	b(II)			
	c(III)			
	d(IV)			
	e(V)			
	f(VI)			
22	タイピスト			
23	交換手			
24	栄養士			
25	炊事婦(夫)			
26	医師			
27	看護婦及び保健婦			
28	寮母(世話係)			
29	守衛			
30	釜焚き			
31	雑役			
32	運転手			
33				
34				
35				

IV 賃金構成

1. 基本賃金	算定基準、金額並に支拂方法	
2. 基本外の各種賃金 (又は手当)	各種手当の算定基準、金額並に支拂方法	
3. 実物給与		
4. 昇給	昇給の決定基準並に方法	6. 控除 (イ) 勤労所得税 (ロ) 厚生年金保険料 (ハ) 健康保険料 (ニ) 失業保険料 (ホ) 組合費 _____ 円 (ヘ) _____ (ト) _____
5. 退職金	退職金の決定基準並に支拂方法	7. 一ヶ月に支拂われた賃金の統計 男 _____ 円 女 _____ 円

(V) 男子、女子共に従事している業務に於ける賃金

(VI) 労働時間、休憩 休日及び休暇

1. 労働時間

(イ) 始業 (ロ) 終業 (ハ) 一日 (ニ) 一週
拘束時間 拘束時間
実効時間 実効時間

(ホ) 交替制

採用

交替制の概要

不採用

2. 休日並びに休憩

(イ) 休日及びその与え方と賃金と

(ロ) 休憩及びその与え方と賃金との関係

3. 休暇

(イ) 年次有給休暇 有 無

(ロ) その他の休暇とその賃金との関係

VII 産前産後

	(イ) 該当者名	(ロ) 転換前の業務	(ハ) 転換業務	(ニ) 転換日数	(ホ) 転換前の賃金	(ヘ) 転換後の賃金
1. 軽易業務転換						
	(イ) 該当者名	(ロ) 従事業務	(ハ) 休業日数	(ニ) 休業前の賃金	(ホ) 休業中の手当	
2. 産前休業						
3. 産後休業						
	(イ) 該当者名	(ロ) 午前	(ハ) 午後	(ニ) 育児時間中の手当		
4. 育児時間						

5. 妊娠又は出産による退職状況

退職者 有 無 人

6. 就業規則又は労働協約に於ける出産及び育児の規定

(イ) 軽易業務転換に関する規定

有 規定の内容(殊に請求手続)

無

(ロ) 産前産後の休業に関する規定

有 規定の内容(日数、請求手続、手当の有無及額)

無

(ハ) 育児時間に関する規定

有 規定の内容(日数、時間、請求手続、手当の有無及額)

無

(VIII) 生理休暇

- 就業規則又は労務協約に於ける生理休暇の規定
有 規定の内容(日数、請求手続、手当の有無及びその額)
無
- 事業場の定めによる有害なる業務の分類の有無並びにその内容
(イ) 生理に有害な業務の分類 している していない
(ロ) 有害業務の分類及びその理由
有害業務名 理由

- 生理のための諸施策
- 生理休暇請求権の実情

(IX) 業務上の災害

種別	氏名(年齢)	項目	(イ) 従事業務	(ロ) 事故の原因	(ハ) 事故の内容	(ニ) 休業時間	(ホ) 休業手当	(ヘ) その他の処置及び救済方法
1. 死亡	(オ)							
	(オ)							
	(オ)							
2. 負傷	(オ)							
	(オ)							
	(オ)							
3. 疾病	(オ)							
	(オ)							
	(オ)							

- 就業規則又は労務協約による業務上の災害に対する規定

(X) 就職退職

- 就職並びに退職者数

項目	日時	昭和 年						計
		月	月	月	月	月	月	
(イ) 就職者	男	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人
(ロ) 退職者	男	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人

- 募集並びに採用方法

- (イ) 募集地域 (ロ) 募集時期
(ハ) 募集方法 (ニ) 採用方法

- 退職の原因

- (イ) 約 人
(ロ) 約 人
(ハ) 約 人
(ニ) 約 人
(ホ) 約 人
(ヘ) 約 人

(XI) 健康保険、労災保険及び失業保険

- | | | |
|--------|----|-----|
| 1 健康保険 | 加入 | 不加入 |
| 2 労災保険 | 加入 | 不加入 |
| 3 失業保険 | 加入 | 不加入 |

(XII) 労 務 組 合

有 無

(XIII) 備 考

No. I 女子勞働者個人別調査票 (事業場の記録による)

調査事業場名

〔〕 本人の身の上

1. 氏 名	2. 生 年 月 日	3. 年 令
	明治 大正 昭和 年 月 日生	才
4. 職 種	5. 入 社 年 月	6. 勤 績 年 限
	明治 大正 昭和 年 月	年 月
7. 扶 養 家 族	8. 住 居	
子 供 () 人 其 他 () 人	計 () 人	通 勤 寄 宿

11 勞動條件

調 査 項 目		月	月	月
1.	労働日数	(イ)	(ロ)	(ハ)
2.	休日数			
休日 内 詳	(イ) 公休日			
	(ロ) 年次有給休暇			
	(ハ) 生理休暇			
	(ニ) 産前産後の休業			
	(ホ) 業務上の負傷疾病			
	(ヘ) 業務外の缺勤			
	(ト) その他の休日			
3.	労働時間数			
4. 所定時間外労働	(イ) 日数			
	(ロ) 時間数			
5. 深夜労働	(イ) 日数			
	(ロ) 時間数			
6.	休日労働日数			
7. 賃金	(イ) 給与総額			
	(ロ) 手取額			
8.	寄宿舎費及食費としての控除額			

整理番號	No.
------	-----

No. 女子勞働者個人別質問票

勞働省婦人少年局

みなさんへのおねがい

労働者婦人少年局は働く婦人達の労働条件がよくなるように努力していますがそのためには今皆さんの労働の状況はどうかであるかその実際の様子とはつきり知ることが必要ですので、あちこちの職場でそれを調べています。ただ職場を見て歩いたり、使用者に話をきいたり、二、三人の労働者にお会いするだけでは働く婦人達の本当の状況を充分知ることができません。この調査票は皆さん一人一人に書入れて頂くために作つたもので、貴女方の個人的な事情をせんさくして使用者に報告したり、人に知らせたりするのが目的ではありません。名前も書く必要がありませんから安心してあります。このことを答えて下さるようお願い致します。書き入れ方はそれぞれ左側の ☐ の中に入れてあります。

1. あなたの身上

(1) 今働いている会社と王場の名 () 会社 () 王場
 (2) この票を書き入れた日 昭和 24 年 () 月 () 日
 (3) この王場に入つた年月日 昭和 年 () 月 () 日
 (4) あなたの年令 () 歳 昭和、大正、明治 () 年 () 月 () 日

→ (5) あなたが学校にいつ卒業したか。1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838,

あなたの家族について次のことを答えて下さい。

(1) あなたの家の職業は何ですか。()
 (2) あなたが働いて養っている家族は何人ですか。()人なし
 (3) あなたの養っている家族は誰ですか。
 父()母()夫()祖父()祖母()兄弟姉妹()人 子供()人 その他()

→ (4) あなたは結婚していますが、

未婚

既婚

- 夫も働いている
- 夫は病気で働けない
- 夫は求職中です
- 夫と死別した
- 夫と離婚した
- その他

通富な所に○をつける。

(5) あなたが働きに出ている間子供は誰が面倒をんでいますか。

- (イ) 学校にいつている
- (ロ) 家においてくるが誰もめんどうをみてくれない人がない
- (ハ) めんどうをみてくれる人がいるから家においてくる
- (ニ) 託児所にあづける
- (ホ) 近所の家(又は親せき)にあづける
- (ヘ) その他

整理番 No.

(4) 先月公休日としてきまつている日に働いたことがありますか。

() 日働いた。

(5) 先月夜、おそくまで工場の仕事をしたことがありますか。

(イ) いいえ、ありません。

(ロ) はい、およそ午後()時()分まで()日位仕事をしました。

(6) 先月朝早くから工場で働いたことがありますか。

(イ) いいえ、ありません。

(ロ) はい、およそ午前()時()分から()日位仕事をしました。

G あなたの賃金について

(1) 初任給はいくらでしたか。

月給者はここに書き入れること → 月給()円

日給者はここに書き入れること → 日給()円

(2) 先月はいくら給料をもらいましたか。

手取()円

(3) あなたは給金をどのように使っていますか。

- (イ) 家に送金 約()円
(ロ) 自分と家族の生活費 約()円
(ハ) 自分の生活 約()円
(ニ) 貯金 約()円
(ホ) 娯楽費 約()円
(ヘ) 約()円
(ト) 約()円
(チ) 約()円

D 生理休暇について

(1) 先月生理のため欠けましたか。

(イ) 全然休まない。

(ロ) () 日休んだ(日数を書き入れる)。

(2) この会社(工場)の生理休暇をとる手続はどんな風になっていますか、くわしく書いて下さい。

(3) 生理休暇に対して手当が拂われていますか。

(イ) 全然拂われていない。

(ロ) 手当を支拂われている (1) 日数は()日間

手当の額は金額でも手当の割合でも書いて下さい (2) 手当の額は()円

(4)

No. IV 女子寄宿舎調査表

労働省婦人少年局

1. 事業場名

2. 調査年月日 昭和 年 月 日

3. 調査員職氏名

4. 面会者職氏名

(I) 寄宿舎全般

1. 寄宿舎名 2. 所在地 3. 事業場への距離 4. 寄宿舎の種別

汽車 分 第一種

電車 分 第二種

自働車 分

徒歩 分

5. 寄宿舎の規模

6. 現在寄宿労働者数

(イ) 棟数 (ロ) 階数 (ハ) 畳数別室数 (ニ) 収容可能力

棟	階	畳	畳	畳	畳	人	人
室	室	室	室	室	室		

(II) 寄宿者管理人

種別	項目	(イ) 性別人数	(ロ) 専任兼任の別	(ハ) 職務内容
1.		男女 人 人		
2.		男女 人 人		
3.		男女 人 人		
4.		男女 人 人		

〔Ⅲ〕 施 設

(注) 食堂、炊事場、医療施設、教養施設、体育施設、娯楽施設については寄宿労働者専用かものでも、その旨の(注)を附し、No.1事業場調査票の〔Ⅱ〕施設の欄に於て記入すること

A. 一般施設

種別	項目	(イ) 種類又は大きさ及び数量	(ロ) 設 備	(ハ) 採光 照明、換気、清潔、保温等に関する所見及びその他
1.	寢 室			
2.	便 所			
3.	洗 面 所			
4.	洗濯場並びに物干場			
5.	面会室並びに外來者宿泊室			
6.				
7.				

B. 非常施設

種別	項目	(イ) 種類及び数量	(ロ) 所 見
1.	消 火 設 備		
2.	避 難 設 備		

〔Ⅳ〕 寄 宿 舎 規 則

1. 寄宿舍規則制定年月日 昭和 年 月 日
2. 寄宿舍規則制定の経緯の概要

〔Ⅴ〕 寄 宿 舎 生 活 の 自 治

1. 自治制度実施年月日 昭和 年 月 日
2. 自治組織並びにその運営方法の概要

3 役員の種類、人数、選出方法並びに職務内容

種別	項目	(イ) 性別 人数	(ロ) 選 出 方 法	(ハ) 職 務 内 容
(I)		男 人 女 人		
(II)		男 人 女 人		
(III)		男 人 女 人		
(IV)		男 人 女 人		
(V)		男 人 女 人		

4. 自治組織の活動状況

(I) 最近の自治総(大)会

(イ) 開催年月日 昭和 年 月 日 (ロ) 出席者数 人

(ハ) 議題並びに審議状況

(II) その他の活動状況

5. 自治制度施行後の状況

6. 自治組織の無い場合

(VI) 寄宿舍生活の状況

1. 起床及び就寝時間

(イ) 起床時間 午前 時 分
(ロ) 就寝時間 午後 時 分

2. 主なる行事

3. 特に教養のための機関

4. 外出外泊及び帰省の手續方法

5. 面会及び通信の手續方法

6. その他

(VII) 寄宿舍の経費

種別	項目	(イ) 食費	(ロ) その他の費用	(ハ) 計
1. 事業主負担				
2. 寄宿労働者負担				

(VIII) 備考

1. 寄宿舍生活の自治に対する所見

2. 寄宿舍生活の状況に対する所見

3. その他

No.V 労働組合調査票

労働省婦人少年局

1. 事業場名 _____

2. 調査年月日 昭和 年 月 日

3. 調査員職氏名 _____ (印)

4. 面会者職氏名 _____

(I) 労働組合全般

1. 労働組合名 _____ 2. 所在地 _____ 3. 設立年月日 昭和 年 月 日

4. 上級団体並びに加盟団体名 _____ 5. 組合員数 _____ 6. 専従職員数 _____

(イ) 上級団体 男 人 女 人

(ロ) 加盟団体 計 人 計 人

(II) 労働組合の組織

1. 労働組合の組織並びにその運営方法の概要

2. 役員の種類、性別、人数及び選出方法

種別	項目	(イ) 性別人数	(ロ) 選出方法
(I)		男 人 女 人	
(II)		男 人 女 人	
(III)		男 人 女 人	
(IV)		男 人 女 人	
(V)		男 人 女 人	

(Ⅲ) 労働組合の活動状況

- 1、 労働協約の有無及び締結年月日 2、 組 合 費

有 締結年月日

無 昭和 年 月 日

3. 組合の活動状況

(I) 最近の組合総(大)会

(1) 開催年月日

昭和 年 月 日

(口) 出席者数

男 人

女人

計人

(ハ) 議題並びに会議状況

(Ⅱ) その他の活動状況

4、特に組合の教育活動の状況

5. その他

(IV) 組合婦人部

- 1、婦人部の有無及び設立年月日

有 設立年月日

無 昭和 年 月 日

2、婦人部設立の理由及びその経緯の大要

3. 婦人部員数 4. 婦人部の経費 5. 上級団体並びに加盟団体

(イ) 上級団体

(口) 加盟団体 _____

6. 婦人部と青年部との関係

7、婦人部の組織並びにその運営方法の概要

8. 役員の種類、性別人数並びに選出方法

種別	項目	性別	選出方法
(I)	男女	人人	
(II)	男女	人人	
(III)	男女	人人	
(IV)	男女	人人	
(V)	男女	人人	

9. 婦人部の主要役員の経歴及び職務

[illegible]

婦人部の活動状況

(I) 最近の婦人部総(大)会

(イ) 開催年月日 昭和 年 月 日 (ロ) 出席者数 人

(ハ) 議題並びに審議状況

(II) その他の活動状況

11、婦人部の今後の活動計画

12、婦人部の無い場合

(イ) 無い理由

(ロ) 設立の意志の有無

(V) 特に女子に関連する労働協約並びに労働爭議

1、労働協約(又は協約に準ずるもの)の中で特に女子に関連ある事項

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ニ)

2、特に女子に関連ある爭議とその経過

(VI) 労働組合の無い場合

1、無い理由

2、設立の意志の有無

(VII) 備 考

附 録 VI

Summary of the Result of the Survey
on Women Workers in Raw Silk-reeling Factories

Introduction: Historical survey of women workers in labor
force of silk-reeling industry

As well-known, most of employees in silk-reeling industry are women, which was one of industries employing a most women before the war. In 1929, the number of women workers in silk-reeling industry was about 370,000 of 800,000 textile women workers, that is 80% of about 110,000 women employed in all manufacturing industries.

But, since the beginning of the war between Japan and China in 1937, the number of women employees in silk-reeling industry had begun to decrease as other textile industries and it was only 30,000 at the end of the war. In the year of our survey, it was about 70,000, which has dropped to less than 50,000 in May of this year.

The Coverage, date and methos of the Survey:

The survey covered 20 factories in Kanto Districts employing 966 men and 5,861 women workers in all at the time of the survey, that is the last pay day of Jan. 1940.

The following data were collected: by the interview with the management, and representatives of workers, such as officers of trade unions and of the self-governments of dormitories; by questionnaire to all women workers; from pay rolls and other records concerning individual workers' wages, working hours, days, and personal condition; and by inspection of factories, dormitories and other equipments.

The Result

Part I. Workers

1) Raw silk-reeling factories are supported mainly by women workers. The most important job is raw silk-reeling which is all done by women, the number of whom, is about 60% of all women workers in a factory.

2) All factories except one provide dormitories for women workers, about 80% of whom live in dormitories.

3) Ages of women wokers; Average age is 19.2 years; 63.2% of them are of under 19 years, 91.7%, under 24 years. The highest percentage of all age groups is 15-16 years group. This tendency is almost the same as in case of cotton spinning factories.

4) Duration of service of women workers; average years of it is 2 years and

9 months; of all women workers, 90.0% are in service for less than 5 years, especially for under 2 years is 31.4%, that is the most of all year groups, but duration of service of them is not so short as in case of cotton spinning industries, and it cannot be called short compared with that of women workers in general.

5) Most of women workers entered the factories without vocational experience.

6) Only a few women workers are married, and few have dependent family.

7) About 60% of women workers are farmers' daughters, as in cotton spinning factories.

8) Many of women workers support a part of their families' living as well as earn their own living.

9) The management collects women workers mainly from the prefecture where the factory is located and its neighborhood.

10) Most women workers are collected by their relatives being employed or having been employed as general workers by the factory, as well as by collectors of the company, while relatively a few, by Employment Security Offices.

Part II. Working condition of women

1) Position of women workers.

The number of workers by *Shokuin* and *Koin*, by sexes; of women workers, 97.4% are *Koin* without variety among factories, while of men, 53.4 are *Koin*, but in a few factories, *Shokuin* are more than *Koin* of men.

Most of workers in raw silk-reeling factories are women *Koin*, that is 83.3% of total number of workers of both sexes.

2) Average cash wages of women workers are less than those of all manufacturing industries by 30%, and much lower than those in machine manufacturing factories, and the comparative ratio has not changed much after the war.

3) Average cash wages of women become comparatively lower as the age goes up.

4) Average daily cash wages by years of service; ¥80.17 is the average of those having served for less than 6 months and those having served for 4-7 years got only 1.3 times the freshmen under 6 months' service, and those having served for 10-15 years, only 1.5 times freshmen's.

5) Of average daily cash wages by jobs of women workers, the trainer comes first, followed by the supervisor of boarding workers, the nurse, and the cook, while operative-workers are payed lower wages than the average of total of women's, little higher than odd-job workers.

6) The average monthly amount of boarding expense born by the management is 510 yen. Including this amount, the level of the wage is still lower than in other industries.

7) Most of the bonus given to women workers are payed not by cash, but by some goods, e.g. a parasol, cloth, a soap, etc.

8) *Koin* are daily payed, and parts of the wages are deducted by number of hours late and leave.

9) Any silk-reeling factory investigated has a piece-rate wage system; especially for silk-reelers, minute tests and complex piece-rate systems are applied.

10) At the time of our investigation, no factory applies shift-system. Generally speaking, working hours are 8 hours, while restrained hours, 9 hours a day.

11) Women engaged in such jobs as trainers, dictations, supervisors of dormitory and cooks work longer a day than operative workers.

12) A resting period is given, three times a day, at lunch time, and one time in the morning and in the afternoon, respectively, for an hour as a whole in most cases.

13) A holiday is given every week.

14) Average monthly working days is 23.4 days, 92% of the regular working days of November, that is 26 days.

15) Provisions concerning menstruation leave do not clearly mention the procedures required, for them to request a leave.

16) The persons whom women workers have to ask for menstruation leave are mostly men supervising officers of their working place.

17) The ratio of number of persons asking menstruation leave is 2.3 percent a month, but it is less than that of number of working women who take sick leave because of menstruation.

18) According to the opinions of women workers concerning menstruation leave, many think it necessary. Of the reasons of its necessity, many of them mentioned physical aches.

19) Provisions concerning leave before and after child-birth are mostly the same as regulated by the Labor Standards Law, and the leave is given without allowance in many cases.

20) Provisions concerning shifting to lighter job before and after childbirth as well as period for milking a baby are mostly the same as regulated by the Labor Standards law.

21) There are only a few cases of pregnancy, child-birth, taking care of a baby, therefore, leaves before and after child-birth, and period for milking a baby are required only by a few workers.

Part III Equipments for the Welfare of Workers

1) The general type of medical equipments of silk-reeling factories cannot be called a hospital, but a small institution equipped with a doctor's office, two or three sick-rooms, one or two full-time nurses, and a part-time doctor who visits regularly, such as once a week or several times a month.

2) The number of supervisors of sanitation (not doctors) are less than the standard regulated by the Labor Standards Law in 50% of the factories investigated.

- 3) The average number of nurses in a factory is one and the number of workers for whom a nurse is responsible is from 300 to 400 in many cases.
- 4) The level of medical instruments and medicine is lower than that of the normal institute in 50% of the factories investigated.
- 5) Physical test at the time of employment is applied in almost all factories investigated, while the status concerning the test on employees is not sufficient in many cases, in its number of time and its kinds.
- 6) The common kinds of diseases, are torachoma, beriberi, consumptionous diseases, water eczema and conjunctivities, etc.
- 7) Number of toilets in the factory is sufficient, but generally they are not clean, and the equipments for washing do not exist in many factories.
- 8) The condition of bath is comparatively better than other equipments for sanitation.
- 9) Concerning meals, menu is monotonous, the contents are worse than the normal meal of adult in local towns and villages, especially in the amount of calory and protein.
- 10) As to equipments for sports, pingpong is most common, and valley-ball comes next.
- 11) Equipments which can be called equipments for workers' amusement do not exist in most cases. They have radio and gramophone with records which are equipped for the increase of efficiency of workers during the working hours.
- 12) As to equipments for education, sewing and flower-arrangement are common, and a few had regular part-time high school.

Part IV Dormitory for Women Workers

1) Establishments of Dormitory.

- a) Of the twenty factories surveyed, nineteen factories have dormitories.
Of all of them only 1 dormitory is situated on the second floor of the factory. These dormitories are situated on the same site of factories.
- b) These dormitories are established apart from the factories, but most of them are connected with factories by corridors.
- c) All the dormitories surveyed are one or two storied buildings and there is not a three or more than three storied building.
- d) The number of persons to be admitted.
Comparing the number of present boarders of each dormitory to its legal capacity (it was estimated, according to the provision of Article 19, Item 1 of the Rules Concerning Dormitory Attached to Enterprise, the Labor Standards Law), most of them accommodate about 80 percent of their capacity, five dormitories accommodate boarders more than their capacity stipulated by the Rules Concerning Dormitory, above mentioned.
- e) Area of bed-room (sitting-room); heating and lighting apparatus:

The bed-room is at the same time the sitting-room. Most of them are of 15 jo, and the full numbers are ten persons.

Lighting at night is not enough, generally. According to Item 7, Article 19 of the Rule of Dormitory, a light of at least 62.5 candle power should be installed per area above-mentioned. But in most of dormitories only one light of 60 watt per room (53 candle power) is used; and so, the electric lamp of 100 watt in the market should be used.

As to the heating apparatus in winter, in most of dormitories, one hot-water bottle per two persons is equipped.

As to the equipments of bed-room and others, are bedding, closet for bedding, closets, wooden clog-boxes, cleaning outfits and a desk, etc.

f) Toilet.

There is no flush-toilet. Four dormitories have toilets less than the number required by the Rule of Dormitory. Five dormitories have toilets without any kind of equipment for washing hand.

g) Wash-stand, laundry and drying-place.

As to wash-stand, there is nothing special to mention. There are 9 dormitories where the laundry serves for wash-stands.

14 dormitories have drying-places. Some dormitories use corridors to dry for the purpose of preventing burglary.

h) Drawing-room and staying equipments for visitors.

Fifteen dormitories have a special room to receive visitors and equipments for them to stay overnight. Boarders use this room for meeting and sewing etc, when any visitor does not come.

i) Other equipment.

In most of dormitories there are a library, dining-rooms, stores, a clinic, a bathroom, sewing-rooms, and sports and recreation equipments etc. All these serve for the use of whole workers of the enterprise.

j) Emergency equipments.

Safety equipments.

There is nothing special to state here.

2) Daily life.

a) Rising time and bed time.

In most of dormitories, rising time is from 6 a.m. to 7 a.m. and bed time is from 9 p.m. to 10 p.m. The time in spring and summer is different from that in autumn and winter. In eight dormitories they have more than 9 hours for sleeping time, and in others, more than 8 hours.

b) Procedures required for going out, staying out and returning home.

In most of dormitories, going out is free. In one dormitory permission of working places' chief is required. In one dormitory, the number of times is restricted. In ten dormitories, the managements do not interfere with

workers' staying out. In 9 dormitories, recognition or sign of the management is required (chief of working place, recruiting agent and supervisor of boarders).

In most of dormitories, the procedure required for returning home is the same as that for staying out. In four dormitories, they are different.

c) Procedure of interview is free at the time other than during working hours. In two dormitories, it is free even during the working hours. In one dormitory, it is permitted after examining the relations between the visitors and the workers. Communication is free for both receiving and dispatching.

3) Self-government.

a) Managers of dormitory of the management lead the daily life of boarding workers as well as administer the business of the dormitory in 5 dormitories.

b) Self-government were established in 1948 in 13 dormitories of 19.

c) Most of self-governments are managed the self-government-committee only by the self-government-committee or by both and room-chief meeting.

d) Most self-government-committee are actually constituted of both dormitory-chief and all room-chiefs.

e) Dormitory-chiefs are elected out of all members by secret ballots, while each room-chief is elected only by members of each room.

f) General meetings have not been held for more than a year in many cases. In almost all cases, most of the boarders attended the general meeting recently held, but they did not speak except two or three.

g) Generally speaking, activities of the self-government are dull.

h) According to the opinions of some members of the self-government committees, many say daily life has become brighter; each member has stronger sense of responsibility; while some say that discipline in life is apt to be disturbed by misunderstanding of liberty on the part of members.

Part V Trade Union

1) In all establishments except one, trade unions are organized; most of them were organized in 1946.

2) 11 of 19 unions investigated had labor agreements; 4 of them were contracted in 1947; 6, in 1948; As to their term of validity, 6 months are 7 unions; 1 year, 3; 3 months, 1. But 5 of these labor agreements were innovated although their available terms had come to a close.

3) In some unions, director of the factory or chief of a section, are included in membership. Most women workers are members of the unions, while less percentage of men employees are members of the unions.

4) An organ for the counter measure for women exists in only 8 of 19 unions. They were established for the sake of labor education of women, but their activities are rather dull.

5) Chairman and vice-chairman, and executive committee are elected by indirect vote in many cases.

6) The percentage of women officers of all women members are less than those of all men members.

7) Membership fees in trade unions of silk-reeling factories are less than those in other industries.

8) Trade unions in silk-reeling factories lay greater emphasis on cultural phases than on labor education of women members.

昭和 25 年 9 月 5 日 印刷
昭和 25 年 9 月 10 日 発行

製糸工場の女子労働者

編集人	東京都千代田区代官町1番地
発行人	労働省婦人少年局
	東京都中央区入船町2ノ3
印刷人	永 井 直 保
	東京都中央区入船町2ノ3
印刷所	永井印刷工業株式会社

7053